

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域の位置する大阪市及びその周辺の自然的状況及び社会的状況について、入手可能な最新の文献等により把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

(1) 気候特性

対象事業実施区域が位置する大阪府は、大阪湾と周辺山系に囲まれ、全域が瀬戸内海気候に属し、年間を通して温暖な気候地域である。しかしながら、近年の大阪府の年平均気温は、100年あたり約2℃上昇し、夏季には猛暑日や熱帯夜の日数が多くなっており、夜間の気温が下がりにくくなるヒートアイランド現象が顕著になってきている。また、短時間に降る非常に激しい雨の回数が増加傾向にある。

〔「大阪府の気候変動」（大阪管区気象台 HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

(2) 気象概要

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所として、北東約13kmに大阪管区気象台、南東約10kmに堺地域気象観測所、北約19kmに豊中地域気象観測所、東約18kmに八尾地域気象観測所がある。月別平年値等は第3.1.1-1表、気象台及び観測所の位置及び令和6年の風配図は第3.1.1-1図のとおりである。1991～2020年の30年間の大阪管区気象台の年間平均気温は17.1℃、年間平均風速は2.4m/s、年間最多風向は北北東、年間降水量は1,338.3mm、同期間の堺地域気象観測所の年間平均気温は16.5℃、年間平均風速は1.7m/s、年間最多風向は東北東、年間降水量は1,232.9mm、同期間の豊中地域気象観測所の年間平均気温は16.4℃、年間平均風速は3.0m/s、年間最多風向は北西、年間降水量は1,326.3mm、2003～2020年の18年間の八尾地域気象観測所の年間平均気温は16.9℃、年間平均風速は2.7m/s、年間最多風向は西、年間降水量は1,263.9mmとなっている。

第3.1.1-1表(1) 大阪管区気象台の月別平年値等

項目 月・年	平均気温 (℃)	日最高気温 の平均 (℃)	日最低気温 の平均 (℃)	平均風速 (m/s)	最多風向 (方位)	降水量 (mm)	日照時間 (時間)
1月	6.2	9.7	3.0	2.4	西	47.0	146.5
2月	6.6	10.5	3.2	2.4	北北東	60.5	140.6
3月	9.9	14.2	6.0	2.5	北北東	103.1	172.2
4月	15.2	19.9	10.9	2.6	北北東	101.9	192.6
5月	20.1	24.9	16.0	2.3	北北東	136.5	203.7
6月	23.6	28.0	20.3	2.5	北北東	185.1	154.3
7月	27.7	31.8	24.6	2.4	西南西	174.4	184.0
8月	29.0	33.7	25.8	2.7	西南西	113.0	222.4
9月	25.2	29.5	21.9	2.6	北北東	152.8	161.6
10月	19.5	23.7	16.0	2.5	北北東	136.0	166.1
11月	13.8	17.8	10.2	2.0	北北東	72.5	152.6
12月	8.7	12.3	5.3	2.0	西	55.5	152.1
全年	17.1	21.3	13.6	2.4	北北東	1,338.3	2,048.6
統計期間 (資料年数)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

第 3. 1. 1-1 表 (2) 堺地域気象観測所の月別平年値等

項目 月・年	平均気温 (℃)	日最高気温 の平均 (℃)	日最低気温 の平均 (℃)	平均風速 (m/s)	最多風向 (方位)	降水量 (mm)	日照時間 (時間)
1 月	5. 6	9. 6	1. 6	2. 1	西	48. 3	138. 3
2 月	6. 0	10. 5	1. 7	2. 0	西	57. 8	138. 7
3 月	9. 3	14. 3	4. 5	2. 0	東北東	97. 8	173. 5
4 月	14. 6	20. 0	9. 3	1. 9	東北東	92. 2	194. 6
5 月	19. 4	24. 9	14. 4	1. 7	東北東	126. 7	206. 9
6 月	23. 1	28. 1	19. 1	1. 6	東北東	164. 1	160. 6
7 月	27. 2	32. 0	23. 4	1. 6	西南西	154. 2	190. 6
8 月	28. 6	33. 9	24. 5	1. 7	西南西	87. 3	228. 6
9 月	24. 6	29. 6	20. 6	1. 5	東北東	139. 0	160. 4
10 月	18. 6	23. 6	14. 3	1. 4	東北東	139. 3	163. 0
11 月	12. 9	17. 8	8. 4	1. 4	東北東	74. 6	147. 5
12 月	7. 9	12. 3	3. 9	1. 9	西	51. 9	138. 7
全年	16. 5	21. 4	12. 1	1. 7	東北東	1, 232. 9	2, 041. 4
統計期間 (資料年数)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

第 3. 1. 1-1 表 (3) 豊中地域気象観測所の月別平年値等

項目 月・年	平均気温 (℃)	日最高気温 の平均 (℃)	日最低気温 の平均 (℃)	平均風速 (m/s)	最多風向 (方位)	降水量 (mm)	日照時間 (時間)
1 月	5. 1	9. 6	0. 7	2. 8	北西	44. 4	－
2 月	5. 7	10. 4	1. 0	2. 9	北西	59. 3	－
3 月	9. 1	14. 1	4. 0	3. 2	北西	97. 1	－
4 月	14. 5	19. 9	9. 1	3. 2	北西	98. 2	－
5 月	19. 5	25. 0	14. 3	3. 2	南西	137. 4	－
6 月	23. 3	28. 1	19. 3	3. 0	南西	180. 1	－
7 月	27. 4	31. 8	23. 8	3. 0	南西	182. 6	－
8 月	28. 7	33. 8	24. 8	3. 2	南西	122. 8	－
9 月	24. 7	29. 6	20. 7	3. 2	北北西	159. 2	－
10 月	18. 7	23. 8	14. 2	2. 9	北西	127. 1	－
11 月	12. 7	17. 8	7. 8	2. 6	北西	68. 5	－
12 月	7. 4	12. 1	2. 8	2. 6	北西	49. 6	－
全年	16. 4	21. 3	11. 9	3. 0	北西	1, 326. 3	－
統計期間 (資料年数)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	1991～2020 (30)	－

注：当気象観測所では日照時間は測定されていない。

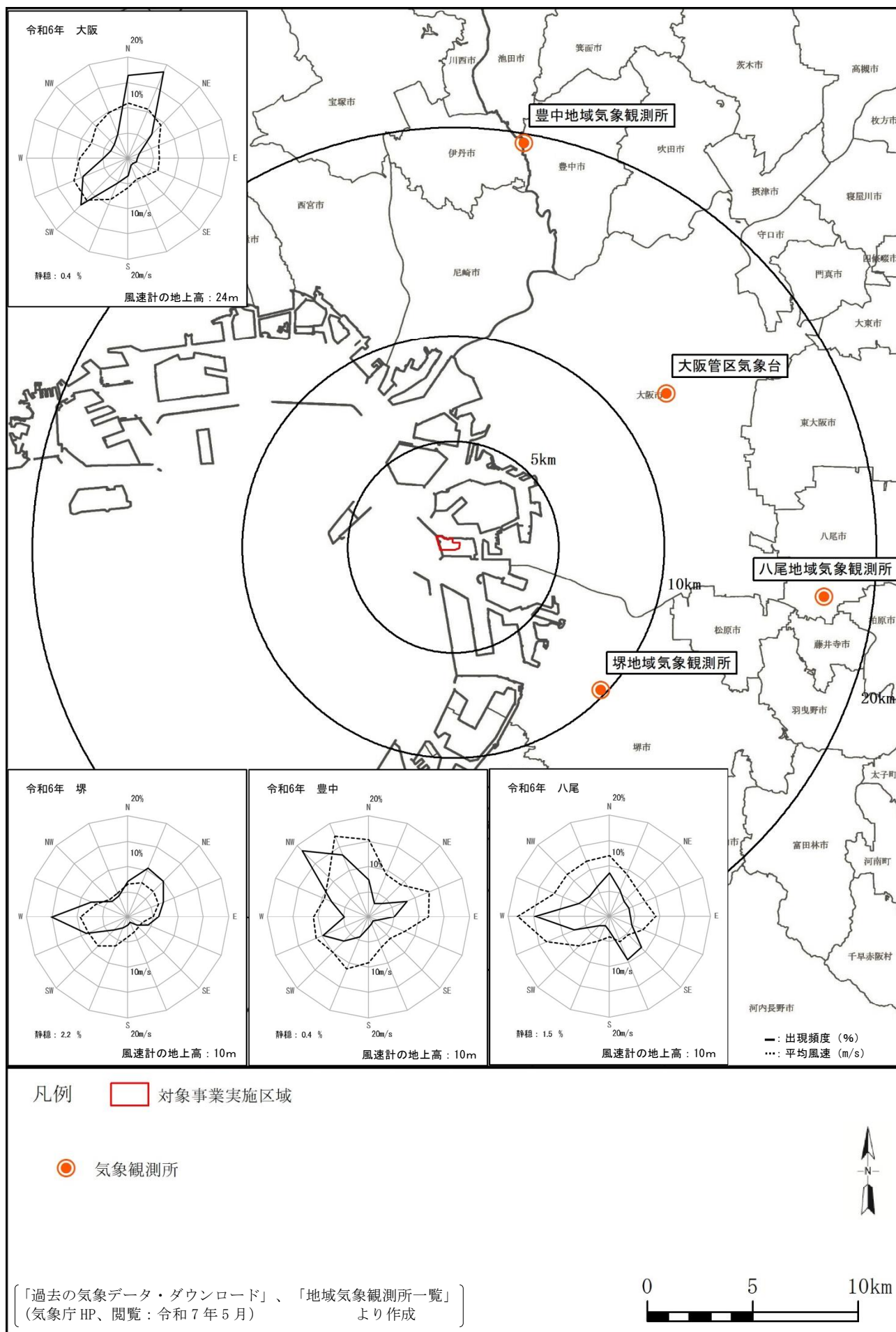
〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

第 3. 1. 1-1 表 (4) 八尾地域気象観測所の月別平年値等

項目 月・年	平均気温 (℃)	日最高気温 の平均 (℃)	日最低気温 の平均 (℃)	平均風速 (m/s)	最多風向 (方位)	降水量 (mm)	日照時間 (時間)
1 月	5.5	9.4	1.4	3.2	西	47.1	－
2 月	6.3	10.5	2.0	2.9	西	63.9	－
3 月	9.6	14.5	4.9	3.0	西	99.9	－
4 月	14.9	20.0	9.8	2.9	西	88.2	－
5 月	20.0	25.1	15.1	2.8	西	117.8	－
6 月	23.9	28.4	20.0	2.6	西	149.0	－
7 月	27.7	31.9	24.2	2.7	西	169.8	－
8 月	29.1	33.7	25.3	2.8	西	103.1	－
9 月	25.2	29.7	21.3	2.5	南東	137.4	－
10 月	19.2	23.8	15.0	2.4	南東	142.1	－
11 月	13.5	18.0	9.0	2.3	南東	71.9	－
12 月	8.0	12.0	3.8	3.1	西	57.1	－
全年	16.9	21.4	12.6	2.7	西	1,263.9	－
統計期間 (資料年数)	2003～2020 (18)	2003～2020 (18)	2003～2020 (18)	2003～2020 (18)	2003～2020 (18)	2003～2020 (18)	－

注：当気象観測所では日照時間は測定されていない。

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕



第 3.1.1-1 図 気象観測所の位置及び風配図

2. 大気質の状況

(1) 大気汚染発生源の状況

令和5年度の大阪市、堺市及び大阪府における「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）に基づく工場等の届出状況は、第3.1.1-2表のとおりである。大阪市ではばい煙が2,019工場・事業場、粉じんが83工場・事業場、堺市ではばい煙が377工場・事業場、粉じんが26工場・事業場、大阪府ではばい煙が4,455工場・事業場、粉じんが260工場・事業場となっている。

第3.1.1-2表 大気汚染防止法に基づく工場等の届出状況（令和5年度）

地域	工場・事業場数	
	ばい煙	粉じん
大阪市	2,019	83
堺市	377	26
大阪府	4,455	260

注：令和6年3月31日現在の値を示す。

「令和6（2024）年度版 大阪市環境白書」（大阪市、令和7年）
「堺市環境白書 堺の環境2024年度版」（堺市、令和6年）
「大阪府環境白書 2024年版」（大阪府、令和7年）より作成

(2) 大気質の状況

大気質の状況については、対象事業実施区域を中心とする半径20kmの範囲内（以下「20km圏内」という。）を既存資料により整理した。

令和5年度の20km圏内における大気汚染常時監視測定局、並びに有害大気汚染物質及びダイオキシン類の測定地点は第3.1.1-3表、その位置は第3.1.1-2図のとおりである。大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）55局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）37局の計92局があり、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定が行われている。

有害大気汚染物質の測定は、ベンゼン等の項目について、20km圏内の19地点で行われている。

また、ダイオキシン類の測定は、20km圏内の12地点で行われている。

第3.1.1-3表(1) 大気汚染常時監視測定局の測定項目（令和5年度）

種別	市名	図中番号	測定局名・測定地点名	所在地	設置主体	用途地域	測定項目								
							常時監視測定						有害大気汚染物質	ダイオキシン類	
							二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント			
一般局 (5km 圏内)	大阪市	1	南港中央公園	住之江区南港東 8-5	大阪市	準工	○	○		○	○	○			
一般局 (10km 圏内)		2	島屋小学校	大阪市此花区島屋 2-9-36	大阪市	準工				○	○				
		3	此花区役所	此花区春日出北 1-8-4	大阪市	住	○	○		○	○	○			
		4	九条南小学校	西区九条南 2-13-17	大阪市	準工		○		○	○				
		5	平尾小学校	大正区平尾 2-21-28	大阪市	住		○		○	○	○	○	○	
		6	今宮中学校	西成区花園北 1-8-32	大阪市	商		○				○			
		7	清江小学校	住之江区御崎 5-7-17	大阪市	住		○				○			
堺市	8	三宝	堺区三宝町 5-286	堺市	住	○	○		○	○	○		○		
	9	少林寺	堺区少林寺町東 4-1-1	堺市	住	○	○		○		○				
	10	石津	西区浜寺石津町中 2-3-28	堺市	住	○	○		○		○				
	11	浜寺	西区浜寺船尾町西 5-60	堺市	住	○	○		○	○	○	○			

第 3.1.1-3 表(2) 大気汚染常時監視測定局の測定項目（令和 5 年度）

種別	市名	図中番号	測定局名・測定地点名	所在地	設置主体	用途地域	測定項目						
							常時監視測定						有害大気汚染物質
							二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	
自排局 (10km 圏内)	大阪市	12	北粉浜小学校	住之江区粉浜 1-5-48	大阪市	商		○		○	○		
		13	住之江交差点	住之江区南加賀屋 1-1-80 先	大阪市	住		○					
		14	我孫子中学校	住吉区我孫子東 1-4-32	大阪市	商				○	○		
	堺市	15	堺市役所	堺区南瓦町 3-1	堺市	商		○		○			
		16	湾岸	西区石津西町 24-4	堺市	住		○		○			
		17	淀中学校	西淀川区大和田 6-13-6	大阪市	住							○
一般局 (20km 圏内)	大阪市	18	野中小学校	淀川区野中北 1-11-26	大阪市	準工		○		○	○	○	
		19	菅北小学校	北区菅栄町 9-5	大阪市	商							○
		20	大宮中学校	旭区中宮 4-7-11	大阪市	住		○				○	
		21	国設大阪	中央区大手前 4-1-67	環境省	商	○	○	○	○	○	○	
		22	聖賢小学校	城東区新喜多 2-4-35	大阪市	住	○	○		○	○	○	
		23	茨田北小学校	鶴見区浜 3-8-66	大阪市	住		○				○	
		24	桃谷中学校	生野区勝山北 3-13-44	大阪市	住		○		○	○	○	
		25	摂陽中学校	平野区平野西 3-4-7	大阪市	住	○	○				○	○
	堺市	26	金岡南	北区金岡町 1182-1	堺市	住	○	○		○	○	○	○
		27	深井	中区深井水池町 3214	堺市	住		○		○	○	○	
		28	登美丘	東区大美野 135	堺市	住		○		○		○	
		29	美原	美原区小平尾 390	堺市	住		○		○		○	
		30	若松台	南区若松台 3-34-1	堺市	住	○	○		○	○	○	○
	高石市	31	高石中学校	東羽衣 6-6-45	大阪府	住	○	○		○	○	○	
		32	高石消防署高師浜出張所	高師浜 4-15-34	高石市	住	○	○		○		○	
	泉大津市	33	泉大津市役所	東雲町 9-12	大阪府	準工		○		○	○	○	○
	和泉市	34	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 3-4-1	大阪府	住		○		○	○	○	
	岸和田市	35	岸和田中央公園	西之内町 279-2	大阪府	住	○	○		○	○	○	
	藤井寺市	36	藤井寺市役所	岡 1-1-1	大阪府	住		○		○	○	○	○
	八尾市	37	八尾市保健所	清水町 1-2-5	八尾市	商	○	○		○	○	○	○
	東大阪市	38	東大阪市西保健センター	高井田元町 2-8-27	東大阪市	商	○	○		○	○	○	○
	守口市	39	西部コミュニティセンター	文園町 8 番 8 号	大阪府	商		○		○	○	○	
	吹田市	40	吹田市垂水	垂水町 3-32-50	吹田市	商		○		○		○	
	豊中市	41	豊中市菰江公園	豊中市三和町 3-3	豊中市	準工	○	○		○	○	○	○
	尼崎市	42	南部（琴ノ浦高校）	北城内 47-1	尼崎市	住	○	○		○		○	
		43	中部（国設尼崎）	東難波町 4 丁目 9-12	環境省	住	○	○	○	○	○	○	
		44	北部（市立立花北小学校）	栗山町 2 丁目 6-1	尼崎市	住	○	○		○		○	
	伊丹市	45	伊丹市役所	千僧 1 丁目 1 番地	兵庫県	住	○	○		○	○	○	
	西宮市	46	鳴尾支所	鳴尾町 3 丁目 5 番 14 号	西宮市	住		○		○		○	
		47	浜甲子園	浜甲子園 2 丁目 16 番 23 号	西宮市	住	○	○	○	○	○	○	
		48	瓦木公民館	瓦林町 8 番 1 号	西宮市	住		○		○		○	
		49	西宮市役所	六湛寺町 10 番 3 号	西宮市	商	○	○		○		○	
		50	甲陵中学校	上甲陵 2 丁目 11 番 20 号	西宮市	住	○	○		○		○	
	宝塚市	51	高司中学校	高司 2 丁目 3 番 1 号	兵庫県	住	○	○		○	○	○	
	芦屋市	52	朝日ヶ丘小学校	朝日ヶ丘町 10 番 10 号	兵庫県	住		○		○	○	○	
		53	打出浜小学校	新浜町 8-2	芦屋市	住	○	○		○			
		54	潮見小学校	潮見町 1-2	芦屋市	住	○	○		○			
	神戸市	55	東灘	東灘区住吉東町 5 丁目	神戸市	商		○		○	○	○	
		56	住吉南	東灘区住吉南町 1 丁目	神戸市	住		○					
		57	灘浜	灘区新在家南町 5 丁目	神戸市	準工	○	○		○	○		
		58	灘	灘区神ノ木通 3 丁目	神戸市	商		○		○	○	○	
		59	六甲アイランド	東灘区向洋町中 6 丁目	神戸市	住	○	○		○	○		
		60	港島	中央区港島中町 8 丁目	神戸市	準工		○		○	○	○	

第 3.1.1-3 表(3) 大気汚染常時監視測定局の測定項目（令和 5 年度）

種別	市名	図中番号	測定局名・測定地点名	所在地	設置主体	用途地域	測定項目							
							常時監視測定						有害大気汚染物質	ダイオキシン類
							二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント		
自排局 (20km 圏内)	大阪市	61	出来島小学校	西淀川区出来島 2-2-24	大阪市	住	○	○	○	○	○	○	○	
		62	海老江西小学校	福島区海老江 8-1-10	大阪市	商		○						
		63	梅田新道	北区西天満 2-7-9	大阪市	商		○	○					
		64	新森小路小学校	旭区新森 6-3-13	大阪市	住		○		○	○			
		65	今里交差点	東成区大今里西 3-3-11	大阪市	商		○	○					
		66	杭全町交差点	東住吉区杭全 2-13-6 先	大阪市	準工		○						
	堺市	67	常磐浜寺	北区新金岡町 4-1-9	堺市	商		○		○				
		68	中環石原	東区石原町 1-20-1	堺市	準工		○	○	○	○		○	
		69	阪和深井畑山	中区深井東町 2661-3	堺市	商		○		○				
		70	美原丹上	美原区丹上 329-1	堺市	準工		○	○	○	○			○
	高石市	71	カモドール MBS	西取石 6-11-1	大阪府	住		○		○	○		○	
	岸和田市	72	天の川下水ポンプ場	春木大国町 8-20	大阪府	住		○		○				
	松原市	73	松原北小学校	阿保 1-16-3	大阪府	商		○		○	○			
	八尾市	74	久宝寺緑地	西久宝寺 651	八尾市	住		○		○				
		75	太子堂	南太子堂 2-4-7	八尾市	住		○		○			○	
	東大阪市	76	東大阪市環境衛生検査センター	西岩田 3-3-2	東大阪市	商	○	○	○	○	○	○	○	○
	守口市	77	淀川工科高校	京阪本通 2-62	大阪府	商		○		○	○		○	○
	吹田市	78	吹田簡易裁判所	寿町 1-5-5	吹田市	商	○	○	○	○	○		○	○
	豊中市	79	豊中市役所	中桜塚 3-1-1	豊中市	商	○	○	○	○		○	○	○
	尼崎市	80	国設尼崎自排	東本町 4 丁目 47 番地先	環境省	準工			○		○			
		81	園和小学校	東園田町 4 丁目 79	尼崎市	住		○						
		82	上坂部西公園	東塚口町 2 丁目 2	尼崎市	住		○			○			
		83	砂田こども広場	南塚口町 7 丁目 17	尼崎市	住		○	○	○	○			
		84	浜田	大庄北 5 丁目 2-1 地先	尼崎市	住		○						
	尼崎市	85	武庫川	武庫川町 1 丁目 25	尼崎市	住		○	○	○	○			
		86	武庫荘総合高校	武庫之荘 8 丁目 31-1	尼崎市	住		○		○	○			
	西宮市	87	甲子園	甲子園 7 番町 15 番 7 号	西宮市	商		○	○	○	○			
		88	津門川	津門川町 6 番 20 号	西宮市	商		○	○	○	○			
		89	六湛寺	六湛寺町 10 番 3 号	西宮市	商		○	○	○				
	芦屋市	90	打出	打出町 2 番 13 号	兵庫県	商	○	○	○	○	○			
		91	宮川小学校	浜町 1-9	芦屋市	住	○	○		○			○	
	神戸市	92	魚崎	東灘区魚崎南町 6 丁目	神戸市	住		○		○	○			

注：1. 令和 5 年度（令和 6 年 3 月 31 日現在）の測定状況を示す。

2. 図中番号は、第 3.1.1-2 図を参照。

3. 用途地域は、次のとおりである。

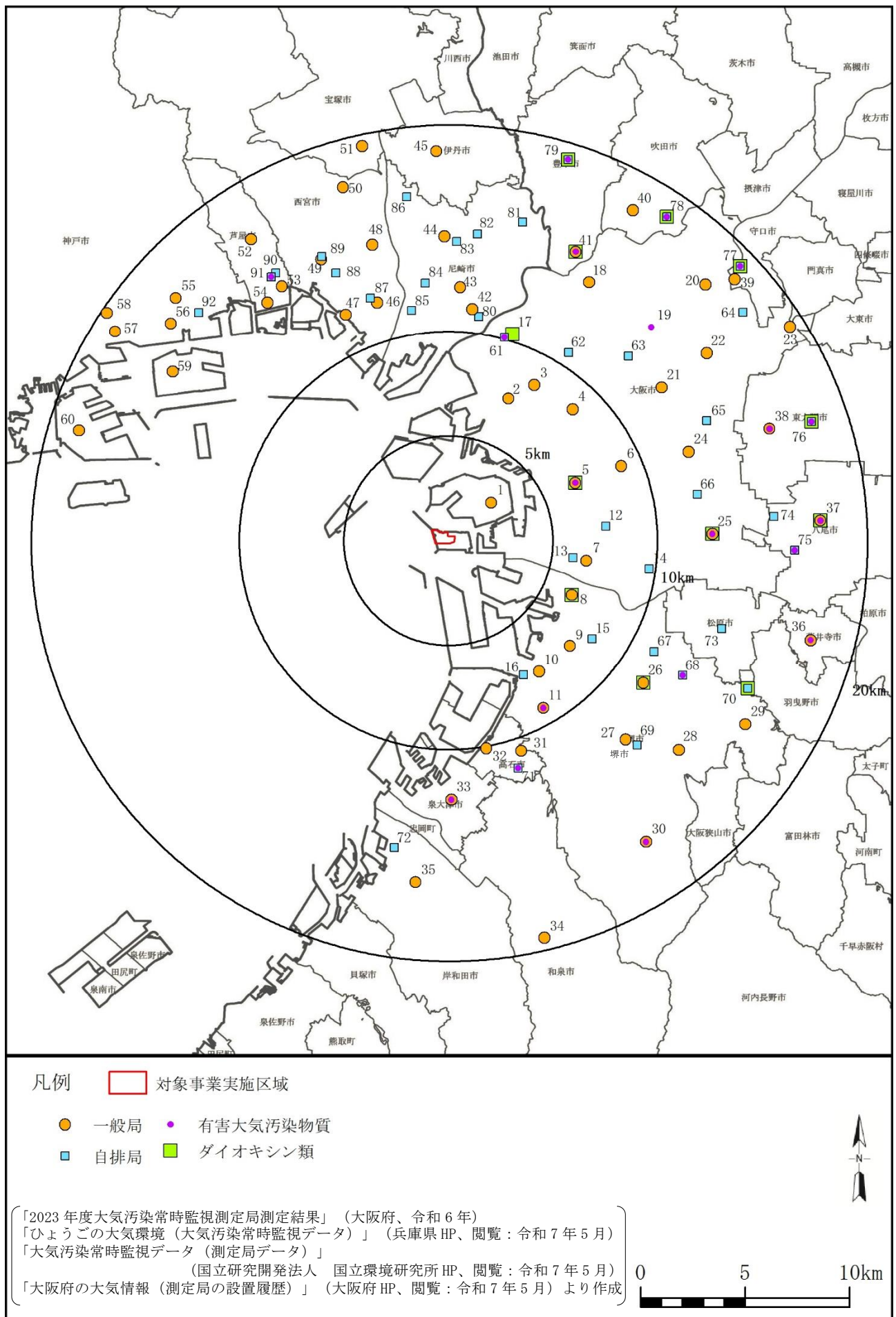
住：「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条に定めるもののうち、第 1 種、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種、第 2 種住居地域及び準住居地域に該当する地域

商：同条に定めるもののうち、近隣商業地域及び商業地域に該当する地域

準工：同条に定めるもののうち、準工業地域に該当する地域

「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）
「ひょうごの大気環境（大気汚染常時監視データ）」（兵庫県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「令和 5 年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」（大阪府 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「大阪府環境白書 2024 年版」（大阪府、令和 7 年）
「大気・水質等常時監視結果（令和 5 年度）」（兵庫県、令和 6 年）
「有害大気汚染物質モニタリング調査」（大阪府 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）

より作成



第 3.1.1-2 図 大気汚染常時監視測定局の位置

① 二酸化硫黄（SO₂）

令和5年度の20km圏内における二酸化硫黄の測定結果は第3.1.1-4表のとおりであり、一般局29局及び自排局6局の計35局で測定が行われている。一般局では年平均値は0.001～0.004ppm、1時間値の最高値は0.007～0.186ppm、日平均値の2%除外値は0.002～0.008ppm、自排局では年平均値は0.001～0.002ppm、1時間値の最高値は0.006～0.023ppm、日平均値の2%除外値は0.002～0.003ppmとなっている。環境基準の長期的評価^{*1}は、すべての測定局（有効測定局でない一般局1局を除く）で適合しているが、短期的評価^{*2}は、一般局の2局で上回っている。

また、令和元～5年度の対象事業実施区域を中心とする半径10kmの範囲内（以下「10km圏内」という。）における一般局（6局）の年平均値の経年変化は第3.1.1-5表及び第3.1.1-3図のとおりであり、令和2年度以降ほぼ横ばいで推移している。

*1 環境基準の長期的評価：1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

*2 環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

第3.1.1-4表(1) 二酸化硫黄の測定結果（令和5年度）

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の短期的評価	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
				(ppm)	(ppm)	(日)	適○否×	(ppm)	有×無○	適○否×
一般局 (5km圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.004	0.014	0	○	0.006	○	○
一般局 (10km圏内)	大阪市	3	此花区役所	0.003	0.028	0	○	0.008	○	○
	堺市	8	三宝	0.002	0.023	0	○	0.003	○	○
		9	少林寺	0.001	0.098	0	○	0.004	○	○
		10	石津	0.002	0.094	0	○	0.003	○	○
		11	浜寺	0.001	0.083	0	○	0.003	○	○
一般局 (20km圏内)	大阪市	21	国設大阪	0.001	0.007	0	○	0.002	○	—
		22	聖賢小学校	0.003	0.021	0	○	0.006	○	○
		25	摂陽中学校	0.002	0.046	0	○	0.004	○	○
	堺市	26	金岡南	0.001	0.186	0	×	0.003	○	○
		30	若松台	0.001	0.023	0	○	0.002	○	○
	高石市	31	高石中学校	0.001	0.052	0	○	0.003	○	○
		32	高石市立高石南小学校	0.004	0.157	0	×	0.006	○	○
	岸和田市	35	岸和田中央公園	0.001	0.085	0	○	0.002	○	○
	八尾市	37	八尾市保健所	0.001	0.049	0	○	0.003	○	○
	東大阪市	38	東大阪市西保健センター	0.004	0.051	0	○	0.007	○	○
	豊中市	41	豊中市菰江公園	0.001	0.009	0	○	0.002	○	○
		42	南部（琴ノ浦高校）	0.001	0.011	0	○	0.002	○	○
		43	中部（国設尼崎）	0.001	0.008	0	○	0.002	○	○
		44	北部（市立立花北小学校）	0.001	0.008	0	○	0.002	○	○
	伊丹市	45	伊丹市役所	0.001	0.007	0	○	0.002	○	○
	西宮市	47	浜甲子園	0.001	0.009	0	○	0.002	○	○
	西宮市	49	西宮市役所	0.001	0.007	0	○	0.002	○	○
		50	甲陵中学校	0.001	0.008	0	○	0.002	○	○
	宝塚市	51	高司中学校	0.001	0.009	0	○	0.002	○	○
	芦屋市	53	打出浜小学校	0.001	0.010	0	○	0.002	○	○
		54	潮見小学校	0.001	0.011	0	○	0.002	○	○
	神戸市	57	灘浜	0.001	0.008	0	○	0.002	○	○
		59	六甲アイランド	0.001	0.009	0	○	0.002	○	○

第 3. 1. 1-4 表(2) 二酸化硫黄の測定結果（令和 5 年度）

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.04ppm を超えた日数	環境基準の短期的評価	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
				(ppm)	(ppm)	(日)	適○否×	(ppm)	有×無○	適○否×
自排局 (20km 圏内)	大阪市	61	出来島小学校	0.002	0.009	0	○	0.003	○	○
	東大阪市	76	東大阪市環境衛生検査センター	0.000	0.023	0	○	0.002	○	○
	吹田市	78	吹田簡易裁判所	0.001	0.023	0	○	0.002	○	○
	豊中市	79	豊中市役所	0.001	0.006	0	○	0.002	○	○
	芦屋市	90	打出	0.001	0.007	0	○	0.002	○	○
		91	宮川小学校	0.001	0.010	0	○	0.002	○	○

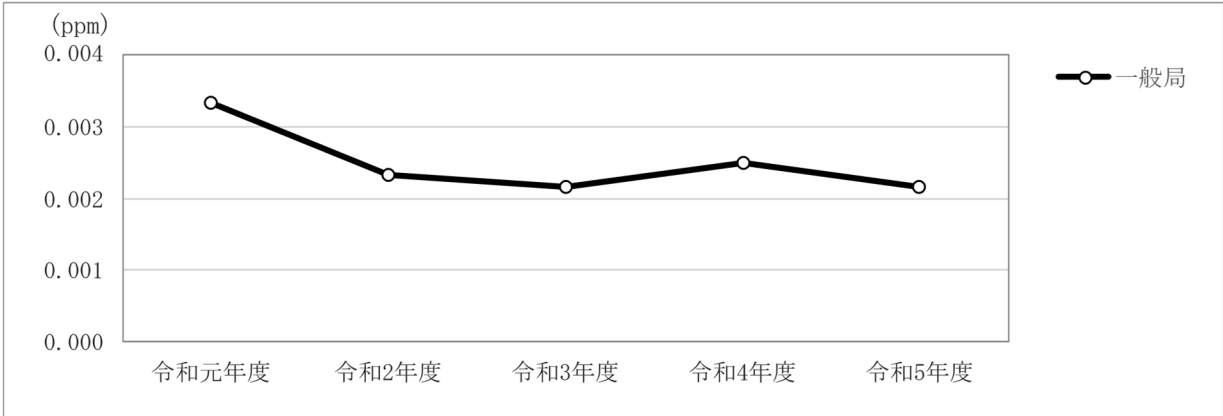
注：1. 図中番号は、第 3. 1. 1-2 図を参照。
2. 環境基準の長期的評価欄の「－」は、有効測定局（年間の測定時間が 6,000 時間以上）でないことを示す。
〔「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）
「ひょうごの大気環境（大気汚染常時監視データ）」（兵庫県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

第 3. 1. 1-5 表 二酸化硫黄（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

（単位：ppm）

種別	市名	図中番号	測定局名	令和元年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
一般局 (5km 圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004
一般局 (10km 圏内)	大阪市	3	此花区役所	0.005	0.003	0.004	0.004	0.003
	堺市	8	三宝	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		9	少林寺	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001
		10	石津	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
		11	浜寺	0.004	0.002	0.001	0.001	0.001

注：1. 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。
2. 図中番号は、第 3. 1. 1-2 図を参照。
〔「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）より作成〕



第 3. 1. 1-3 図 二酸化硫黄（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

注：10km 圏内の測定局における年平均値の平均を示す。
〔「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）より作成〕

② 二酸化窒素（NO₂）

令和5年度の20km圏内における二酸化窒素の測定結果は第3.1.1-6表のとおりであり、一般局52局及び自排局35局の計87局で測定が行われている。一般局では年平均値は0.006～0.019ppm、1時間値の最高値は0.041～0.138ppm、日平均値の年間98％値は0.014～0.040ppmであり、自排局では年平均値は0.011～0.022ppm、1時間値の最高値は0.053～0.083ppm、日平均値の年間98％値は0.026～0.040ppmとなっている。環境基準の評価^{*1}は、すべての測定局（有効測定局でない一般局1局を除く）で適合している。

また、令和元～5年度の10km圏内における一般局（10局）及び自排局（4局）の年平均値の経年変化は第3.1.1-7表及び第3.1.1-4図のとおりであり、一般局、自排局ともに近年はやや減少傾向で推移している。

* 環境基準の評価：1日平均値の年間98％値が0.06ppmを超えないこと。

〔環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること〕

第3.1.1-6表(1) 二酸化窒素の測定結果（令和5年度）

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 (日)	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数 (日)	日平均値の 年間98％値 (ppm)	環境基準 の評価 適○否×
一般局 (5km圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.019	0.069	0	9	0.040	○
一般局 (10km圏内)	大阪市	3	此花区役所	0.016	0.083	0	4	0.037	○
		4	九条南小学校	0.016	0.073	0	4	0.036	○
		5	平尾小学校	0.015	0.066	0	3	0.036	○
		6	今宮中学校	0.014	0.065	0	3	0.034	○
		7	清江小学校	0.015	0.072	0	3	0.033	○
	堺市	8	三宝	0.015	0.066	0	2	0.031	○
		9	少林寺	0.013	0.061	0	1	0.028	○
		10	石津	0.014	0.065	0	1	0.030	○
		11	浜寺	0.012	0.063	0	1	0.028	○
		12	北粉浜小学校	0.016	0.070	0	2	0.033	○
		13	住之江交差点	0.020	0.063	0	1	0.034	○
自排局 (10km圏内)	大阪市	15	堺市役所	0.015	0.054	0	0	0.028	○
		16	湾岸	0.018	0.074	0	2	0.032	○
	堺市	18	野中小学校	0.013	0.073	0	0	0.032	○
		20	大宮中学校	0.013	0.079	0	0	0.032	○
一般局 (20km圏内)	大阪市	21	国設大阪	0.015	0.073	0	4	0.036	○
		22	聖賢小学校	0.013	0.067	0	0	0.033	○
		23	茨田北小学校	0.016	0.138	0	4	0.037	○
		24	桃谷中学校	0.013	0.063	0	1	0.034	○
		25	摂陽中学校	0.013	0.078	0	1	0.032	○
		26	金岡南	0.011	0.057	0	0	0.025	○
		27	深井	0.011	0.058	0	0	0.024	○
	堺市	28	登美丘	0.009	0.052	0	0	0.021	○
		29	美原	0.010	0.053	0	0	0.021	○
		30	若松台	0.006	0.041	0	0	0.014	○
		31	高石中学校	0.011	0.059	0	0	0.024	○
	高石市	32	高石消防署高師浜出張所	0.014	0.062	0	0	0.028	○
	泉大津市	33	泉大津市役所	0.011	0.063	0	0	0.027	○
	和泉市	34	緑ヶ丘小学校	0.006	0.043	0	0	0.014	○
	岸和田市	35	岸和田中央公園	0.008	0.058	0	0	0.021	○
	藤井寺市	36	藤井寺市役所	0.009	0.053	0	0	0.021	○
	八尾市	37	八尾市保健所	0.011	0.058	0	1	0.031	○
	東大阪市	38	東大阪市西保健センター	0.012	0.055	0	0	0.031	○
	守口市	39	西部コミュニティセンター	0.014	0.069	0	0	0.033	○

第 3. 1. 1-6 表 (2) 二酸化窒素の測定結果 (令和 5 年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数	日平均値の 年間 98% 値	環境基準 の評価
				(ppm)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	適○否×
一般局 (20km 圏内)	吹田市	40	吹田市垂水	0.011	0.069	0	0	0.029	○
	豊中市	41	豊中市菰江公園	0.011	0.065	0	0	0.027	○
	尼崎市	42	南部 (琴ノ浦高校)	0.017	0.104	0	8	0.040	○
		43	中部 (国設尼崎)	0.012	0.063	0	0	0.031	○
		44	北部 (市立立花北小学校)	0.009	0.059	0	0	0.025	○
	伊丹市	45	伊丹市役所	0.010	0.072	0	0	0.024	○
	西宮市	46	鳴尾支所	0.013	0.068	0	1	0.031	○
		47	浜甲子園	0.009	0.066	0	0	0.025	○
		48	瓦木公民館	0.011	0.067	0	0	0.029	○
		49	西宮市役所	0.011	0.066	0	0	0.029	○
		50	甲陵中学校	0.007	0.051	0	0	0.021	○
	宝塚市	51	高司中学校	0.008	0.050	0	0	0.023	○
	芦屋市	52	朝日ヶ丘小学校	0.008	0.055	0	0	0.019	○
		53	打出浜小学校	0.010	0.060	0	0	0.028	○
		54	潮見小学校	0.012	0.077	0	0	0.029	○
	神戸市	55	東灘	0.009	0.054	0	0	0.021	○
		56	住吉南	0.012	0.060	0	0	0.026	—
		57	灘浜	0.014	0.061	0	1	0.032	○
		58	灘	0.009	0.051	0	0	0.024	○
		59	六甲アイランド	0.013	0.065	0	0	0.030	○
		60	港島	0.013	0.055	0	1	0.031	○
自排局 (20km 圏内)	大阪市	61	出来島小学校	0.021	0.080	0	7	0.039	○
		62	海老江西小学校	0.016	0.083	0	3	0.036	○
		63	梅田新道	0.018	0.066	0	5	0.036	○
		64	新森小路小学校	0.018	0.071	0	1	0.035	○
		65	今里交差点	0.022	0.067	0	8	0.040	○
		66	杭全町交差点	0.019	0.063	0	4	0.037	○
	堺市	67	常盤浜寺	0.014	0.058	0	0	0.028	○
		68	中環石原	0.017	0.062	0	1	0.032	○
		69	阪和深井畑山	0.013	0.062	0	0	0.027	○
		70	美原丹上	0.014	0.058	0	0	0.028	○
	高石市	71	カモドール MBS	0.012	0.057	0	0	0.026	○
	岸和田市	72	天の川水ポンプ場	0.013	0.067	0	0	0.026	○
	松原市	73	松原北小学校	0.012	0.053	0	0	0.026	○
	八尾市	74	久宝寺緑地	0.019	0.069	0	1	0.035	○
		75	太子堂	0.013	0.062	0	1	0.030	○
	東大阪市	76	東大阪市環境衛生検査センター	0.016	0.062	0	0	0.034	○
	守口市	77	淀川工科高校	0.015	0.071	0	0	0.035	○
	吹田市	78	吹田簡易裁判所	0.013	0.070	0	0	0.031	○
	豊中市	79	豊中市役所	0.011	0.061	0	0	0.028	○
	尼崎市	81	園和小学校	0.012	0.060	0	0	0.027	○
		82	上坂部西公園	0.013	0.058	0	0	0.029	○
		83	砂田こども広場	0.014	0.072	0	0	0.032	○
		84	浜田	0.013	0.072	0	0	0.031	○
		85	武庫川	0.017	0.077	0	5	0.037	○
		86	武庫荘総合高校	0.014	0.060	0	0	0.030	○
	西宮市	87	甲子園	0.014	0.061	0	0	0.031	○
		88	津門川	0.014	0.067	0	0	0.032	○
		89	六湛寺	0.012	0.064	0	0	0.029	○
	芦屋市	90	打出	0.016	0.079	0	1	0.035	○
		91	宮川小学校	0.019	0.074	0	2	0.036	○
	神戸市	92	魚崎	0.015	0.068	0	1	0.035	○

注：1. 図中番号は、第 3. 1. 1-2 図を参照。

2. 環境基準の評価欄の「—」は、有効測定局 (年間の測定時間が 6,000 時間以上) でないことを示す。

「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」 (大阪府、令和 6 年)
「ひょうごの大気環境 (大気汚染常時監視データ)」 (兵庫県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

第 3. 1. 1-7 表 二酸化窒素（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

（単位：ppm）

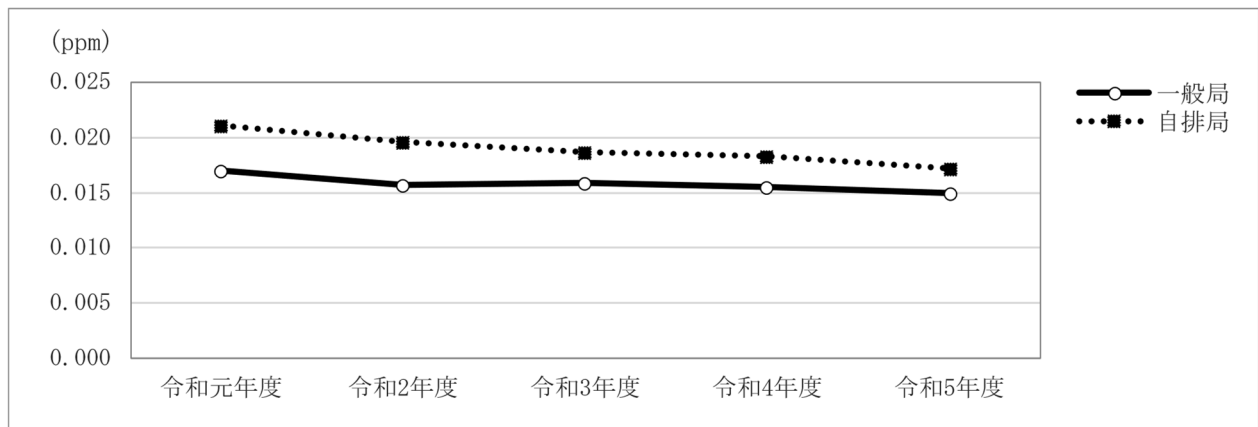
種別	市名	図中 番号	測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
一般局 (5km圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.020	0.019	0.019	0.019	0.019	
一般局 (10km圏内)		3	此花区役所	0.019	0.017	0.018	0.017	0.016	
		4	九条南小学校	0.019	0.017	0.016	0.016	0.016	
		5	平尾小学校	0.016	0.015	0.016	0.016	0.015	
		6	今宮中学校	0.017	0.015	0.015	0.015	0.014	
		7	清江小学校	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015	
		堺市	8	三宝	0.017	0.016	0.016	0.016	0.015
			9	少林寺	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
			10	石津	0.015	0.015	0.015	0.015	0.014
			11	浜寺	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012
		自排局 (10km圏内)	大阪市	12	北粉浜小学校	0.020	0.018	0.018	0.017
13	住之江交差点			0.024	0.021	0.021	0.020	0.020	
堺市	15		堺市役所	0.019	(0.021)	0.017	0.017	0.015	
	16		湾岸	0.021	0.02	0.019	0.019	0.018	

注：1. 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

2. 図中番号は、第 3. 1. 1-2 図を参照。

3. () は、有効測定局（年間の測定時間が 6,000 時間以上）でないことを示す。

〔「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）より作成〕



第 3. 1. 1-4 図 二酸化窒素（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

注：10km 圏内の測定局における年平均値の平均を示す（ただし、有効測定局でない測定局は除く）。

〔「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）より作成〕

③ 一酸化炭素（CO）

令和5年度の20km圏内における一酸化炭素の測定結果は第3.1.1-8表のとおりであり、一般局3局及び自排局15局の計18局で測定が行われている。一般局では年平均値は0.2～0.3ppm、1時間値の最高値は0.9～1.2ppm、日平均値の2%除外値は0.5ppmであり、自排局では年平均値は0.1～0.4ppm、1時間値の最高値は1.0～2.1ppm、日平均値の2%除外値は0.3～0.7ppmとなっている。環境基準の長期的評価^{*1}及び短期的評価^{*2}は、すべての測定局で適合している。

なお、10km圏内に一酸化炭素の測定局は存在しない。

*1 環境基準の長期的評価：1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

*2 環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

第3.1.1-8表 一酸化炭素の測定結果（令和5年度）

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1時間値の最高値	8時間値が20ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準の短期的評価	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
				(ppm)	(ppm)	(回)	(日)	適○否×	(ppm)	有×無○	適○否×
一般局 (20km圏内)	大阪市	21	国設大阪	0.3	1.0	0	0	○	0.5	○	○
	尼崎市	43	中部（国設尼崎）	0.2	1.2	0	0	○	0.5	○	○
	西宮市	47	浜甲子園	0.3	0.9	0	0	○	0.5	○	○
自排局 (20km圏内)	大阪市	61	出来島小学校	0.2	2.1	0	0	○	0.5	○	○
		63	梅田新道	0.4	1.8	0	0	○	0.7	○	○
		65	今里交差点	0.4	1.1	0	0	○	0.6	○	○
	堺市	68	中環石原	0.3	1.3	0	0	○	0.6	○	○
		70	美原丹上	0.1	1.0	0	0	○	0.3	○	○
	東大阪市	76	東大阪市環境衛生検査センター	0.3	1.1	0	0	○	0.5	○	○
	吹田市	78	吹田簡易裁判所	0.3	1.3	0	0	○	0.6	○	○
	豊中市	79	豊中市役所	0.3	1.2	0	0	○	0.6	○	○
	尼崎市	80	国設尼崎自排	0.4	1.6	0	0	○	0.6	○	○
		83	砂田こども広場	0.3	2.0	0	0	○	0.5	○	○
		85	武庫川	0.3	1.5	0	0	○	0.5	○	○
	西宮市	87	甲子園	0.2	1.1	0	0	○	0.5	○	○
		88	津門川	0.3	1.0	0	0	○	0.4	○	○
		89	六湛寺	0.3	1.0	0	0	○	0.5	○	○
	芦屋市	90	打出	0.2	2.1	0	0	○	0.4	○	○

注：図中番号は、第3.1.1-2図を参照。

「2023年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和6年）
「ひょうごの大気環境（大気汚染常時監視データ）」（兵庫県HP、閲覧：令和7年5月）より作成

④ 浮遊粒子状物質（SPM）

令和5年度の20km圏内における浮遊粒子状物質の測定結果は第3.1.1-9表のとおりであり、一般局47局及び自排局28局の計75局で測定が行われている。一般局では年平均値は0.011～0.019mg/m³、1時間値の最高値は0.065～0.210mg/m³、日平均値の2%除外値は0.028～0.047mg/m³、自排局では年平均値は0.011～0.018mg/m³、1時間値の最高値は0.043～0.174mg/m³、日平均値の2%除外値は0.023～0.039mg/m³となっている。環境基準の長期的評価*1は、すべての測定局で適合しているが、短期的評価*2は、一般局1局で上回っている。

また、令和元～5年度の10km圏内における一般局（9局）及び自排局（4局）の年平均値の経年変化は第3.1.1-10表及び第3.1.1-5図のとおりであり、一般局、自排局ともに近年はほぼ横ばい状態で推移している。

*1 環境基準の長期的評価：1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

*2 環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

第3.1.1-9表(1) 浮遊粒子状物質の測定結果（令和5年度）

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準の短期的評価	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
				(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(日)	適○否×	(mg/m ³)	有×無○	適○否×
一般局 (5km圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.015	0.110	0	0	○	0.033	○	○
一般局 (10km圏内)	大阪市	2	島屋小学校	0.018	0.104	0	0	○	0.044	○	○
		3	此花区役所	0.016	0.174	0	0	○	0.035	○	○
		4	九条南小学校	0.017	0.105	0	0	○	0.043	○	○
		5	平尾小学校	0.019	0.125	0	0	○	0.045	○	○
		8	三宝	0.017	0.095	0	0	○	0.038	○	○
	堺市	9	少林寺	0.015	0.076	0	0	○	0.034	○	○
		10	石津	0.015	0.080	0	0	○	0.033	○	○
自排局 (10km圏内)	大阪市	12	北粉浜小学校	0.016	0.092	0	0	○	0.039	○	○
		14	我孫子中学校	0.015	0.104	0	0	○	0.032	○	○
	堺市	15	堺市役所	0.015	0.085	0	0	○	0.034	○	○
		16	湾岸	0.017	0.105	0	0	○	0.039	○	○
一般局 (20km圏内)	大阪市	18	野中小学校	0.014	0.083	0	0	○	0.031	○	○
		21	国設大阪	0.014	0.093	0	0	○	0.030	○	○
		22	聖賢小学校	0.014	0.100	0	0	○	0.031	○	○
		24	桃谷中学校	0.019	0.162	0	0	○	0.047	○	○
	堺市	26	金岡南	0.015	0.092	0	0	○	0.036	○	○
		27	深井	0.014	0.082	0	0	○	0.033	○	○
		28	登美丘	0.015	0.071	0	0	○	0.031	○	○
		29	美原	0.016	0.120	0	0	○	0.034	○	○
		30	若松台	0.014	0.065	0	0	○	0.028	○	○
		31	高石中学校	0.014	0.102	0	0	○	0.028	○	○
		32	高石消防署高師浜出張所	0.013	0.160	0	0	○	0.033	○	○
	泉大津市	33	泉大津市役所	0.014	0.093	0	0	○	0.036	○	○
	和泉市	34	緑ヶ丘小学校	0.013	0.067	0	0	○	0.028	○	○
	岸和田市	35	岸和田中央公園	0.013	0.132	0	0	○	0.028	○	○
	藤井寺市	36	藤井寺市役所	0.014	0.090	0	0	○	0.033	○	○

第 3. 1. 1-9 表 (2) 浮遊粒子状物質の測定結果 (令和 5 年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	環境基準の 短期的評価	日平均値 の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が 2 日以上 連続したこと の有無	環境基準の 長期的評価
				(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(日)	適○否×	(mg/m ³)	有×無○	適○否×
一般局 (20km 圏内)	八尾市	37	八尾市保健所	0.015	0.104	0	0	○	0.034	○	○
	東大阪市	38	東大阪市西保健 センター	0.014	0.093	0	0	○	0.034	○	○
	守口市	39	西部コミュニティセンター	0.013	0.068	0	0	○	0.028	○	○
	吹田市	40	吹田市垂水	0.014	0.210	1	0	×	0.035	○	○
	豊中市	41	豊中市菰江公園	0.014	0.164	0	0	○	0.030	○	○
	尼崎市	42	南部 (琴ノ浦町)	0.015	0.098	0	0	○	0.037	○	○
		43	中部 (国設尼崎)	0.013	0.072	0	0	○	0.028	○	○
		44	北部 (市立立花北小学校)	0.015	0.120	0	0	○	0.041	○	○
	伊丹市	45	伊丹市役所	0.013	0.088	0	0	○	0.030	○	○
	西宮市	46	鳴尾支所	0.014	0.106	0	0	○	0.033	○	○
		47	浜甲子園	0.013	0.091	0	0	○	0.032	○	○
		48	瓦木公民館	0.014	0.103	0	0	○	0.034	○	○
		49	西宮市役所	0.013	0.094	0	0	○	0.032	○	○
	宝塚市	50	甲陵中学校	0.016	0.115	0	0	○	0.037	○	○
		51	高司中学校	0.013	0.098	0	0	○	0.030	○	○
		52	朝日ヶ丘小学校	0.016	0.104	0	0	○	0.039	○	○
	芦屋市	53	打出浜小学校	0.014	0.099	0	0	○	0.035	○	○
		54	潮見小学校	0.014	0.097	0	0	○	0.031	○	○
		55	東灘	0.014	0.077	0	0	○	0.031	○	○
	神戸市	57	灘浜	0.011	0.097	0	0	○	0.030	○	○
		58	灘	0.012	0.071	0	0	○	0.028	○	○
		59	六甲アイランド	0.014	0.116	0	0	○	0.031	○	○
		60	港島	0.013	0.164	0	0	○	0.031	○	○
自排局 (20km 圏内)	大阪市	61	出来島小学校	0.017	0.130	0	0	○	0.039	○	○
		64	新森小路小学校	0.014	0.174	0	0	○	0.032	○	○
	堺市	67	常磐浜寺	0.016	0.083	0	0	○	0.036	○	○
		68	中環石原	0.016	0.092	0	0	○	0.037	○	○
		69	阪和深井畑山	0.015	0.086	0	0	○	0.033	○	○
		70	美原丹上	0.015	0.080	0	0	○	0.033	○	○
	高石市	71	カモボールMBS	0.014	0.072	0	0	○	0.030	○	○
	岸和田市	72	天の川水遊び場	0.015	0.087	0	0	○	0.036	○	○
	松原市	73	松原北小学校	0.015	0.091	0	0	○	0.034	○	○
	八尾市	74	久宝寺緑地	0.016	0.093	0	0	○	0.036	○	○
		75	太子堂	0.015	0.097	0	0	○	0.036	○	○
	東大阪市	76	東大阪市環境衛生検 査センター	0.011	0.082	0	0	○	0.027	○	○
	守口市	77	淀川工科高校	0.015	0.095	0	0	○	0.036	○	○
	吹田市	78	吹田簡易裁判所	0.015	0.140	0	0	○	0.035	○	○
	豊中市	79	豊中市役所	0.015	0.133	0	0	○	0.031	○	○
	尼崎市	83	砂田こども広場	0.016	0.125	0	0	○	0.039	○	○
		85	武庫川	0.014	0.093	0	0	○	0.035	○	○
		86	武庫荘総合高校	0.018	0.121	0	0	○	0.039	○	○
	西宮市	87	甲子園	0.013	0.091	0	0	○	0.034	○	○
		88	津門川	0.014	0.099	0	0	○	0.032	○	○
		89	六湛寺	0.015	0.112	0	0	○	0.037	○	○
	芦屋市	90	打出	0.013	0.106	0	0	○	0.034	○	○
		91	宮川小学校	0.015	0.098	0	0	○	0.037	○	○
	神戸市	92	魚崎	0.011	0.043	0	0	○	0.023	○	○

注：図中番号は、第 3. 1. 1-2 図を参照。

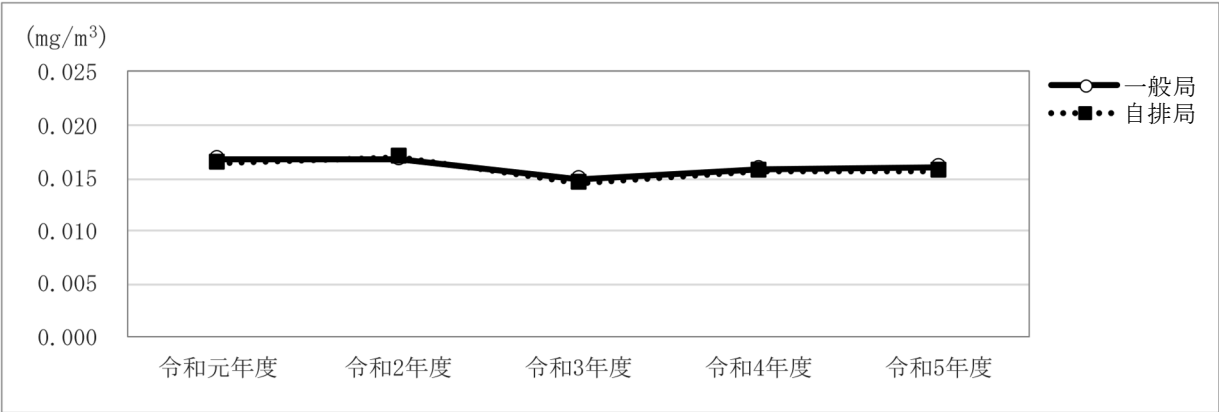
「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」 (大阪府、令和 6 年)
「ひょうごの大気環境 (大気汚染常時監視データ)」 (兵庫県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

第 3. 1. 1-10 表 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

(単位：mg/m³)

種別	市名	図中 番号	測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局 (5km圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.016	0.015	0.014	0.015	0.015
一般局 (10km圏内)		2	島屋小学校	—	—	—	(0.023)	0.018
		3	此花区役所	0.016	0.016	0.015	0.017	0.016
		4	九条南小学校	0.022	0.021	0.017	0.017	0.017
		5	平尾小学校	0.016	0.016	0.015	0.017	0.019
	堺市	8	三宝	0.018	0.018	0.017	0.017	0.017
		9	少林寺	0.015	0.016	0.013	0.014	0.015
		10	石津	0.016	0.015	0.013	0.014	0.015
		11	浜寺	0.016	0.017	0.015	0.016	0.016
自排局 (10km圏内)	大阪市	12	北粉浜小学校	0.018	0.018	0.015	0.017	0.016
		14	我孫子中学校	0.015	0.015	0.013	0.014	0.015
	堺市	15	堺市役所	0.016	(0.014)	0.014	0.015	0.015
		16	湾岸	0.017	0.017	0.016	0.017	0.017

注：1. 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。
2. 図中番号は、第 3. 1. 1-2 図を参照。
3. () は、有効測定局（年間の測定時間が 6,000 時間以上）でないことを示す。
4. 島屋小学校測定局は令和 5 年 3 月より測定が開始された。
〔「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）より作成〕



第 3. 1. 1-5 図 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

注：10km 圏内の測定局における年平均値の平均を示す（ただし、有効測定局でない測定局は除く）。
〔「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）より作成〕

⑤ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

令和5年度の20km圏内における微小粒子状物質の測定結果は第3.1.1-11表のとおりであり、一般局33局及び自排局20局の計53局で測定が行われている。一般局では年平均値は6.0～13.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98％値は17.1～28.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局では年平均値は8.6～11.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98％値は19.3～26.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっている。環境基準の評価*は、すべての測定局で適合している。

また、令和元～5年度の10km圏内における一般局（7局）及び自排局（2局）の年平均値の経年変化は第3.1.1-12表及び第3.1.1-6図のとおりであり、一般局及び自排局ともにやや減少傾向で推移している。

* 環境基準の評価

長期基準：1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：1日平均値の年間98％値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

〔環境基準：1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること〕

第3.1.1-11表(1) 微小粒子状物質の測定結果（令和5年度）

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	長期基準の評価	日平均値の年間98％値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	短期基準の評価
				($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	適○否×	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	適○否×
一般局 (5km圏内)	大阪市	1	南港中央公園	11.2	○	27.0	1	○
一般局 (10km圏内)	大阪市	2	島屋小学校	10.1	○	24.7	0	○
		3	此花区役所	10.1	○	24.1	0	○
		4	九条南小学校	9.1	○	22.3	0	○
		5	平尾小学校	10.3	○	23.6	0	○
		8	三宝	11.0	○	24.1	0	○
	堺市	11	浜寺	13.8	○	28.5	0	○
自排局 (10km圏内)	大阪市	12	北粉浜小学校	11.6	○	26.6	0	○
		14	我孫子中学校	10.8	○	24.5	0	○
一般局 (20km圏内)	大阪市	18	野中中学校	9.6	○	21.9	0	○
		21	国設大阪	9.4	○	23.0	0	○
		22	聖賢小学校	10.5	○	24.0	0	○
		24	桃谷中学校	10.1	○	25.2	0	○
	堺市	26	金岡南	10.8	○	22.7	0	○
		27	深井	10.2	○	22.3	0	○
		30	若松台	9.5	○	20.9	0	○
	高石市	31	高石中学校	9.7	○	22.1	0	○
	泉大津市	33	泉大津市役所	9.7	○	20.7	0	○
	和泉市	34	緑ヶ丘小学校	7.9	○	18.0	0	○
	岸和田市	35	岸和田中央公園	7.4	○	18.8	0	○
	藤井寺市	36	藤井寺市役所	9.4	○	21.0	0	○
	八尾市	37	八尾市保健所	10.7	○	24.3	0	○
	東大阪市	38	東大阪市西保健センター	11.3	○	25.1	0	○
	守口市	39	西部コミュニティセンター	6.8	○	18.4	0	○
	豊中市	41	豊中市菰江公園	8.7	○	20.4	0	○
	尼崎市	43	中部（国設尼崎）	10.3	○	23.0	1	○
	伊丹市	45	伊丹市役所	6.0	○	17.1	0	○
	西宮市	47	浜甲子園	8.9	○	20.6	0	○
	宝塚市	51	高司中学校	8.9	○	20.3	0	○
	芦屋市	52	朝日ヶ丘小学校	7.7	○	18.9	0	○
	神戸市	55	東灘	8.5	○	18.9	0	○
		57	灘浜	8.1	○	19.9	0	○
		58	灘	8.6	○	19.8	0	○
		59	六甲アイランド	8.0	○	18.3	0	○
		60	港島	8.3	○	20.7	0	○

第 3.1.1-11 表(2) 微小粒子状物質の測定結果（令和 5 年度）

種別	市名	図中 番号	測定局名	年平均値	長期基準の 評価	日平均値の 年間 98% 値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数	短期基準の 評価
				($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	適○否×	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	適○否×
自排局 (20km 圏内)	大阪市	61	出来島小学校	10.7	○	25.5	0	○
		64	新森小路小学校	10.3	○	25.3	1	○
	堺市	68	中環石原	10.3	○	22.5	0	○
		70	美原丹上	8.6	○	19.3	0	○
	高石市	71	カモドールMBS	9.2	○	20.7	0	○
	松原市	73	松原北小学校	9.5	○	21.3	0	○
	東大阪市	76	東大阪市環境衛生検査 センター	10.3	○	24.0	0	○
	守口市	77	淀川工科高校	8.9	○	20.5	0	○
	吹田市	78	吹田簡易裁判所	9.8	○	22.0	0	○
	尼崎市	80	国設尼崎自排	11.0	○	23.4	0	○
		82	上坂部西公園	8.8	○	21.0	0	○
		83	砂田こども広場	9.9	○	23.2	0	○
		85	武庫川	9.6	○	22.9	0	○
		86	武庫荘総合高校	11.6	○	24.8	1	○
	西宮市	87	甲子園	10.5	○	23.9	0	○
		88	津門川	8.7	○	19.9	0	○
	芦屋市	90	打出	9.5	○	21.8	0	○
	神戸市	92	魚崎	9.3	○	21.6	0	○

注：図中番号は、第 3.1.1-2 図を参照。

「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）
「ひょうごの大気環境（大気汚染常時監視データ）」（兵庫県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

第 3.1.1-12 表 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

種別	市名	図中 番号	測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局 (5km圏内)	大阪市	1	南港中央公園	12.9	13.7	11.4	11.2	11.2
一般局 (10km圏内)		2	島屋小学校	—	—	—	(13.8)	10.1
		3	此花区役所	11.2	11.0	10.5	10.2	10.1
		4	九条南小学校	13.5	12.5	10.8	9.5	9.1
		5	平尾小学校	12.4	11.8	10.6	10.4	10.3
		堺市	8	三宝	13.6	13.2	10.8	11.5
11	浜寺		11.7	12.2	11.8	13.1	13.8	
自排局 (10km圏内)	大阪市	12	北粉浜小学校	15.1	16.1	11.1	12.4	11.6
		14	我孫子中学校	13.1	12.3	10.9	11.4	10.8

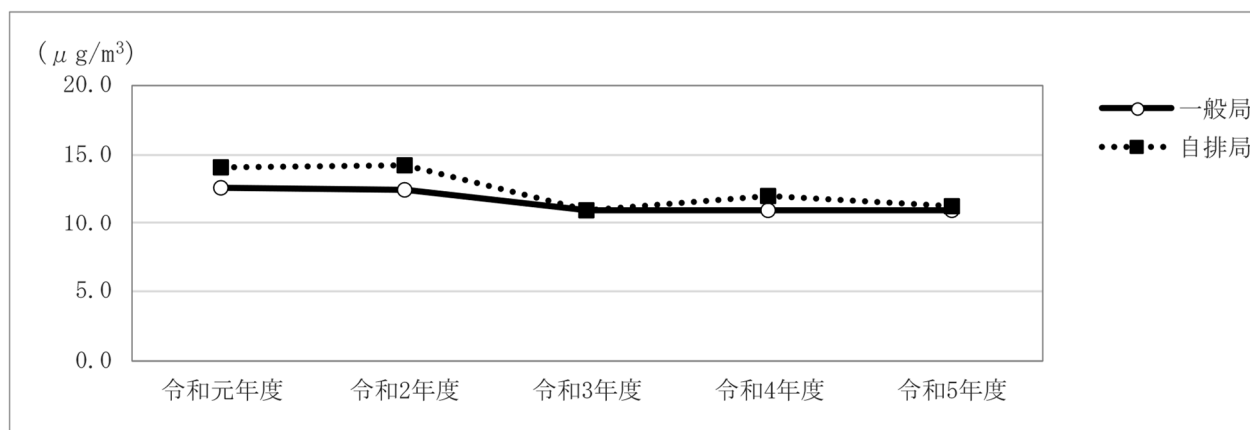
注：1. 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

2. 図中番号は、第 3.1.1-2 図を参照。

3. () は、有効測定局（年間の測定時間が 6,000 時間以上）でないことを示す。

4. 島屋小学校測定局は令和 5 年 3 月より測定が開始された。

〔「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）より作成〕



第 3. 1. 1-6 図 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

注：10km 圏内の測定局における年平均値を示す（ただし、有効測定局でない測定局は除く）。

〔「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）より作成〕

⑥ 光化学オキシダント（O_x）

令和 5 年度の 20km 圏内における光化学オキシダントの測定結果は第 3. 1. 1-13 表のとおりであり、一般局 46 局及び自排局 3 局の計 49 局で測定が行われている。一般局では昼間の 1 時間値の年平均値は 0.026～0.036ppm、昼間の 1 時間値の最高値は 0.094～0.135ppm、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は 34～102 日であり、自排局では昼間の 1 時間値の年平均値は 0.024～0.033ppm、昼間の 1 時間値の最高値は 0.094～0.135ppm、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は 14～73 日となっている。環境基準の評価*は、すべての測定局で上回っている。

また、令和元～5 年度の 10km 圏内における一般局（10 局）の昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は第 3. 1. 1-14 表及び第 3. 1. 1-7 図のとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

* 環境基準の評価：昼間（5～20 時）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

〔環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること〕

なお、光化学オキシダントの環境基準は、「オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。（令和 8 年 1 月 30 日告示）」に見直されているが、令和 8 年度以降の測定値について適用されるため、第 3. 1. 1-13 表の測定結果（令和 5 年度）に対しては上記の環境基準の評価（昼間（5～20 時）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。）が適用される。

第 3. 1. 1-13 表(1) 光化学オキシダントの測定結果（令和 5 年度）

種別	市名	図中番号	測定局名	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値の最高値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数	昼間の 1 時間値の日最高 1 時間値の年平均値	環境基準の評価
				(ppm)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	適○否×
一般局 (5km 圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.026	0.097	34	0	0.04	×
一般局 (10km 圏内)	大阪市	3	此花区役所	0.029	0.110	51	0	0.044	×
		5	平尾小学校	0.030	0.104	43	0	0.043	×
		6	今宮中学校	0.032	0.112	54	0	0.045	×
		7	清江小学校	0.032	0.107	64	0	0.046	×
	堺市	8	三宝	0.031	0.111	52	0	0.045	×
		9	少林寺	0.033	0.110	73	0	0.048	×
		10	石津	0.032	0.107	69	0	0.047	×
		11	浜寺	0.035	0.108	87	0	0.050	×

第 3. 1. 1-13 表(2) 光化学オキシダントの測定結果（令和 5 年度）

種別	市名	図中番号	測定局名	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数	昼間の 日最高 1 時間値の 年平均値	環境基準 の評価
				(ppm)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	適○否×
一般局 (20km 圏内)	大阪市	18	野中小学校	0.034	0.116	66	0	0.047	×
		20	大宮中学校	0.034	0.120	75	1	0.049	×
		21	国設大阪	0.029	0.104	39	0	0.042	×
		22	聖賢小学校	0.034	0.115	69	0	0.048	×
		23	茨田北小学校	0.031	0.111	64	0	0.046	×
		24	桃谷中学校	0.035	0.116	72	0	0.049	×
	堺市	25	摂陽中学校	0.032	0.120	68	1	0.047	×
		26	金岡南	0.034	0.123	78	1	0.049	×
		27	深井	0.035	0.123	87	2	0.050	×
		28	登美丘	0.034	0.133	78	3	0.049	×
		29	美原	0.031	0.123	70	2	0.047	×
	高石市	30	若松台	0.036	0.119	88	0	0.050	×
		31	高石中学校	0.034	0.105	78	0	0.049	×
	泉大津市	32	高石消防署高師浜出張所	0.029	0.101	36	0	0.043	×
		33	泉大津市役所	0.034	0.101	71	0	0.048	×
	和泉市	34	緑ヶ丘小学校	0.036	0.108	92	0	0.051	×
	岸和田市	35	岸和田中央公園	0.035	0.112	74	0	0.049	×
	藤井寺市	36	藤井寺市役所	0.036	0.135	102	3	0.052	×
	八尾市	37	八尾市保健所	0.035	0.127	88	2	0.051	×
	東大阪市	38	東大阪市西保健センター	0.034	0.115	78	0	0.049	×
	守口市	39	西部コミュニティセンター	0.032	0.119	63	0	0.047	×
	吹田市	40	吹田市垂水	0.034	0.126	71	1	0.048	×
	豊中市	41	豊中市菰江公園	0.034	0.119	73	0	0.048	×
	尼崎市	42	南部（琴ノ浦高校）	0.034	0.115	50	0	0.050	×
		43	中部（国設尼崎）	0.032	0.102	55	0	0.045	×
		44	北部（市立立花北小学校）	0.035	0.104	54	0	0.049	×
	伊丹市	45	伊丹市役所	0.031	0.111	55	0	0.045	×
	西宮市	46	鳴尾支所	0.033	0.113	75	0	0.047	×
		47	浜甲子園	0.033	0.105	67	0	0.046	×
		48	瓦木公民館	0.033	0.104	53	0	0.045	×
		49	西宮市役所	0.032	0.099	50	0	0.043	×
		50	甲陵中学校	0.034	0.103	59	0	0.046	×
	宝塚市	51	高司中学校	0.034	0.110	58	0	0.047	×
	芦屋市	52	朝日ヶ丘小学校	0.035	0.106	50	0	0.046	×
	神戸市	55	東灘	0.033	0.095	55	0	0.045	×
		58	灘	0.034	0.103	63	0	0.046	×
		60	港島	0.034	0.094	82	0	0.048	×
自排局 (20km 圏内)	大阪市	61	出来島小学校	0.024	0.080	14	0	0.036	×
	東大阪市	76	東大阪市環境衛生検査センター	0.030	0.113	73	0	0.047	×
	豊中市	79	豊中市役所	0.033	0.120	69	1	0.047	×

注：図中番号は、第 3. 1. 1-2 図を参照。

「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）
「ひょうごの大気環境（大気汚染常時監視データ）」（兵庫県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

第 3. 1. 1-14 表 光化学オキシダント（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

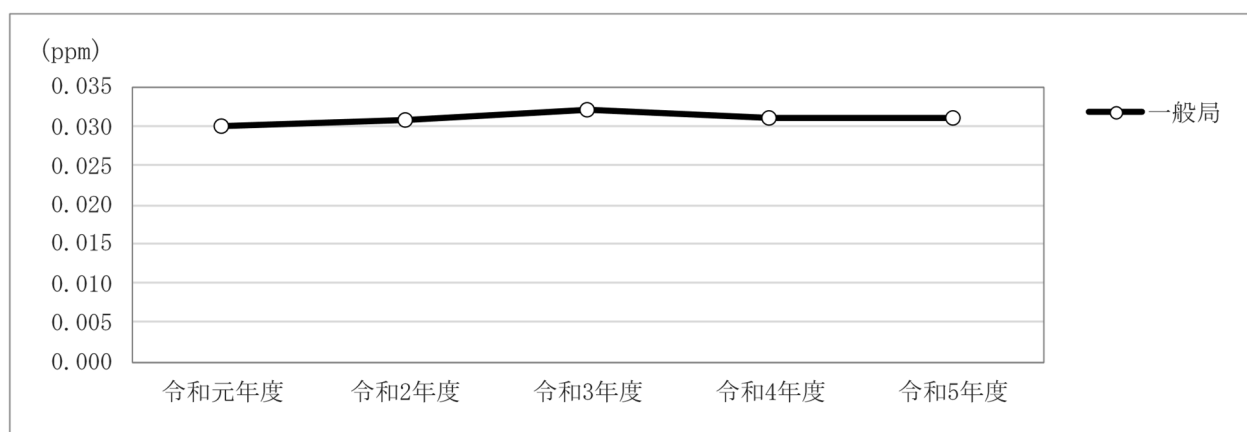
（単位：ppm）

種別	市名	図中 番号	測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局 (5km 圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.025	0.026	0.026	0.025	0.026
一般局 (10km 圏内)	大阪市	3	此花区役所	0.028	0.028	0.030	0.030	0.029
		5	平尾小学校	0.031	0.031	0.032	0.030	0.030
		6	今宮中学校	0.031	0.032	0.032	0.032	0.032
		7	清江小学校	0.030	0.032	0.032	0.031	0.032
	堺市	8	三宝	0.030	0.030	0.032	0.031	0.031
		9	少林寺	0.032	0.033	0.034	0.034	0.033
		10	石津	0.030	0.031	0.033	0.032	0.032
		11	浜寺	0.034	0.035	0.037	0.035	0.035

注：1. 10km 圏内の測定局における昼間の 1 時間値の年平均値を示す。

2. 図中番号は、第 3. 1. 1-2 図を参照。

〔「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）より作成〕



第 3. 1. 1-7 図 光化学オキシダント（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

注：10km 圏内の測定局における昼間の 1 時間値の年平均値を示す。

〔「2023 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府、令和 6 年）より作成〕

⑦ 有害大気汚染物質

令和 5 年度の 20km 圏内における有害大気汚染物質の環境基準が定められている、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの測定結果は第 3.1.1-15 表のとおりであり、それぞれ 14～18 地点で測定が行われている。

令和 5 年度の年平均値はベンゼンが 0.57～1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが 0.053～2.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが 0.089～1.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが 1.0～4.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、すべての測定地点で測定されている全項目において環境基準に適合*している。

* 環境基準の評価

- ・ベンゼン : 1 年平均値が 0.003 mg/m^3 (3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。
- ・トリクロロエチレン : 1 年平均値が 0.13 mg/m^3 (130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。
- ・テトラクロロエチレン : 1 年平均値が 0.2 mg/m^3 (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。
- ・ジクロロメタン : 1 年平均値が 0.15 mg/m^3 (150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。

第 3.1.1-15 表 有害大気汚染物質の測定結果（令和 5 年度）

種別	市名	図中 番号	測定地点名	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
				年平均値	環境基準 の評価	年平均値	環境基準 の評価	年平均値	環境基準 の評価	年平均値	環境基準 の評価
				($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	適○否×	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	適○否×	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	適○否×	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	適○否×
一般局 (10km圏内)	大阪市	5	平尾小学校	—	—	—	—	—	—	2.1	○
	堺市	11	浜寺	1.1	○	0.83	○	0.30	○	2.8	○
一般局 (20km圏内)	大阪市	19	菅北小学校	0.60	○	0.34	○	0.16	○	1.8	○
	大阪市	25	摂陽中学校	0.67	○	1.1	○	0.34	○	3.8	○
	堺市	30	若松台	0.68	○	0.22	○	0.19	○	1.9	○
	泉大津市	33	泉大津市役所	0.60	○	0.46	○	0.11	○	2.3	○
	藤井寺市	36	藤井寺市役所	0.57	○	0.54	○	0.089	○	2.2	○
	八尾市	37	八尾市保健所	1.2	○	1.0	○	0.30	○	2.8	○
	東大阪市	38	東大阪市西保健 センター	0.89	○	2.1	○	0.39	○	4.4	○
自排局 (20km圏内)	豊中市	41	豊中市菰江公園	0.96	○	0.28	○	0.17	○	1.6	○
	大阪市	61	出来島小学校	0.76	○	—	—	—	—	—	—
	堺市	68	中環石原	1.0	○	0.63	○	1.1	○	3.5	○
	高石市	71	カモドールMBS	0.80	○	—	—	—	—	—	—
	八尾市	75	太子堂	1.5	○	1.3	○	0.32	○	3.4	○
	東大阪市	76	東大阪市環境衛生 検査センター	0.93	○	1.3	○	0.48	○	3.8	○
	守口市	77	淀川工科高校	0.76	○	—	—	—	—	—	—
	吹田市	78	吹田簡易裁判所	0.66	○	0.27	○	0.14	○	1.5	○
	豊中市	79	豊中市役所	0.98	○	—	—	—	—	—	—
	芦屋市	91	宮川小学校	0.79	○	0.053	○	0.14	○	1.0	○

注：1. 図中番号は、第 3.1.1-2 図を参照。

2. 「—」は、調査が実施されていないことを示す。

「大阪府環境白書 2024 年版」（大阪府、令和 7 年）
「大気・水質等常時監視結果（令和 5 年度）」（兵庫県、令和 6 年）
「有害大気汚染物質モニタリング調査」（大阪府 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

⑧ ダイオキシン類

令和5年度の20km 圏内におけるダイオキシン類の測定結果は第3. 1. 1-16表のとおりであり、11地点で測定が行われている。年平均値は0. 0067～0. 044pg-TEQ/m³となっており、すべての測定地点で環境基準に適合*している。

* 環境基準の評価 : 1 年平均値が 0. 6 (pg-TEQ/m³) 以下であること。

第3. 1. 1-16表 ダイオキシン類の測定結果（令和5年度）

種別	市名	図中番号	測定地点名	年平均値	環境基準の 評価
				(pg-TEQ/m ³)	適○否×
一般局 (10km圏内)	大阪市	5	平尾小学校	0. 038	○
	堺市	8	三宝	0. 029	○
一般局 (20km圏内)	大阪市	25	摂陽中学校	0. 044	○
	堺市	26	金岡南	0. 028	○
	八尾市	37	八尾市保健所	0. 021	○
	豊中市	41	豊中市菰江公園	0. 0098	○
自排局 (20km圏内)	堺市	70	美原丹上	0. 019	○
	東大阪市	76	東大阪市環境衛生検査センター	0. 012	○
	守口市	77	淀川工科高校	0. 012	○
	吹田市	78	吹田簡易裁判所	0. 018	○
	豊中市	79	豊中市役所	0. 0067	○

注：図中番号は、第3. 1. 1-2図を参照。

「令和5年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」
(大阪府 HP、閲覧：令和7年5月) より作成

(3) 大気汚染に係る苦情の発生状況

令和元～5年度の大気汚染に係る苦情の発生状況は、第3. 1. 1-17表のとおりである。

令和5年度の大阪市、堺市及び大阪府における大気汚染に係る苦情の発生状況は、大阪市では215件、堺市では92件、大阪府では772件となっている。

第3. 1. 1-17表 大気汚染に係る苦情の発生状況（令和元～5年度）

(単位：件)

地域	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大阪市	267	202	196	193	215
堺市	110	141	114	96	92
大阪府	975	932	818	739	772

「令和2～6（2020～2024）年度版 大阪市環境白書」（大阪市、令和3～7年）
「堺市統計書 令和6年度版」（堺市、令和7年）
「令和6年度版 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成

3. 騒音の状況

(1) 騒音発生源の状況

令和5年度の大阪市、堺市及び大阪府における「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づく届出状況は、第3.1.1-18表のとおりである。大阪市では法規制対象の工場等は6,005工場等、46,354施設、堺市では法規制対象の工場等は1,129工場等、7,733施設、大阪府では法規制対象の工場等は18,502工場等、151,605施設となっている。

第3.1.1-18表 騒音規制法に基づく届出状況（令和5年度）

地域	特定工場等数	特定施設数
大阪市	6,005	46,354
堺市	1,129	7,733
大阪府	18,502	151,605

〔「令和5年度 騒音規制法施行状況調査」（環境省、令和7年）より作成〕

(2) 環境騒音の状況

対象事業実施区域の周辺における環境騒音の測定は、大阪市では実施していないが、堺市では令和5年度に実施している。

令和5年度の対象事業実施区域の周辺における環境騒音測定地点の位置は第3.1.1-8図、測定結果は第3.1.1-19表のとおりであり、1地点で測定が行われている。

環境騒音は、昼間の時間帯（6時～22時）及び夜間の時間帯（22時～翌日6時）で環境基準に適合している。

第3.1.1-19表 環境騒音の測定結果（令和5年度）

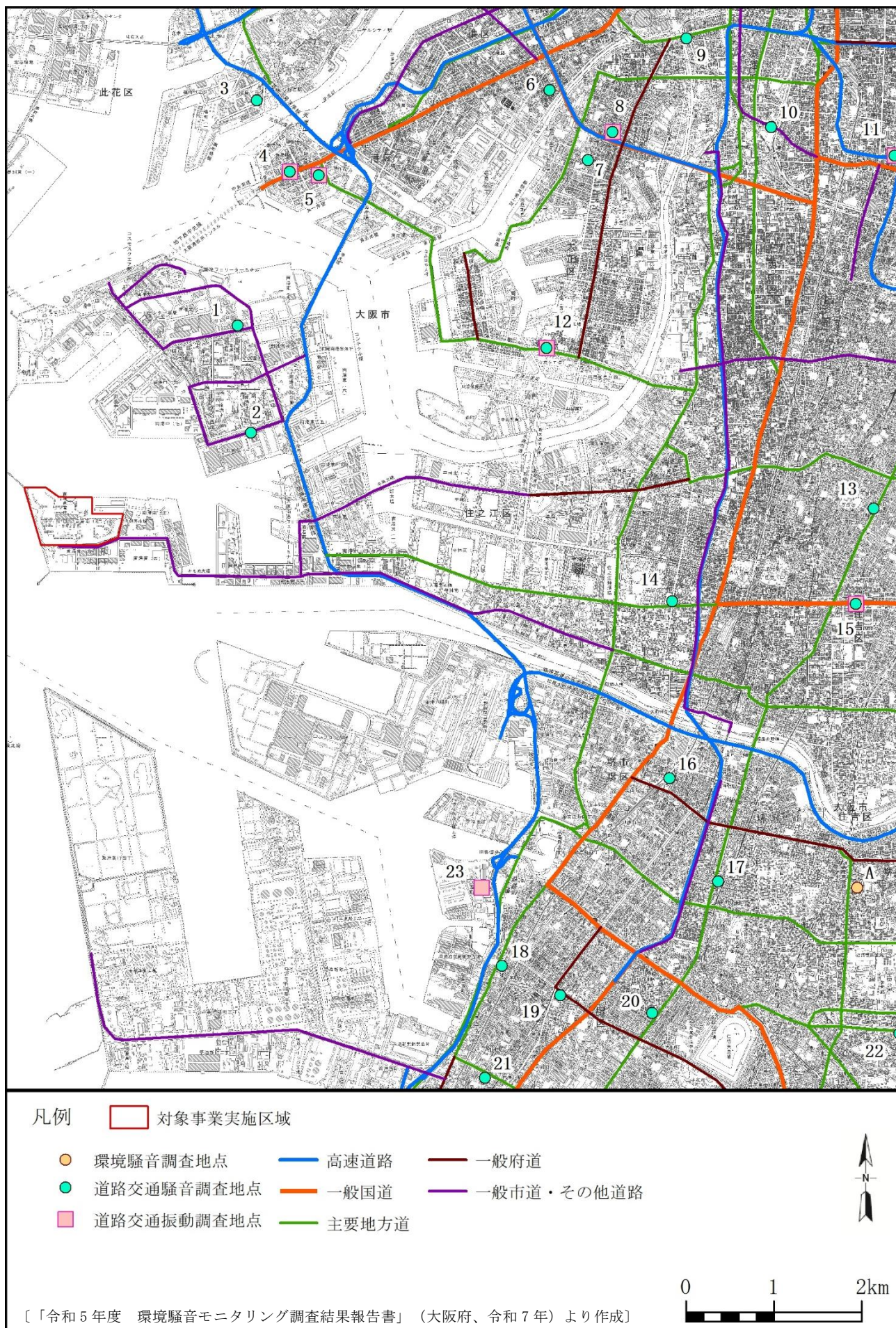
（単位：デシベル）

図中番号	地域	測定地点	環境基準の 地域の類型	昼間 (6:00～22:00)			夜間 (22:00～翌日6:00)		
				騒音レベル	環境基準	適否	騒音レベル	環境基準	適否
				(L_{Aeq})			(L_{Aeq})		
A	堺市	北区大豆塚1	A	43	55	○	36	45	○

注：1. 図中番号は、第3.1.1-8図を参照。

2. 環境基準の地域の類型は、第3.2.8-3表を参照。

〔「令和5年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府、令和7年）より作成〕



第 3.1.1-8 図 騒音振動測定地点の位置

(3) 道路交通騒音の状況

令和5年度の対象事業実施区域の周辺における道路交通騒音測定地点の位置は第3.1.1-8図、測定結果は第3.1.1-20表のとおりであり、22地点で測定が行われている。

道路交通騒音は、19地点で昼間の時間帯（6時～22時）、14地点で夜間の時間帯（22時～翌日6時）で環境基準に適合しており、3地点で昼間の時間帯、8地点で夜間の時間帯で環境基準を上回っている。また、騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度*は、昼間はすべての地点で下回っており、夜間は1地点で上回っている。

* 自動車騒音の要請限度：「騒音規制法」の規定により、市町村長は、自動車騒音が要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

第3.1.1-20表(1) 道路交通騒音の測定結果（令和5年度）

（単位：デシベル）

図中番号	地域	道路名	測定地点	車線数	環境基準の地域の類型	昼間 (6:00～22:00)					夜間 (22:00～翌日6:00)				
						騒音レベル (L_{Aeq})	環境基準	適否	要請限度	適否	騒音レベル (L_{Aeq})	環境基準	適否	要請限度	適否
1	大阪市	市道環状北線	大阪市住之江区南港北 1-3-5	6	近	68	70	○	75	○	59	65	○	70	○
2		市道環状南線	大阪市住之江区南港中 1-3-99	8	近	70	70	○	75	○	65	65	○	70	○
3		市道此花区第8303号線	大阪市此花区桜島 3-6	4	近	61	70	○	75	○	55	65	○	70	○
4		一般国道172号	大阪市港区築港 4-1-8	6	近	68	70	○	75	○	67	65	×	70	○
5		府道大阪港八尾線	大阪市港区築港 1-10-38	4	近	65	70	○	75	○	59	65	○	70	○
6		一般国道43号	大阪市港区市岡 3	2	近	68	70	○	75	○	65	65	○	70	○
7		市道浪速鶴町線	大阪市大正区泉尾 5-16-7	4	近	64	70	○	75	○	57	65	○	70	○
8		一般国道43号	大阪市大正区泉尾 3-9-16	6	近	72	70	×	75	○	71	65	×	70	×
9		市道難波境川線	大阪市浪速区木津川 1-2	9	近	68	70	○	75	○	64	65	○	70	○
10		市道桜川恵美須線	大阪市浪速区浪速東 1-1-84	4	近	65	70	○	75	○	62	65	○	70	○
11		高速大阪池田線	大阪市浪速区日本橋東 3-12-6	4	近	69	70	○	75	○	64	65	○	70	○
12		府道大阪港八尾線	大阪市大正区南恩加島 6-17-9	4	近	70	70	○	75	○	64	65	○	70	○
13		府道大阪和泉泉南線	大阪市住吉区万代 3-11-6	4	近	73	70	×	75	○	69	65	×	70	○
14		市道浜口南港線	大阪市住之江区御崎 4-6-10	4	近	69	70	○	75	○	66	65	×	70	○
15		一般国道479号	大阪市住吉区南住吉 2-18-21	4	近	70	70	○	75	○	67	65	×	70	○
16	堺市	一般国道26号	堺市堺区三宝町	4	近	72	70	×	75	○	69	65	×	70	○
17		府道大阪和泉泉南線	堺市堺区北向陽町 2-2	4	近	69	70	○	75	○	63	65	○	70	○
18		府道堺狭山線	堺市堺区出島海岸通 1-11	4	近	69	70	○	75	○	67	65	×	70	○
19		府道深井畑山宿院線	堺市堺区東湊町	6	近	67	70	○	75	○	62	65	○	70	○
20		府道大阪和泉泉南線	堺市堺区一条通 7	4	近	69	70	○	75	○	62	65	○	70	○

第 3. 1. 1-20 表(2) 道路交通騒音の測定結果（令和 5 年度）

(単位：デシベル)

図中番号	地域	道路名	測定地点	車線数	環境基準の地域の類型	昼間 (6：00～22：00)					夜間 (22：00～翌日 6：00)				
						騒音レベル (<i>L</i> _{Aeq})	環境基準	適否	要請限度	適否	騒音レベル (<i>L</i> _{Aeq})	環境基準	適否	要請限度	適否
21	堺市	府道堺狭山線	堺市西区浜寺石津町中 2-4	4	近	69	70	○	75	○	66	65	×	70	○
22		府道堺大和高田線	堺市北区長曾根町	2	近	67	70	○	75	○	64	65	○	70	○

注：1. 図中番号は、第 3. 1. 1-8 図を参照。
2. 環境基準の地域の類型の「近」は「道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間」を示す。
3. 環境基準の地域の類型は第 3. 2. 8-3 表、要請限度の区域の区分は第 3. 2. 8-14 表を参照
〔「令和 5 年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府、令和 7 年）より作成〕

(4) 騒音に係る苦情の発生状況
令和元～5 年度の騒音に係る苦情の発生状況は、第 3. 1. 1-21 表のとおりである。
令和 5 年度の大阪市、堺市及び大阪府における騒音に係る苦情の発生状況は、大阪市では 966 件、堺市では 123 件、大阪府では 1, 990 件となっている。

第 3. 1. 1-21 表 騒音に係る苦情の発生状況（令和元～5 年度）

(単位：件)					
地域	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大阪市	865	906	913	983	966
堺市	140	194	145	168	123
大阪府	1, 932	2, 079	1, 995	2, 050	1, 990

〔「令和 2～6（2020～2024）年度版 大阪市環境白書」（大阪市、令和 3～7 年）
「堺市統計書 令和 6 年度版」（堺市、令和 7 年）
「令和 6 年度版 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 7 年）より作成〕

4. 振動の状況

(1) 振動発生源の状況

令和5年度の大阪市、堺市及び大阪府における「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく届出状況は、第3.1.1-22表のとおりである。

大阪市では法規制対象の工場等は4,109工場等、18,261施設、堺市では法規制対象の工場等は392工場等、3,325施設、大阪府では法規制対象の工場等は13,127工場等、92,716施設となっている。

第3.1.1-22表 振動規制法に基づく届出状況（令和5年度）

地域	特定工場等数	特定施設数
大阪市	4,109	18,261
堺市	392	3,325
大阪府	13,127	92,716

〔「令和5年度 振動規制法施行状況調査」（環境省、令和7年）より作成〕

(2) 道路交通振動の状況

令和5年度の対象事業実施区域の周辺における道路交通振動測定地点の位置は第3.1.1-8図、測定結果は第3.1.1-23表のとおりであり、7地点で測定が行われている。

道路交通振動は、昼間の時間帯（6時～21時）及び夜間の時間帯（21時～翌日6時）ともすべての測定地点で要請限度*を下回っている。

* 道路交通振動の要請限度：「振動規制法」の規定により、市町村長は、道路交通振動が要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

第3.1.1-23表 道路交通振動の測定結果（令和5年度）

（単位：デシベル）

図中番号	地域	道路名	測定地点	区域の区分	昼間 (6:00～21:00)			夜間 (21:00～翌日6:00)		
					振動レベル (L_{10})	要請限度	適否	振動レベル (L_{10})	要請限度	適否
4	大阪市	一般国道172号	大阪市港区築港4-1-8	第2種	41	70	○	35	65	○
5		府道大阪港八尾線	大阪市港区築港1-10-38	第1種	47	65	○	39	60	○
8		一般国道43号	大阪市大正区泉尾3-9-16	第2種	48	70	○	48	65	○
11		高速大阪池田線	大阪市浪速区日本橋東3-12-6	第2種	31	70	○	26	65	○
12		府道大阪港八尾線	大阪市大正区南恩加島6-17-9	第2種	50	70	○	42	65	○
15		一般国道479号	大阪市住吉区南住吉2-18-21	第2種	48	70	○	44	65	○
23	堺市	府道大阪臨海線	堺市堺区大浜西町	第2種	52	70	○	46	65	○

注：1. 図中番号は、第3.1.1-8図を参照。

2. 要請限度の区域の区分は、第3.2.8-18表を参照。

〔「令和5年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府、令和7年）より作成〕

(3) 振動に係る苦情の発生状況

令和元～5年度の振動に係る苦情の発生状況は、第3.1.1-24表のとおりである。

令和5年度の大阪市、堺市及び大阪府における振動に係る苦情の発生状況は、大阪市では104件、堺市では17件、大阪府では230件となっている。

第3.1.1-24表 振動に係る苦情の発生状況（令和元～5年度）

(単位：件)					
地域	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大阪市	107	117	97	109	104
堺市	10	9	6	31	17
大阪府	255	275	247	268	230

「令和2～6（2020～2024）年度版 大阪市環境白書」（大阪市、令和3～7年）
「堺市統計書 令和6年度版」（堺市、令和7年）
「令和6年度版 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成

5. 悪臭の状況

(1) 悪臭の状況

対象事業実施区域が位置する大阪市では、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制地域となっており、「臭気指数規制」が導入されている（第 3.2.8-19 表参照）。なお、大阪市では悪臭の調査は行われていない。

(2) 悪臭に係る苦情の発生状況

令和元～5 年度の悪臭に係る苦情の発生状況は、第 3.1.1-25 表のとおりである。

令和 5 年度の大阪市、堺市及び大阪府における悪臭に係る苦情の発生状況は、大阪市では 145 件、堺市では 52 件、大阪府では 469 件となっている。

第 3.1.1-25 表 悪臭に係る苦情の発生状況（令和元～5 年度）

(単位：件)					
地域	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大阪市	285	217	198	173	145
堺市	49	56	48	47	52
大阪府	712	818	598	582	469

「令和 2～6（2020～2024）年度版 大阪市環境白書」（大阪市、令和 3～7 年）
「堺市統計書 令和 6 年度版」（堺市、令和 7 年）
「令和 6 年度版 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 7 年）

より作成

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 海域の概況

対象事業実施区域は大阪市西部の海岸部、大阪湾の湾奥部東側に位置しており、淀川、大和川の河口部に挟まれている。

(2) 潮位

対象事業実施区域の周辺海域における検潮所として大阪検潮所があり、その潮位関係図は第 3.1.2-1 図、潮位観測の位置は第 3.1.2-2 図のとおりである。大阪湾工事用基準面（基本水準面（D.L.））は、大阪湾海拔高度基準（O.P.）+0.43mである。平均水面は+0.95m、朔望平均満潮面は+1.70m、朔望平均干潮面が+0.10mであり、その潮位差は 1.60mとなっている。

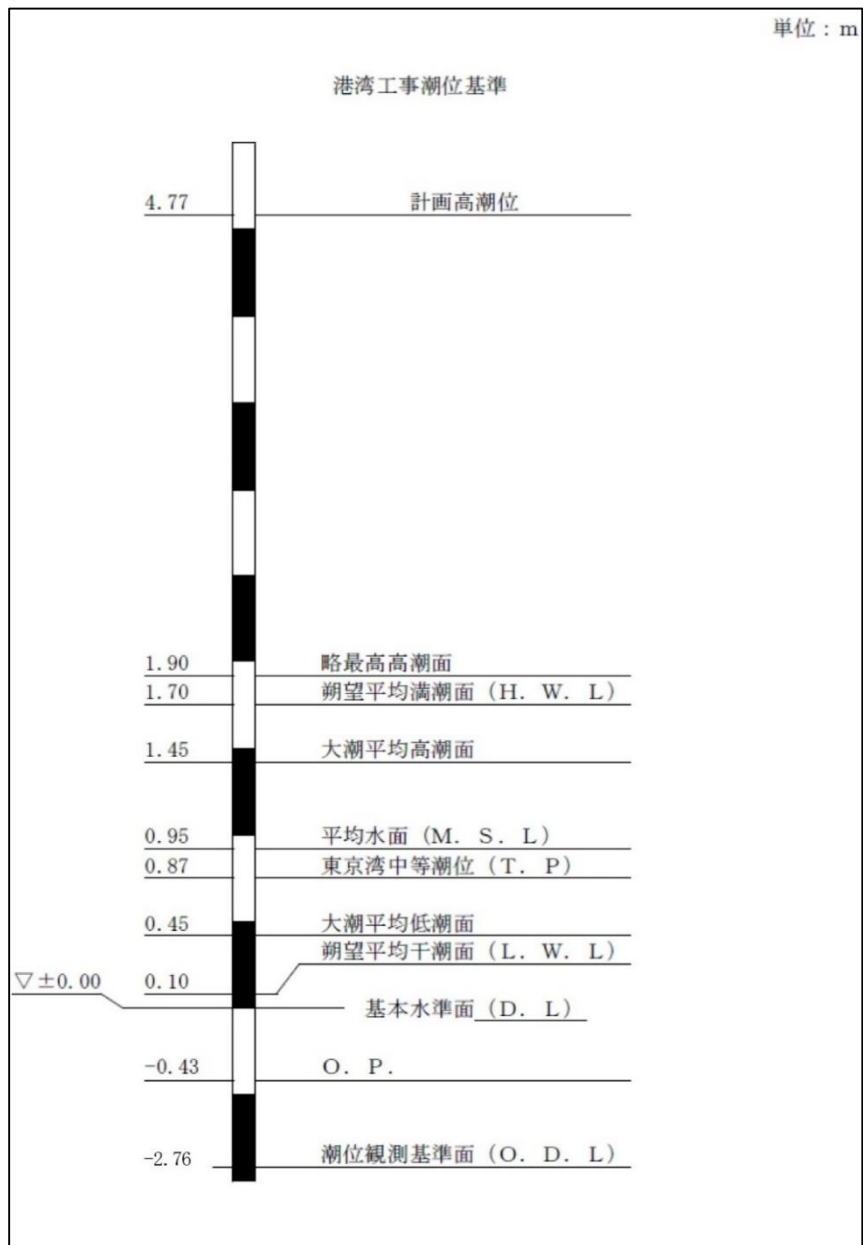
(3) 流況

大阪湾における潮流は、第 3.1.2-3 図のとおりである。大阪湾では、湾西部に沖ノ瀬を中心とする強い時計回りの循環流が、湾の奥部には時計回りの西宮沖環流があるといわれている。沖ノ瀬環流は潮汐残差流であり、上層から下層まで一様に回転しているが、西宮沖環流は上層に限ってみられ、その形成には海水の密度分布が関係していると考えられている。

「大阪湾環境データベース データで見る大阪湾」
（近畿地方整備局神戸港湾空港技術調査事務所HP、閲覧：令和7年5月）より作成

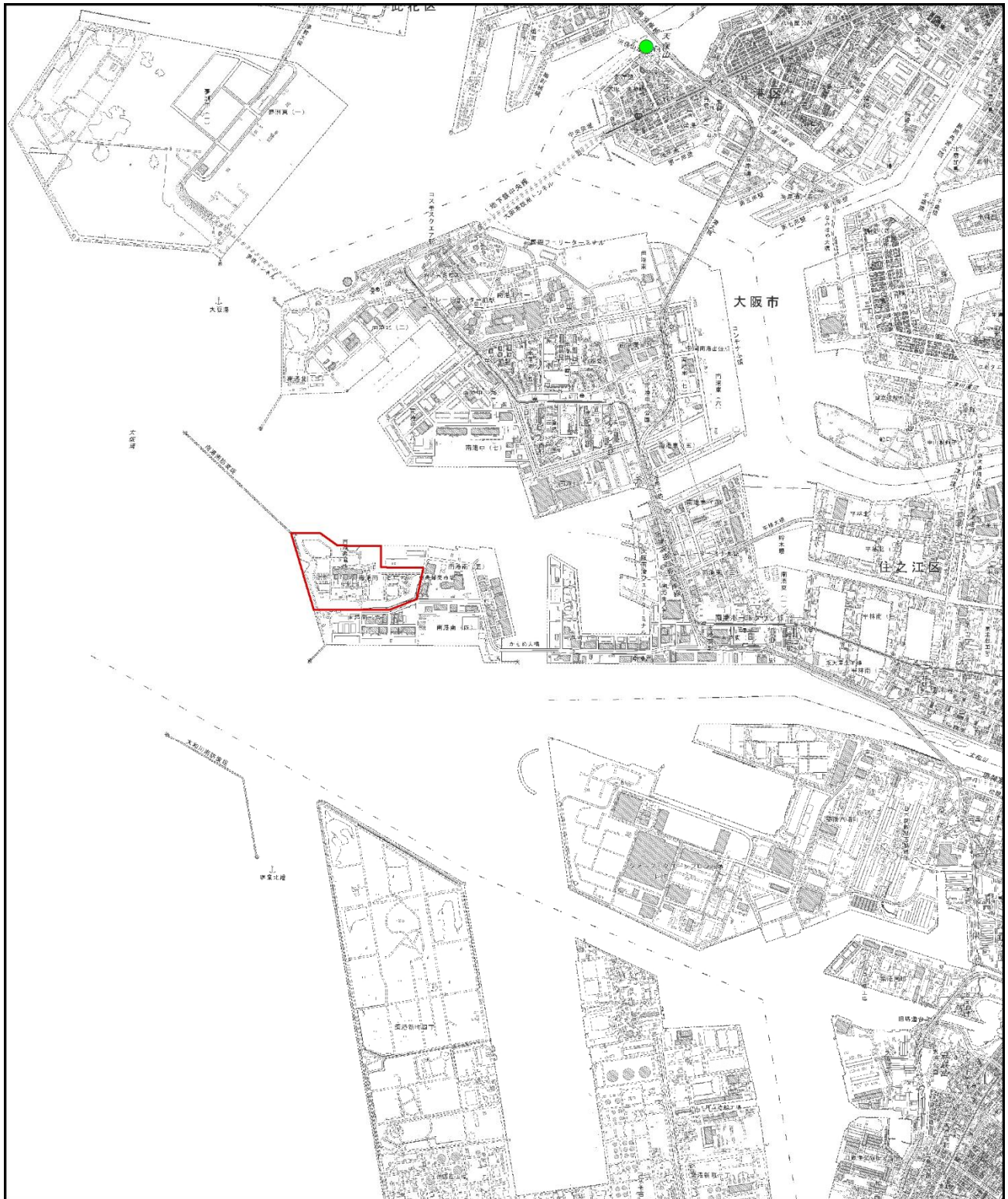
(4) 流入河川

対象事業実施区域の周辺における主な河川の位置は、第 3.1.2-4 図のとおりである。対象事業実施区域の周辺海域の流入河川として、一級河川の安治川、尻無川、木津川、住吉川、大和川及び二級河川の内川がある。



第 3. 1. 2-1 図 潮位関係図

「大阪港の港湾計画（改訂）の大阪港港湾計画図」
 （大阪港港湾管理者 大阪市、平成 31 年 3 月）より作成

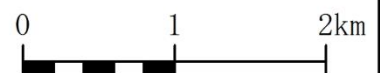


凡例 対象事業実施区域

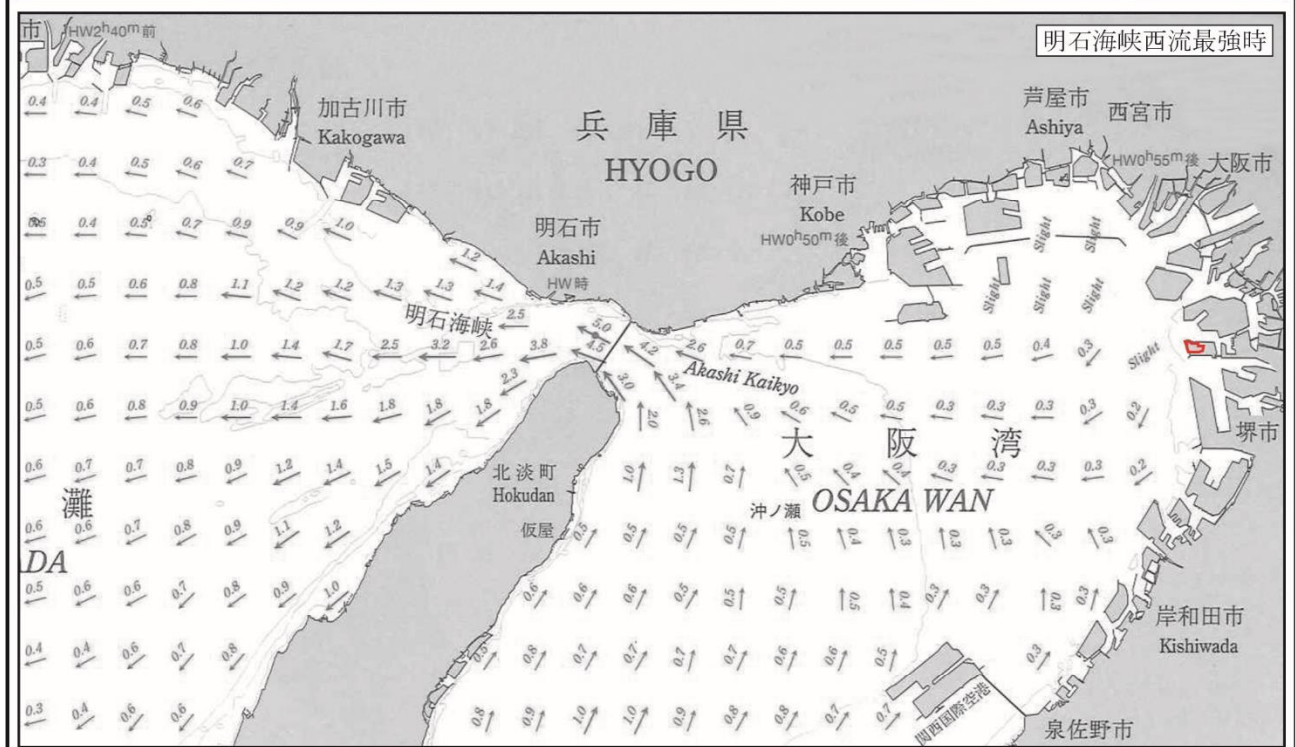
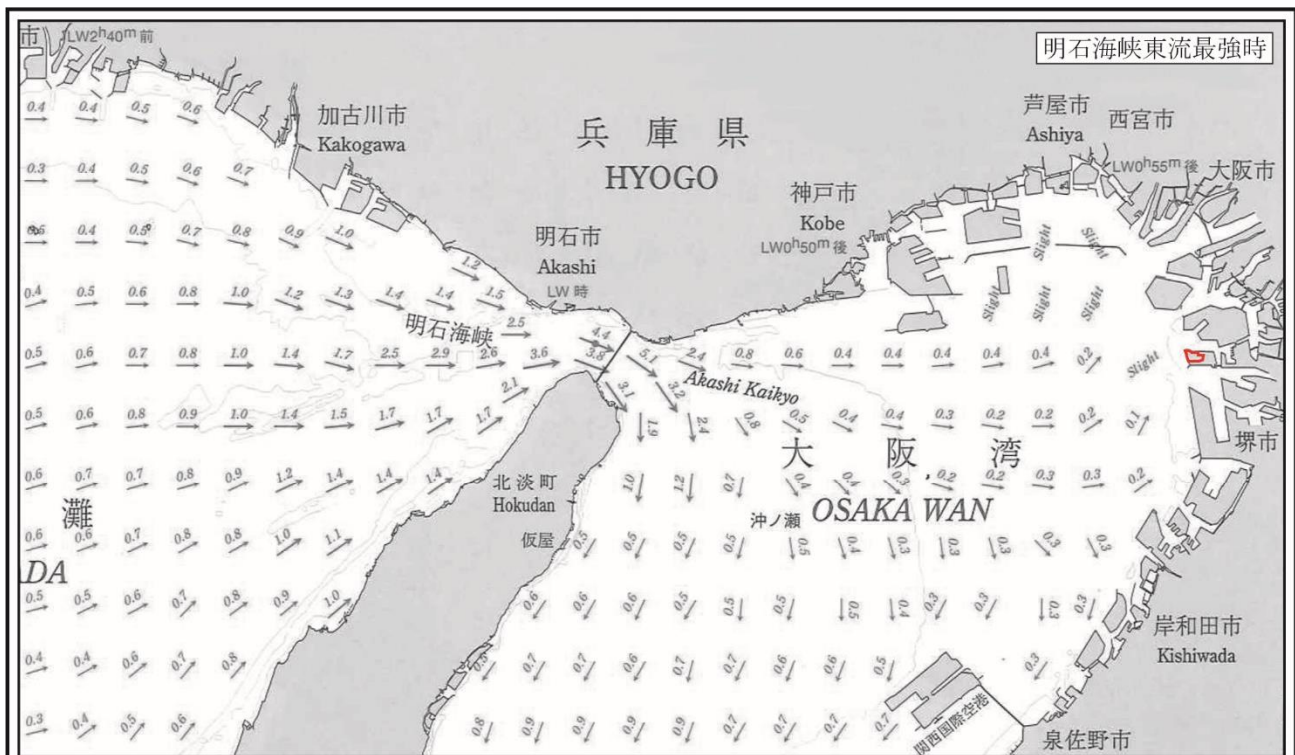
● 大阪検潮所



〔「潮位観測情報」(気象庁HP、閲覧：令和7年5月より作成)〕



第 3. 1. 2-2 図 潮位観測の位置



凡例 : 対象事業実施区域

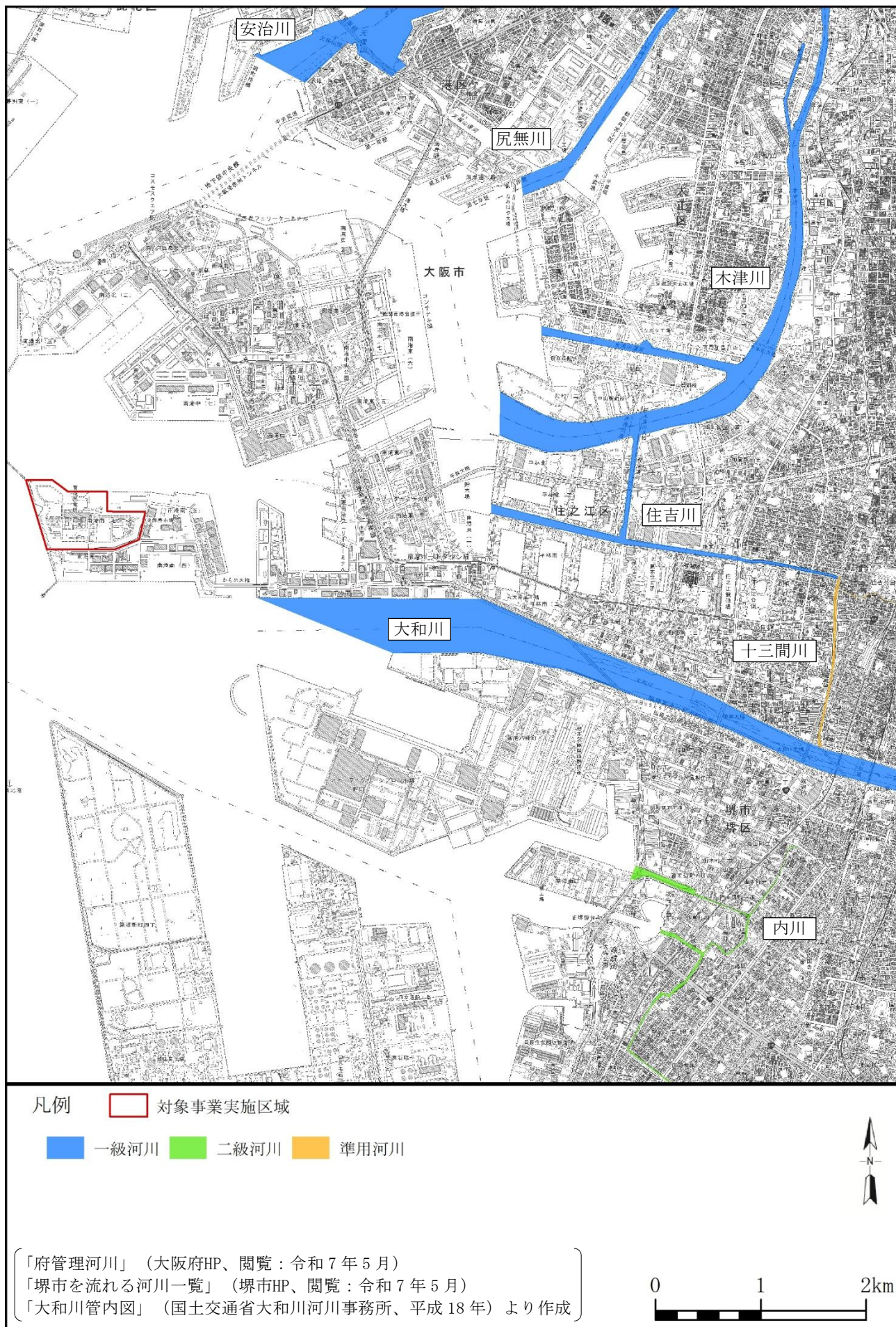
(数値): 海面下5m層の潮流の流速 (数値: ノット) 及び流向 (→)



0 10 20km

〔「第 6231 号大阪湾及播磨灘潮流図」 (海上保安庁、平成 17 年) より作成〕

第 3.1.2-3 図 潮流



第 3. 1. 2-4 図 主な河川の位置

2. 水質の状況

(1) 水質汚濁発生源の状況

令和5年度の大阪市及び堺市における「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）等に基づく届出状況は、第3.1.2-1表のとおりである。大阪市では法規制対象は157件、条例規制対象は1件、堺市では法規制対象は98件、条例規制対象は9件となっている。大阪府では法規制対象は1,054件、条例規制対象は61件となっている。

第3.1.2-1表 水質汚濁防止法等に基づく届出状況（令和5年度）

項目	申請及び届出件数		
	大阪市	堺市	大阪府
水質汚濁防止法	148	66	904
瀬戸内海環境保全特別措置法	9	32	145
ダイオキシン類対策特別措置法	0	0	5
法規制対象 計	157	98	1,054
大阪府生活環境の保全等に関する条例	1	9	61

〔「大阪府環境白書 2024年版」（大阪府、令和7年）より作成〕

(2) 水質の状況

① 海域

令和5年度の対象事業実施区域の周辺海域における水質の測定項目は第3.1.2-2表、その測定点の位置は第3.1.2-5図のとおりであり、8地点で水素イオン濃度、溶存酸素量、化学的酸素要求量等の測定が行われている。

第3.1.2-2表 水質の測定項目（海域）（令和5年度）

水域・類型					測定点名	調査機関	調査項目															
							生活環境項目											健康項目	特殊項目	ダイオキシン類		
pH DO COD 大腸菌数 油分等	全窒素 全りん		全亜鉛 ノニルフェノール LAS				pH	DO	COD	大腸菌数	油分等	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	底層DO					
大阪湾(1)	C	大阪湾(イ)	IV	大阪湾(全城)	生物A	南港西	大阪府	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	－				No.5ブイ跡	大阪市	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○
					南港		○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
					大阪港門外		○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○
					木津川河口中央		○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
					堺7-3区沖	堺市	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					堺第2区前		○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－
					南泊地		○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－

注：1. 令和5年度（令和6年3月31日現在）の測定状況を示す。

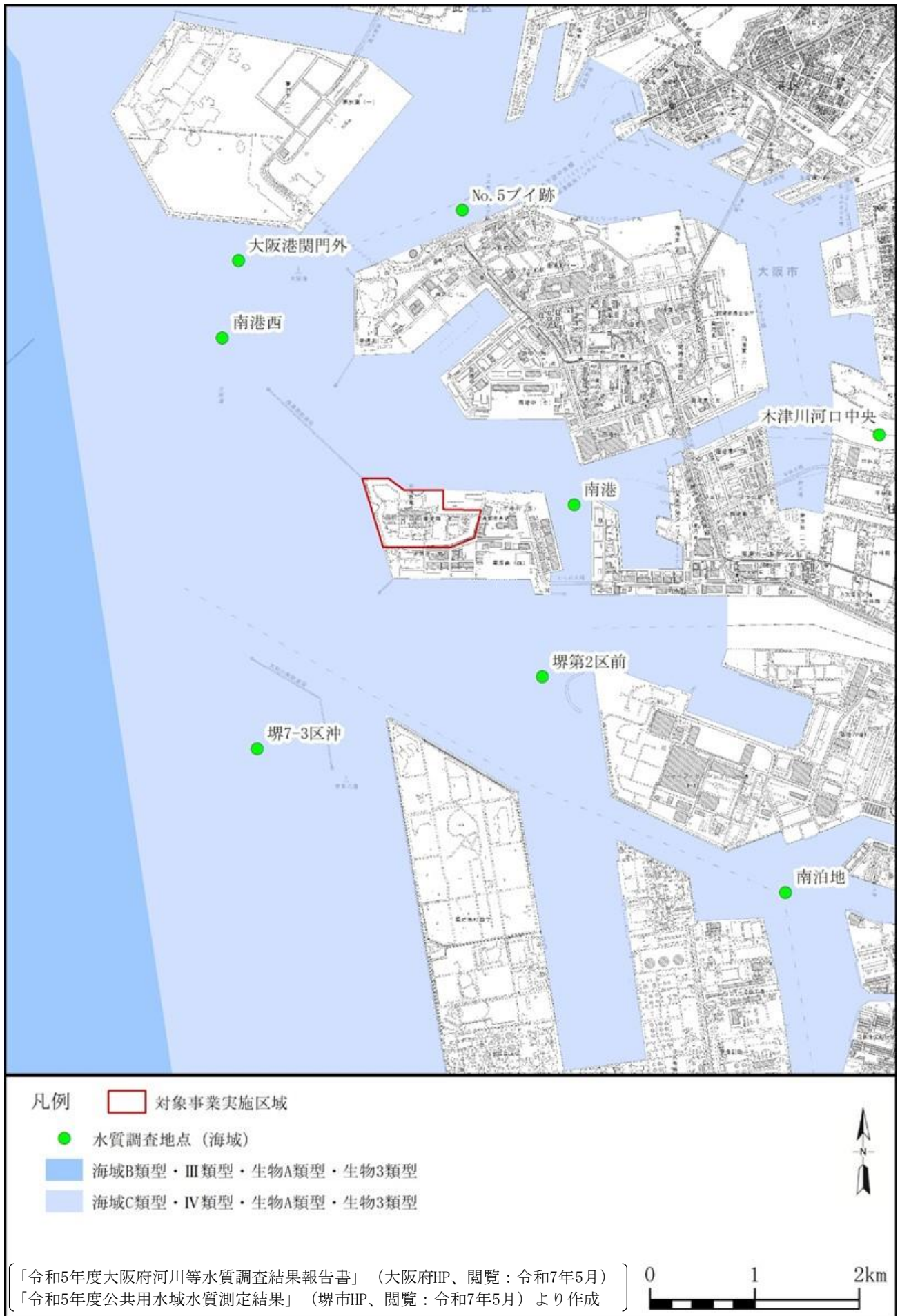
2. 類型は、第3.2.8-4表(4)を参照。類型の「—」は、類型指定がないことを示す。

3. 測定点は、第3.1.2-5図を参照。

4. 調査項目の「pH」は水素イオン濃度、「DO」は溶存酸素量、「COD」は化学的酸素要求量、「油分等」はn-ヘキサン抽出物質、「LAS」は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示し、「○」は調査が行われていること、「—」は調査が行われていないことを示す。

5. 各調査項目（底層DO以外）の採水は、表層（全調査項目）が海面下1m層、底層（生活環境項目の環境基準点等）が水深20m未満の場合は海底面上2m層、水深20m以上の場合は海底面上5m層から行われている。

〔「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕



第 3. 1. 2-5 図 水質測定点の位置（海域）

a. 生活環境の保全に関する環境基準項目（生活環境項目・海域）

令和 5 年度の対象事業実施区域の周辺海域における生活環境の保全に関する環境基準項目（生活環境項目）の水質の測定結果は第 3.1.2-3 表のとおりであり、4～8 地点で測定が行われている。海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量（1 地点：環境基準点）の 75％値は、環境基準に適合している。

令和元～5 年度の対象事業実施区域の周辺海域における化学的酸素要求量（75％値）、全窒素（年平均値）及び全リン（年平均値）の経年変化は第 3.1.2-6～8 図のとおりであり、いずれも年度により増減はあるものの、全体的にみるとほぼ横ばいで推移している。

第 3.1.2-3 表(1) 水質の測定結果（生活環境項目・海域）（令和 5 年度）

測定点名	類型	水素イオン濃度 [pH]				溶存酸素量 [DO] (mg/L)					化学的酸素要求量 [COD] (mg/L)						
		最小	最大	m/n	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	m/n	75%値	平均	適否	環境基準
南港西	C	7.8	8.9	3/24	7.0以上 8.3以下	1.3	13	7.4	2/24	2 以上	2.1	4.1	0/12	3.5	3.0	○	8 以下
No.5 ブイ跡	-	7.7	8.8	-/12	-	6.1	15	10	-/12	-	3.1	7.9	-/12	5.8	4.7	-	-
南港	-	7.9	8.7	-/12		4.7	12	8.9	-/12		2.3	7.5	-/12	6.3	4.8	-	
大阪港関門外	-	8.0	8.9	-/12		8.0	15	10	-/12		2.0	6.9	-/12	4.1	4.2	-	
木津川河口中央	-	7.2	8.4	-/12		4.9	11	7.7	-/12		3.6	6.4	-/12	5.9	5.0	-	
堺 7-3 区沖	-	7.8	8.7	-/8		3.5	10	8.1	-/8		2.9	4.6	-/4	3.5	3.5	-	
堺第 2 区前	-	7.8	9.0	-/8		2.4	12	8.0	-/8		3.1	6.9	-/4	4.0	4.3	-	
南泊地	-	7.8	9.0	-/8		<0.5	12	8.1	-/8		3.0	5.9	-/4	3.9	4.1	-	

注：1. 測定点は、第 3.1.2-5 図を参照。

2. 類型は、第 3.2.8-4 表(4)を参照。類型の「-」は、類型指定がないことを示す。

3. 「m/n」の「m」は環境基準値を超える検体数を、「n」は総検体数を示す。また、「m」が「-」の時は、環境基準点でないため評価が行われていないことを示す。

4. 適否の「○」は 75%値が環境基準適合を示す。

5. 南港西、堺 7-3 区沖、堺第 2 区前及び南泊地の化学的酸素要求量の測定値は、表層と底層の平均値を示す。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

第 3.1.2-3 表(2) 水質の測定結果（生活環境項目・海域）（令和 5 年度）

測定点名	類型	n-ヘキサン抽出物質 [油分等] (mg/L)				
		最小	最大	m/n	平均	環境基準
南港西	C	<0.5	<0.5	-/2	<0.5	-
堺 7-3 区沖	-	<0.5	<0.5	-/4	<0.5	
堺第 2 区前	-	<0.5	<0.5	-/4	<0.5	
南泊地	-	<0.5	<0.5	-/4	<0.5	

注：測定点、類型及び「m/n」は、第 3.1.2-3 表(1)注 1～3 を参照。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」
(大阪府HP、閲覧：令和7年5月)
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）
より作成

第 3.1.2-3 表(3) 水質の測定結果（生活環境項目・海域）（令和 5 年度）

測定点名	類型	全窒素〔T-N〕 (mg/L)					全燐〔T-P〕 (mg/L)				
		最小	最大	m/n	平均	環境基準	最小	最大	m/n	平均	環境基準
南港西	IV	0.40	1.1	2/12	0.75	1 以下	0.044	0.097	1/12	0.069	0.09 以下
No.5 ブイ跡	-	1.4	1.7	-/4	1.6	-	0.093	0.12	-/4	0.11	-
南港	-	0.49	2.5	-/4	1.5		0.049	0.13	-/4	0.086	
大阪港関門外	-	0.68	1.0	-/4	0.80		0.045	0.081	-/4	0.064	
木津川河口中央	-	1.8	3.2	-/4	2.5		0.096	0.16	-/4	0.14	
堺 7-3 区沖	-	0.31	0.52	-/4	0.43		0.039	0.053	-/4	0.046	
堺第 2 区前	-	0.63	1.0	-/4	0.79		0.059	0.11	-/4	0.084	
南泊地	-	0.52	0.90	-/4	0.66		0.048	0.089	-/4	0.070	

注：測定点、類型及び「m/n」は、第 3.1.2-3 表(1)注 1～3 を参照。

「令和 5 年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「令和 5 年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

第 3.1.2-3 表(4) 水質の測定結果（生活環境項目・海域）（令和 5 年度）

測定点名	類型	全亜鉛〔T-Zn〕 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)					直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)				
		最小	最大	m/n	平均	環境基準	最小	最大	m/n	平均	環境基準	最小	最大	m/n	平均	環境基準
南港西	生物A	0.004	0.007	0/4	0.005	0.02 以下	<0.00006	<0.00006	0/2	<0.00006	0.001 以下	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0006	0.01 以下
No.5 ブイ跡	-	0.003	0.013	-/2	0.008	-	<0.00006	<0.00006	-/2	<0.00006	-	0.0006	0.0009	-/2	0.0008	-
南港	-	0.001	0.015	-/2	0.008		<0.00006	<0.00006	-/2	<0.00006		<0.0006	0.0008	-/2	0.0007	
大阪港関門外	-	<0.001	0.023	-/2	0.012		<0.00006	0.00006	-/2	<0.00006		<0.0006	<0.0006	-/2	<0.0006	
木津川河口中央	-	0.005	0.023	-/2	0.014		0.00007	0.00013	-/2	0.00010		0.0009	0.0026	-/2	0.0018	
堺 7-3 区沖	-	0.009	0.012	-/2	0.011		<0.00006	<0.00006	-/2	<0.00006		<0.0006	<0.0006	-/2	<0.0006	
堺第 2 区前	-	0.022	0.029	-/2	0.026		-	-	-	-		-	-	-	-	
南泊地	-	0.016	0.021	-/2	0.019		-	-	-	-		-	-	-	-	

注：1. 測定点、類型及び「m/n」は、第 3.1.2-3 表(1)注 1～3 を参照。

2. 「-」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和 5 年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「令和 5 年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

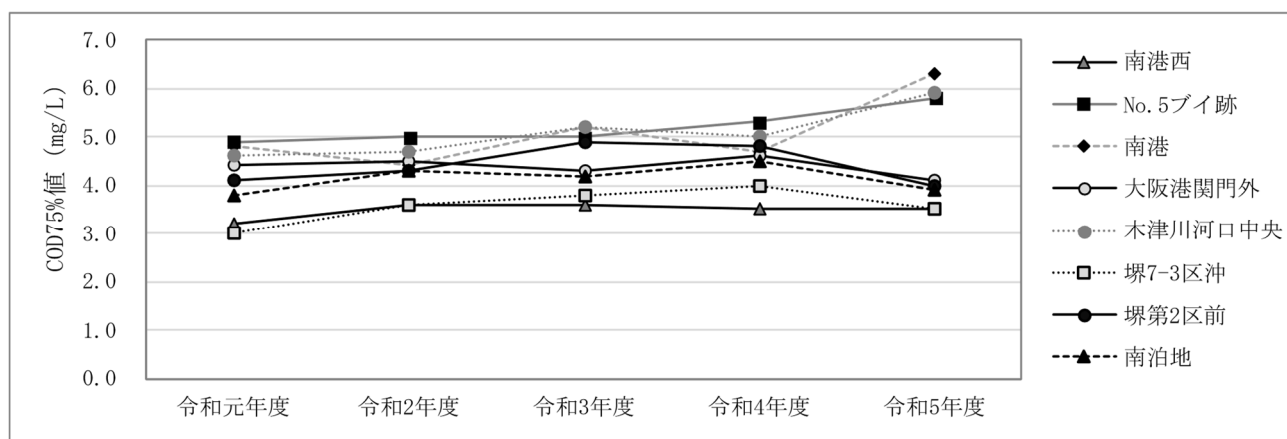
第 3.1.2-3 表(5) 水質の測定結果（生活環境項目・海域）（令和 5 年度）

測定点名	底層溶存酸素量 〔DO〕 (mg/L)			
	最小	最大	平均	m/n
南港西	1.7	8.5	5.7	2/12
No.5 ブイ跡	3.3	3.3	3.3	-/1
南港	2.3	2.3	2.3	-/1
大阪港関門外	3.0	3.0	3.0	-/1
木津川河口中央	2.7	2.7	2.7	-/1
堺 7-3 区沖	1.1	8.6	5.8	-/4
堺第 2 区前	1.6	8.7	5.8	-/4
南泊地	<0.5	8.4	3.7	-/4

注：1. 測定点及び「m/n」は、第 3.1.2-3 表(1)注 1～3 を参照。

2. 採水は、海底面上 1m 層から行う。

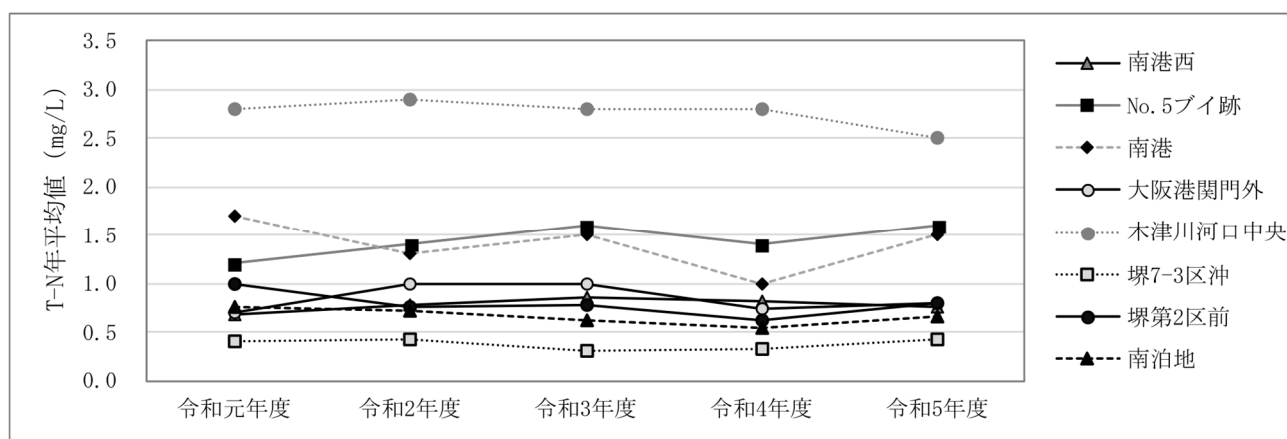
「令和 5 年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「令和 5 年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成



注：南港西、堺7-3区沖、堺第2区前及び南泊地の測定値は、表層と底層の平均値を示す。

第 3. 1. 2-6 図 化学的酸素要求量（75%値）の経年変化（令和元～5 年度）

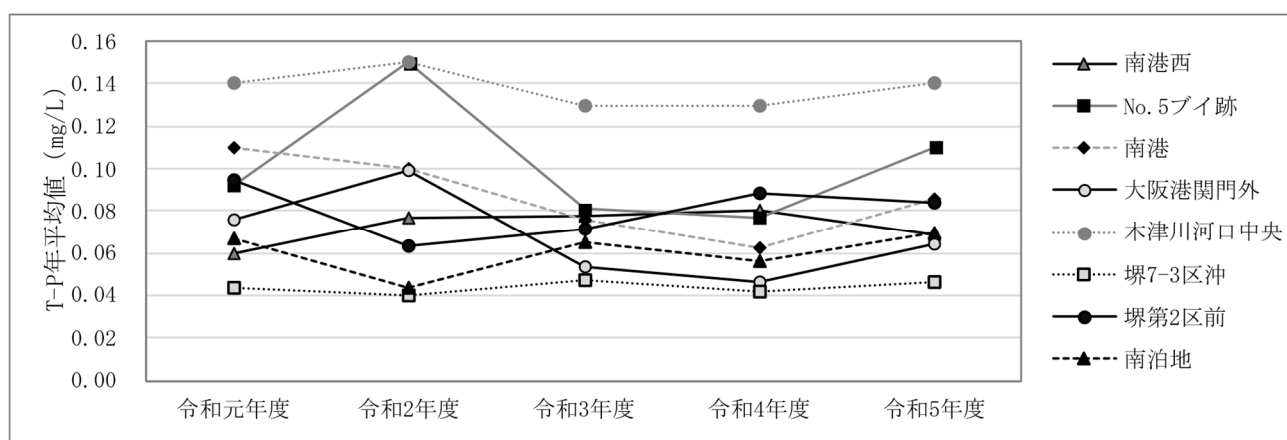
「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成



注：南港西の測定値は、表層の平均値を示す。

第 3. 1. 2-7 図 全窒素（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成



注：南港西の測定値は、表層の平均値を示す。

第 3. 1. 2-8 図 全磷（年平均値）の経年変化（令和元～5 年度）

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

b. 人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目・海域）

令和 5 年度の対象事業実施区域の周辺海域における人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目）の水質の測定結果は第 3.1.2-4 表のとおりであり、5～8 地点で測定が行われている。すべての測定点で測定されている全項目において環境基準に適合している。

第 3.1.2-4 表(1) 水質の測定結果（健康項目・海域）（令和 5 年度）

測定点名	カドミウム (mg/L)		全シアン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		砒素 (mg/L)		総水銀 (mg/L)	
	[0.003mg/L 以下]		[検出されないこと]		[0.01mg/L 以下]		[0.02mg/L 以下]		[0.01mg/L 以下]		[0.0005mg/L 以下]	
	年平均	適否	最大	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
南港西	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
No.5 ブイ跡	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
南港	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
大阪港関門外	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
木津川河口中央	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
堺 7-3 区沖	<0.0003	○	N.D	○	0.006	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
堺第 2 区前	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
南泊地	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○

注：1. 測定点は、第 3.1.2-5 図を参照。

2. [] 内は、環境基準を示す。

3. 適否の「○」は、環境基準適合を示す。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

第 3.1.2-4 表(2) 水質の測定結果（健康項目・海域）（令和 5 年度）

測定点名	PCB (mg/L)		ジクロロ メタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)		1,2- ジクロロ エタン (mg/L)		1,1- ジクロロ エチレン (mg/L)		シス-1,2- ジクロロ エチレン (mg/L)		1,1,1- トリクロロ エタン (mg/L)	
	[検出されないこと]		[0.02mg/L 以下]		[0.002mg/L 以下]		[0.004mg/L 以下]		[0.1mg/L 以下]		[0.04mg/L 以下]		[1mg/L 以下]	
	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
南港西	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○	<0.0005	○
No.5 ブイ跡	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○	<0.0005	○
南港	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○	<0.0005	○
大阪港関門外	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○	<0.0005	○
木津川河口中央	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○	<0.0005	○
堺 7-3 区沖	-	-	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○	<0.0005	○

注：1. 測定点、[] 内及び適否は、第 3.1.2-4 表(1)注 1～3 を参照。

2. 「-」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

第 3. 1. 2-4 表(3) 水質の測定結果（健康項目・海域）（令和 5 年度）

測定点名	1, 1, 2- トリクロロ エタン (mg/L) [0.006mg/L以下]		トリクロロ エチレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		テトラ クロロ エチレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		1, 3- ジクロロ プロペン (mg/L) [0.002mg/L以下]		チウラム (mg/L) [0.006mg/L以下]		シマジン (mg/L) [0.003mg/L以下]		チオベン カルブ (mg/L) [0.02mg/L以下]	
	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
南港西	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○	<0.0003	○	<0.002	○
No. 5 ブイ跡	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○	<0.0003	○	<0.002	○
南港	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○	<0.0003	○	<0.002	○
大阪港関門外	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○	<0.0003	○	<0.002	○
木津川河口中央	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○	<0.0003	○	<0.002	○
堺 7-3 区沖	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○	<0.0003	○	<0.002	○

注：測定点、[] 内及び適否は、第 3. 1. 2-4 表(1)注 1～3 を参照。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

第 3. 1. 2-4 表(4) 水質の測定結果（健康項目・海域）（令和 5 年度）

測定点名	ベンゼン (mg/L) [0.01mg/L以下]		セレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素 (mg/L) [10mg/L以下]		1, 4- ジオキサン (mg/L) [0.05mg/L以下]	
	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
南港西	<0.001	○	<0.002	○	0.35	○	<0.005	○
No. 5 ブイ跡	<0.001	○	<0.002	○	0.82	○	<0.005	○
南港	<0.001	○	<0.002	○	0.77	○	<0.005	○
大阪港関門外	<0.001	○	<0.002	○	0.40	○	<0.005	○
木津川河口中央	<0.001	○	<0.002	○	2.0	○	<0.005	○
堺 7-3 区沖	<0.001	○	<0.002	○	0.11	○	<0.005	○
堺第 2 区前	—	—	<0.002	○	0.30	○	—	—
南泊地	—	—	<0.002	○	0.19	○	—	—

注：1. 測定点、[] 内及び適否は、第 3. 1. 2-4 表(1)注 1～3 を参照。

2. 「—」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

c. 特殊項目（海域）

令和 5 年度の対象事業実施区域の周辺海域における健康項目（SS）の水質の測定結果は第 3. 1. 2-5 表のとおりであり、4 地点で測定が行われている。

第 3. 1. 2-5 表 水質の測定結果（特殊項目・海域）（令和 5 年度）

測定点名	類型	浮遊物質質量〔SS〕 (mg/L)				
		最小	最大	m/n	平均	環境基準
南港西	C	2	14	-/24	5	—
堺 7-3 区沖	—	2	2	-/1	2	
堺第 2 区前	—	7	7	-/1	7	
南泊地	—	6	6	-/1	6	

注：測定点、類型及び「m/n」は、第 3. 1. 2-3 表(1)注 1～3 を参照。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

d. ダイオキシン類（海域）

令和元～5 年度の対象事業実施区域の周辺海域における水質の測定結果（ダイオキシン類）は第3.1.2-6表のとおりであり、各年度4地点で測定が行われている。ダイオキシン類（海域）は、すべての測定点で環境基準に適合している。

第3.1.2-6表 水質の測定結果（ダイオキシン類・海域）（令和元～5年度）

測定点名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	測定値 (pg-TEQ/L)	適否	測定値 (pg-TEQ/L)	適否	測定値 (pg-TEQ/L)	適否	測定値 (pg-TEQ/L)	適否	測定値 (pg-TEQ/L)	適否
南港西	0.056	○	0.063	○	0.066	○	0.050	○	0.041	○
No.5 ブイ跡	0.077	○	—	—	—	—	0.084	○	—	—
南港	—	—	0.094	○	—	—	—	—	0.065	○
大阪港関門外	0.054	○	—	—	—	—	0.070	○	—	—
木津川河口中央	—	—	0.084	○	—	—	—	—	0.094	○
堺 7-3 区沖	0.073	○	0.077	○	0.029	○	0.028	○	0.033	○

注：1. 測定点は、第3.1.2-5図を参照。

2. 適否の「○」は、環境基準（1pg-TEQ/L以下）適合を示す。

3. 「—」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和元～5年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」
（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）より作成

e. 水温（海域）

令和5年度の対象事業実施区域の周辺海域における水温の月別測定結果は第3.1.2-7表のとおりであり、8地点で測定が行われている。表層における水温は8.3～31.6℃の範囲、底層における水温は10.3～26.5℃の範囲にあり、8月に高く2月に低い季節変化を示している。

第3.1.2-7表 水温の月別測定結果（海域）（令和5年度）

（単位：℃）

測定点名	調査層	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
南港西	表層	14.3	17.8	21.7	27.0	28.3	28.1	23.6	17.3	14.7	10.7	10.6	9.8
	底層	14.6	15.9	18.5	21.5	25.9	26.5	23.7	18.1	15.7	12.0	10.7	10.3
No.5 ブイ跡	表層	15.3	19.7	22.2	28.4	31.5	28.8	23.3	17.0	13.8	10.4	13.7	12.0
南港	表層	14.9	20.7	22.0	26.2	29.0	28.9	23.7	19.4	14.6	9.8	10.4	10.3
大阪港関門外	表層	15.0	19.7	22.1	26.6	30.4	28.8	23.4	17.6	14.3	10.1	10.4	10.1
木津川河口中央	表層	16.3	20.4	22.5	28.2	30.3	29.2	23.3	17.3	14.1	8.3	9.6	10.1
堺 7-3 区沖	表層	—	18.0	—	—	30.1	—	—	15.8	—	—	10.3	—
	底層	—	16.0	—	—	26.2	—	—	18.4	—	—	10.8	—
堺第2区前	表層	—	18.3	—	—	30.4	—	—	16.3	—	—	10.5	—
	底層	—	16.1	—	—	26.5	—	—	18.2	—	—	10.7	—
南泊地	表層	—	19.1	—	—	31.6	—	—	16.1	—	—	10.3	—
	底層	—	15.4	—	—	25.7	—	—	18.1	—	—	10.6	—

注：1. 測定点は、第3.1.2-5図を参照。

2. 採水層は、第3.1.2-2表注5を参照。

3. 「—」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

② 河川

令和5年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における水質の調査項目は第3.1.2-8表、その測定点の位置は第3.1.2-9図のとおりであり、8地点で水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量等の測定が行われている。

第3.1.2-8表 水質の調査項目（河川）（令和5年度）

河川名	類型		測定点名	調査機関	調査項目									
	pH DO BOD SS 大腸菌数	全亜鉛 ノニルフ エノール LAS			生活環境項目								健康項目	ダイオキシン類
					pH	DO	BOD	SS	大腸菌数	全亜鉛	ノニルフエノール	LAS		
安治川	B	生物B	天保山渡	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尻無川			甚平衛渡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
木津川			千本松渡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
木津川運河			船町渡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住吉川			住之江大橋下流 1,100m		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大和川	D		遠里小野橋	近	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内川放水路	-	-	古川橋	堺	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-
内川			堅川橋		○	○	○	○	-	○	-	-	○	○

注：1. 令和5年度（令和6年3月31日現在）の測定状況を示す。

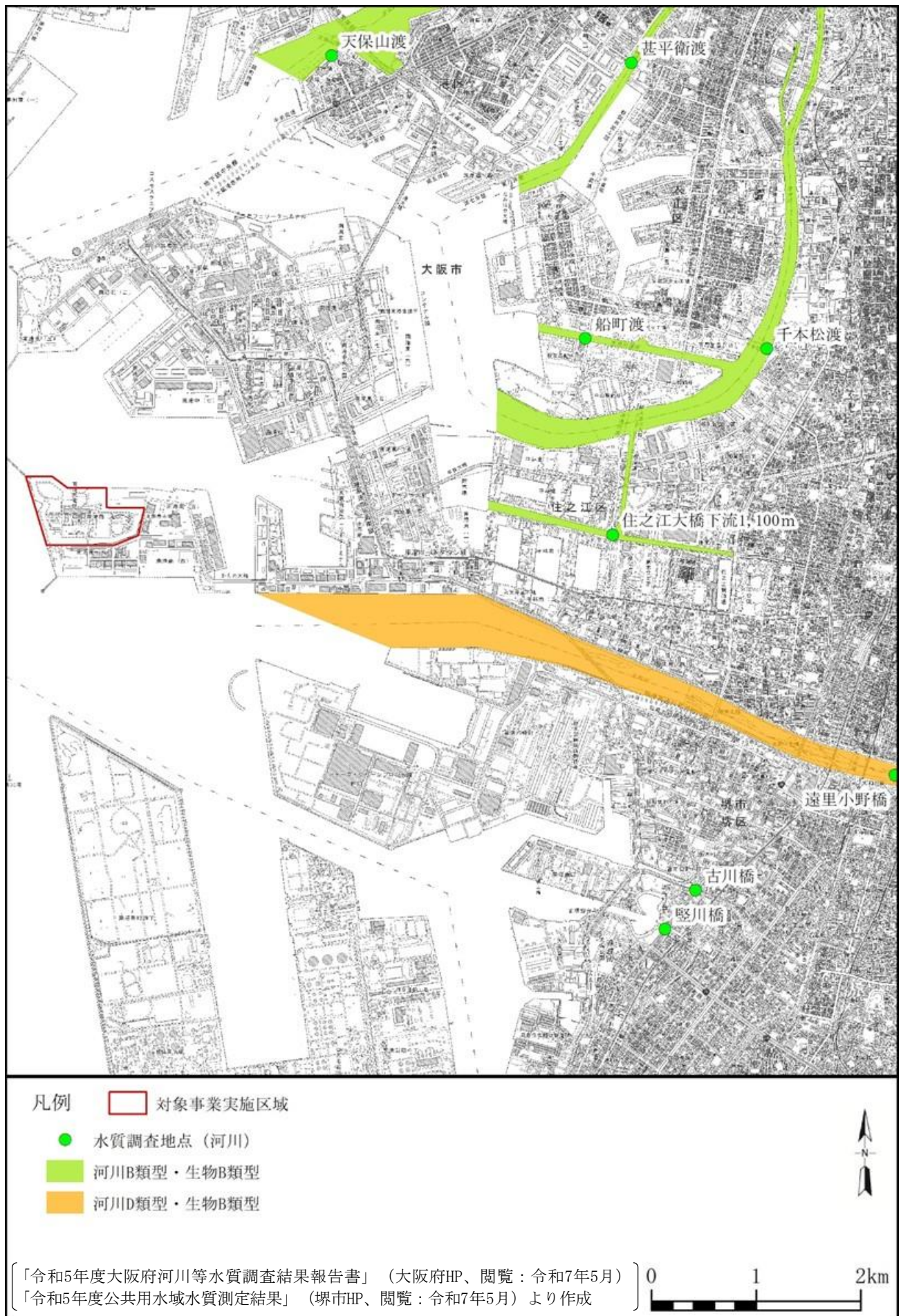
2. 類型は、第3.2.8-4表(2)、(3)を参照。類型の「-」は、類型指定がないことを示す。

3. 測定点は、第3.1.2-9図を参照。

4. 調査機関の「市」は大阪市、「近」は国土交通省近畿地方整備局、「堺」は堺市を示す。

5. 調査項目の「pH」は水素イオン濃度、「DO」は溶存酸素量、「BOD」は生物化学的酸素要求量、「SS」は浮遊物質質量、「LAS」は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示し、「○」は調査が行われていること、「-」は調査が行われていないことを示す。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成



第 3. 1. 2-9 図 水質測定点の位置（河川）

a. 生活環境の保全に関する環境基準項目（生活環境項目・河川）

令和 5 年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における生活環境の保全に関する環境基準項目（生活環境項目）の水質の測定結果は第 3. 1. 2-9 表のとおりであり、8 地点で測定が行われている。河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（6 地点：環境基準点）の 75% 値は、すべての測定点で環境基準に適合している。

第 3. 1. 2-9 表(1) 水質の測定結果（生活環境項目・河川）（令和 5 年度）

河川名	測定点名	類型	水素イオン 濃度 [pH]				溶存酸素量 [DO] (mg/L)					生物化学的酸素要求量 [BOD] (mg/L)						
			最小	最大	m/n	環境 基準	最小	最大	平均	m/n	環境 基準	最小	最大	m/n	75%値	平均	適否	環境 基準
安治川	天保山渡	B	7.3	8.6	1/48	6.5以上 8.5以下	6.6	14	9.6	0/12	5 以上	0.6	2.6	0/12	1.3	1.3	○	3 以下
尻無川	甚平衡渡	B	7.1	7.8	0/48		5.3	9.5	7.8	0/12		0.7	2.4	0/12	1.9	1.4	○	
木津川	千本松渡	B	7.1	7.5	0/48		4.9	10	7.2	1/12		0.9	3.8	1/12	1.8	1.7	○	
木津川運河	船町渡	B	7.2	8.9	4/48		6.7	17	12	0/12		0.7	4.5	3/12	2.7	1.9	○	
住吉川	住之江大橋 下流 1,100m	B	6.8	7.7	0/48	6.0以上 8.5以下	4.2	11	8.3	1/12	2 以上	0.7	4.4	2/12	2.6	2.3	○	8 以下
大和川	遠里小野橋	D	7.9	8.9	1/12		7.9	12	9.6	0/12		1.1	2.4	0/12	1.5	1.4	○	
内川放水路	古川橋	-	7.5	8.6	-/8	-	4.9	11	8.7	-/4	-	1.4	8.2	-/4	4.6	4.1	-	-
内川	竪川橋	-	7.7	8.7	-/8		5.7	12	9.3	-/4		0.9	9.7	-/4	6.3	4.6	-	

注：1. 測定点は、第 3. 1. 2-9 図を参照。

2. 類型は、第 3. 2. 8-4 表(2)を参照。類型の「-」は、類型指定がないことを示す。

3. 「m/n」の「m」は環境基準値を超える検体数を、「n」は総検体数を示す。なお、「m」その他が「-」の場合は、環境基準点でない又は類型指定がないため評価が行われていないことを示す。

4. 生物化学的酸素要求量（BOD）の 75% 値とは、n 個の日間平均値を小さいものから順に並べたときの（0.75 × n）番目にくる値である。

5. 適否の「○」は 75% 値が環境基準適合を示す。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

第 3. 1. 2-9 表(2) 水質の測定結果（生活環境項目・河川）（令和 5 年度）

河川名	測定点名	類型	浮遊物質質量〔SS〕（mg/L）					大腸菌数（CFU/100mL）				
			最小	最大	m/n	平均	環境基準	最小	最大	m/n	平均	環境基準
安治川	天保山渡	B	1	5	0/12	3	25以下	1.7×10^1	5.2×10^4	5/12	8.9×10^3	1,000以下
尻無川	甚平衡渡	B	2	6	0/12	4		2.1×10^2	6.0×10^4	4/12	1.5×10^4	
木津川	千本松渡	B	2	6	0/12	4		3.8×10^1	4.3×10^4	4/12	6.9×10^3	
木津川運河	船町渡	B	2	12	0/12	4		1.0×10^1	7.1×10^4	4/12	8.6×10^3	
住吉川	住之江大橋下流 1,100m	B	1	6	0/12	3		6.2×10^2	6.7×10^4	11/12	1.2×10^4	
大和川	遠里小野橋	D	2	9	0/12	5	100以下	1.4×10^1	3.3×10^2	-/12	1.7×10^2	-
内川放水路	古川橋	-	2	12	-/4	6	-	-	-	-	-	
内川	竪川橋	-	1	9	-/4	5		-	-	-	-	

注：1. 測定点、類型及び「m/n」は、第 3. 1. 2-9 表(1)注 1～3 を参照。

2. 「-」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

第 3. 1. 2-9 表(3) 水質の測定結果（生活環境項目・河川）（令和 5 年度）

河川名	測定点名	類型	全亜鉛〔T-Zn〕 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)				
			最小	最大	m/n	平均	環境基準	最小	最大	m/n	平均	環境基準
安治川	天保山渡	生物 B	0.001	0.043	1/4	0.018	0.03 以下	<0.00006	0.00008	0/4	0.00007	0.002 以下
尻無川	甚平衡渡		0.007	0.048	2/12	0.022		0.00008	0.00011	0/4	0.00009	
木津川	千本松渡		0.009	0.055	1/4	0.027		0.00010	0.00013	0/4	0.00012	
木津川運河	船町渡		0.010	0.061	2/12	0.024		<0.00006	0.00008	0/4	0.00007	
住吉川	住之江大橋 下流1,100m		0.026	0.071	7/12	0.040		<0.00006	0.00010	0/4	0.00008	
大和川	遠里小野橋		0.011	0.023	0/12	0.016		<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	
内川放水路	古川橋	-	0.037	0.037	-/1	0.037	-	-	-	-	-	-
内川	堅川橋	-	0.012	0.012	-/1	0.012		-	-	-	-	

注：1. 測定点、類型及び「m/n」は、第 3. 1. 2-9 表(1)注 1～3 を参照。

2. 「-」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

第 3. 1. 2-9 表(4) 水質の測定結果（生活環境項目・河川）（令和 5 年度）

河川名	測定点名	類型	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)				
			最小	最大	m/n	平均	環境基準
安治川	天保山渡	生物B	<0.0006	0.0032	0/4	0.0018	0.05 以下
尻無川	甚平衡渡		0.0019	0.0049	0/4	0.0033	
木津川	千本松渡		0.0021	0.0072	0/4	0.0041	
木津川運河	船町渡		<0.0006	0.0061	0/4	0.0032	
住吉川	住之江大橋 下流1,100m		0.0020	0.0056	0/4	0.0041	
大和川	遠里小野橋		0.0007	0.0016	0/4	0.0013	

注：測定点、類型及び「m/n」は、第 3. 1. 2-9 表(1)注 1～3 を参照。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

b. 人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目・河川）

令和 5 年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目）の水質の測定結果は第 3. 1. 2-10 表のとおりであり、6～8 地点で測定が行われている。ほう素は 1 地点（遠里小野橋）を除く 5 地点で環境基準を上回っている。

第 3. 1. 2-10 表(1) 水質の測定結果（健康項目・河川）（令和 5 年度）

河川名	測定点名	カドミウム (mg/L) [0.003mg/L以下]		全シアン (mg/L) [検出されないこと]		鉛 (mg/L) [0.01mg/L以下]		六価クロム (mg/L) [0.02mg/L以下]		砒素 (mg/L) [0.01mg/L以下]		総水銀 (mg/L) [0.0005mg/L以下]	
		年平均	適否	最大	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
安治川	天保山渡	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
尻無川	甚平衡渡	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
木津川	千本松渡	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
木津川運河	船町渡	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
住吉川	住之江大橋 下流 1,100m	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
大和川	遠里小野橋	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○

注：1. 測定点は、第 3. 1. 2-9 図を参照。

2. [] 内は、環境基準を示す。

3. 適否の「○」は環境基準適合、「×」は環境基準を上回っていることを示す。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

第 3. 1. 2-10 表(2) 水質の測定結果（健康項目・河川）（令和 5 年度）

河川名	測定点名	PCB (mg/L) [検出されないこと]		ジクロロ メタン (mg/L) [0.02mg/L以下]		四塩化炭素 (mg/L) [0.002mg/L以下]		1,2- ジクロロエタン (mg/L) [0.004mg/L以下]		1,1- ジクロロ エチレン (mg/L) [0.1mg/L以下]		シス-1,2- ジクロロ エチレン (mg/L) [0.04mg/L以下]	
		年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
安治川	天保山渡	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○
尻無川	甚平衡渡	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○
木津川	千本松渡	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○
木津川運河	船町渡	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○
住吉川	住之江大橋 下流 1,100m	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○
大和川	遠里小野橋	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○
内川放水路	古川橋	—	—	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○
内川	堅川橋	—	—	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○	<0.004	○

注：1. 測定点、[] 及び適否は、第 3. 1. 2-10 表(1) 注 1～3 を参照。

2. 「—」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

第 3. 1. 2-10 表 (3) 水質の測定結果 (健康項目・河川) (令和 5 年度)

河川名	測定点名	1, 1, 1- トリクロロ エタン (mg/L) [1mg/L 以下]		1, 1, 2- トリクロロ エタン (mg/L) [0.006mg/L 以下]		トリクロロ エチレン (mg/L) [0.01mg/L 以下]		テトラ クロロ エチレン (mg/L) [0.01mg/L 以下]		1, 3- ジクロロ プロペン (mg/L) [0.002mg/L 以下]		チウラム (mg/L) [0.006mg/L 以下]	
		年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
安治川	天保山渡	<0.0005	○	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○
尻無川	甚平衛渡	<0.0005	○	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○
木津川	千本松渡	<0.0005	○	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○
木津川運河	船町渡	<0.0005	○	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○
住吉川	住之江大橋 下流 1, 100m	<0.0005	○	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○
大和川	遠里小野橋	<0.0005	○	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.0006	○
内川放水路	古川橋	<0.0005	○	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	—	—
内川	竪川橋	<0.0005	○	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○	—	—

注：1. 測定点、[] 及び適否は、第 3. 1. 2-10 表 (1) 注 1～3 を参照。

2. 「—」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和 5 年度大阪府河川等水質調査結果報告書」(大阪府 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)
「令和 5 年度公共用水域水質測定結果」(堺市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

第 3. 1. 2-10 表 (4) 水質の測定結果 (健康項目・河川) (令和 5 年度)

河川名	測定点名	シマジン (mg/L) [0.003mg/L 以下]		チオベン カルブ (mg/L) [0.02mg/L 以下]		ベンゼン (mg/L) [0.01mg/L 以下]		セレン (mg/L) [0.01mg/L 以下]		硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素 (mg/L) [10mg/L 以下]	
		年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
安治川	天保山渡	<0.0003	○	<0.002	○	<0.001	○	<0.002	○	1.1	○
尻無川	甚平衛渡	<0.0003	○	<0.002	○	<0.001	○	<0.002	○	1.6	○
木津川	千本松渡	<0.0003	○	<0.002	○	<0.001	○	<0.002	○	2.4	○
木津川運河	船町渡	<0.0003	○	<0.002	○	<0.001	○	<0.002	○	1.5	○
住吉川	住之江大橋 下流 1, 100m	<0.0003	○	<0.002	○	<0.001	○	<0.002	○	5.7	○
大和川	遠里小野橋	<0.0003	○	<0.002	○	<0.001	○	<0.002	○	3.0	○
内川放水路	古川橋	—	—	—	—	<0.001	○	—	—	—	—
内川	竪川橋	—	—	—	—	<0.001	○	—	—	—	—

注：1. 測定点、[] 及び適否は、第 3. 1. 2-10 表 (1) 注 1～3 を参照。

2. 「—」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和 5 年度大阪府河川等水質調査結果報告書」(大阪府 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)
「令和 5 年度公共用水域水質測定結果」(堺市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

第 3. 1. 2-10 表(5) 水質の測定結果（健康項目・河川）（令和 5 年度）

河川名	測定点名	ふっ素 (mg/L) [0.8mg/L以下]		ほう素 (mg/L) [1mg/L以下]		1,4-ジオキサン (mg/L) [0.05mg/L以下]	
		年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
安治川	天保山渡	0.40	○	1.8	×	<0.005	○
尻無川	甚平衡渡	0.33	○	1.5	×	<0.005	○
木津川	千本松渡	0.31	○	1.6	×	<0.005	○
木津川運河	船町渡	0.38	○	2.1	×	<0.005	○
住吉川	住之江大橋下流 1,100m	0.35	○	1.5	×	<0.005	○
大和川	遠里小野橋	0.15	○	0.06	○	<0.005	○

注：測定点、[] 及び適否は、第 3. 1. 2-10 表(1)注 1～3 を参照。

「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）
「令和5年度公共用水域水質測定結果」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

c. ダイオキシン類（河川）

令和元～5 年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における水質の測定結果（ダイオキシン類）は第 3. 1. 2-11 表のとおりであり、7 地点で測定が行われている。ダイオキシン類（河川）は、すべての測定点で環境基準に適合している。

第 3. 1. 2-11 表 水質の測定結果（ダイオキシン類・河川）（令和元～5 年度）

河川名	測定点名	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		測定値 (pg-TEQ/L)	適否	測定値 (pg-TEQ/L)	適否	測定値 (pg-TEQ/L)	適否	測定値 (pg-TEQ/L)	適否	測定値 (pg-TEQ/L)	適否
安治川	天保山渡	0.047	○	0.063	○	0.039	○	0.086	○	0.088	○
尻無川	甚平衡渡	0.13	○	0.13	○	0.17	○	0.11	○	0.14	○
木津川	千本松渡	0.096	○	0.16	○	0.12	○	0.10	○	0.15	○
木津川運河	船町渡	0.19	○	0.16	○	0.10	○	0.19	○	0.22	○
住吉川	住之江大橋 下流 1,100m	0.45	○	0.27	○	0.19	○	0.17	○	0.11	○
大和川	遠里小野橋	0.37	○	0.17	○	0.19	○	0.24	○	0.29	○
内川	堅川橋	0.083	○	0.11	○	0.13	○	0.22	○	0.072	○

注：1. 測定点は、第 3. 1. 2-9 図を参照。

2. 適否の「○」は、環境基準（1pg-TEQ/L以下）適合を示す。

「令和元～5 年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」
（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「令和 5 年度ダイオキシン類環境調査結果」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

③ 地下水

a. 地下水水質

令和 5 年度の対象事業実施区域の周辺における地下水水質の測定点の位置は第 3.1.2-10 図のとおりであり、概況調査地点 4 地点、継続監視調査地点 3 地点で測定が行われている。令和 5 年度の測定結果によると、第 3.1.2-12 表のとおり、ふっ素 1 地点（大阪市住之江区御崎）、ほう素 1 地点（大阪市此花区島屋）において環境基準を上回っている。

第 3.1.2-12 表(1) 水質の測定結果（健康項目・地下水）（令和 5 年度）

調査種別	市名	測定点名	カドミウム (mg/L) [0.003mg/L 以下]		全シアン (mg/L) [検出されないこと]		鉛 (mg/L) [0.01mg/L 以下]		六価クロム (mg/L) [0.02mg/L 以下]		砒素 (mg/L) [0.01mg/L 以下]		総水銀 (mg/L) [0.0005mg/L 以下]	
			年平均値	適否	最大	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否
概況調査	大阪市	中央区中寺	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
	大阪市	阿倍野区播磨町	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
	堺市	堺区北清水町	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
	堺市	北区金岡町	<0.0003	○	N.D	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○	<0.0005	○
継続監視調査	大阪市	此花区島屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大阪市	住之江区御崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	堺市	堺区南安井町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：1. 調査種別は、概況調査が調査地域を選定して順次調査を行うローリング方式にて実施する調査、継続監視調査が汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について継続的に監視を行うために実施する調査を示す。

2. 測定点は、第 3.1.2-10 図を参照。

3. [] 内は、環境基準を示す。

4. 適否の「○」は、環境基準適合を、「×」は環境基準を上回っていることを示す。

5. 「—」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和 5 年度地下水質調査結果(継続監視調査)」
「令和 5 年度地下水質調査結果(概況調査(ローリング方式))」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

第 3.1.2-12 表(2) 水質の測定結果（健康項目・地下水）（令和 5 年度）

調査種別	市名	測定点名	PCB (mg/L) [検出されないこと]		ジクロロメタン (mg/L) [0.02mg/L 以下]		四塩化炭素 (mg/L) [0.002mg/L 以下]		クロロエチレン (mg/L) [0.002mg/L 以下]		1,2-ジクロロエタン (mg/L) [0.004mg/L 以下]		1,1-ジクロロエチレン (mg/L) [0.1mg/L 以下]	
			年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否
概況調査	大阪市	中央区中寺	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○
	大阪市	阿倍野区播磨町	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○
	堺市	堺区北清水町	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○
	堺市	北区金岡町	N.D	○	<0.002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0004	○	<0.002	○
継続監視調査	大阪市	此花区島屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大阪市	住之江区御崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	堺市	堺区南安井町	—	—	—	—	—	—	<0.0002	○	—	—	<0.002	○

注：調査種別、測定点、[] 内、適否及び「—」は、第 3.1.2-12 表(1)注 1～5 を参照。

「令和 5 年度地下水質調査結果(継続監視調査)」
「令和 5 年度地下水質調査結果(概況調査(ローリング方式))」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

第 3.1.2-12 表(3) 水質の測定結果（健康項目・地下水）（令和 5 年度）

調査種別	市名	測定点名	1,2-ジクロロエチレン (mg/L) [0.04mg/L以下]		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) [1mg/L以下]		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) [0.006mg/L以下]		トリクロロエチレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		テトラクロロエチレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		1,3-ジクロロプロペン (mg/L) [0.002mg/L以下]	
			年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否
概況調査	大阪市	中央区中寺	<0.004	○	<0.0005	○	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○
	大阪市	阿倍野区播磨町	<0.004	○	<0.0005	○	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○
	堺市	堺区北清水町	0.010	○	<0.0005	○	<0.0006	○	0.004	○	0.0043	○	<0.0002	○
	堺市	北区金岡町	<0.004	○	<0.0005	○	<0.0006	○	<0.001	○	<0.0005	○	<0.0002	○
継続監視調査	大阪市	此花区島屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大阪市	住之江区御崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	堺市	堺区南安井町	0.004	○	—	—	<0.0006	○	0.001	○	0.0032	○	—	—

注：調査種別、測定点、[] 内、適否及び「—」は、第 3.1.2-12 表(1)注 1～5 を参照。

「令和 5 年度地下水質調査結果(継続監視調査)」
「令和 5 年度地下水質調査結果(概況調査(ローリング方式))」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

第 3.1.2-12 表(4) 水質の測定結果（健康項目・地下水）（令和 5 年度）

調査種別	市名	測定点名	チウラム (mg/L) [0.006mg/L以下]		シマジン (mg/L) [0.003mg/L以下]		チオベンカルブ (mg/L) [0.02mg/L以下]		ベンゼン (mg/L) [0.01mg/L以下]		セレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L) [10mg/L以下]	
			年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否
概況調査	大阪市	中央区中寺	<0.0006	○	<0.0003	○	<0.002	○	<0.001	○	<0.002	○	3.9	○
	大阪市	阿倍野区播磨町	<0.0006	○	<0.0003	○	<0.002	○	<0.001	○	<0.002	○	6.8	○
	堺市	堺区北清水町	<0.0006	○	<0.0003	○	<0.002	○	<0.001	○	<0.002	○	0.19	○
	堺市	北区金岡町	<0.0006	○	<0.0003	○	<0.002	○	<0.001	○	<0.002	○	5.4	○
継続監視調査	大阪市	此花区島屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大阪市	住之江区御崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	堺市	堺区南安井町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：調査種別、測定点、[] 内、適否及び「—」は、第 3.1.2-12 表(1)注 1～5 を参照。

「令和 5 年度地下水質調査結果(継続監視調査)」
「令和 5 年度地下水質調査結果(概況調査(ローリング方式))」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

第 3.1.2-12 表(5) 水質の測定結果（健康項目・地下水）（令和 5 年度）

調査種別	市名	測定点名	ふっ素 (mg/L) [0.8mg/L以下]		ほう素 (mg/L) [1mg/L以下]		1,4-ジオキサン (mg/L) [0.05mg/L以下]	
			年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否
概況調査	大阪市	中央区中寺	0.10	○	0.07	○	<0.005	○
	大阪市	阿倍野区播磨町	<0.08	○	0.09	○	<0.005	○
	堺市	堺区北清水町	<0.08	○	0.08	○	<0.005	○
	堺市	北区金岡町	0.24	○	0.03	○	<0.005	○
継続監視調査	大阪市	此花区島屋	—	—	2.4	×	—	—
	大阪市	住之江区御崎	1.6	×	0.78	○	—	—
	堺市	堺区南安井町	—	—	—	—	—	—

注：調査種別、測定点、[] 内、適否及び「—」は、第 3.1.2-12 表(1)注 1～5 を参照。

「令和 5 年度地下水質調査結果(継続監視調査)」
「令和 5 年度地下水質調査結果(概況調査(ローリング方式))」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

b. ダイオキシン類（地下水）

令和元～5 年度の対象事業実施区域の周辺におけるダイオキシン類（地下水）の測定点の位置は第 3.1.2-10 図のとおりであり、令和 2 年度は 1 地点、令和元年度、3 年度及び 5 年度はそれぞれ 2 地点で測定が行われている。第 3.1.2-13 表のとおり、すべての測定点で環境基準（1pg-TEQ/L以下）に適合している。

なお、令和 4 年度は対象事業実施区域の周辺に測定点はない。

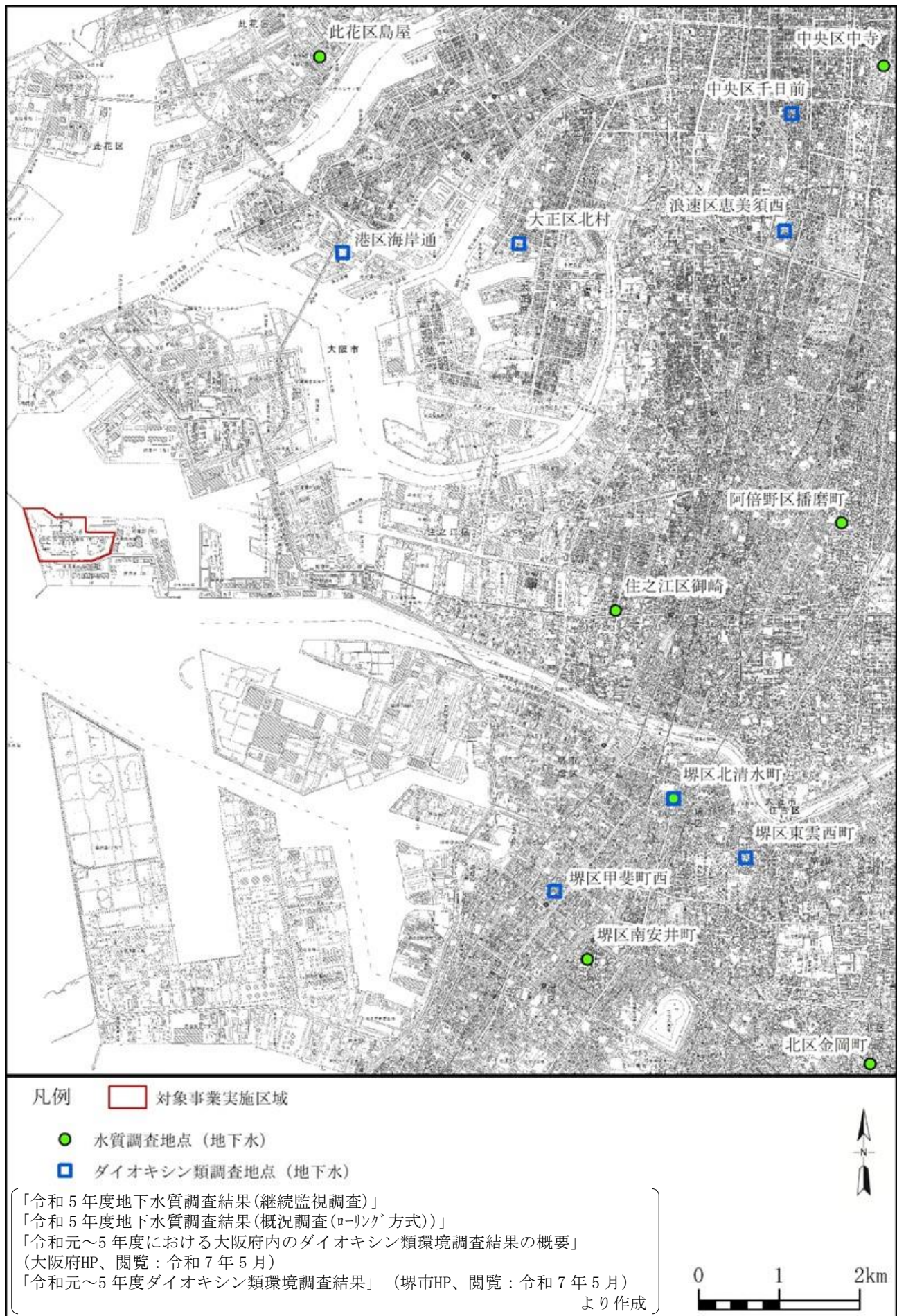
第 3.1.2-13 表 地下水のダイオキシン類の測定結果（令和元～5 年度）

市名	測定点名	測定値 (pg-TEQ/L)	測定年度	適否
大阪市	浪速区恵美須西	0.041	令和元年度	○
堺市	堺区東雲西町	0.19	令和元年度	○
大阪市	中央区千日前	0.034	令和 2 年度	○
大阪市	港区海岸通	0.049	令和 3 年度	○
堺市	堺区甲斐町西	0.016	令和 3 年度	○
大阪市	大正区北村	0.048	令和 5 年度	○
堺市	堺区北清水町	0.027	令和 5 年度	○

注：1. 測定点は、第 3.1.2-10 図を参照。

2. 適否の「○」は、環境基準（1pg-TEQ/L以下）適合を示す。

「令和元～5 年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」
（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「令和元～5 年度ダイオキシン類環境調査結果」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
より作成



第3.1.2-10 図 水質測定点の位置（地下水）

(3) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

令和元～5年度の水質汚濁に係る苦情の発生状況は、第3.1.2-14表のとおりである。

令和5年度の大阪市、堺市及び大阪府における水質汚濁に係る苦情の発生状況は、大阪市では0件、堺市では22件、大阪府では155件となっている。

第3.1.2-14表 水質汚濁に係る苦情の発生状況（令和元～5年度）

(単位：件)					
地域	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大阪市	0	1	0	0	0
堺市	53	39	33	35	22
大阪府	249	226	237	215	155

〔「令和元～5（2019～2023）年度版 大阪市環境白書」（大阪市、令和3～7年）
「堺市統計書 令和6年度版」（堺市、令和7年）
「令和6年度版 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

3. 水底の底質の状況

(1) 海域

令和5年度の対象事業実施区域の周辺海域における水底の底質の測定結果（一般項目／健康項目）は第3.1.2-15表のとおりであり、第3.1.2-5図に示す1地点で測定が行われている。

また、令和元～5年度の対象事業実施区域の周辺海域における水底の底質の測定結果（ダイオキシン類・海域）は第3.1.2-16表のとおりであり、第3.1.2-5図に示す2地点又は4地点で測定が行われている。水底の底質の測定結果（ダイオキシン類・海域）は、すべての測定点で環境基準に適合している。

第3.1.2-15表 水底の底質の測定結果（一般項目／健康項目・海域）（令和5年度）

測定点名	測定月	一般項目									
		pH	COD _{sed}	硫化物	含水率	強熱減量	酸化還元 電位	総クロム	n-ヘキサン 抽出物質	全窒素	全燐
		(－)	(mg/g)	(mg/g)	(%)	(%)	(mV)	(mg/kg)	(mg/g)	(mg/g)	(mg/g)
南港西	8月	7.8	22	0.40	67	8.8	-390	78	0.9	2.3	0.65
	2月	7.8	37	0.54	66	9.9	-477	69	—	—	—

測定点名	測定月	健康項目						
		カドミウム (mg/kg)	全シアン (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	P C B (mg/kg)
南港西	8月	0.60	<0.1	54	14	0.79	<0.01	0.10

注：1. 測定点は、第3.1.2-5図を参照。

2. 底質の調査は、第3.1.2-2表に示す8地点のうち「南港西」の1地点で、ローリング調査（数年に一度調査を実施）が行われている。

〔「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

第 3. 1. 2-16 表 水底の底質の測定結果(ダイオキシン類・海域)(令和元～5 年度)

測定点名	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	測定値 (pg-TEQ/g)	適否	測定値 (pg-TEQ/g)	適否	測定値 (pg-TEQ/g)	適否	測定値 (pg-TEQ/g)	適否	測定値 (pg-TEQ/g)	適否
南港西	19	○	21	○	19	○	16	○	16	○
No. 5 ブイ跡	13	○	—	—	—	—	24	○	—	—
南港	—	—	2. 5	○	—	—	—	—	3. 2	○
大阪港関門外	20	○	—	—	—	—	17	○	—	—
木津川河口中央	—	—	100	○	—	—	—	—	130	○
堺 7-3 区沖	13	○	14	○	14	○	15	○	15	○

注：1. 測定点は、第 3. 1. 2-5 図を参照。

2. 適否の「○」は、環境基準（150pg-TEQ/g 以下）適合を示す。

3. 「—」は、調査が実施されていないことを示す。

「令和元～5 年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」
（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

(2) 河川

令和 5 年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における水底の底質の測定結果（一般項目／健康項目）は第 3. 1. 2-17 表のとおりであり、第 3. 1. 2-9 図に示す 3 地点で測定が行われている。

また、令和元～5 年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における水底の底質の測定結果（ダイオキシン類）は第 3. 1. 2-18 表のとおりであり、第 3. 1. 2-9 図に示す 7 地点で測定が行われている。水底の底質の測定結果（ダイオキシン類・河川）は、1 地点（船町渡）で環境基準を超過する年度がみられた以外は、すべての測定点で環境基準に適合している。

第 3. 1. 2-17 表 水底の底質の測定結果（一般項目／健康項目・河川）（令和 5 年度）

河川名	測定点名	含水率 (%)	総水銀 (mg/kg)	P C B (mg/kg)
安治川	天保山渡	35. 0	4. 8	0. 10
木津川	千本松渡	42. 0	5. 0	0. 10
大和川	遠里小野橋	5. 2	0. 01	<0. 01

注：測定点は、第 3. 1. 2-9 図を参照。

〔「令和5年度大阪府河川等水質調査結果報告書」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

第 3. 1. 2-18 表 水質の底質の測定結果(ダイオキシン類・河川)(令和元～5 年度)

河川名	測定点名	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		測定値 (pg-TEQ/g)	適否	測定値 (pg-TEQ/g)	適否	測定値 (pg-TEQ/g)	適否	測定値 (pg-TEQ/g)	適否	測定値 (pg-TEQ/g)	適否
安治川	天保山渡	32	○	36	○	44	○	88	○	31	○
尻無川	甚平衡渡	41	○	73	○	74	○	71	○	69	○
木津川	千本松渡	78	○	100	○	71	○	82	○	75	○
木津川運河	船町渡	200	×	220	×	130	○	270	×	86	○
住吉川	住之江大橋 下流 1, 100m	38	○	47	○	42	○	30	○	35	○
大和川	遠里小野橋	0. 26	○	0. 23	○	0. 25	○	0. 22	○	0. 23	○
内川	堅川橋	86	○	67	○	110	○	81	○	100	○

注：1. 測定点は、第 3. 1. 2-9 図を参照。

2. 適否の「○」は環境基準（150pg-TEQ/g 以下）適合を、「×」は環境基準を上回っていることを示す。

「令和元～5 年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」
（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「令和元～5 年度ダイオキシン類環境調査結果」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1) 土壌汚染の状況

令和元～5 年度の対象事業実施区域の周辺における土壌のダイオキシン類測定点の位置は第 3.1.3-1 図、その測定結果は第 3.1.3-1 表のとおりであり、令和 2、3 年度にそれぞれ 1 地点で測定が行われている。土壌のダイオキシン類は、すべての測定点で環境基準に適合している。

なお、令和元年度、4 年度、及び 5 年度は対象事業実施区域の周辺に測定点はない。

第 3.1.3-1 表 土壌のダイオキシン類の測定結果（令和元年～5 年度）

測定点名	測定値 (pg-TEQ/g)	測定年度	適否
向泉寺公園	2.2	令和 2 年度	○
築港小学校	1.5	令和 3 年度	○

注：1. 測定点は、第 3.1.3-1 図を参照。

2. 測定値は、乾燥泥当たりの濃度である。

3. 適否の「○」は、環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）適合を示す。

「令和元～5 年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」
（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

また、対象事業実施区域の周辺における「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく指定状況については、要措置区域の指定はなく、形質変更時要届出区域は大阪市住之江区で 20 か所、堺市堺区で 43 か所指定されている。

対象事業実施区域の周辺における「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）に基づく指定状況については、大阪府全域に要措置管理区域の指定はなく、要届出管理区域は大阪市住之江区で 1 か所、堺市堺区で 12 か所指定されている。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域情報」
「大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要措置管理区域・要届出管理区域情報」
（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

(2) 対象事業実施区域の土地利用履歴及び土壌汚染の状況

対象事業実施区域は、公有水面埋め立てによって造成された埋立地である。当社は、昭和 59 年に大阪市と発電所用地の変更契約を締結、大阪港南港埠頭の土地（現在の南港発電所立地の土地）を取得し、南港発電所を建設した。なお、南港発電所は昭和 60 年にガス導管海底シールドトンネルに着工、昭和 62 年に発電所工事に本格着工し、平成 3 年に運転を開始した。

当社は、「土壌汚染対策法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、対象事業実施区域の土壌汚染状況調査を実施した結果、敷地の一部から土壌含有量基準値を超える「鉛及びその化合物」が検出された。そのため、法第 4 条第 1 項及び法第 4 条第 2 項の規定に基づき届出等を行い、令和 7 年 1 月 31 日、大阪市により、対象事業実施区域内の一部（238.55㎡）が、「形質変更時要届出区域」に指定された。当該検出された敷地については、既に土壌を除去し、汚染土壌処理業者にて適正に処理済みであり、令和 7 年 7 月 11 日付で指定解除されている。なお、新たに土壌の汚染が確認された場合には、関係法令等に基づき適切に対応する。

(3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

令和元～5 年度の土壌汚染に係る苦情の発生状況は、第 3.1.3-2 表のとおりである。

令和 5 年度の大阪市及び堺市における土壌汚染に係る苦情の発生状況は、堺市では 0 件となっている。なお、大阪市においては、土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を「その他」として計 21 件となっている。

第3.1.3-2表 土壌汚染に係る苦情の発生状況（令和元～5年度）

（単位：件）

地域	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大阪市	21	10	20	21	21
堺市	0	1	0	0	0
大阪府	6	4	2	2	1

注：大阪市は土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む値を示す。

〔「令和 2～6（2020～2024）年度版 大阪市環境白書」（大阪市、令和 2～6 年）
「堺市統計書 令和 6 年度版」（堺市、令和 7 年）
「令和 6 年度版 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 7 年）より作成〕

2. 地盤の状況

令和元～5 年度の地盤沈下に係る苦情の発生状況は、第 3.1.3-3 表のとおりである。

令和 5 年度の大阪市及び堺市における地盤沈下に係る苦情の発生状況は、堺市では 0 件となっている。なお、大阪市においては、土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を「その他」として計 21 件となっている。

また、令和 5 年度において対象事業実施区域周辺の大阪市港区築港 4 丁目、堺市大浜西町等で地下水位の経年変化が観測されているが、地盤沈下を示す情報はない。

〔「大阪府大阪平野地盤沈下情報 令和 5 年度」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

第3.1.3-3表 地盤沈下に係る苦情の発生状況（令和元～5年度）

（単位：件）

地域	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大阪市	21	10	20	21	21
堺市	0	0	0	0	0
大阪府	2	0	1	3	0

注：大阪市は土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む値を示す。

〔「令和 2～6（2020～2024）年度版 大阪市環境白書」（大阪市、令和 3～7 年）
「堺市統計書 令和 6 年度版」（堺市、令和 7 年）
「令和 6 年度版 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 7 年）より作成〕

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

(1) 陸上の地形

対象事業実施区域及びその周辺における地形分類は、第 3.1.4-1 図のとおりである。対象事業実施区域の地形分類の区分は埋立地であり、沿岸部は広く三角州性低地が分布し、その内陸部は自然堤防・砂州・砂丘、扇状地性低地を挟み、段丘（中・低位）が広がっている。

(2) 海底の地形

対象事業実施区域及びその周辺海域における海底の地形は、第 3.1.4-2 図のとおりである。対象事業実施区域の前面海域の水深は 6m 程度であり、沖合約 1km で 10m、沖合約 2 km で 12m となっている。

2. 地質の状況

(1) 陸上の地質

対象事業実施区域及びその周辺における表層地質は、第 3.1.4-3 図のとおりである。対象事業実施区域の表層地質の区分は埋立地であり、沿岸部は広く泥が分布し、内陸部は砂を挟んで礫が分布している。

対象事業実施区域及びその周辺における表層土壌は、第 3.1.4-4 図のとおりである。対象事業実施区域の表層土壌の区分は市街地であり、周辺に広く分布している。

(2) 海底の地質

対象事業実施区域及びその周辺海域における海底の底質は、第 3.1.4-2 図のとおりである。対象事業実施区域及びその周辺海域における海底の底質は、広範囲で泥となっており、対象事業実施区域の前面の沿岸部では石及び泥であり、所々に貝殻がみられる。

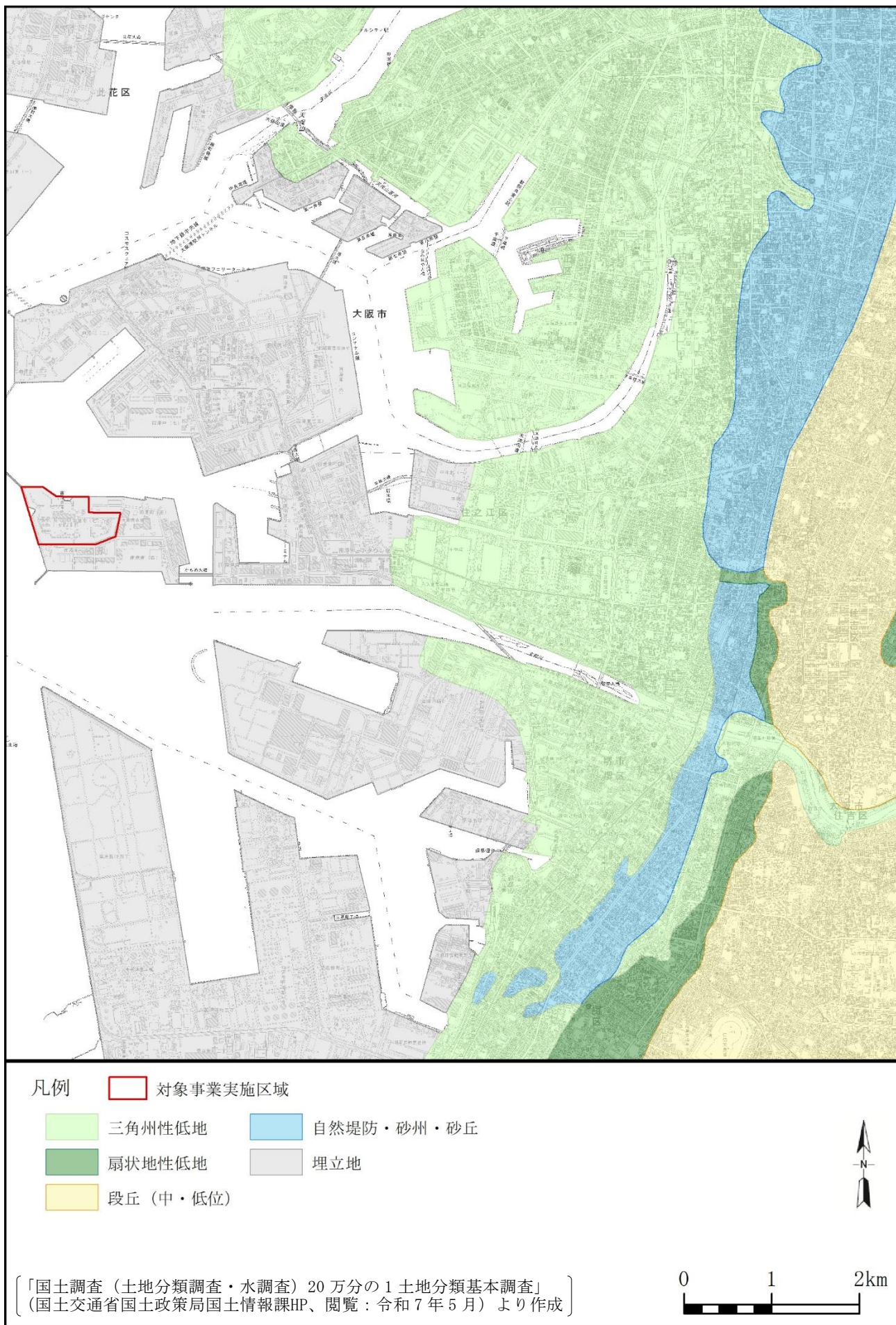
3. 重要な地形、地質

重要な地形及び地質の選定基準は第 3.1.4-1 表のとおりである。

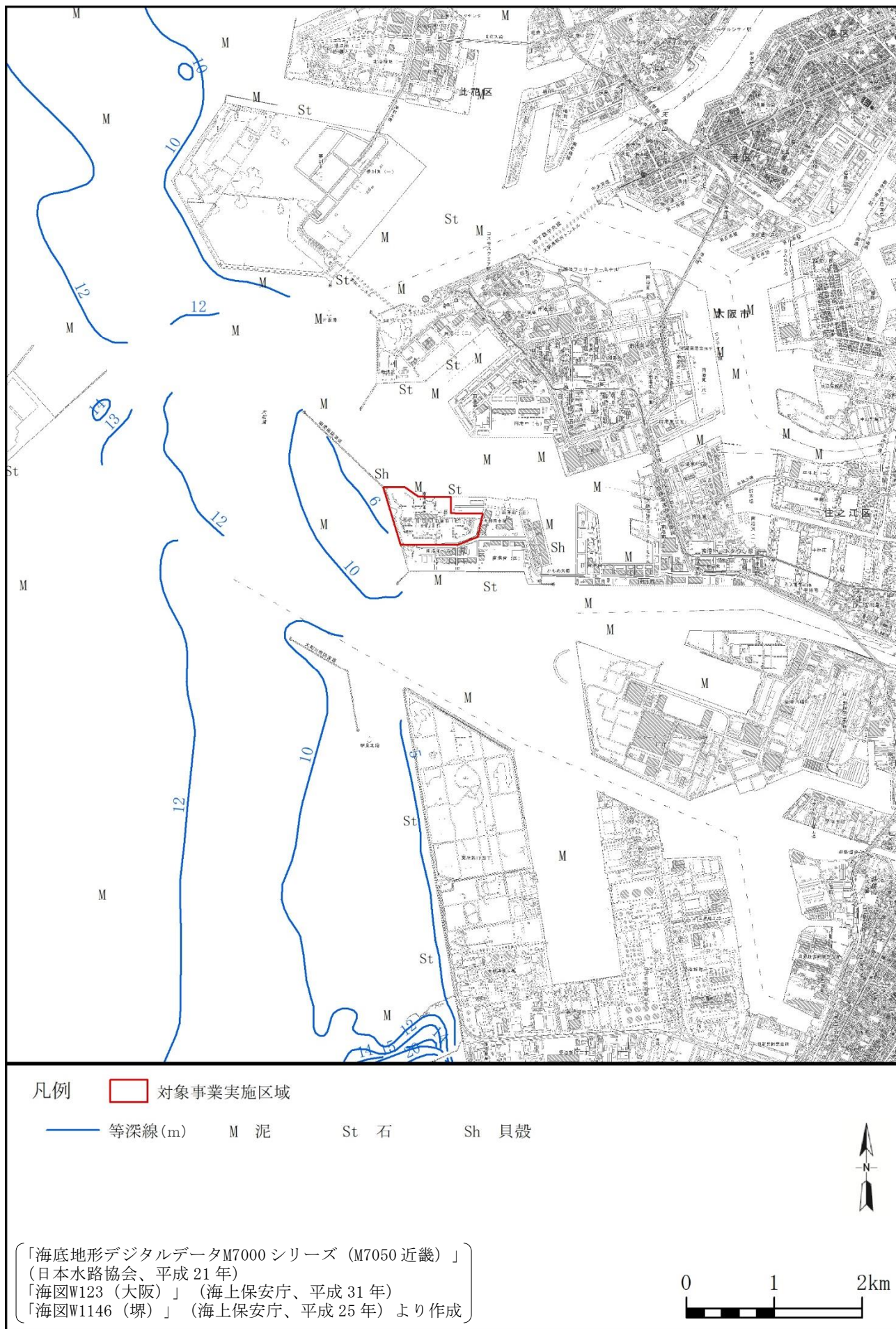
対象事業実施区域及びその周辺には重要な地形、地質は存在しない。

第 3.1.4-1 表 重要な地形及び地質の選定基準

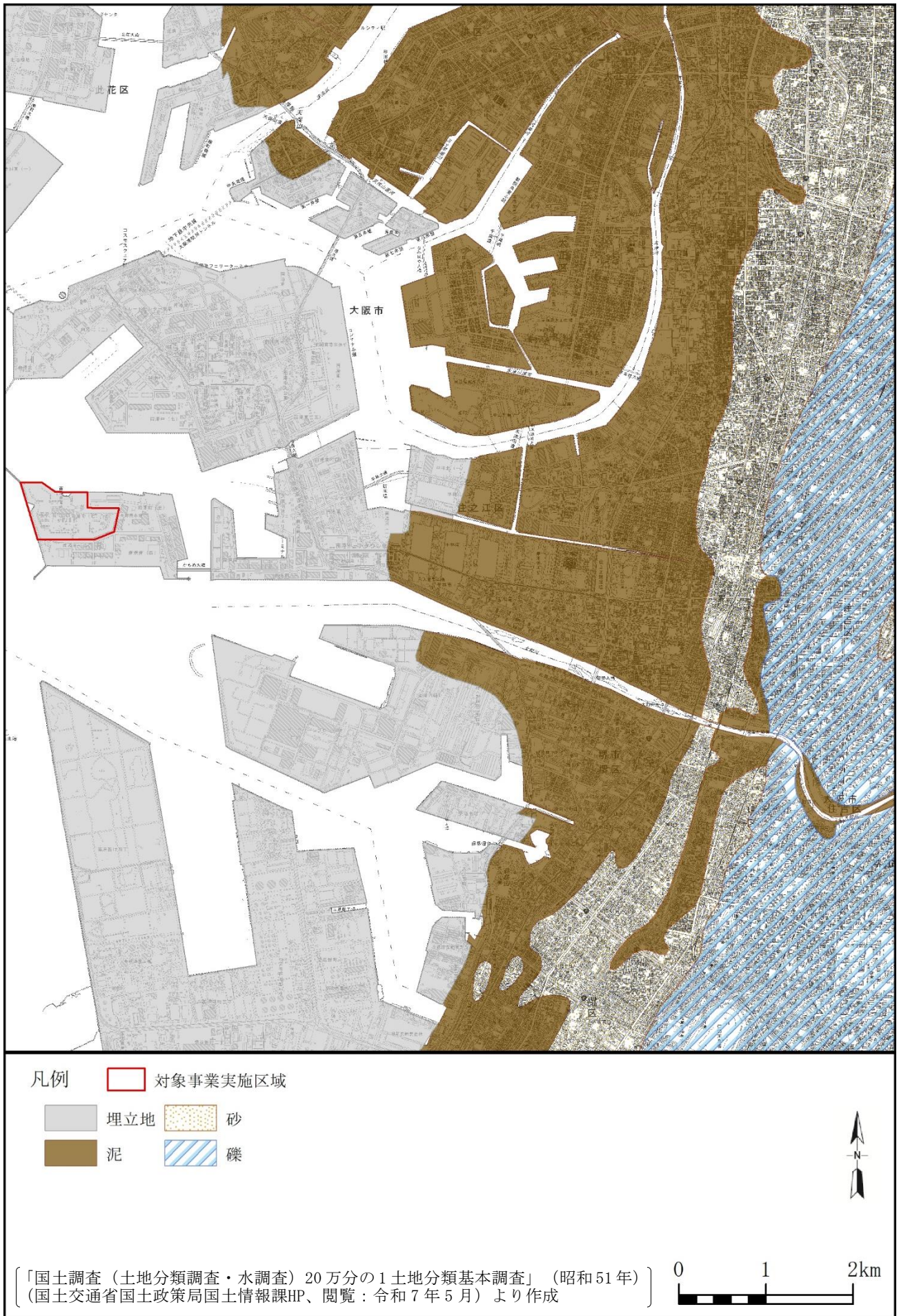
番号	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「大阪市文化財保護条例」(平成 11 年大阪市条例第 5 号) 「堺市文化財保護条例」(平成 3 年堺市条例第 5 号)	・国指定特別天然記念物 ・国指定天然記念物 ・大阪府指定天然記念物 ・大阪市指定天然記念物 ・堺市指定天然記念物
②	「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号) 「大阪府自然環境保全条例」(昭和 48 年大阪府条例第 2 号)	・国指定自然環境保全地域 ・大阪府指定自然環境保全地域
③	「第 3 回自然環境保全基礎調査 大阪府自然環境情報図」 (環境庁、平成元年)	・地形・地質、自然現象に係る自然景観資源
④	「日本の地形レッドデータブック第 1 集ー危機にある地形ー」 (古今書院、平成 12 年)	保護ランク A：保存状態が良好で今後も保護を続けるべき地形 B：開発による破壊の恐れがあり緊急に保護を必要とする地形 C：すでに一部が破壊されてしまったがその他の部分は保護できた地形、または現在破壊が進行中の地形 D：重要な地形でありながらすでに破壊され失われた地形 地形区分 I：変動地形 II：火山地形 III：河川の作用や風化・侵食によってできる地形 IV：気候を反映した地形 V：海岸地形 VI：地質を反映した地形 VII：その他の重要な地形
⑤	「日本の典型地形について」(国土交通省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)	・日本の多様な地形を成因別に 194 の地形項目に分け、それぞれの地形項目の特徴を有する代表的な地形



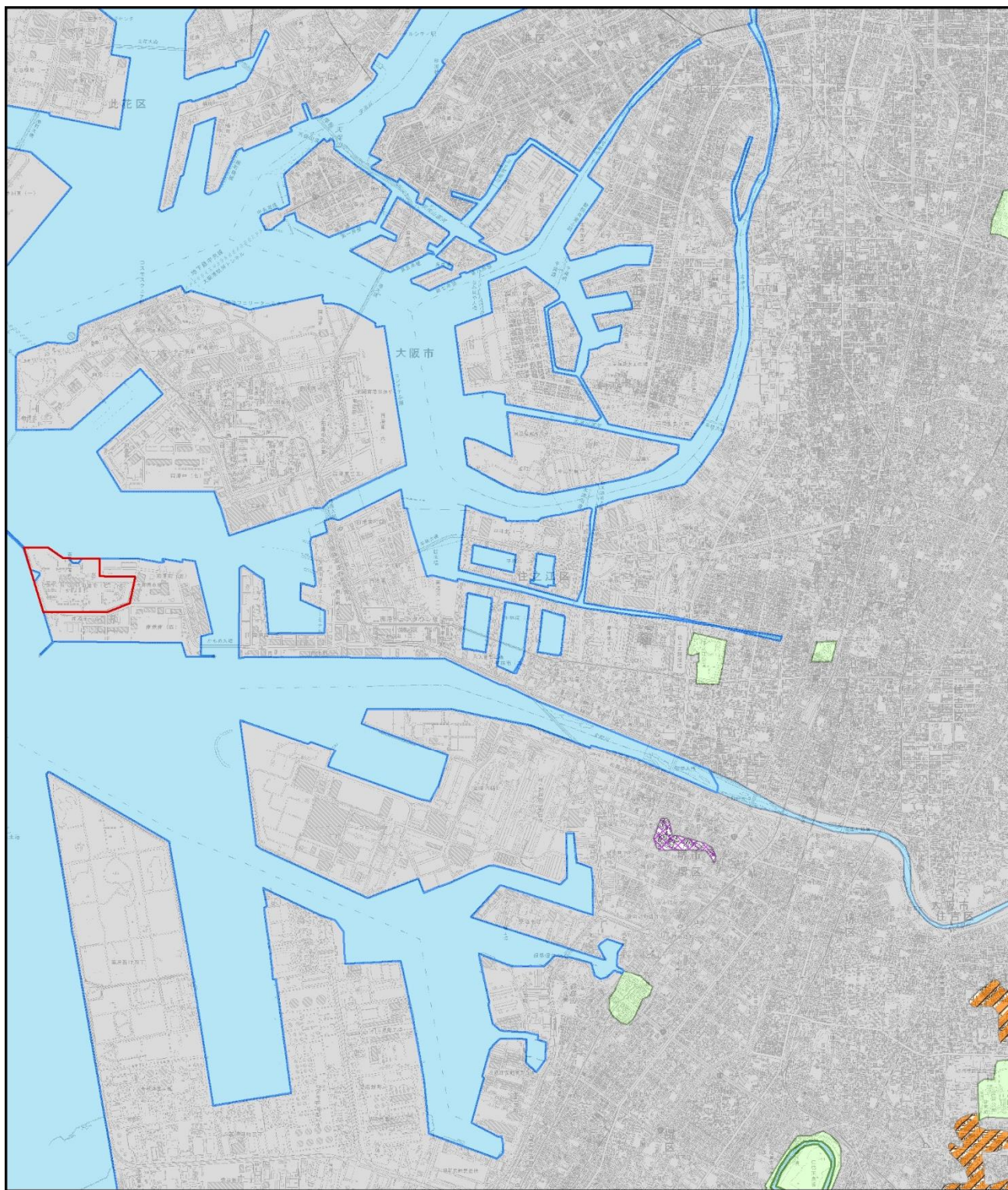
第 3.1.4-1 図 地形分類



第 3.1.4-2 図 海底の地形及び底質



第 3. 1. 4-3 図 表層地質



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 灰色台地土壌
 - 灰色低地土壌
 - 緑地
 - 水面
 - 市街地



〔「国土調査（土地分類調査・水調査）20 万分の 1 土地分類基本調査」
（国土交通省国土政策局国土情報課HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕



第 3.1.4-4 図 表層土壌

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 陸域の動物の状況

(1) 陸域の動物相の概要

対象事業実施区域及びその周辺における陸域の動物相の概要を第 3.1.5-1 表に示す既存資料により整理した。

第 3.1.5-1 表 文献その他既存資料（陸域動物）

No.	文献名	調査対象
1	「第 2 回自然環境保全基礎調査（昭和 53 年度）動植物分布調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）	哺乳類、鳥類、昆虫類
2	「第 3 回自然環境保全基礎調査（昭和 59 年度）動植物分布調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）	鳥類
3	「第 4 回自然環境保全基礎調査（平成元～3 年度）動植物分布調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）	哺乳類、昆虫類
4	「第 5 回自然環境保全基礎調査（平成 9、10 年度）動植物分布調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）	哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、底生動物
5	「第 6 回自然環境保全基礎調査（平成 12～16 年度）動植物分布調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）	哺乳類
6	「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査（平成 25、30、令和元、3 年度）」（水情報国土データ管理センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）	哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、底生動物
7	「第 55 回ガンカモ類の生息調査報告書（令和 5 年度）」（環境省、令和 6 年）	鳥類
8	「2023 年度モニタリングサイト 1000 シギ・チドリ類調査」（環境省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	鳥類
9	「環境アセスメントデータベース」（環境省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	鳥類
10	「大阪の生物多様性ホットスポット ー多様な生き物たちに会える場所ー」（大阪府環境農林水産部、平成 28 年）	鳥類
11	「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト（令和 5 年度）」（大阪湾環境再生連絡会、閲覧：令和 7 年 5 月）	鳥類
12	「大阪南港野鳥園出現鳥類」（大阪南港野鳥園HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	鳥類
13	「大阪市住之江区・南港野鳥園の干潟環境における甲虫目昆虫相ー2000 年～2002 年の調査結果ー」（大阪市立自然史博物館、平成 15 年）	昆虫類
14	「北港テクノポート線建設事業に係る事後調査（平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月）」（株式会社 大阪港トランスポートシステム、大阪市、平成 20 年）	鳥類
15	「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査報告書（令和 4 年度）」（国土交通省近畿地方整備局・大阪市・大阪湾広域臨海環境整備センター、令和 5 年）	鳥類
16	「2025 年日本国際博覧会 環境影響評価書」（公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会、令和 4 年）	哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、底生動物

注：1. No. 12「大阪南港野鳥園出現鳥類」は、年別データが存在しないため、開園以来のリスト（1983 年～2022 年）データによりとりまとめた。

2. 上記以外の文献については、至近年のデータを取りまとめた。

対象事業実施区域及びその周辺における陸域の動物相の概要は第 3. 1. 5-2 表のとおりであり、哺乳類では 4 目 7 科 12 種、鳥類では 20 目 56 科 270 種、爬虫類では 2 目 5 科 5 種、両生類では 1 目 3 科 4 種、昆虫類では 15 目 101 科 340 種、底生動物では 24 目 52 科 107 種の合計 61 目 211 科 722 種が確認されている。

「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、対象事業実施区域及びその周辺のガンカモ類の渡来状況は第 3. 1. 5-3 表、生息調査地点の位置は第 3. 1. 5-1 図のとおり、令和 5 年度ではホシハジロ、マガモが多く確認されている。

第 3. 1. 5-2 表 陸域の動物相の概要

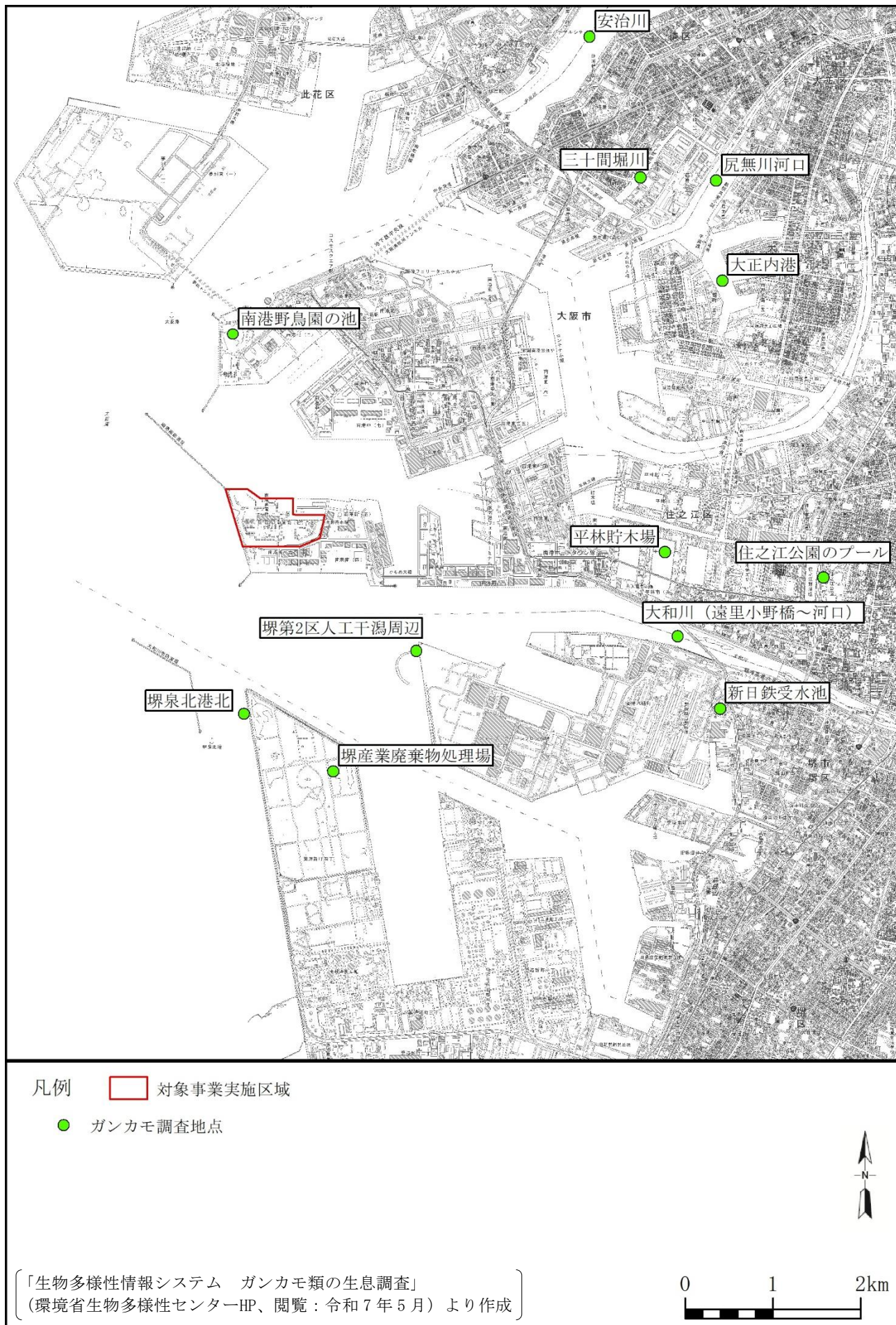
分類名	主な確認種	確認種数
哺乳類	コウベモグラ、アブラコウモリ、カヤネズミ、ハツカネズミ、クマネズミ、ドブネズミ、ヌートリア、タヌキ、キツネ、ノイヌ（オオカミ）、シベリアイタチ、ハクビシン	4 目 7 科 12 種
鳥類	コジュケイ、ヒシクイ、カイツブリ、カワラバト(ドバト)、オオミズナギドリ、コウノトリ、アカアシカツオドリ、サンカノゴイ、クイナ、ジュウイチ、ヨタカ、アマツバメ、タゲリ、ミサゴ、オオコノハズク、ヤツガシラ、アカショウビン、アリスイ、チョウゲンボウ、サンショウクイ等	20 目 56 科 270 種
爬虫類	ミシシippiaアカミミガメ、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ	2 目 5 科 5 種
両生類	ニホンアマガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ヌマガエル	1 目 3 科 4 種
昆虫類	ホソミイトトンボ、ヤマトゴキブリ、ハラビロカマキリ、ヒゲジロハサミムシ、ツユムシ、セジロウナカ、ヤマトクサカゲロウ、ムネカクトビケラ、チャノコカクモンハマキ、ウスイロユスリカ、ミイデラゴミムシ、ハダクロハバチ等	15 目 101 科 340 種
底生動物	ヨワカイメン、アメリカツノウズムシ、シマミズウドンゲ、ヒメタニシ、ハブタエモノアラガイ、タイワンシジミ、オイワケゴカイ、スエヒロミミズ、カイヨウミミズ、ヌマビル、ヌマイシビル、ヨーロッパフジツボ、キスイタナイス、ヒメハマトビムシ、ミズムシ（甲）、ミズレヌマエビ、ウデマガリコカゲロウ、ホソミイトトンボ、アメンボ、コガタシマトビケラ、カモヤマユスリカ、チャイロチビゲンゴロウ、ヒメテンコケムシ、チャミドロコケムシ等	24 目 52 科 107 種
合計	—	61 目 211 科 722 種

注：1. 第 3. 1. 5-1 表に示す調査対象の記載に基づいて、底生動物の主な確認種を整理したため、昆虫類が含まれる。
2. 合計は、分類間で同じ目、科、種が出現していることにより全分類の和とは異なる。

第 3. 1. 5-3 表 ガンカモ類の渡来状況（令和 5 年度）

調査地点名	マガモ	カルガモ	コガモ	オカヨシガモ	ヒドリガモ	オナガガモ	ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	ホオジロガモ	ウミアイサ	ミコアイサ	計
安治川	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2
三十間堀川	—	10	—	1	4	—	—	27	6	—	—	—	—	48
尻無川河口	—	2	—	—	—	—	—	14	4	—	—	—	—	20
大正内港	—	10	—	—	—	—	—	11	2	—	—	—	—	23
南港野鳥園の池	55	—	71	5	22	2	—	4	2	—	2	1	—	164
平林貯木場	252	9	8	12	15	—	28	1001	135	109	—	3	—	1572
住之江公園のプール	—	31	—	—	25	—	—	1	2	—	—	—	—	59
大和川(遠里小野橋～河口)	19	19	21	9	23	—	11	133	28	—	6	6	—	275
堺 2 区人工干潟周辺	11	—	—	30	30	—	21	820	—	235	—	4	—	1151
新日鉄受水池	6	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
堺泉北港北	—	—	—	—	10	—	—	139	—	—	—	—	—	149
堺産業廃棄物処理場	7	74	—	6	—	—	113	640	4	—	6	—	2	852

「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」
 （環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成



第 3.1.5-1 図 ガンカモ類調査地点の位置

(2) 陸域の動物の重要な種及び注目すべき生息地

陸域の動物の重要な種は、前項の文献その他の資料で確認された種について、第 3.1.5-4 表の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。選定結果は、第 3.1.5-5～10 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺において、哺乳類ではコウベモグラ、カヤネズミ、キツネの 3 種、鳥類ではキジ、ヒシクイ、カンムリカイツブリ、シラコバト、オオミズナギドリ、コウノトリ、アカアシカツオドリ、サンカノゴイ、クイナ、ジュウイチ、ヨタカ、タゲリ、ミサゴ、オオコノハズク、アカショウビン、アリスイ、チョウゲンボウ、サンショウクイ等の 157 種、爬虫類ではニホントカゲ、ニホンカナヘビの 2 種、両生類ではトノサマガエル の 1 種、昆虫類ではホソミイトトンボ、ネアカヨシヤンマ、コフキトンボ、ギンイチモンジセセリ、トラフシジミ、コムラサキ、マルガタゲンゴロウ、コガムシ、チャイロムナボソコメツキ、ジュウクホシテントウ等の 42 種、底生動物ではチリメンカワニナ、クリイロカワザンショウガイ、モノアラガイ、ミゾレヌマエビ、ホソミイトトンボ、コフキトンボ、ムモンミズカメムシ、コオイムシ、ケシゲンゴロウの 9 種の重要な種が確認されている。

また、「大阪府レッドリスト 2014（生物多様性ホットスポット）」（大阪府環境農林水産部、平成 26 年）によると、対象事業実施区域及びその周辺における陸域の動物の注目すべき生息地として、第 3.1.5-2 図に示すとおり、対象事業実施区域の北約 2km～北西約 5kmの埋立造成地に野鳥園臨港緑地（大阪南港野鳥園）及び夢洲が、対象事業実施区域の南東及び南約 2 kmに堺 2 区及び堺 7-3 区埋立地が存在する。なお、野鳥園臨港緑地（大阪南港野鳥園）は大阪港の港湾施設として設置され、人工干潟と緑地で環境を構成整備した野鳥のための保護区域に、夢洲は高水準のコンテナ物流拠点として既に供用している人工島で、2025 年万博の開催地に、堺 2 区及び堺 7-3 区埋立地は国内希少野生動植物種の生息・生育域を含む可能性がある場所になっている。

第 3.1.5-4 表 陸域の動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

番号	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「大阪市文化財保護条例」(平成 11 年大阪市条例第 5 号) 「堺市文化財保護条例」(平成 3 年堺市条例第 5 号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 府天：大阪府指定天然記念物 市天：大阪市指定天然記念物 堺市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「近畿地区・鳥類レッドデータブックー絶滅危惧種判定システムの開発ー」(京都大学学術出版会、平成 14 年)	繁：繁殖個体群 冬：越冬個体群 通：通過個体群 夏：夏季滞在個体群 1：危機的絶滅危惧 2：絶滅危惧 3：準絶滅危惧 4：要注目
⑤	「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26 年)	EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
⑥	「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物ー堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021ー」(堺市、令和 3 年)	絶滅 A：Aランク B：Bランク C：Cランク 不足：情報不足

第 3.1.5-5 表 陸域の動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	モグラ（食虫）	モグラ	コウベモグラ						C	6
2	ネズミ（齧歯）	ネズミ	カヤネズミ					NT	B	16
3	ネコ（食肉）	イヌ	キツネ					CR+EN		1
計	3 目	3 科	3 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	2 種	-

- 注：1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 6 年度生物リスト」（河川環境データベース国土交通省、令和 6 年）に準拠した。
2. 選定基準は、第 3.1.5-4 表に基づく。
3. 文献番号欄は第 3.1.5-1 表の No. に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第 3.1.5-6 表(1) 陸域の動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	キジ	キジ	キジ						C	12
2	カモ	カモ	ヒシクイ	国天		VU	冬:3			9, 12
3			コクガン	国天		VU				12
4			コハクチョウ				冬:3			12
5			ツクシガモ			VU	冬:2			12, 14, 15, 16
6			アカツクシガモ			DD				12
7			オシドリ			DD	繁:3			12
8			ヨシガモ				冬:3			2, 12, 16
9			アメリカヒドリ				冬:3			2, 12
10			マガモ				繁:3			2, 6, 7, 12, 14, 15, 16
11			シマアジ				通:3			12, 14, 16
12			トモエガモ			VU	冬:3			12
13			アカハジロ			DD	冬:3			12
14			クロガモ				冬:3			12
15			ホオジロガモ				冬:3			7, 12, 16
16			ミコアイサ				冬:3			2, 7, 12, 15
17			カワアイサ				冬:3			12
18			ウミアイサ				冬:3	NT		7, 12, 16
19	カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ				繁:3			12, 15, 16
20	ハト	ハト	シラコバト			EN				12
21	ミズナギドリ	ミズナギドリ	オオミズナギドリ				繁:4			14
22	カイツブリ	カイツブリ	コウノトリ	特天	国内	CR				12
23	カツオドリ	カツオドリ	アカアシカツオドリ			EN				12
24	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			EN	繁:1			12
25			ヨシゴイ			NT	繁:2	VU	A	1, 12
26			ミゾゴイ			VU	繁:2	VU		12
27			ゴイサギ						B	1, 2, 12, 14
28			ササゴイ				繁:3			6, 12, 14
29			アマサギ					VU	C	12, 14
30			チュウサギ			NT	繁:3		C	12, 14
31			コサギ						C	1, 2, 6, 12, 14, 15, 16
32			クロサギ				繁:3			12
33			カラシラサギ			NT				12
34		トキ	ヘラサギ			DD				12, 16
35			クロツラヘラサギ		国内	EN				12, 15
36	ツル	クイナ	クイナ				冬:2	NT	A	12, 14
37			ヒクイナ			NT	繁:2	VU	A	12, 16
38			オオバン				繁:3			6, 12, 14, 15, 16

第 3. 1. 5-6 表(2) 陸域の動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	
39	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				繁:2			12
40			ホトトギス				繁:3		C	12, 14
41			ツツドリ				繁:3	NT		12, 14
42			カッコウ				繁:3			12
43	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	繁:2	VU	B	12
44	チドリ	チドリ	タゲリ				冬:3	NT		2, 12, 14, 16
45			ケリ			DD		NT	B	1, 8, 12, 14, 16
46			ムナグロ				通:3	VU		8, 12, 14, 15, 16
47			ダイゼン				通:2	VU		8, 12, 14, 16
48			イカルチドリ				繁:3	VU	A	12
49			コチドリ				繁:3	NT	C	1, 6, 8, 12, 14, 15, 16
50			シロチドリ			VU	繁:3	VU	A	1, 2, 8, 10, 12, 14, 15, 16
51			メダイチドリ		国際		通:3	VU		8, 12, 14, 15, 16
52			オオメダイチドリ		国際		通:2	NT		8, 12, 15
53		セイタカシギ	セイタカシギ			VU				8, 12, 15, 16
54		シギ	ヤマシギ				冬:3			12, 16
55			オオジシギ			NT	通:3	NT		12
56			チュウジシギ				通:2	NT		12
57			タシギ				冬:3	NT	C	8, 12, 14, 16
58			シベリアオオハシシギ			DD				12
59			オグロシギ				通:2	NT		12, 14
60			オオソリハシシギ		国際	VU	通:3	VU		8, 12, 14, 16
61			チュウシャクシギ				通:3	NT		6, 8, 10, 12, 14, 16
62			ダイシャクシギ				通:2	NT		12
63			ハウロクシギ		国際	VU	通:2	NT		8, 12, 14
64			ツルシギ			VU	通:3	VU	B	12, 16
65			アカアシシギ			VU	通:2	NT		8, 10, 12, 14, 15
66			コアオアシシギ				通:2	NT		8, 12, 14, 16
67			アオアシシギ				通:3	VU		8, 10, 12, 14, 15, 16
68			カラフトアオアシシギ		国内	CR				12
69			クサシギ				冬:3	NT	C	12
70			タカブシギ			VU	通:3	VU	B	12, 14, 16
71			キアシシギ				通:3	NT		6, 8, 12, 14, 15, 16
72			ソリハシシギ				通:3	VU		8, 12, 14, 15, 16
73			イソシギ				繁:2	NT		1, 6, 8, 12, 14, 15, 16
74			キョウジョシギ				通:3	VU		8, 12, 14, 15, 16
75			オバシギ		国際		通:2	VU		8, 12, 14
76			コオバシギ		国際		通:2	NT		12, 14
77			ミユビシギ				通:2	NT		8, 12, 14, 15, 16
78			トウネン				通:3	NT	C	2, 8, 10, 12, 14, 15, 16
79			オジロトウネン				通:2	NT		12, 16
80			ヒバリシギ				通:2	VU		8, 12, 14, 16

第 3. 1. 5-6 表 (3) 陸域の動物の重要な種 (鳥類)

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	
81	チドリ	シギ	ウズラシギ				通:3	VU		8, 12, 14, 15, 16
82			サルハマシギ		国際		通:2	NT		8, 12, 14, 16
83			ハマシギ			NT	冬:3		C	2, 8, 10, 12, 14, 15, 16
84			ヘラシギ		国内	CR	通:2			12, 14
85			キリアイ				通:2	NT		8, 12, 14, 16
86			エリマキシギ				通:2	NT		10, 12, 14, 16
87		ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU	通:2	CR+EN	A	12, 16
88		カモメ	ズグロカモメ			VU	冬:2	NT		8, 12, 16
89			ウミネコ				繁:4			2, 6, 12, 14, 15, 16
90			シロカモメ				冬:3			2, 12
91			オオセグロカモメ			NT				2, 12, 14
92			コアジサシ			VU	繁:2	CR+EN	A	1, 10, 11, 12, 14, 15, 16
93			ベニアジサシ			VU		NT		10, 12
94			ハジロクロハラアジサシ				通:3			12
95		ウミスズメ	ウミスズメ			CR				12
96	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	繁:2		C	12, 14, 15, 16
97		タカ	ハチクマ			NT	繁:2	CR+EN	A	12, 14
98			トビ						C	2, 6, 12, 14, 15, 16
99			チュウヒ		国内	EN	繁:1	CR+EN	A	10, 12, 14, 16
100			ハイイロチュウヒ				冬:2	NT		10, 12, 14
101			ツミ				繁:3	VU		12
102			ハイタカ			NT	繁:4			12, 14, 16
103			オオタカ			NT	繁:3	NT	B	12, 14
104			サシバ			VU	繁:2	CR+EN	A	9, 12
105			ノスリ				冬:3	NT	C	12, 14
106	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				繁:2	DD		12
107			コノハズク				繁:2	DD		12
108			フクロウ				繁:3	NT	B	12
109			アオバズク				繁:3	VU	B	12, 14
110			トラフズク				冬:2	VU	A	2, 12
111			コミミズク				冬:2	VU	A	12, 14, 16
112	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				繁:2			12
113			カワセミ				繁:3			6, 12, 14, 16
114	キツツキ	キツツキ	アリスイ				冬:3			12, 14
115			アカゲラ				繁:3			12
116			アオゲラ				繁:3			12
117	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				冬:3			2, 12, 14, 16
118			コチョウゲンボウ				冬:2	NT		12
119			ハヤブサ		国内	VU	繁:3		C	2, 12, 14, 16
120	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	繁:3	VU	B	12, 14
121		カササギヒタキ	サンコウチョウ				繁:3		C	12, 14
122		モズ	アカモズ		国内	EN	通:4			12
123		キクイタダキ	キクイタダキ				冬:3			12, 14
124		ヒバリ	ヒバリ					NT	C	1, 2, 12, 14, 16
125		ツバメ	コシアカツバメ					NT	C	12
126		ムシクイ	オオムシクイ			DD				12, 16
127			メボソムシクイ				繁:3			12, 14
128			エゾムシクイ				繁:3			12, 14, 16
129			センダイムシクイ				繁:3	NT		12, 14, 16

第 3. 1. 5-6 表(4) 陸域の動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	
130	スズメ	センニュウ	マキノセンニュウ			NT	通:2			12
131			シマセンニュウ				通:3			12, 14
132		ヨシキリ	オオヨシキリ				繁:3	NT	B	1, 12, 14, 15, 16
133			コヨシキリ				繁:3			12
134		セッカ	セッカ					NT	B	1, 6, 12, 14, 15, 16
135		レンジャク	ヒレンジャク				冬:4			12
136		ミソサザイ	ミソサザイ				繁:3			12
137		ムクドリ	コムクドリ				通:3			12, 14, 16
138		ヒタキ	マミジロ				繁:3			12, 14
139			トラツグミ				繁:2	NT		12, 14
140			クロツグミ				繁:3			12, 14
141			コマドリ				繁:3			12, 14
142			ノゴマ				通:3			12, 14
143			コルリ				繁:3			12, 14
144			ルリビタキ				繁:3			12, 14
145			ノビタキ				繁:3			12, 14, 16
146			エゾビタキ				通:3			12, 14, 16
147			コサメビタキ					VU		12, 14, 16
148			キビタキ				繁:3			12, 14, 16
149			オオルリ				繁:3			12, 16
150		セキレイ	ビンズイ				繁:4			12, 14
151		ホオジロ	ホオアカ				繁:3	NT		12, 16
152			カシラダカ					NT		12, 14
153			ミヤマホオジロ				冬:3	NT		12
154			ノジコ			NT	繁:3			12, 14
155			アオジ				繁:3			2, 12, 14, 16
156			クロジ				繁:3			12, 14
157			オオジュリン					NT		2, 12, 14, 16
計	18 目	40 科	157 種	3 種	14 種	50 種	130 種	75 種	40 種	—

- 注：1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和6年度生物リスト」（河川環境データベース国土交通省、令和6年）に準拠した。
2. 選定基準は、第3.1.5-4表に基づく。
3. 文献番号欄は第3.1.5-1表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第 3. 1. 5-7 表 陸域の動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	有鱗	トカゲ	ニホントカゲ						C	6, 16
2		カナヘビ科	ニホンカナヘビ						C	16
計	1 目	2 科	2 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	—

- 注：1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和6年度生物リスト」（河川環境データベース国土交通省、令和6年）に準拠した。
2. 選定基準は、第3.1.5-4表に基づく。
3. 文献番号欄は第3.1.5-1表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第 3.1.5-8 表 陸域の動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル			NT		NT	B	16
計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	1 種	0 種	1 種	1 種	-

注：1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和6年度生物リスト」（河川環境データベース国土交通省、令和6年）に準拠した。
2. 選定基準は、第3.1.5-4表に基づく。
3. 文献番号欄は第3.1.5-1表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第 3.1.5-9 表(1) 陸域の動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	トンボ (蜻蛉)	イトトンボ	ホソミイトトンボ					NT	A	16
2			ベニイトトンボ			NT		NT	A	3
3			セスジイトトンボ					NT	B	4
4		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT		VU	A	4
5			アオヤンマ			NT		VU	A	1
6		サナエトンボ	キイロサナエ			NT		NT	A	1
7		トンボ	コフキトンボ					NT	C	4, 16
8			ベッコウトンボ		国内	CR		EX	絶滅	1
9			ヨツボシトンボ					NT	B	1
10			アキアカネ					NT	C	4, 16
11			ナニワトンボ			VU		VU	A	1, 3
12			ノシメトンボ					NT	B	4
13			マイコアカネ					NT	B	16
14			タイリクアカネ							3, 4
15			オオキトンボ			EN		CR+EN	A	1
16	ゴキブリ (網翅)	ゴキブリ	ヤマトゴキブリ						不足	16
17	カメムシ (半翅)	セミ	チツチゼミ						B	4
18		ミズカメムシ	ムモンミズカメムシ					NT	C	16
19		コオイムシ	コオイムシ			NT		NT	B	16
20	チョウ (鱗翅)	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ			NT		EX	絶滅	1
21			キマダラセセリ						C	3
22		シジミチョウ	トラフシジミ						C	3
23		タテハチョウ	コムラサキ						C	3
24			クロヒカゲ本土亜種						C※1	3
25			ヒカゲチョウ						C	3
26			ヒメジャノメ						C	3
27			ヒオドシチョウ						C	3
28		シロチョウ	ツマキチョウ本土亜種						C※2	3
29	コウチュウ (鞘翅)	ハンミョウ	ルイスハンミョウ			EN		EX	絶滅	4
30		ゲンゴロウ	マルガタゲンゴロウ		国内	VU		CR+EN	絶滅	4
31			ケシゲンゴロウ			NT		NT	C	4, 16
32		ガムシ	コガムシ			DD		NT	C	16
33			コガタガムシ			VU		CR+EN	絶滅	16
34		コメツキムシ	チャイロムナボソコメツキ					NT	C	16
35			ハマベオオヒメサビキコリ					VU		6
36			ツシマヒメサビキコリ					NT	不足	13, 16
37			カワイヒラアシコメツキ					DD		16
38		テントウムシ	ジュウクホシテントウ					NT	B	13, 16
39			ジュウサンホシテントウ					NT	B	13

第 3.1.5-9 表(2) 陸域の動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	
40	ハチ (膜翅)	スズメバチ	モンズズメバチ			DD			不足	16
41		クモバチ	アオスジクモバチ			DD※3				16
42		ハキリバチ	キバラハキリバチ			NT				16
計	6 目	20 科	42 種	0 種	2 種	17 種	0 種	28 種	37 種	—

注：1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和6年度生物リスト」（河川環境データベース国土交通省、令和6年）に準拠した。

2. 選定基準は、第3.1.5-4表に基づく。

3. 文献番号欄は第3.1.5-1表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

4. ※1：「クロヒカゲ」で掲載。

※2：「ツマキチョウ」で掲載。

※3：「アオスジベッコウ」で掲載。

第 3.1.5-10 表 陸域の動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	新生腹足	カワニナ	チリメンカワニナ						C	4
2		カワザンショウ ガイ	クリイロカワザンショ ウガイ			NT※1		NT※1		4
3	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ			NT		CR+EN	A	4
4	エビ	ヌマエビ	ミゾレヌマエビ						C	6
5	トンボ (蜻蛉)	イトトンボ	ホソミイトトンボ					NT	A	16
6		トンボ	コフキトンボ					NT	C	16
7	カメムシ (半翅)	ミズカメムシ	ムモンミズカメムシ					NT	C	16
8		コオイムシ	コオイムシ			NT		NT	B	16
9	コウチュウ (鞘翅)	ゲンゴロウ	ケシゲンゴロウ			NT		NT	C	16
計	6 目	9 科	9 種	0 種	0 種	4 種	0 種	7 種	8 種	—

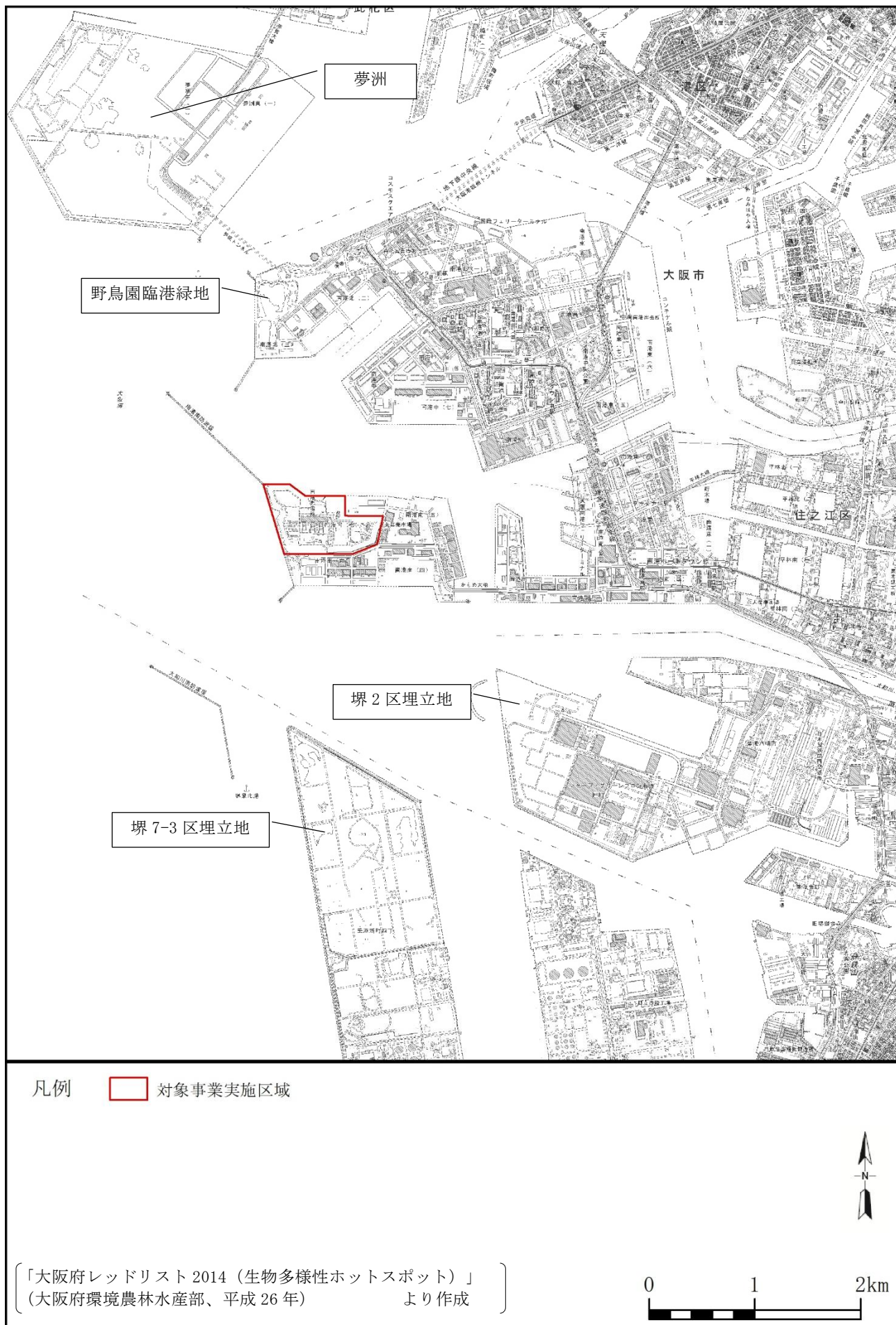
注：1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和6年度生物リスト」（河川環境データベース国土交通省、令和6年）に準拠した。

2. 選定基準は、第3.1.5-4表に基づく。

3. 文献番号欄は第3.1.5-1表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

4. 第3.1.5-1表に示す調査対象の記載に基づいて、底生動物の重要な種を整理したため、昆虫類が含まれる。

5. ※1：「クリイロカワザンショウ」で掲載。



第 3.1.5-2 図 注目すべき生息地

2. 海域の動物の状況

(1) 海域の動物相の概要

対象事業実施区域及びその周辺における海域の動物相の概要を第 3.1.5-11 表に示す既存資料により整理した。

第 3.1.5-11 表 文献その他の既存資料（海域動物）

No.	文献名	調査対象
1	「海棲哺乳類ストランディングデータベース」（国立科学博物館HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	海棲哺乳類
2	「環境アセスメントデータベース」（環境省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	海棲哺乳類
3	「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト（令和 5 年度）」（大阪湾環境再生連絡会、閲覧：令和 7 年 5 月）	魚類、底生生物及び付着生物（動物）
4	「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査報告書（令和 4 年度）」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	魚類、底生生物及び付着生物（動物）
5	「令和 6 年度 処分場自然共生調査（海生生物生育状況調査）報告書」（大阪湾広域臨海環境整備センター、令和 7 年）	魚類、底生生物及び付着生物（動物）
6	「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査（令和 2 年度）」（水情報国土データ管理センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）	魚類
7	「大阪湾における人工護岸の潮下帯付着生物相について」（大阪市立自然史博物館、平成 16 年）	底生生物及び付着生物（動物）
8	「大阪府の汽水域・砂浜域の無脊椎動物および藻類相」（大阪市立自然史博物館、平成 26 年）	底生生物及び付着生物（動物）
9	「北港テクノポート線建設事業に係る事後調査（平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月）」（株式会社 大阪港トランスポートシステム、大阪市、平成 20 年）	動物プランクトン、魚卵・稚仔、魚類、底生生物及び付着生物（動物）
10	「海域の水生生物調査結果 R5」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	動物プランクトン、底生生物及び付着生物（動物）
11	「大阪の生物多様性ホットスポットー多様な生き物たちに会える場所ー」（大阪府環境農林水産部、平成 28 年）	底生生物及び付着生物（動物）
12	「昭和 61 年度 大阪府水産試験場業務報告」（大阪府水産試験場、昭和 63 年）	魚卵・稚仔
13	「2025 年日本国際博覧会 環境影響評価書」（公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会、令和 4 年）	動物プランクトン、魚卵・稚仔、魚類、底生生物及び付着生物（動物）

注：1. No.1「海棲哺乳類ストランディングデータベース」は、HPに記載の対象事業実施区域周辺すべてのデータを対象とした。

2. 上記以外の文献については、至近年のデータを取りまとめた。

対象事業実施区域及びその周辺における海域の動物相の概要は第 3.1.5-12 表のとおりであり、海棲哺乳類では 1 目 4 科 6 種、魚類では 9 目 30 科 45 種、魚卵では 3 目 4 科 9 種、稚仔では 3 目 7 科 9 種、底生生物及び付着生物（動物）では 59 目 183 科 356 種、動物プランクトンでは 10 目 25 科 39 種の合計 80 目 243 科 447 種が確認されている。

第 3.1.5-12 表 海域の動物相の概要

分類名		主な確認種	確認種数
海棲哺乳類		ミンククジラ、ナガスクジラ、マッコウクジラ、ハナゴンドウ、マイルカ、スナメリ	1 目 4 科 6 種
魚類		アカエイ、コノシロ、ボラ、カサゴ、ヒラメ、アミメハギ等	9 目 30 科 45 種
魚卵・稚仔	魚卵	サッパ、コノシロ、カタクチイワシ、ネズッポ属、イシガレイ等	3 目 4 科 9 種
	稚仔	サッパ、コノシロ、カタクチイワシ、カサゴ、ナベカ属、イソギンポ、アミメハギ等	3 目 7 科 9 種
底生生物及び付着生物（動物）		ナミイソカイメン、ヤセエダウミヒドラ、オヨギイソギンチャク、イイジマヒラムシ、ヨツメヒモムシ、ウスヒザラガイ、コモレピコガモガイ、カリガネエガイ、ムラサキイガイ、コウロエンカワヒバリガイ、マガキ、ウスカラシオツガイ、シズクガイ、ミロクウロコムシ、シノブハネエラスピオ、アメリカフジツボ、コノハエビ、ズングリツマリウミグモ、スズメガイダマシ、ナギサコケムシ、イトマキヒトデ、カキクモヒトデ、ヒモイカリナマコ、ミナミシモフリボヤ、エボヤ等	59 目 183 科 356 種
動物プランクトン		<i>Mesodinium rubrum</i> , <i>Strombidium</i> sp., <i>Tintinnidium mucicola</i> , <i>Codonella</i> sp., <i>Codonellopsis ostenfeldi</i> , <i>Helicostomella fusiformis</i> , <i>Favella ehrenbergii</i> , <i>Amphorellopsis acuta</i> , <i>Brachionus plicatilis</i> , <i>Synchaeta</i> sp., <i>Oikopleura dioica</i> , <i>Evadne nordmanni</i> , <i>Penilia avirostris</i> , <i>Paracalanus crassirostris</i> , <i>Centropages</i> sp., <i>Acartia omorii</i> , <i>Oithona brevicornis</i> , <i>Microsetella norvegica</i> , <i>nauplius of CIRRIPIEDIA</i> , <i>Sagitta enflata</i> 等	10 目 25 科 39 種
合計			80 目 243 科 447 種

注：1. 動物プランクトンの確認種数は、幼生期での種の同定が難しいため、成体に加えて各々 1 種として計数した。
2. 合計は、分類間で同じ目、科、種が出現していることにより全分類の和とは異なる。

(2) 海域の動物の重要な種

海域の動物の重要な種は、前項の文献その他の資料で確認された種について、第 3.1.5-13 表の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。選定結果は、第 3.1.5-14～16 表のとおりである。

対象事業実施区域の周辺海域において、海棲哺乳類ではナガスクジラ、スナメリの 2 種、魚類ではシロザメ、ツバクロエイ、タケノコメバル、アイナメ、アカウオ(wakae型)、ナシフグの 6 種、底生生物及び付着生物（動物）ではイシワケイソギンチャク、ヒナユキスズメガイ、チリハギガイ、ハナオカカギゴカイ、フトヒゲカマキリヨコエビ、ヒモイカリナマコ、ムラサキウニ等の 53 種の重要な種が確認されている。

第 3.1.5-13 表 海域の動物の重要な種の選定基準

番号	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号） 「大阪府文化財保護条例」（昭和 44 年大阪府条例第 5 号） 「大阪市文化財保護条例」（平成 11 年大阪市条例第 5 号） 「堺市文化財保護条例」（平成 3 年堺市条例第 5 号）	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 府天：大阪府指定天然記念物 市天：大阪市指定天然記念物 堺市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類
④	「環境省版海洋生物レッドリスト 2017」（環境省、平成 29 年）	VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑤	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）」 （社団法人日本水産資源保護協会、平成 10 年）	減傾：減少傾向 減少 希少 危急 危惧：絶滅危惧 地域：地域個体群
⑥	「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府、平成 26 年）	EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
⑦	「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物－堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021－」（堺市、令和 3 年）	絶滅 A：Aランク B：Bランク C：Cランク 不足：情報不足

第 3. 1. 5-14 表 海域の動物の重要な種（海棲哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準							文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	クジラ	ナガスクジラ	ナガスクジラ					危急			1
2		ネズミイルカ	スナメリ		国際			希少	VU		1, 2
計	1 目	2 科	2 種	0 種	1 種	0 種	0 種	2 種	1 種	0 種	-

注：1. 配列及び名称は、「海棲哺乳類データベース海棲哺乳類図鑑」（国立科学博物館HP、閲覧：令和 7 年 5 月）に準拠した。

2. 選定基準は、第 3. 1. 5-13 表に基づく。

3. 文献番号欄は第 3. 1. 5-11 表のNo. に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第 3. 1. 5-15 表 海域の動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準							文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	メジロザメ	ドチザメ	シロザメ				NT				4
2	トビエイ	ツバクロエイ	ツバクロエイ				DD				4
3	スズキ	メバル	タケノコメバル				NT				3
4		アイナメ	アイナメ				LP※				9
5		ハゼ	アカウオ（waka型）				NT				4
6	フグ	フグ	ナシフグ					希少			4
計	4 目	6 科	6 種	0 種	0 種	0 種	5 種	1 種	0 種	0 種	-

注：1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 6 年度生物リスト」（河川環境データベース国土交通省、令和 6 年）に準拠した。

2. 選定基準は、第 3. 1. 5-13 表に基づく。

3. 文献番号欄は第 3. 1. 5-11 表のNo. に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

4. ※「瀬戸内海のアイナメ」で掲載。

第 3.1.5-16 表(1) 海域の動物の重要な種（底生生物及び付着生物（動物））

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	選定基準							文献番号
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	刺胞動物	花虫	イソギンチャク	ウメボシイソギンチャク	イシワケイソギンチャク						DD		8
2	軟体動物	腹足	アマオブネガイ	アマオブネガイ	イシマキガイ					減少			3, 8
3				ユキスズメガイ	ヒナユキスズメガイ			NT			VU ^{※1}		8
4			新生腹足	キバウミニナ	フトヘナタリガイ			NT			NT ^{※2}		8, 11
5				ワカウラツボ	カワグチツボ			NT			NT		8
6				カワザンショウガイ	クリイロカワザンショウガイ			NT ^{※3}			NT ^{※3}		8, 11
7				ミズゴマツボ	エドガワミズゴマツボ			NT			NT		8
8				ハナヅトガイ	ハナヅトガイ			NT					7
9				イトカケガイ	クレハガイ			NT			NT	絶滅	8
10				アッキガイ	アカニシ					減少			8, 9
11			汎有肺	トウガタガイ	クサズリクチキレ						NT		8
12					ヨコイトカケギリガイ						DD ^{※4}		8
13					ヨコスジギリ						NT		7, 8
14				オカミミガイ	ウスコミミガイ			NT			VU		8, 11
15					ナギサノシタタリガイ						VU ^{※5}		8, 11
16		二枚貝	フネガイ	フネガイ	アカガイ					減少			4
17			カキ	イタボガキ	イワガキ					減傾			5
18			マルスダレガイ	チリハギガイ	チリハギガイ						NT		8
19				フナガタガイ	ウネナシトマヤガイ			NT					8
20				シジミ	ヤマトシジミ			NT			NT	C	8
21				マルスダレガイ	ヒメカノコアサリ						NT		13
22				チドリマスオ	クチバガイ			NT					3
23			ウミタケガイモドキ	オキナガイ	ソトオリガイ						NT		8, 11
24			オオノガイ	オオノガイ	オオノガイ			NT			VU		8
25	環形動物	ゴカイ	サシバゴカイ	カギゴカイ	ハナオカカギゴカイ						DD		4, 8, 10, 13
26				シリス	カサネシリス						DD		8
27					カキモトシリス						VU		8, 13
28				ゴカイ	ヤマトカワゴカイ						DD		8
29					ウチワゴカイ				NT		VU		8, 11
30			スピオ	ツバサゴカイ	ツバサゴカイ				EN		VU		13
31			イトゴカイ	タマシキゴカイ	イソタマシキゴカイ						DD		7, 8
32					タマシキゴカイ						NT		8
33			フサゴカイ	フサゴカイ	ニッポンフサゴカイ						NT		8

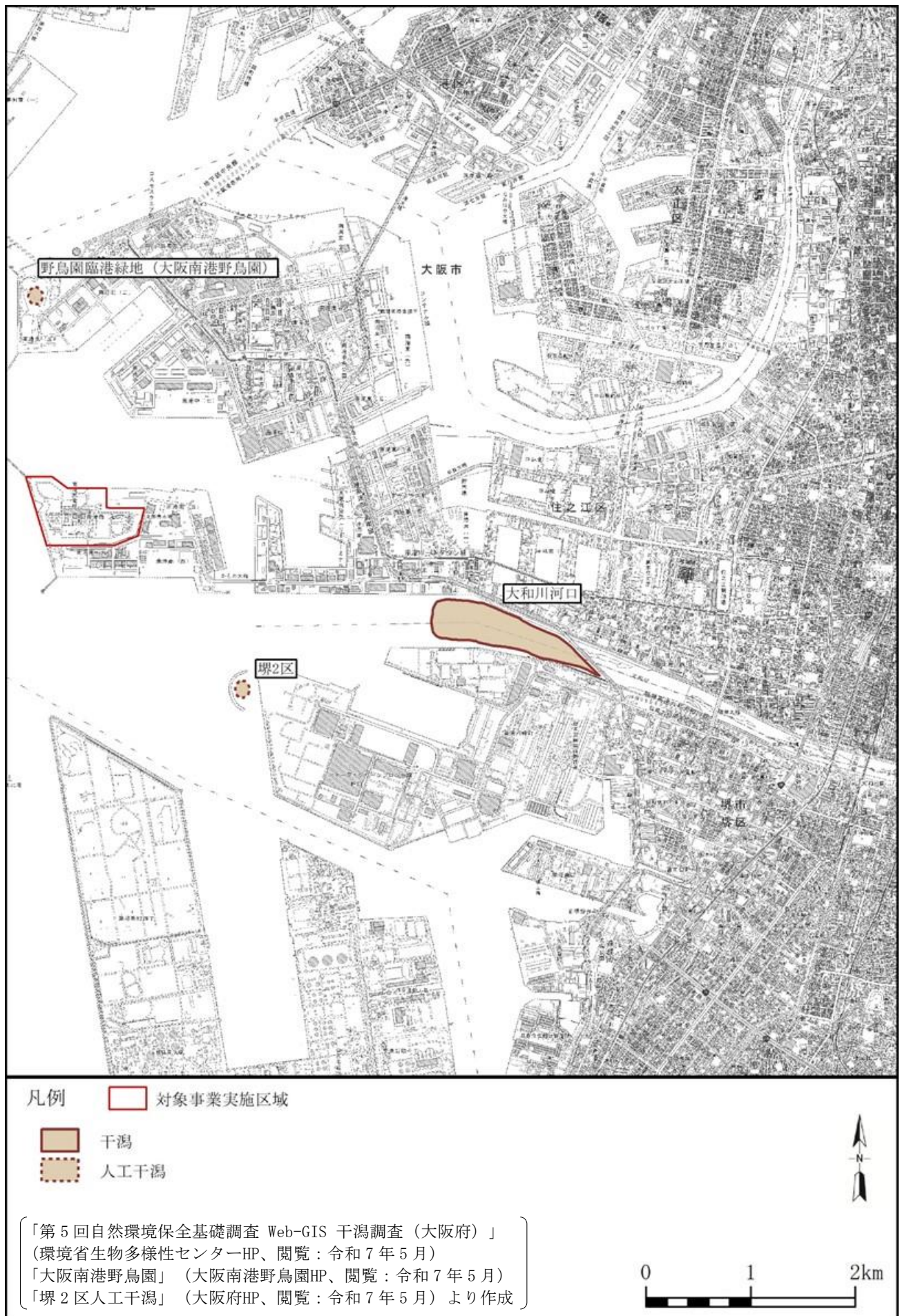
第 3.1.5-16 表(2) 海域の動物の重要な種（底生生物及び付着生物（動物））

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	選定基準							文献番号
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
34	節足動物	軟甲	ヨコエビ	ヒゲナガヨコエビ	ヒゲナガヨコエビ属						DD		5
35				カマキリヨコエビ	フトヒゲカマキリヨコエビ						DD		7
36			ワラジムシ	ウミナナフシ	コウベウミナナフシ						DD		8
37				ウミベワラジムシ	ニホンハマワラジムシ				DD				8
38			アミ	アミ	クロイサザアミ						DD		8
39					ニホンイサザアミ						DD		8
40			エビ	ヌマエビ	ミゾレヌマエビ							C	8
41				ホンヤドカリ	ヨモギホンヤドカリ				NT				8
42				コブシガニ	マメコブシガニ						NT	C	4
43				ワタリガニ	トゲノコギリガザミ					減少			8
44				ベンケイガニ	フジテガニ				NT		NT		8, 11
45					クシテガニ				NT				8
46					ユビアカベンケイガニ				NT		NT		8
47				モクズガニ	ハマガニ				NT				8
48					モクズガニ					減傾			3, 8
49					ヒメケフサイソガニ				NT		VU		8
50				オサガニ	オオヨコナガピンノ				EN				4, 13
51				スナガニ	ハクセンシオマネキ			VU					3, 8
52	棘皮動物	ナマコ	無足	イカリナマコ	ヒモイカリナマコ						NT		8
53		ウニ	ホンウニ	ナガウニ	ムラサキウニ					減少			5
計	5 門	7 綱	19 目	42 科	53 種	0 種	0 種	13 種	10 種	7 種	36 種	4 種	-

- 注：1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和6年度生物リスト」（河川環境データベース国土交通省、令和6年）に準拠した。
2. 選定基準は、第 3.1.5-13 表に基づく。
3. 文献番号欄は第 3.1.5-11 表のNo. に対応し、その文献により確認を得た種を示す。
4. ※1：「ヒナユキスズメ」で掲載。
 ※2：「フトヘナタリ」で掲載。
 ※3：「クリイロカワザンショウ」で掲載。
 ※4：「ヨコイトカケギリ」で掲載。
 ※5：「ナギサノシタタリ」で掲載。

(3) 藻場・干潟・さんご礁

対象事業実施区域の周辺海域における干潟の位置は第 3.1.5-3 図のとおりであり、対象事業実施区域の東約 3kmの大和川河口に干潟が存在する。また、対象事業実施区域の北約 2kmの野鳥園臨港緑地（大阪南港野鳥園）内及び同南東約 2kmの沖合に人工干潟が存在する。なお、対象事業実施区域の周辺海域において藻場及びさんご礁は存在しない。



第 3.1.5-3 図 干潟の位置

3. 陸域の植物の状況

(1) 陸域の植物相の概要

対象事業実施区域及びその周辺における陸域の植物相の概要を第 3. 1. 5-17 表に示す既存資料により整理した。

第 3. 1. 5-17 表 文献その他の既存資料（陸域植物）

No.	文献名	調査対象
1	「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査（平成 28 年度）」（水情報国土データ管理センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）	植物
2	「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト（令和 5 年）」（大阪湾環境再生連絡会、閲覧：令和 7 年 5 月）	植物
3	「大阪市立自然史博物館報道発表資料 2025 年万博会場・夢洲において大阪府で「絶滅」とされた水草「カワツルモ」を再発見」（大阪市立自然史博物館、令和 3 年）	植物
4	「2025 年日本国際博覧会 環境影響評価書」（公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会、令和 4 年）	植物

注：文献については、至近年のデータを取りまとめた。

対象事業実施区域及びその周辺における陸域の植物相の概要は第 3. 1. 5-18 表のとおりであり、維管束植物（シダ植物及び種子植物）63 科 239 種が確認されている。

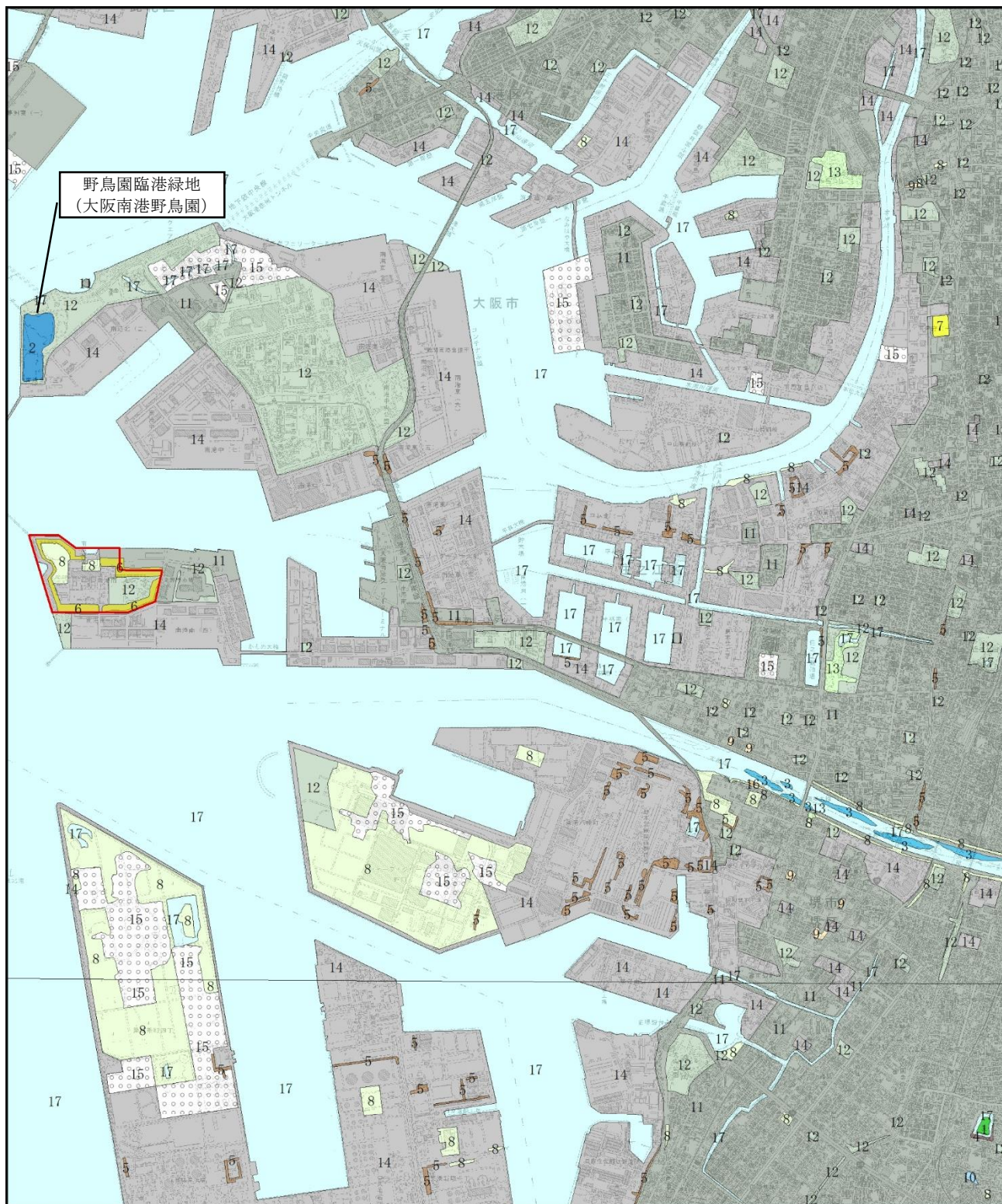
第 3. 1. 5-18 表 陸域の植物相の概要

分類名		主な確認種	確認種数
シダ植物		スギナ、カニクサ、ワラビ	3 科 3 種
種子植物	裸子植物	クロマツ	1 科 1 種
	被子植物	ユリノキ、クスノキ、カラスビシャク、オオカナダモ、エビモ、カワツルモ、ニガカシュウ、キショウブ、ノビル、マルバツユクサ、ヒメガマ、イグサ、ウキヤガラ、ナンカイヌカボ、ニセカラクサケマン、タガラシ、コモチマンネングサ、ホザキノフサモ、ヤブカラシ、クサネム、アキニレ、エノキ、カラムシ、カスミザクラ、オニグルミ、アレチウリ、カタバミ、エノキグサ、マルバヤナギ、コゴメバオトギリ、アメリカフウロ、ホソバヒメミソハギ、ヒレタゴボウ、ニワウルシ、センダン、ハマボウ、カラシナ、シャクチリソバ、オランダミミナグサ、ヒナタイノコゾチ、オシロイバナ、クルマバザクロソウ、スベリヒユ、メリケンムグラ、ベニバナセンブリ、ガガイモ、コヒルガオ、クコ、アレチムラサキ、ヘラオオバコ、トウバナ、トキワハゼ、セイヨウヒキヨモギ、シチヘンゲ、ヒナキキョウソウ、オオブタクサ、ヤナギバルイラソウ、シチヘンゲ、ヒナキキョウソウ、オオブタクサ、マツバゼリ、ノヂシャ等	59 科 235 種
合計		—	63 科 239 種

(2) 陸域の植生の概要

対象事業実施区域及びその周辺における現存植生図は第 3. 1. 5-4 図、凡例は第 3. 1. 5-19 表のとおりである。

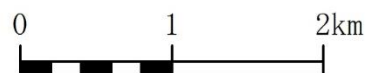
対象事業実施区域及びその周辺は、大部分が「工場地帯」、「市街地」、「緑の多い住宅地」及び「開放水域」となっている。また、北部の埋立地には野鳥園臨港緑地（大阪南港野鳥園）があり、「ヨシクラス」の自然植生が存在する。



凡例 対象事業実施区域

注：凡例は、第3.1.5-19表に示す。

「第6、7回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 1/2.5万現存植生図（大阪府）」
 （環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和7年5月）より作成



第3.1.5-4図 現存植生図

第 3.1.5-19 表 現存植生図凡例

植生区分	図中番号		群落名	自然度
ヤブツバキクラス域自然植生		1	アラカシ群落	9
河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生		2	ヨシクラス	10
		3	河辺一年生草本群落（タウコギクラス等）	5
植林地・耕作地植生		4	クロマツ植林	6
		5	その他植林	6
		6	その他植林（常緑広葉樹）	6
		7	ゴルフ場・芝地	4
		8	路傍・空地雑草群落	4
		9	畑雑草群落	2
		10	水田雑草群落	2
街地等		11	市街地	1
		12	緑の多い住宅地	2
		13	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
		14	工場地帯	1
		15	造成地	1
		16	自然裸地	—
開放水域		17	開放水域	—

注：図中番号は、第 3.1.5-4 図の番号に対応する。

〔「第 6、7 回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 1/2.5 万現存植生図（大阪府）」
（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

(3) 陸域の植物の重要な種及び重要な群落

陸域の植物の重要な種は、前項の文献その他の資料で確認された種について、第 3.1.5-20 表の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。選定結果は、第 3.1.5-21 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺において、ツツイトモ、リュウノヒゲモ、カワツルモ、コガマ、ウキヤガラ、シオクグ、ヒトモトススキ、オニグルミ、ハマボウ、ホソバハマアカザ、ハマヒルガオ、カワヂシャ、ハマゴウ、ウラギクの 14 種の重要な種が確認されている。

陸域の重要な植物群落は、第 3.1.5-20 表の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。選定結果は第 3.1.5-22 表、その位置は第 3.1.5-5 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺において、「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J・WWF Japan、平成 8 年）に掲載されている植物群落として、堺市のアラカシ林、オニバス群落が存在するが、詳細な位置情報は公表されていない。また、その他の重要な植物群落（自然植生）として、1/2.5 万植生図に対応する植生自然度 10 及び 9 に該当する河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生の「ヨシクラス」、ヤブツバキクラス域自然植生の「アラカシ群落」が存在する。なお、「第 2、3、5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書（全国版）」に掲載されている特定植物群落は、対象事業実施区域及びその周辺には存在しない。

第 3.1.5-20 表(1) 陸域の植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

番号	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号） 「大阪府文化財保護条例」（昭和 44 年大阪府条例第 5 号） 「大阪市文化財保護条例」（平成 11 年大阪市条例第 5 号） 「堺市文化財保護条例」（平成 3 年堺市条例第 5 号）	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 府天：大阪府指定天然記念物 市天：大阪市指定天然記念物 堺市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省第 5 次レッドリスト（維管束植物）」（環境省、令和 7 年）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「改訂・近畿地方の保護上重要な植物－レッドデータブック近畿 2001－」（レッドデータブック近畿研究会、平成 13 年）	絶滅：絶滅種 A：絶滅危惧種 A B：絶滅危惧種 B C：絶滅危惧種 C 準：準絶滅危惧種
⑤	「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府、平成 26 年）	EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

第 3.1.5-20 表(2) 陸域の植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

番号	選定基準	カテゴリー
⑥	「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物－堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021－」（堺市、令和 3 年）	絶滅 A：Aランク B：Bランク C：Cランク 不足：情報不足
⑦	「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落一覧表（全国版）」（環境庁、昭和 54 年） 「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書（全国版）」（環境庁、昭和 63 年） 「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）に掲載されている特定植物群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落又は個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落又は個体群 H：その他、学術上貴重な植物群落又は個体群
⑧	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J. WWF Japan、平成 8 年）に掲載の植物群落	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意
⑨	「自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（環境省）において、該当する自然植生	植生自然度 10： 自然草原（高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区） 植生自然度 9： 自然林（エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区）

第 3.1.5-21 表 陸域の植物の重要な種

No.	分類名	科名	種名	選定基準						文献番号
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	被子植物	ヒルムシロ	ツツイトモ			VU				3, 4
2			リュウノヒゲモ			NT	A			3, 4
3		カワツルモ	カワツルモ			NT	A	EX		3, 4
4			コガマ				C	NT	B	4
5		カヤツリグサ	ウキヤガラ						B	1
6			シオクグ				C	NT	絶滅	4
7			ヒトモトススキ					VU		4
8		クルミ	オニグルミ						A	1
9		アオイ	ハマボウ				A	EX		4
10		ヒユ	ホソバハマアカザ					NT	C	4
11		ヒルガオ	ハマヒルガオ						C	4
12		オオバコ	カワヂシャ			NT	準	NT	C	4
13		シソ	ハマゴウ					VU	絶滅	4
14		キク	ウラギク			NT	準	NT	不足	4
計	1 分類	11 科	14 種	0 種	0 種	5 種	7 種	9 種	9 種	-

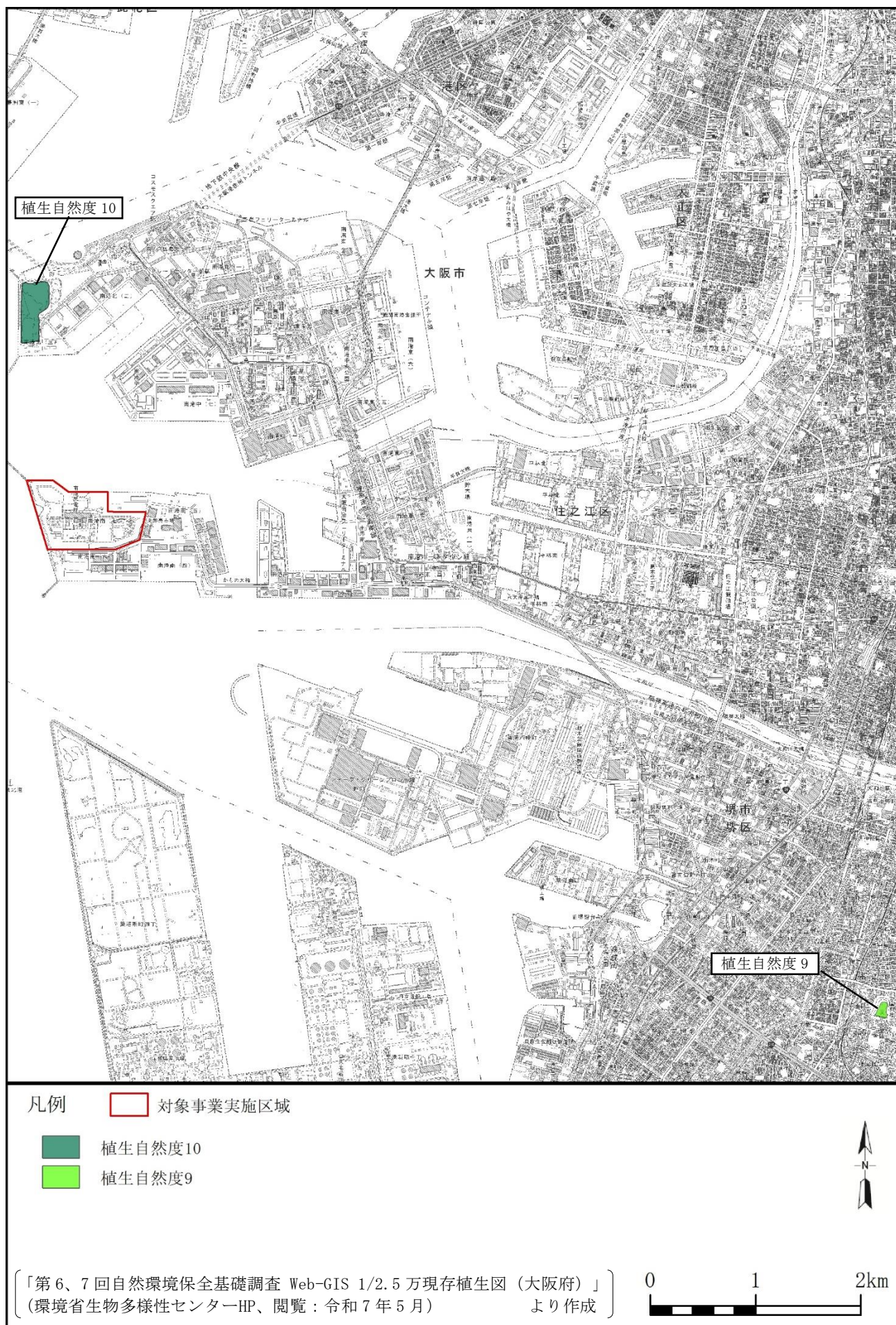
注：1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和6年度生物リスト」（河川環境データベース国土交通省、令和6年）に準拠した。
 2. 選定基準は、第3.1.5-20表に基づく。
 3. 文献番号欄は第3.1.5-17表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第 3.1.5-22 表 陸域の重要な植物群落

所在地	名称	選定基準	
		⑧	⑨
堺市	アラカシ林	3	
堺市	オニバス群落	4	
大阪市	河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生 ヨシクラス		植生自然度 10
堺市	ヤブツバキクラス域自然植生 アラカシ群落		植生自然度 9

注：選定基準は、第3.1.5-20表に基づく。

「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J, WWF Japan、平成8年）
 「第6、7回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 1/2.5万現存植生図（大阪府）」
 （環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和7年5月）より作成



第 3.1.5-5 図 陸域の重要な植物群落の位置

(4) 巨樹・巨木林、天然記念物（植物）

対象事業実施区域及びその周辺における巨樹・巨木林の概要は第 3.1.5-23 表、天然記念物（植物）は第 3.1.5-24 表、それらの位置は第 3.1.5-6 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺には、巨樹・巨木林が 3 件、天然記念物（植物）が国指定及び大阪府指定ともに各 1 件存在する。

第 3.1.5-23 表 対象事業実施区域及びその周辺の巨樹・巨木林の概要

No.	樹種	樹幹 (cm)	樹高 (m)	所在地	備考（天然記念物）
1	イチヨウ	373	16	堺市	
2	クスノキ	300	10	堺市	
3	クロガネモチ	402	8	堺市	方違神社のくろがねもち（天然記念物）

〔「第 6 回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 巨樹・巨木林調査（大阪府）」
（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

第 3.1.5-24 表 対象事業実施区域及びその周辺の天然記念物（植物）

記号	指定区分	名称	指定年月日	所在地
A	国	妙国寺のソテツ	大正 13 年 12 月 9 日	堺市堺区材木町東
B	大阪府	方違神社のくろがねもち	昭和 48 年 3 月 30 日	堺市堺区北三国ヶ丘町

〔「大阪府内指定等文化財一覧（大阪市、堺市）」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕



第 3.1.5-6 図 巨樹・巨木林及び天然記念物(植物)の位置

4. 海域の植物の状況

(1) 海域の植物相の概要

対象事業実施区域及びその周辺における海域の植物相の概要を第 3.1.5-25 表に示す既存資料により整理した。

第 3.1.5-25 表 文献その他既存資料（海域植物）

No.	文献名	調査対象
1	「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト（令和 5 年）」（大阪湾環境再生連絡会、閲覧：令和 7 年 3 月）	付着生物（海藻）
2	「令和 6 年度 処分場自然共生調査（海生生物生育状況調査）報告書」（大阪湾広域臨海環境整備センター、令和 7 年）	付着生物（海藻）
3	「大阪湾における人工護岸の潮下帯付着生物相について」（大阪市立自然史博物館、平成 16 年）	付着生物（海藻）
4	「大阪府の汽水域・砂浜域の無脊椎動物および藻類相」（大阪市立自然史博物館、平成 26 年）	付着生物（海藻）
5	「北港テクノポート線建設事業に係る事後調査（平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月）」（株式会社 大阪港トランスポートシステム、大阪市、平成 20 年）	植物プランクトン、付着生物（海藻）
6	「海域の水生生物調査結果 R5」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	植物プランクトン
7	「2025 年日本国際博覧会 環境影響評価書」（公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会、令和 4 年）	植物プランクトン、付着生物（海藻）

注：文献については、至近年のデータを取りまとめた。

対象事業実施区域及びその周辺における海域の植物相の概要は、第 3.1.5-26 表のとおりであり、付着生物（海藻）では 36 科 80 種、植物プランクトンでは 51 科 152 種の合計 87 科 232 種が確認されている。

第 3.1.5-26 表 海域の植物相の概要

分類名	主な確認種	確認種数
付着生物（海藻）	マキヒトエ、ヒメアオノリ属、ホソジュズモ、ミル、ネザシハネモ、シオミドロ科、クロガシラ属、ヤハズグサ、フクロノリ、ワカメ、シダモク、アマノリ属、エチゴカニノテ、ヒメテングサ、イソダンツウ、カバノリ、キヌイトフタツガサネ、藍藻綱等	36 科 80 種
植物プランクトン	CRYPTOMONADALES、 <i>Anabaena</i> sp.、 <i>Microcystis</i> sp.、 <i>Prorocentrum micans</i> 、 <i>Dinophysis acuminata</i> 、 <i>Amphidinium</i> sp.、 <i>Noctiluca scintillans</i> 、 <i>Oxytoxum</i> sp.、 <i>Pyrophacus horologium</i> 、 <i>Dinobryon</i> sp.、 <i>Apedinella spinifera</i> 、 <i>Meringosphaera</i> sp.、 <i>Dictyocha fibula</i> 、 <i>Cyclotella</i> sp.、 <i>Asterionella formosa</i> 、 <i>Chattonella</i> sp.、 <i>Chrysochromulina</i> sp.、PRASINOPHYCEAE、 <i>Oltmannsiellopsis</i> sp.、 <i>Schroederia</i> sp.、 <i>Dictyosphaerium</i> sp.、 <i>Pediastrum boryanum</i> 、 <i>Closterium</i> sp.、Microflagellata	51 科 152 種
合計	—	87 科 232 種

注：「第 10 章 10.1.4 植物 2. 海域に生育する植物」においては付着生物（海藻）のうちワカメ、シダモク、アカモク、タマハハキモクを海藻草類とし、残りの確認種を潮間帯生物（植物）として取り扱った。

(2) 海域の植物の重要な種

海域の植物の重要な種は、前項の文献その他の資料で確認された種について、第 3.1.5-27 表の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。選定結果は、第 3.1.5-28 表のとおりである。

対象事業実施区域の周辺海域において、マキヒトエ、スジアオノリ、アサクサノリ、アヤギヌ、ホソアヤギヌの 5 種の重要な種が確認されている。

第 3.1.5-27 表 海域の植物の重要な種の選定基準

番号	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「大阪市文化財保護条例」(平成 11 年大阪市条例第 5 号) 「堺市文化財保護条例」(平成 3 年堺市条例第 5 号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 府天：大阪府指定天然記念物 市天：大阪市指定天然記念物 堺市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省第 5 次レッドリスト(藻類)」(環境省、令和 7 年)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」 (社団法人日本水産資源保護協会、平成 10 年)	減傾：減少傾向 減少 希少 危急 危惧：絶滅危惧 地域：地域個体群
⑤	「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26 年)	EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
⑥	「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物ー堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021ー」(堺市、令和 3 年)	絶滅 A：Aランク B：Bランク C：Cランク 不足：情報不足

第 3. 1. 5-28 表 海域の植物の重要な種（付着生物（海藻））

No.	綱名	目名	科名	種名	選定基準						文献番号
					①	②	③	④	⑤	⑥	
1	緑藻	ヒビミドロ	マキヒトエグサ	マキヒトエ					NT※		4
2		アオサ	アオサ	スジアオノリ				減傾			4
3	紅藻	ウシケノリ	ウシケノリ	アサクサノリ			EN	危惧			4
4		イギス	コノハノリ	アヤギス			NT		NT		4
5				ホソアヤギス			NT		NT	C	4
計	2 綱	4 目	4 科	5 種	0 種	0 種	3 種	2 種	3 種	1 種	-

注：1. 「日本産海藻目録（2015 年改訂版）」（吉田忠生・鈴木雅大・吉永一男、平成 27 年）に準拠した。

2. 選定基準は、第 3. 1. 5-27 表に基づく。

3. 文献番号欄は第 3. 1. 5-25 表の No. に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

4. ※：「マキヒトエグサ」で掲載。

(3) 藻場・干潟・さんご礁

対象事業実施区域の周辺海域における干潟の位置は第 3. 1. 5-3 図のとおりであり、対象事業実施区域の東約 3km の大和川河口に干潟が存在する。また、対象事業実施区域の北約 2km の野鳥園臨港緑地（大阪南港野鳥園）内及び同南東約 2km の沖合に人工干潟がある。なお、対象事業実施区域の周辺海域において藻場及びさんご礁は存在しない。

5. 生態系の状況

(1) 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周辺における環境類型区分の概要は第 3.1.5-29 表、その区分図は第 3.1.5-7 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、地形、植生区分との対応関係により「樹林地」、「草地」、「河辺・湿原等」、「裸地」、「市街地等」及び「開放水域」の 6 つの環境類型区分に分類される。

対象事業実施区域及びその周辺における環境類型区分は主に「市街地等」、「樹林地」、「草地」及び「開放水域」である。

第 3.1.5-29 表 環境類型区分の概要

類型区分	主な地形	植生区分
樹林地	平地	アラカシ群落、クロマツ植林、その他植林
草地	平地	ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、畑雑草群落
河辺・湿原等	河辺 海岸	ヨシクラス、河辺一年生草本群落（タウコギクラス等）
裸地	低地	造成地、自然裸地
市街地等	低地	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯
開放水域	低地	開放水域

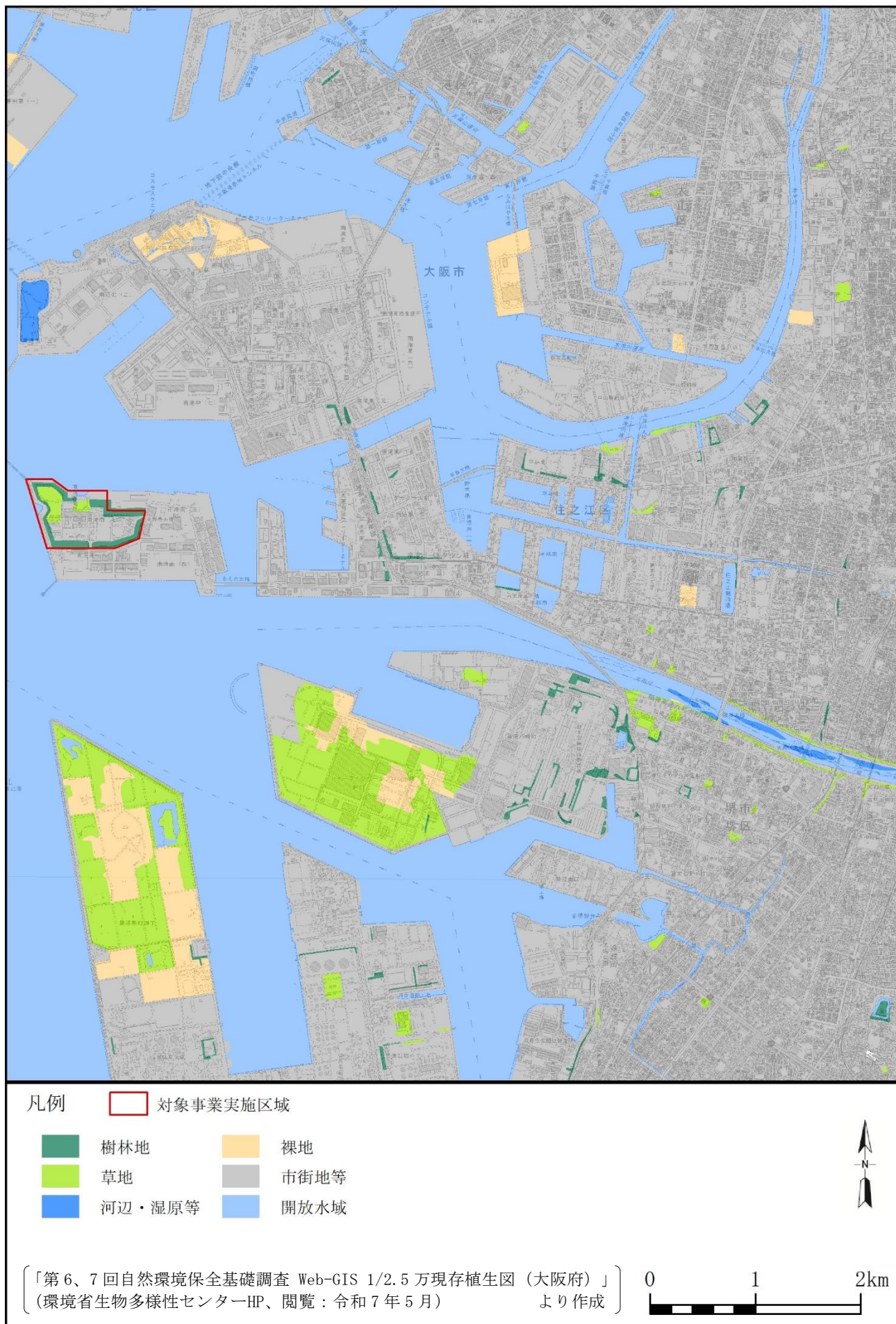
注：植生区分は、現存植生図（第 3.1.5-4 図）参照。

「第 6、7 回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 1/2.5 万現存植生図（大阪府）」
（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

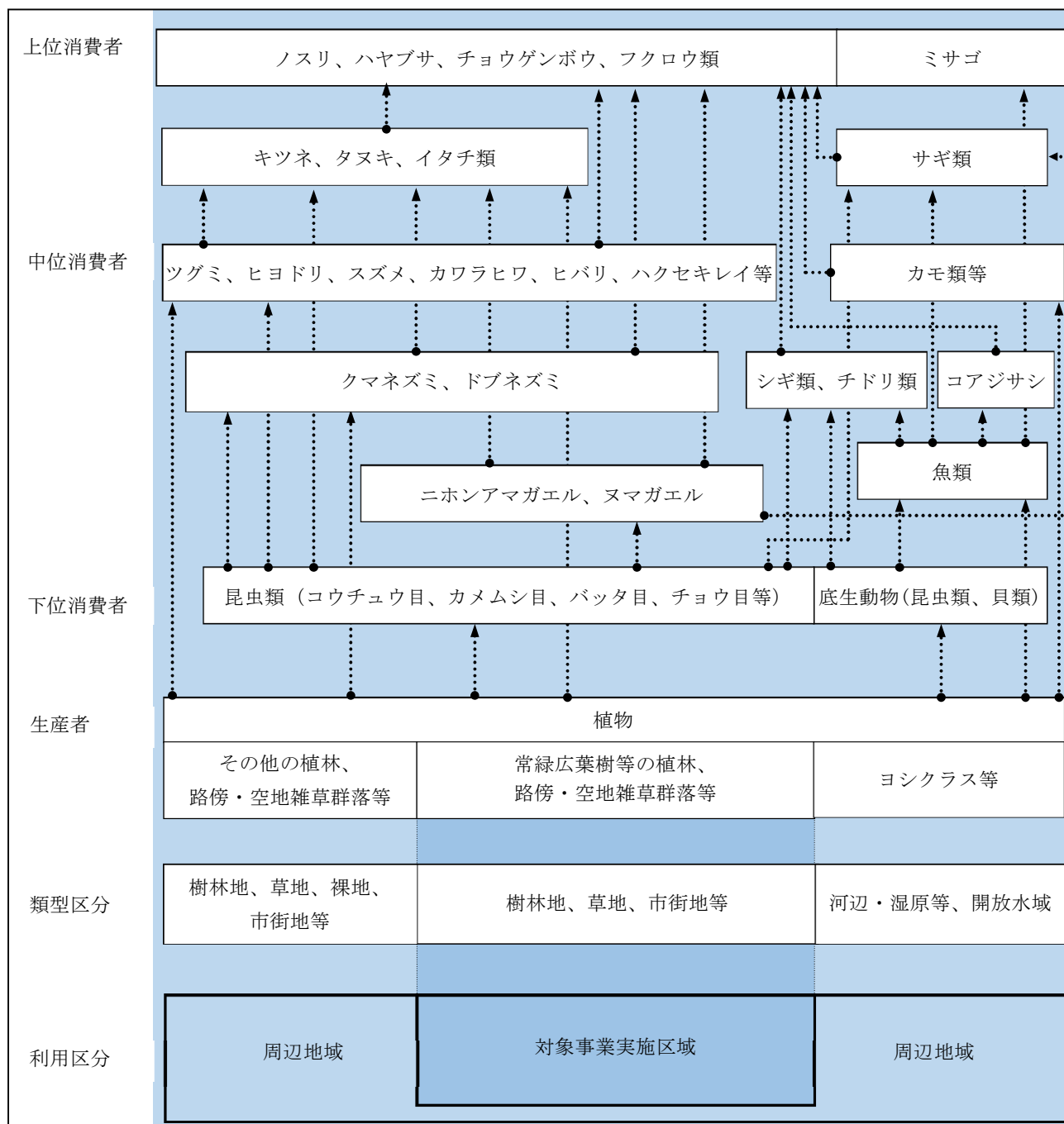
(2) 対象事業実施区域及びその周辺における生態系

対象事業実施区域及びその周辺は、海岸域や都市域に含まれ、大部分が工場地帯、市街地、路傍・空地雑草群落、造成地等になっている。点在する植栽や対象事業実施区域の北部の埋立地に存在する野鳥園臨港緑地にはシギ類、チドリ類などの鳥類が多くみられる。また、野鳥園臨港緑地内の湿地や干潟は底生動物の生息場所となっており、貴重な生態系が構成されている。

以上を踏まえた対象事業実施区域及びその周辺において想定される陸域の生態系の食物連鎖は、第 3.1.5-8 図のとおりである。対象事業実施区域を含む「樹林地」、「草地」等では、雑草群落等を生産者として、昆虫類やニホンアマガエル等の両生類が下位消費者、クマネズミ等の小型哺乳類やツグミ等の小型鳥類が中位消費者、キツネ等の中型哺乳類やノスリ等の猛禽類が上位消費者となる生態系が成立していると想定される。また、対象事業実施区域の周辺の「河辺・湿地等」では、ヨシクラス等を生産者として、底生動物や魚類が下位消費者、中小型の水鳥が中位消費者、サギ類やミサゴ等の猛禽類が上位消費者となる生態系が成立していると想定される。



第3.1.5-7図 環境類型区分図



第 3. 1. 5-8 図 陸域の生態系の食物連鎖

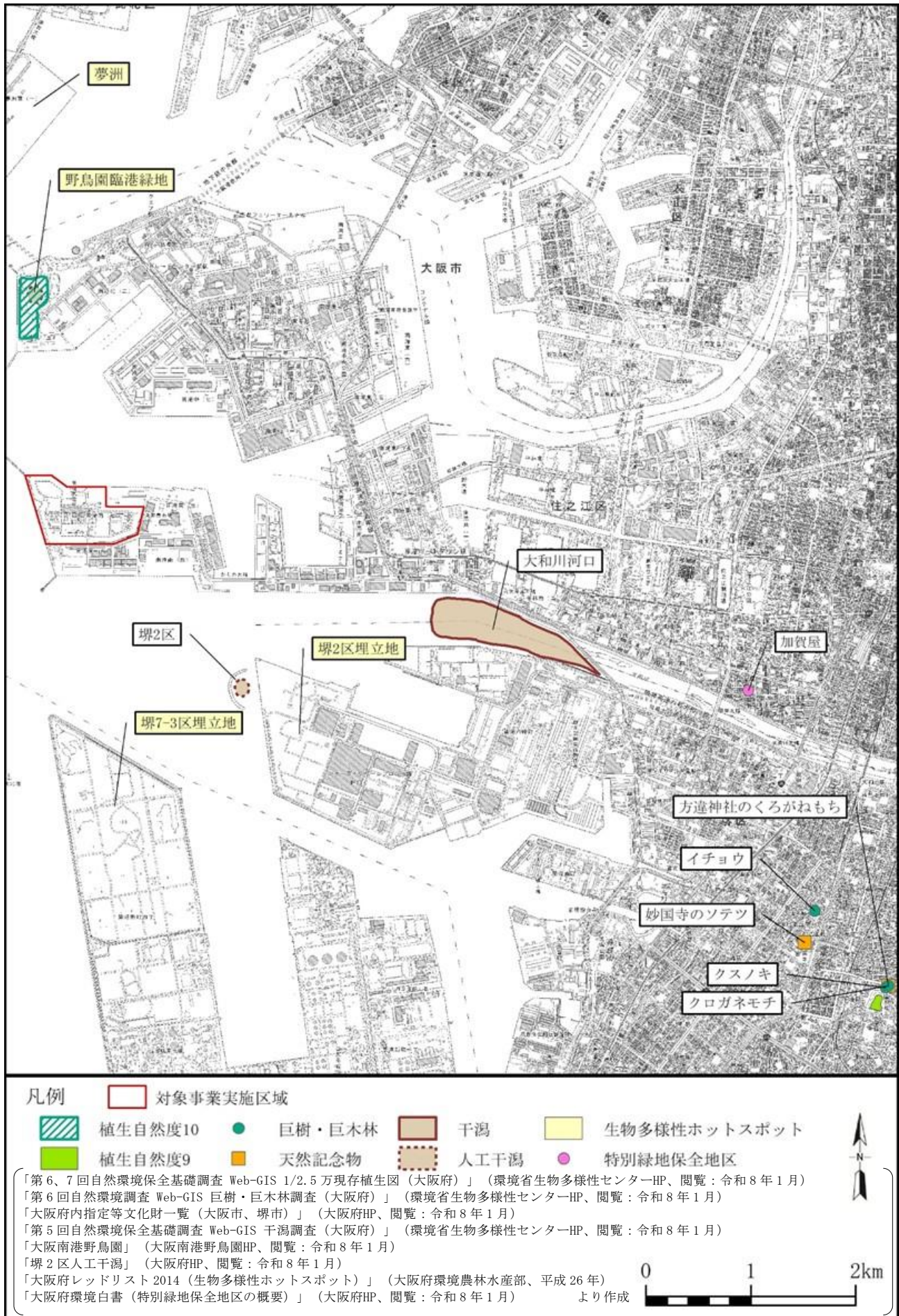
(3) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周辺の重要な自然環境のまとまりの場とその選定根拠は第3.1.5-30表、重要な自然環境のまとまりの場の位置は第3.1.5-9図に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺には大和川河口の干潟や自然植生等の重要な自然環境のまとまりの場が確認されたが、対象事業実施区域内においては重要な自然環境のまとまりの場は確認されなかった。

第3.1.5-30表 重要な自然環境のまとまりの場とその選定根拠

番号	選定根拠		対象事業実施区域及びその周辺の重要な自然環境のまとまりの場
①	生物多様性ホットスポット	「大阪府レッドリスト2014」（大阪府、平成26年）に掲載されている生物多様性ホットスポット	夢洲 野鳥園臨港緑地 堺2区埋立地 堺7-3区埋立地
②	干潟	「第5回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 干潟調査（大阪府）」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和8年1月）に該当する干潟 「大阪南港野鳥園」（大阪南港野鳥園HP、閲覧：令和8年1月）及び「堺2区人工干潟」（大阪府HP、閲覧：令和8年1月）に掲載されている人工干潟	大和川河口干潟 堺2区人工干潟 野鳥園臨港緑地人工干潟
③	特定植物群落	「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落一覧表（全国版）」（環境庁、昭和54年）、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書（全国版）」（環境庁、昭和63年）、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成12年）に掲載されている特定植物群落	該当なし
④	植物群落	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J. WWF Japan、平成8年）に掲載されている植物群落	該当なし
⑤	自然植生	「第6、7回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 1/2.5万現存植生図（大阪府）」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和8年1月）において、該当する植物植生	植生自然度10 植生自然度9
⑥	巨樹・巨木林	「第6回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 巨樹・巨木林調査（大阪府）」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和8年1月）に該当する巨樹・巨木林	イチヨウ クスノキ クロガネモチ
⑦	天然記念物	「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）、「大阪府文化財保護条例」（昭和44年大阪府条例第5号）、「大阪府文化財保護条例」（平成11年大阪府条例第5号）及び「堺市文化財保護条例」（平成3年堺市条例第5号）に指定されている天然記念物	ソテツ くろがねもち
⑧	国立公園 国定公園 府立自然公園	「自然公園法」（昭和32年法律第161号）、「大阪府立自然公園条例」（平成13年大阪府条例第6号）に指定されている自然公園	該当なし
⑨	特別緑地保全地区	「都市緑地法」（昭和48年法律第72号）に指定されている特別緑地保全地区	加賀屋特別緑地保全地区
⑩	鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に指定されている鳥獣保護区	該当なし
⑪	保安林	「森林法」（昭和26年法律第249号）に指定されている保安林	該当なし



第 3.1.5-9 図 重要な自然環境のまよりの場の位置

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

既存資料及び現地踏査により、事業計画を考慮して対象事業実施区域から 10km程度の範囲の主な眺望点や景観資源の状況を整理した。

大阪市全域（市域内の地先公有水面を含む。）が景観計画区域（基本届出区域（都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の3区域）、重点届出区域（御堂筋地区等の都心部7地区）、まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区））に定められており、対象事業実施区域は基本届出区域（臨海景観形成区域）に位置している。また、対象事業実施区域周辺の堺市全域も景観計画区域（都心・周辺市街地景観、近郊市街地景観、郊外市街地景観、田園景観、丘陵市街地景観、丘陵地景観、臨海市街地景観の7区分）に定められている。

「大阪市景観計画」（大阪市、令和6年）
「堺市景観計画」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

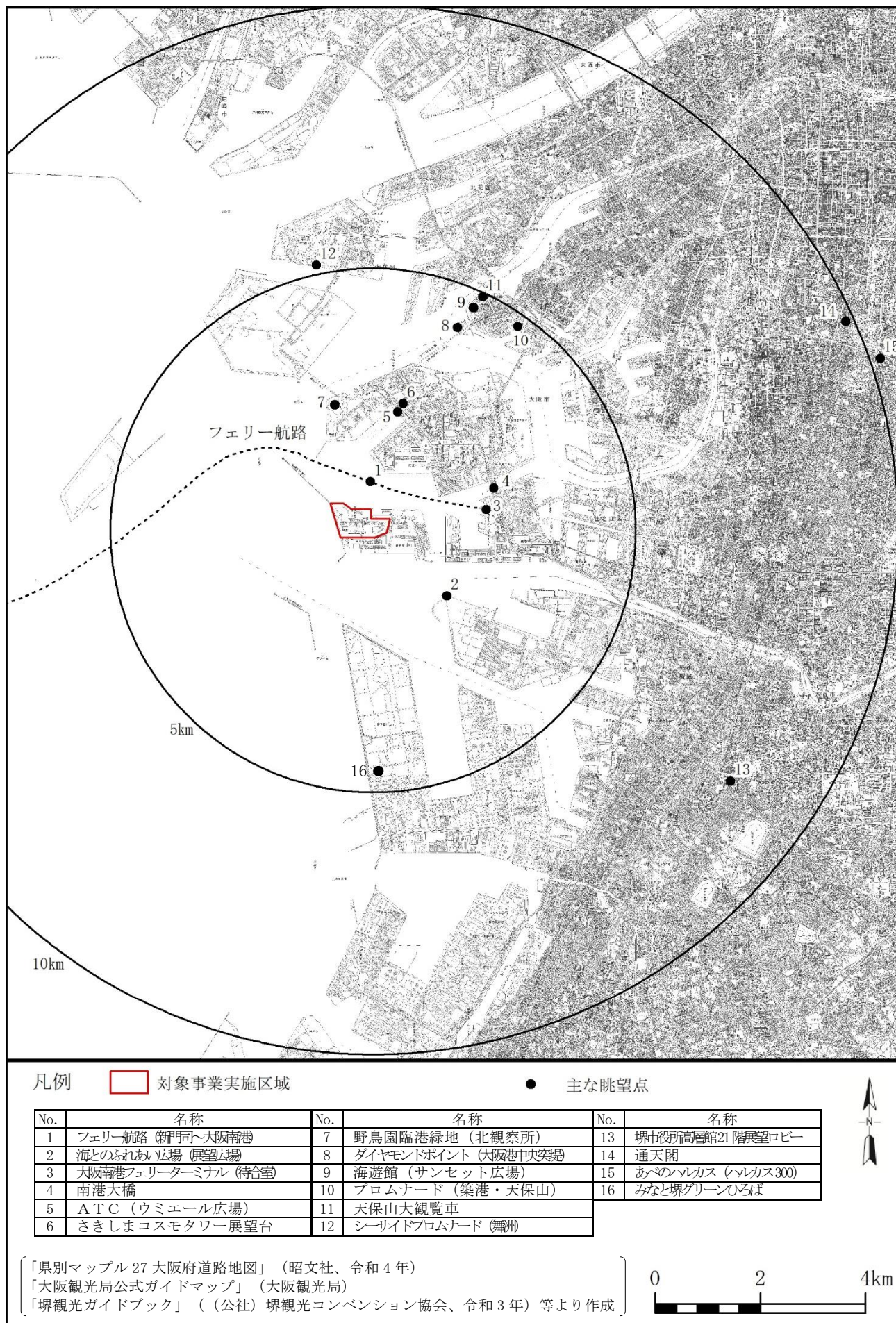
対象事業実施区域の周辺における主な眺望点の位置は第3.1.6-1図のとおりであり、「フェリー一航路（新門司～大阪南港）」、「海とのふれあい広場」、「南港大橋」等の16地点がある。

対象事業実施区域の周辺における景観資源の位置は第3.1.6-2図のとおりであり、「野鳥園臨港緑地」、「シーサイドコスモ」、「臨海市街地景観」等の34箇所がある。なお、景観資源は、大阪市の「都市景観資源（わがまちナイススポット）の概要」（大阪市HP、閲覧：令和7年5月）に基づくものは、規模の小さな建築物等が数多く含まれていたため、主な眺望点から視認される可能性のある比較的規模の大きなものを選定し、堺市の「堺市景観計画」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）に基づくものは本文献の「2-1 活かしたい堺の景観」に記載されたすべてのものを選定した。

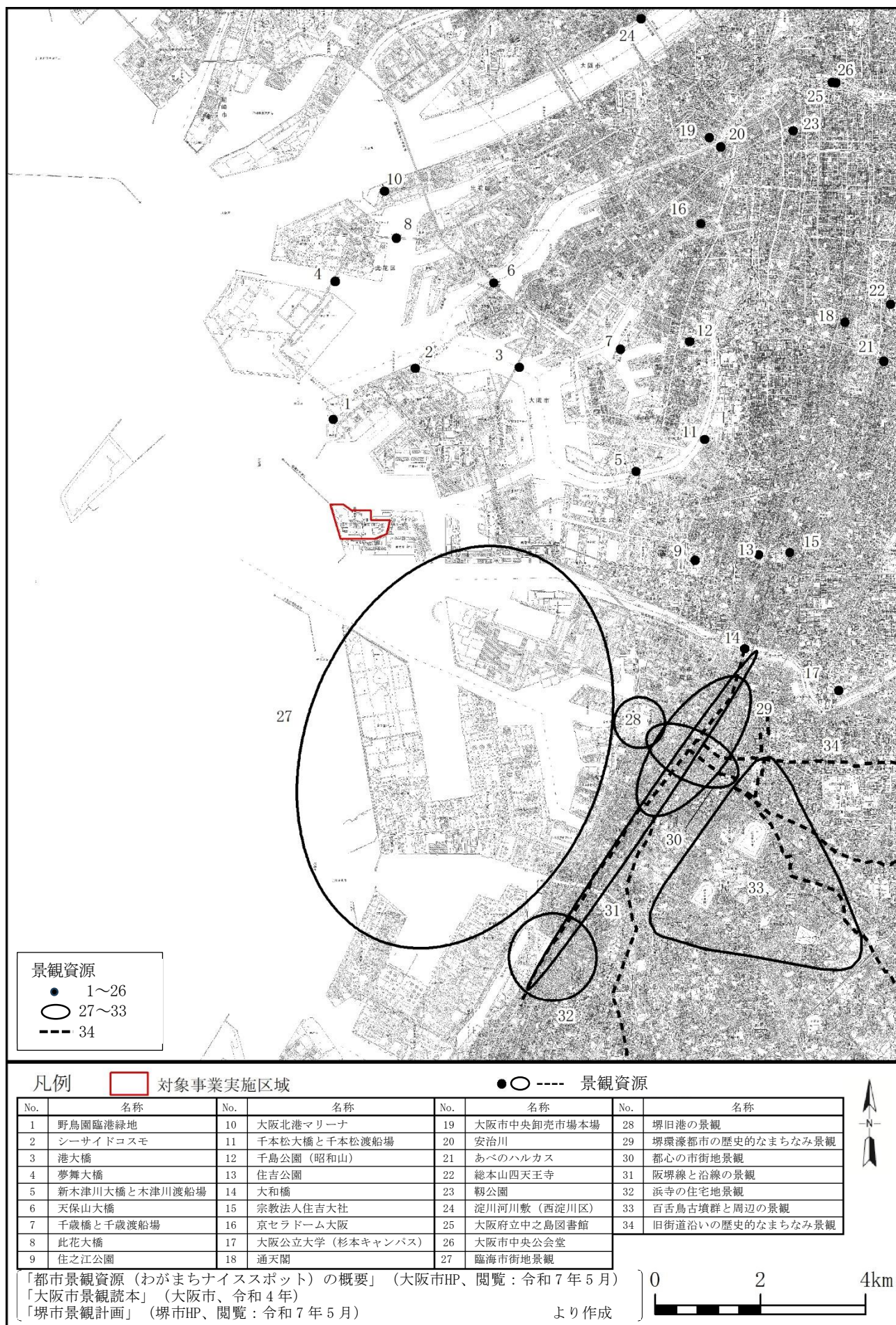
2. 人と自然との触れ合いの活動の場

既存資料及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の状況を整理した。

対象事業実施区域の周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の位置は第3.1.6-3図のとおりであり、「南港魚つり園護岸」、「海とのふれあい広場」、「南港中央公園」等の18箇所がある。



第 3. 1. 6-1 図 主な眺望点の位置



第 3.1.6-2 図 景観資源の位置



第 3.1.6-3 図 人と自然との触れ合いの活動の場の位置

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

1. 放射線の量

対象事業実施区域の周辺における一般環境中の空間放射線量率は第 3.1.7-1 表、測定地点の位置は第 3.1.7-1 図のとおりである。

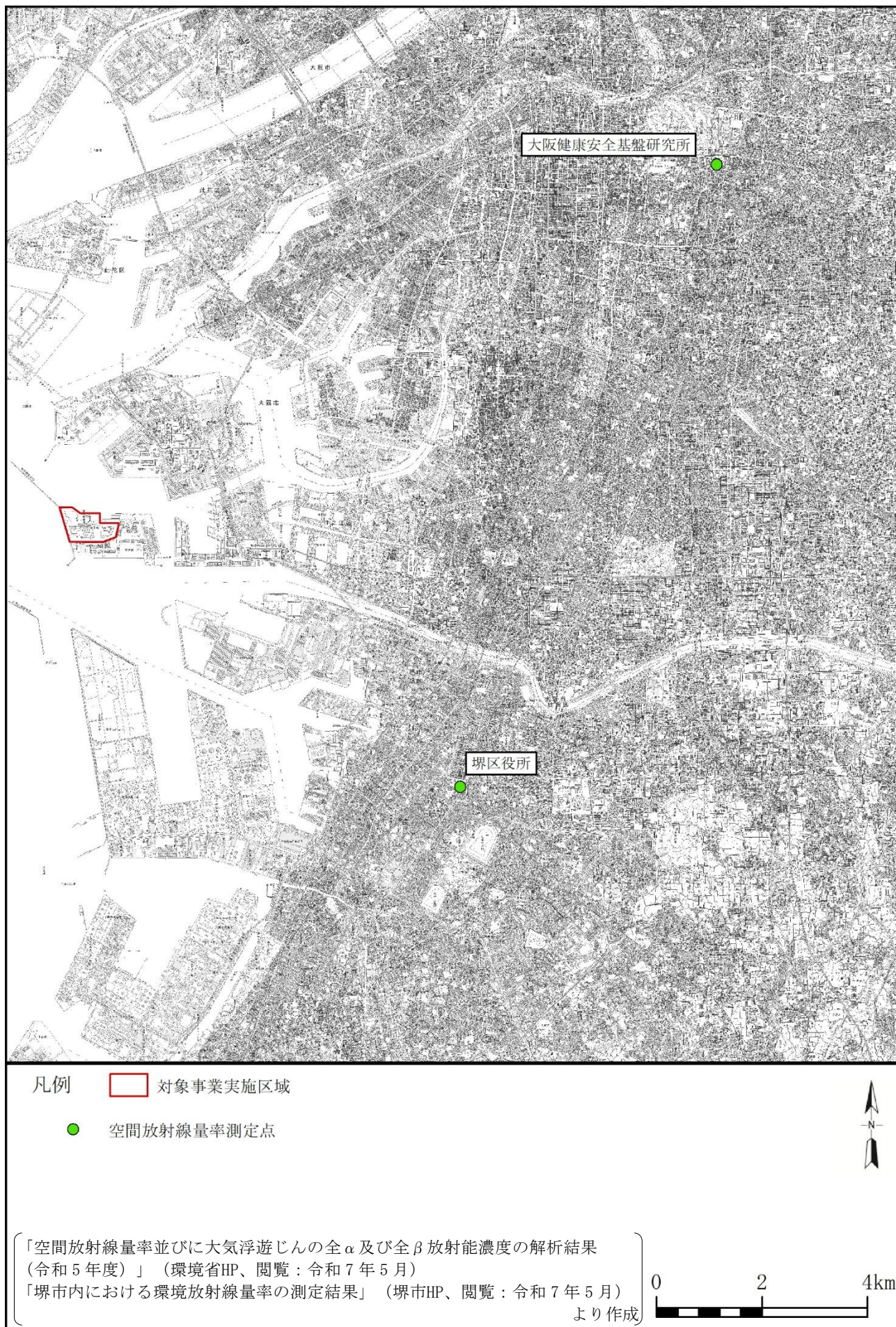
対象事業実施区域の最寄りの空間放射線量率測定地点は、原子力規制委員会が測定している「大阪健康安全基盤研究所」と堺市が測定している「堺区役所」があり、令和 5 年度における一般環境中の空間放射線量率の年平均値は 0.062、0.085 $\mu\text{Sv/h}$ となっている。

第 3.1.7-1 表 空間放射線量率（令和 5 年度）

（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）

測定地点	年平均値	年最大値	年最小値
大阪健康安全基盤研究所	0.062	0.088	0.059
堺区役所	0.085	0.090	0.080

「空間放射線量率並びに大気浮遊じんの全 α 及び全 β 放射能濃度の解析結果（令和 5 年度）
（環境省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「堺市内における環境放射線量率の測定結果」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成



第 3. 1. 7-1 図 空間放射線量率測定地点の位置

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

令和6年の大阪市、堺市及び大阪府における人口、人口密度及び世帯数の現況は第3.2.1-1表、令和2～6年の人口の推移は第3.2.1-2表、令和5年の人口動態は第3.2.1-3表のとおりである。令和6年10月1日現在の大阪市における人口は2,791,907人、世帯数が1,563,504世帯となっており、大阪府全体に対してそれぞれ約32%、約36%を占めている。堺市における人口は806,860人、世帯数が374,040世帯となっており、大阪府全体に対してともに約9%を占めている。また、人口の推移をみると、大阪市では増加の傾向がみられるが、堺市では年々減少の傾向がみられる。

第3.2.1-1表 人口、人口密度及び世帯数の現況（令和6年）

府・市	項目	人口（人）			人口密度 （人/km ² ）	世帯数 （世帯）
		総数	男	女		
大阪市		2,791,907	1,342,767	1,449,140	12,390	1,563,504
堺市		806,860	383,213	423,647	5,385	374,040
大阪府		8,770,315	4,190,381	4,579,934	4,603	4,309,429

注：令和6年10月1日現在の値を示す。
〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

第3.2.1-2表 人口の推移（令和2～6年）

（単位：人）

府・市	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大阪市	2,752,412	2,750,835	2,756,807	2,770,520	2,791,907
堺市	826,161	821,598	816,559	812,027	806,860
大阪府	8,837,685	8,807,279	8,787,414	8,774,574	8,770,315

注：令和6年10月1日現在の値を示す。
〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

第3.2.1-3表 人口動態（令和5年）

（単位：人）

府・市	項目	自然動態			社会動態			純増減
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
大阪市		18,735	34,460	-15,725	225,031	190,938	32,112	16,387
堺市		5,081	10,093	-5,012	27,012	26,032	980	-4,032
大阪府		55,292	104,964	-49,672	159,522	146,451	13,071	-36,601

注：1. 堺市は、住民基本台帳に基づく数値である。
2. 大阪市及び堺市における社会動態の増減は、転入と転出の差以外の増減が含まれるため、転入と転出の差と一致しない。
〔「1年間の人口の動き（令和5年中の人口の動き）」（大阪市HP、閲覧：令和7年5月）
「堺市統計書 令和6年度版」（堺市、令和7年）
「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

2. 産業の状況

(1) 産業構造及び産業配置

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における産業別就業者数は、第3.2.1-4表のとおりである。大阪市では総就業者数2,363,578人に対して、卸売業、小売業が269,126人（総数の約11%）、堺市では総就業者数704,798人に対して、卸売業、小売業が69,240人（総数の約10%）と両市とも卸売業、小売業が最も多くなっている。また、大阪府の総就業者数は7,561,227人であり、大阪市はその約31%を、堺市はその約9%を占めている。

第3.2.1-4表 産業別就業者数（令和2年）

（単位：人）

府・市 項目	大阪市	堺市	大阪府
農業、林業	1,539	1,920	20,564
漁業	84	44	846
鉱業、採石業、砂利採取業	49	6	148
建設業	93,985	30,594	307,174
製造業	213,524	63,813	703,731
電気・ガス・熱供給・水道業	5,694	2,088	19,701
情報通信業	77,502	9,802	162,867
運輸業、郵便業	88,253	26,974	297,690
卸売業、小売業	269,126	69,240	782,716
金融業、保険業	38,223	9,196	109,492
不動産業、物品賃貸業	52,412	11,154	139,350
学術研究、専門・技術サービス業	71,644	13,196	177,617
宿泊業、飲食サービス業	107,532	22,672	273,313
生活関連サービス業、娯楽業	55,182	13,805	156,394
教育、学習支援業	61,998	22,081	225,061
医療、福祉	194,842	63,828	635,034
複合サービス事業	5,245	2,138	20,004
サービス業(他に分類されないもの)	127,156	28,758	342,025
公務(他に分類されるものを除く)	29,820	12,764	116,530
総就業者数	2,363,578	704,798	7,561,227

注：令和2年10月1日現在の値である。

〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

(2) 生産量及び生産額等

① 農業

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における農家数は、第3.2.1-5表のとおりである。大阪市では農家総数348戸に対して、販売農家が97戸、自給的農家が251戸、堺市では農家総数2,172戸に対して、販売農家が650戸、自給的農家が1,522戸となっており、両市とも自給的農家が多くなっている。また、大阪府の農家総数は20,813戸であり、大阪市はその約2%を、堺市はその約10%を占めている。

第3.2.1-5表 農家数（令和2年）

（単位：戸）

府・市	項目	総数	販売農家	自給的農家
大阪市		348	97	251
堺市		2,172	650	1,522
大阪府		20,813	7,413	13,400

注：1. 令和2年2月1日現在の値である。

2. 農家とは調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

3. 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

4. 自給的農家とは経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における経営耕地面積は、第3.2.1-6表のとおりである。大阪市では経営耕地総面積55haに対して、田が33ha（総面積の約60%）、堺市では経営耕地総面積425haに対して、田が294ha（総面積の約69%）となっており、両市とも田が最も多くなっている。また、大阪府の経営耕地総面積は5,105haであり、大阪市はその約1%、堺市はその約8%を占めている。

第3.2.1-6表 経営耕地面積（令和2年）

（単位：ha）

府・市	項目	総数	田	畑	樹園地
大阪市		55	33	21	1
堺市		425	294	99	31
大阪府		5,105	3,663	868	574

注：令和2年2月1日現在の値である。

〔「2020年農林業センサス」（総務省HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

令和５年の大阪市、堺市及び大阪府における農業産出額は、第３.２.１-７表のとおりである。大阪市では農業産出額合計５５千万円に対して、野菜が４４千万円（合計の約８０％）、堺市では農業産出額合計３３１千万円に対して、野菜が１３１千万円（合計の約４０％）と両市とも野菜が最も多くなっている。また、大阪府の農業産出額合計は３,２００千万円であり、大阪市はその約２％、堺市はその約１０％を占めている。

第３.２.１-７表 農業産出額（令和５年）

（単位：千万円）

府・市		大阪市	堺市	大阪府
項目				
合計		55	331	3,200
耕種	米	3	57	520
	麦類	－	x	x
	雑穀	－	－	0
	豆類	－	0	0
	いも類	1	5	40
	野菜	44	131	1,490
	果実	0	19	740
	花き	3	2	190
	工芸農産物	0	－	0
	その他作物	x	x	x
畜産	肉用牛	－	4	30
	乳用牛	－	99	120
	生乳	－	97	120
	豚	－	x	20
	鶏	4	－	10
	鶏卵	4	－	10
	ブロイラー	－	－	－
	その他畜産物	－	x	－
加工農産物		－	－	－

注：１．「０」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表していないものを示す。

２．合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しない。

「令和５年 生産農業所得統計」（総務省HP、閲覧：令和７年５月）
「令和５年 市町村別農業産出額（推計）」（総務省HP、閲覧：令和７年５月）より作成

② 林業

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における保有形態別林野面積は、第3.2.1-8表のとおりである。大阪市では林野は事実上存在しない。堺市では林野総面積395haに対して、私有林が391ha（総面積の約99%）となっている。また、大阪府の林野総面積は57,127haであり、堺市はその約0.7%を占めている。

第3.2.1-8表 保有形態別林野面積（令和2年）

（単位：ha）

府・市	項目	総数	国有林		民有林	
			林野庁所管	その他官庁所管	公有林	私有林
大阪市		-	-	-	-	-
堺市		395	-	-	4	391
大阪府		57,127	1,017	226	4,670	51,178

〔「2020年農林業センサス」（総務省HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

③ 漁業

令和5年の大阪市、堺市及び大阪府における主とする漁業種類別経営体数は、第3.2.1-9表のとおりである。大阪市では経営体数合計が44経営体であり、その他の漁業の経営体数が35経営体（複数回答）と最も多い。堺市では経営体数合計63経営体であり、刺網が57経営体（複数回答）と最も多い。また、大阪府の経営体数合計は480経営体であり、大阪市はその約9%、堺市はその約13%を占めている。

第3.2.1-9表 主とする漁業種類別経営体数（令和5年）

（単位：経営体）

府・市	項目	大阪市	堺市	大阪府
合計		44	63	480
底びき網		-	9	134
船びき網		8	1	51
まき網		-	-	4
刺網		25	57	246
小型定置網		-	-	10
その他の網漁業		1	6	36
ひき縄釣		21	23	79
その他の釣		-	8	53
潜水器漁業		-	-	19
採貝・採藻		2	-	7
その他の漁業		35	46	219
海面養殖		-	-	38

注：1. 「-」は、事実のないものを示す。

2. 各項目の経営体数は複数回答であるため、合計と一致しない。

〔「2023年漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）地域等別統計表」（総務省HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

平成 30 年の大阪市、堺市及び大阪府における漁業種類別漁獲量は第 3.2.1-10 表、魚種別漁獲量は第 3.2.1-11 表のとおりである。大阪市では漁獲量合計 210 t、堺市では漁獲量合計 99 t となっているが、統計数値を公表していないものがあるため、それぞれ内訳は不明である。大阪府の漁獲量合計は 8,581 t であり、大阪市はその約 2%を、堺市はその約 1%を占めている。そのうち、大阪府の魚類の漁獲量の合計は 8,226 t であり、大阪市はその約 3%を、堺市はその約 1%を占めている。

第 3.2.1-10 表 漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

府・市 項目	大阪市	堺市	大阪府
合計	210	99	8,581
小型底びき網	－	x	982
船びき網	x	x	3,120
中・小型まき網	－	－	4,104
その他の刺網	2	8	231
小型定置網	x	－	63
ひき縄釣	x	3	6
その他の釣	－	－	13
採貝・採藻	1	－	3
その他の漁業	0	1	60

注：「0」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表していないものを示す。

〔「平成 30 年 海面漁業生産統計調査」（総務省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

第 3.2.1-11 表 魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

魚種		大阪市	堺市	大阪府
合計		210	99	8,581
魚類	さめ類	－	－	7
	このしろ	－	0	404
	まいわし	－	0	938
	かたくちいわし	－	－	550
	しらす	x	x	2,937
	まあじ	0	0	116
	むろあじ類	－	－	4
	さば類	－	－	115
	ぶり類	0	－	10
	ひらめ	－	0	7
	かれい類	0	0	191
	あなご類	－	0	14
	たちうお	1	4	64
	まだい	－	0	84
	くろだい・へだい	1	6	160
	さわら類	0	0	81
	すずき類	1	6	185
	いかなご	x	x	183
	ふぐ類	－	0	11
	その他の魚類	1	2	2,165
	魚類計	210	96	8,226
えび類	くるまえび	－	0	1
	その他のえび類	－	0	115
かに類	がざみ類	－	0	28
	その他のかに類	－	0	1
貝類	あわび類	－	－	0
	さざえ	－	0	1
	その他の貝類	1	0	30
その他のいか類		－	0	69
たこ類		－	1	67
その他の水産動物類		－	0	42
その他の海藻類		－	－	2

注：1. 「0」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表していないものを示す。

2. 漁獲量「0」及び「x」の計算処理の関係で、魚類、えび類等の漁獲量は、魚種別の漁獲量合計と合わない場合がある。

〔「平成 30 年 海面漁業生産統計調査」（総務省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

④ 製造業

令和３年の大阪市、堺市及び大阪府における製造業の事業所数及び従業者数並びに令和２年の製造品出荷額等は、第３.２.１-１２表のとおりである。大阪市の事業所数は４,９８９所、従業者数は１１０,８３４人、製造品出荷額等は３５３,１４９,４２６万円であり、それぞれ大阪府全体の約３５％、約２７％、約２１％を占めている。堺市の事業所数は１,２０９所、従業者数は４９,９７１人、製造品出荷額等は３５５,１５８,９６２万円であり、それぞれ大阪府全体の約８％、約１２％、約２１％を占めている。

第３.２.１-１２表 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（令和２、３年）

府・市	項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
大阪市		4,989	110,834	353,149,426
堺市		1,209	49,971	355,158,962
大阪府		14,412	417,816	1,697,579,275

注：１．事業所数及び従業者数は、令和３年６月１日現在の従業者４人以上の値を示す。

２．製造品出荷額等は、令和２年の値を示す。

〔「令和６年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和７年）より作成〕

⑤ 商業

令和３年の大阪市、堺市及び大阪府における商業の事業所数及び従業者数並びに年間商品販売額は、第３.２.１-１３表のとおりである。大阪市の事業所数は３４,５９７所、従業者数は４１５,９５５人、年間商品販売額は３９,７２７,４２８百万円であり、それぞれ大阪府全体の約４９％、約５４％、約７４％を占めている。堺市の事業所数は４,７９６所、従業者数は４８,８１４人、年間商品販売額は１,７７１,１４３百万円であり、それぞれ大阪府全体の約７％、約６％、約３％を占めている。

第３.２.１-１３表 商業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額（令和３年）

府・市	項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
大阪市		34,597	415,955	39,727,428
堺市		4,796	48,814	1,771,143
大阪府		71,308	776,664	53,644,294

〔「令和３年経済活動センサスー活動調査」（総務省HP、閲覧：令和７年５月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

令和6年の大阪市、堺市及び大阪府における土地利用区分別面積は第3.2.2-1表、対象事業実施区域及びその周辺における土地利用の現況は第3.2.2-1図のとおりである。

大阪市では評価総地積の総数 112,538,592m² に対して、宅地が 106,110,608m²（総数の約 94%）と最も多くなっており、堺市では評価総地積の総数 89,069,818m² に対して、宅地が 64,817,434m²（総数の約 73%）と最も多くなっている。大阪府の評価総地積の総数は 885,951,984m² であり、大阪市はその約 13%を、堺市はその約 10%を占めている。

対象事業実施区域は、土地利用の現況として、建物用地、公共施設等用地、森林及び空地に該当している。

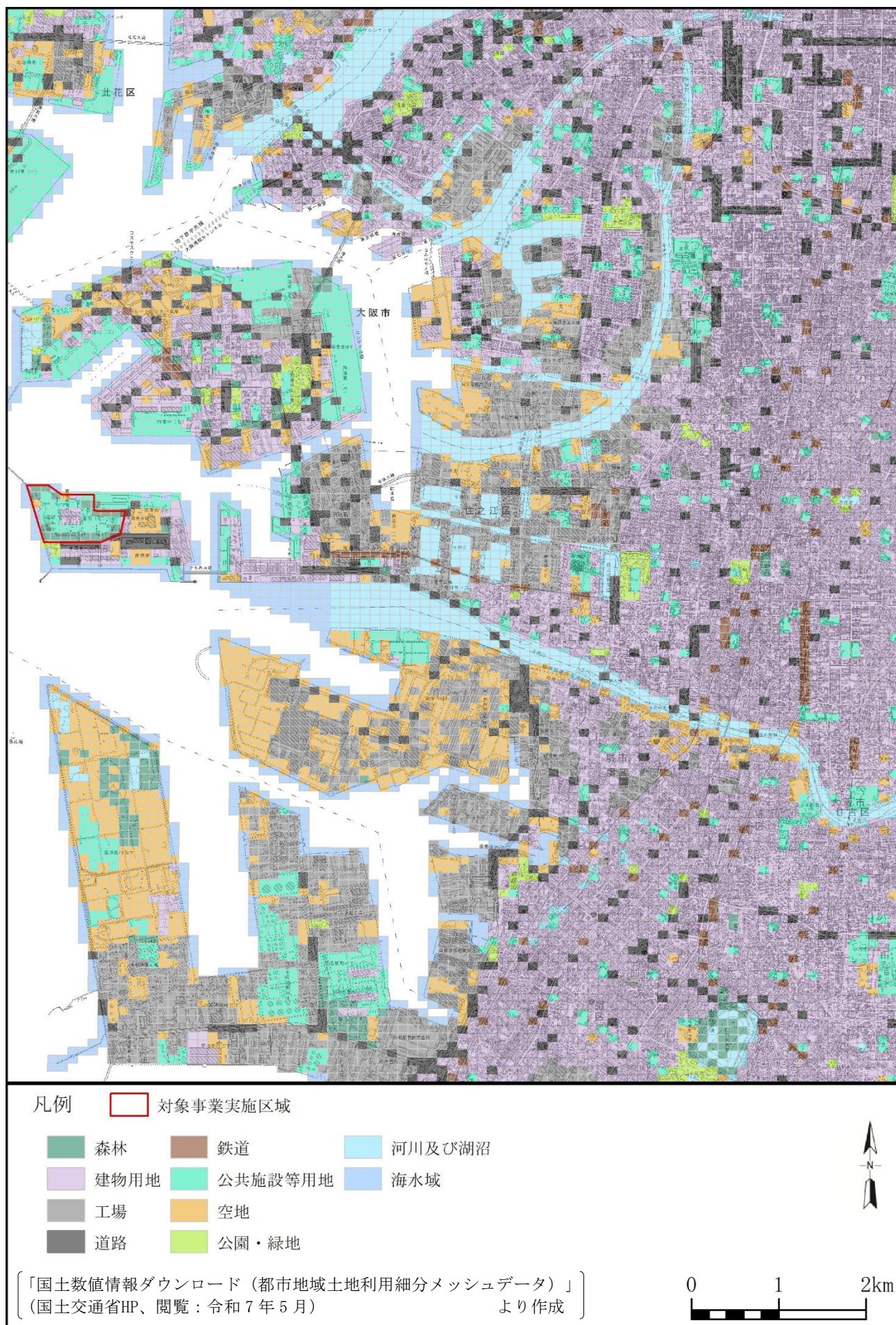
第3.2.2-1表 土地利用区分別面積（令和6年）

（単位：m²）

府・市		大阪市	堺市	大阪府
項目				
総数		112,538,592	89,069,818	885,951,984
地 目 別 民 有 地	田	340,270	9,053,433	99,724,598
	畑	414,312	3,354,530	36,973,852
	宅地	106,110,608	64,817,434	528,863,177
	池沼	-	276,784	386,124
	山林	-	3,923,128	143,528,709
	原野	-	102,964	3,745,312
	雑種地	5,673,402	7,515,707	72,673,899

注：令和6年1月1日現在の値を示す。

〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕



第 3.2.2-1 図 土地利用の現況

2. 土地利用規制の状況

令和5年の大阪市、堺市及び大阪府における用途地域別面積は第3.2.2-2表、対象事業実施区域及びその周辺における「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）に基づく土地利用基本計画は第3.2.2-2図、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の指定状況は第3.2.2-3図のとおりである。

大阪府の用途地域合計面積は95,379.2haであり、大阪市はその約22%を、堺市はその約11%を占めている。

対象事業実施区域は、「国土利用計画法」では都市地域に、「都市計画法」では準工業地域に指定されている。

第3.2.2-2表 用途地域別面積（令和5年）

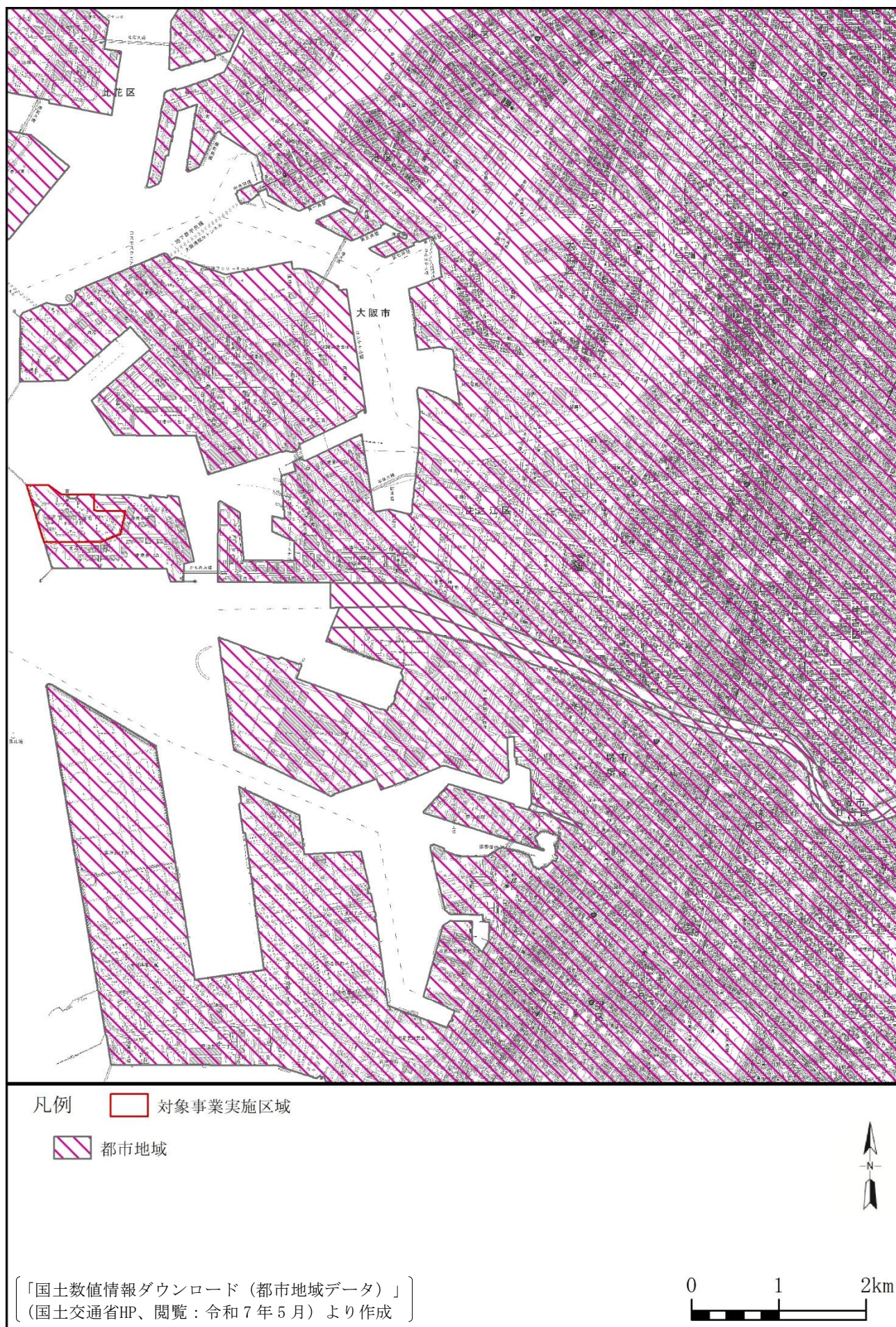
(単位：ha)

府・市 項目	大阪市	堺市	大阪府
合計	21,145.0	10,661.9	95,379.2
第一種低層住居専用地域	-	1,131.0	10,012.6
第二種低層住居専用地域	-	20.0	151.1
第一種中高層住居専用地域	359.0	2,443.0	16,261.6
第二種中高層住居専用地域	2,045.0	1,130.0	9,984.1
第一種住居地域	5,343.0	1,680.0	18,663.5
第二種住居地域	1,191.0	193.0	5,000.4
準住居地域	350.0	1.9	1,008.8
近隣商業地域	574.0	760.0	3,476.3
商業地域	3,773.0	271.0	5,113.2
準工業地域	4,589.0	820.0	17,275.5
工業地域	922.0	309.0	3,289.0
工業専用地域	1,999.0	1,913.0	5,143.1

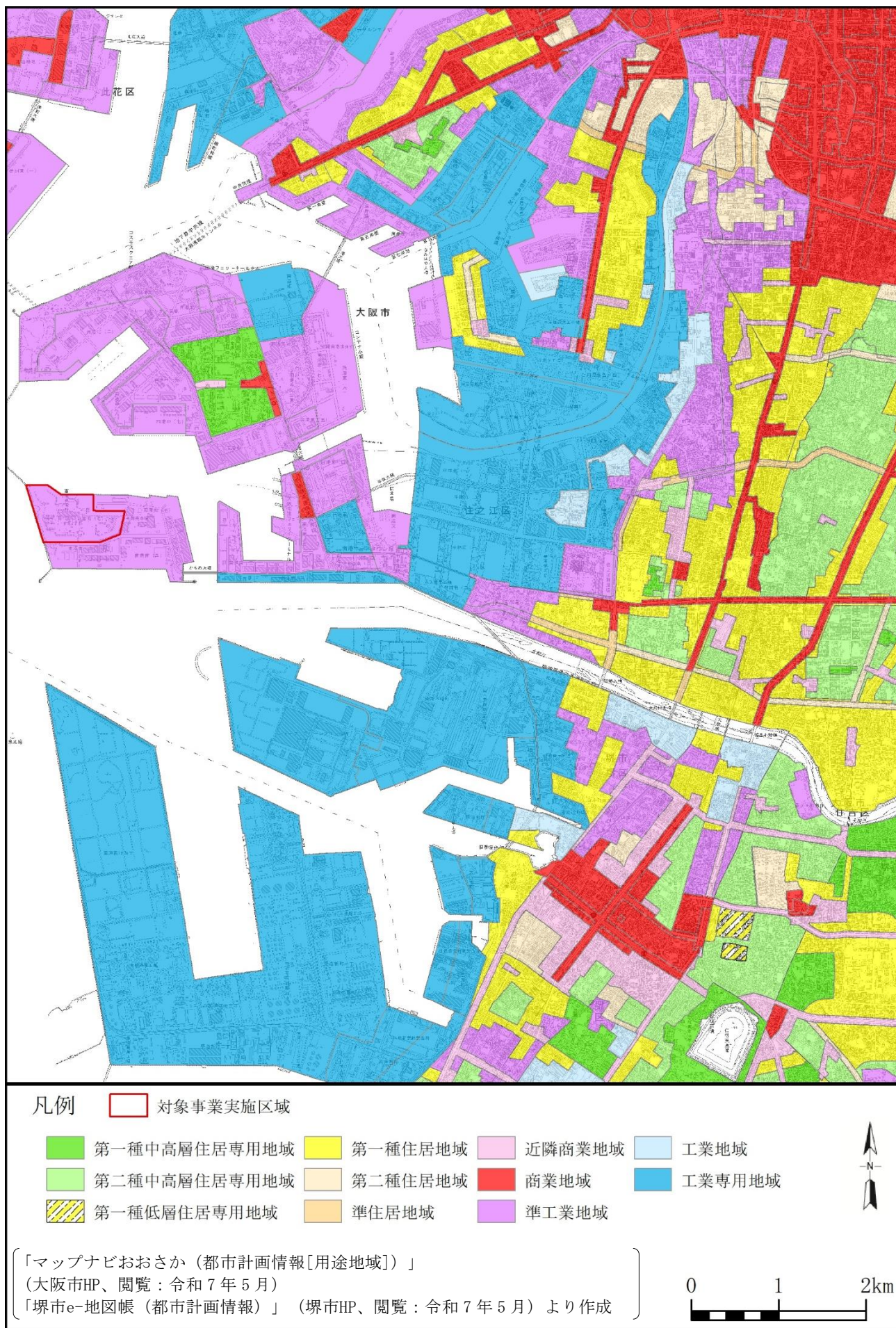
注：1. 令和5年3月31日現在の値である。

2. 合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しない。

〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕



第 3. 2. 2-2 図 土地利用基本計画



第 3.2.2-3 図 用途地域の指定状況

3.2.3 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川の利用状況

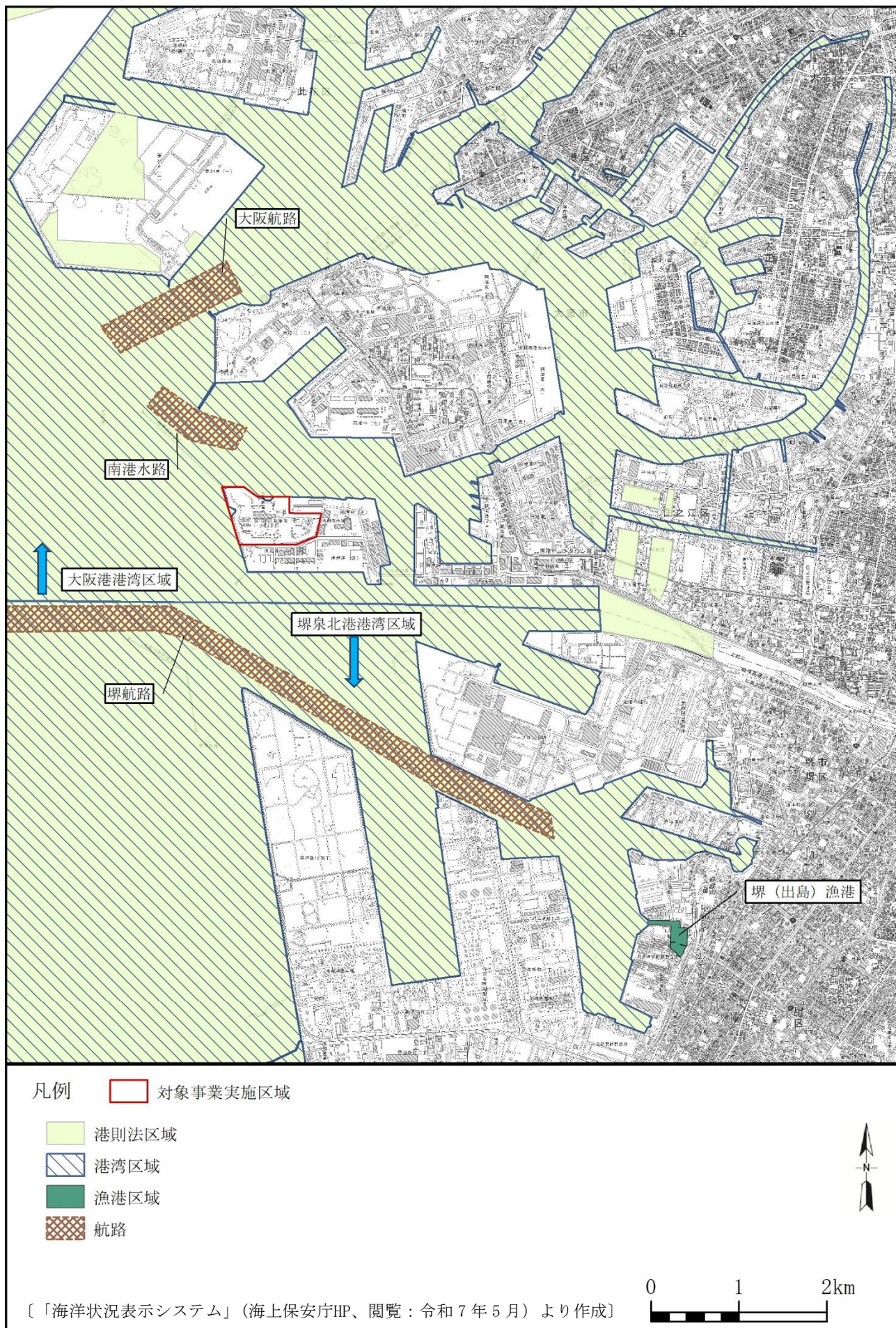
対象事業実施区域の周辺における主な河川の位置は、第 3.1.2-4 図のとおりである。対象事業実施区域の周辺海域における流入河川として、一級河川の安治川、尻無川、木津川、住吉川、大和川水系の大和川及び二級河川の内川があり、安治川、木津川、大和川では農業用水、水道用水及び工業用水に利用されている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺において内水面漁業権は設定されていない。

2. 海域の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺海域における海域利用の状況は、第 3.2.3-1 図のとおりである。対象事業実施区域及びその周辺海域は、「港則法」（昭和 23 年法律第 174 号）に基づく阪神港港域に属し、「港湾法」（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく国際戦略港湾の大阪港港湾区域及び堺泉北港港湾区域に指定されている。また、対象事業実施区域及びその周辺海域には、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」（昭和 25 年法律第 137 号）に基づく第 1 種漁港の堺（出島）漁港がある。

なお、対象事業実施区域及びその周辺海域では漁業権は設定されていない。



第 3.2.3-1 図 海域利用の状況

3. 地下水の利用状況

令和 5 年の大阪市、堺市及び大阪府における地下水の利用状況は、第 3.2.3-1 表のとおりである。

大阪府では、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）による地下水の採取規制が第 3.2.3-2 図のとおり行われており、対象事業実施区域及びその周辺は「工業用水法」及び「建築物地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」による地下水採取の規制区域となっている。

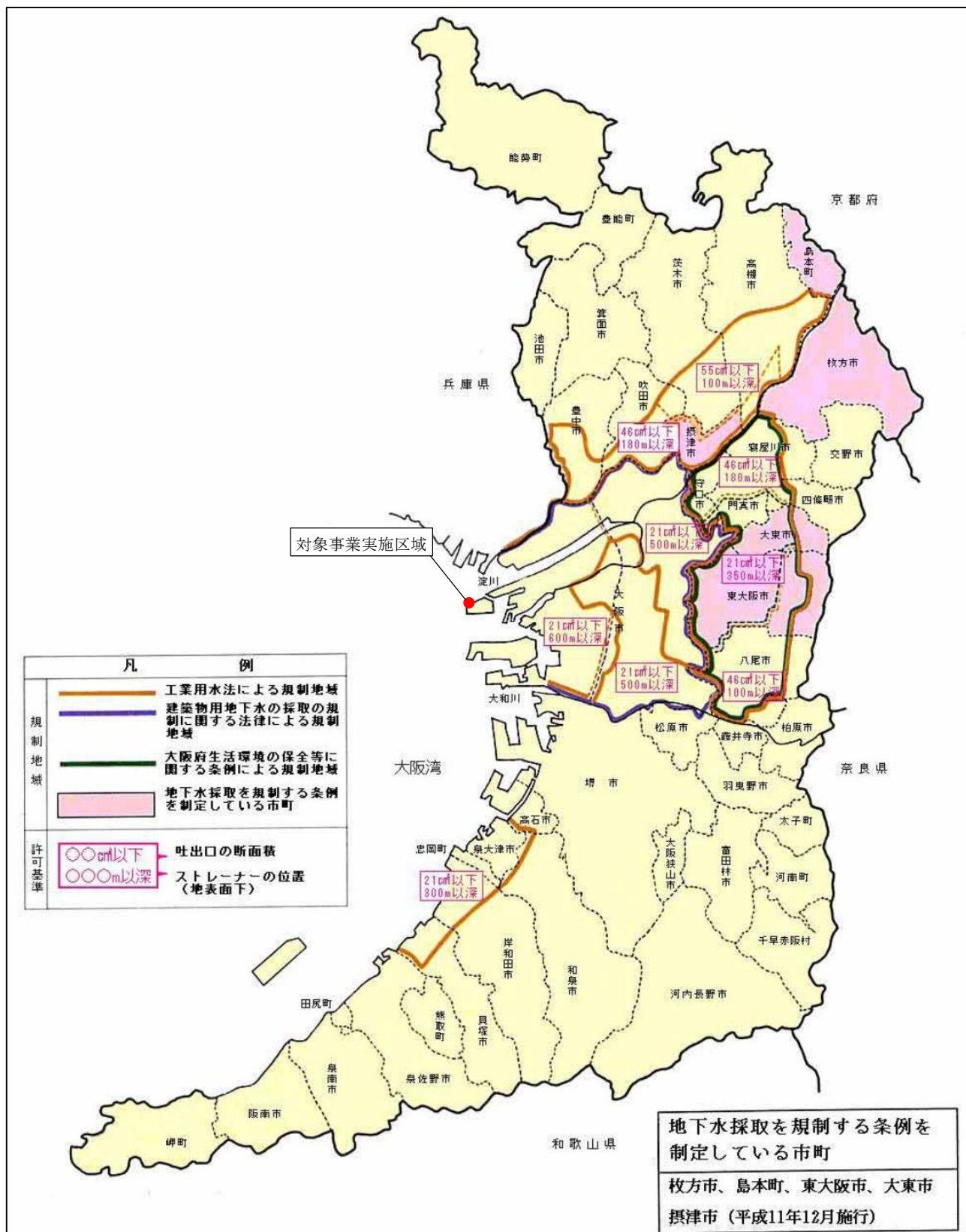
第 3.2.3-1 表 地下水の利用状況（令和 5 年）

（単位：千 m^3 /日）

府・市 \ 項目	工業用	上水用	公共用	農業用	一般用	合計
大阪市	0	0	0	1	5	7
堺市	2	0	0	0	2	5
大阪府	44	126	24	15	27	235

注：四捨五入の関係で、合計が一致しない。

「大阪府における地下水利用及び地盤沈下等の状況について」（令和 5 年）
（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成



第 3. 2. 3-2 図 大阪府による地下水採取規制図

〔「地下水の採取規制」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通

対象事業実施区域及びその周辺における主要な交通網及び道路交通量測定点の位置は第 3.2.4-1 図、令和 3 年度の対象事業実施区域及びその周辺における道路交通量の測定結果は第 3.2.4-1 表のとおりである。

(1) 主要な道路の状況

主要な道路として、高速道路（阪神高速）の高速湾岸線が沿岸部を南北に、高速堺線が内陸部を南北に、幹線道路の一般国道 26 号が南北に走っている。

平日 12 時間（7～19 時）の道路交通量が最も多い測定点は図中番号 8 の高速湾岸線（大阪市住之江区平林南 2 丁目）で、68,816 台となっている。高速道路以外で交通量が最も多い測定点は図中番号 34 の一般国道 310 号（堺市堺区北丸保園 3）で、52,304 台となっている。

(2) 鉄道の状況

鉄道として、大阪メトロ南港ポートタウン線、大阪メトロ中央線が大阪市内から対象事業実施区域北側の埋立地（コスモスクエア地区）等を走っており、対象事業実施区域の最寄り駅は南港ポートタウン線の南港東駅である。

第 3.2.4-1 表(1) 道路交通量の測定結果（令和 3 年度）

図中 番号	路線名	測定点名	交通量（台）	
			平日 12 時間	平日 24 時間
1	高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港 1 丁目	15,507	21,034
2	高速湾岸線	大阪市此花区桜島 1 丁目	65,423	87,814
3	高速大阪東大阪線	大阪市港区弁天 2 丁目	48,020	64,603
4		大阪市港区海岸通 3 丁目	32,650	42,247
5	高速湾岸線	大阪市港区港晴 2 丁目	46,861	61,855
6		大阪市住之江区南港東 8 丁目	42,420	56,322
7		大阪市住之江区南港東 2 丁目	62,545	82,538
8		大阪市住之江区平林南 2 丁目	68,816	90,218
9		堺市堺区塩浜町	62,041	80,966
10		堺市堺区大浜西町	60,480	78,866
11		堺市西区石津西町	51,333	67,297
12	高速道路西大阪線	大阪市港区波除 5 丁目	16,589	21,835
13		大阪市港区南市岡 3 丁目	18,723	24,427
14		大阪市大正区泉尾 3 丁目	15,387	20,385
15		大阪市大正区三軒家東 3 丁目	16,929	22,301
16		大阪市西成区南開 2 丁目	6,070	7,689
17	高速大阪堺線	大阪市浪速区幸町 2 丁目	35,623	46,059
18		大阪市西成区北津守 1 丁目	39,879	51,503
19		大阪市西成区北津守 1 丁目	39,879	51,503
20		大阪市西成区長橋 3 丁目	45,954	59,299
21		大阪市西成区千本中 2 丁目	48,173	62,122
22		大阪市住之江区浜口西 1 丁目	38,394	49,304
23		堺市堺区柳之町東	29,449	38,209
24		堺市堺区柳之町東	29,449	38,209
25		堺市堺区翁橋町 1 丁目	14,882	19,678
26		大阪市中央区千日前 1 丁目	23,436	29,991

第 3. 2. 4-1 表 (2) 道路交通量の測定結果 (令和 3 年度)

図中 番号	路線名	測定点名	交通量 (台)	
			平日 12 時間	平日 24 時間
27	高速大阪池田線	大阪市浪速区難波中 2 丁目	28,865	37,371
28		大阪市浪速区日本橋西 2 丁目	32,508	41,829
29		大阪市浪速区日本橋 5 丁目	29,952	38,558
30		大阪市天王寺区茶臼山町	57,185	73,910
31	高速大阪松原線	大阪市天王寺区茶臼山町	50,369	65,335
32	一般国道 26 号	大阪市住之江区西住江 2 丁目	25,077	36,612
33		堺市堺区戎島町 4	24,193	34,289
34	一般国道 310 号	堺市堺区北丸保園 3	52,304	70,934
35	浪速鶴町線	大阪市浪速区久保吉 2 丁目	9,351	12,250
36	住吉八尾線	大阪市住之江区緑木 1 丁目	17,199	22,875
37	大阪臨海線	大阪市住之江区緑木 1 丁目	26,725	37,950
38		堺市堺区山本町 4 丁	33,388	49,394
39	大阪和泉泉南線	大阪市住吉区万代東 1 丁目	19,393	27,150
40		堺市堺区大仙西町 6 丁	23,247	30,438
41	堺大和高田線	堺市北区北長尾町 6 丁	9,274	12,641
42	大阪枚岡奈良線	大阪市中央区千日前 1 丁目	25,568	36,818
43	大阪八尾線	大阪市大正区鶴町 3 丁目	1,968	2,499

注：1. 図中番号は、第 3. 2. 4-1 図を参照。

2. 12 時間は 7～19 時まで、24 時間は 7 時～翌 7 時までの往復交通量を示す。

「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス)」
(国土交通省HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

2. 海上交通

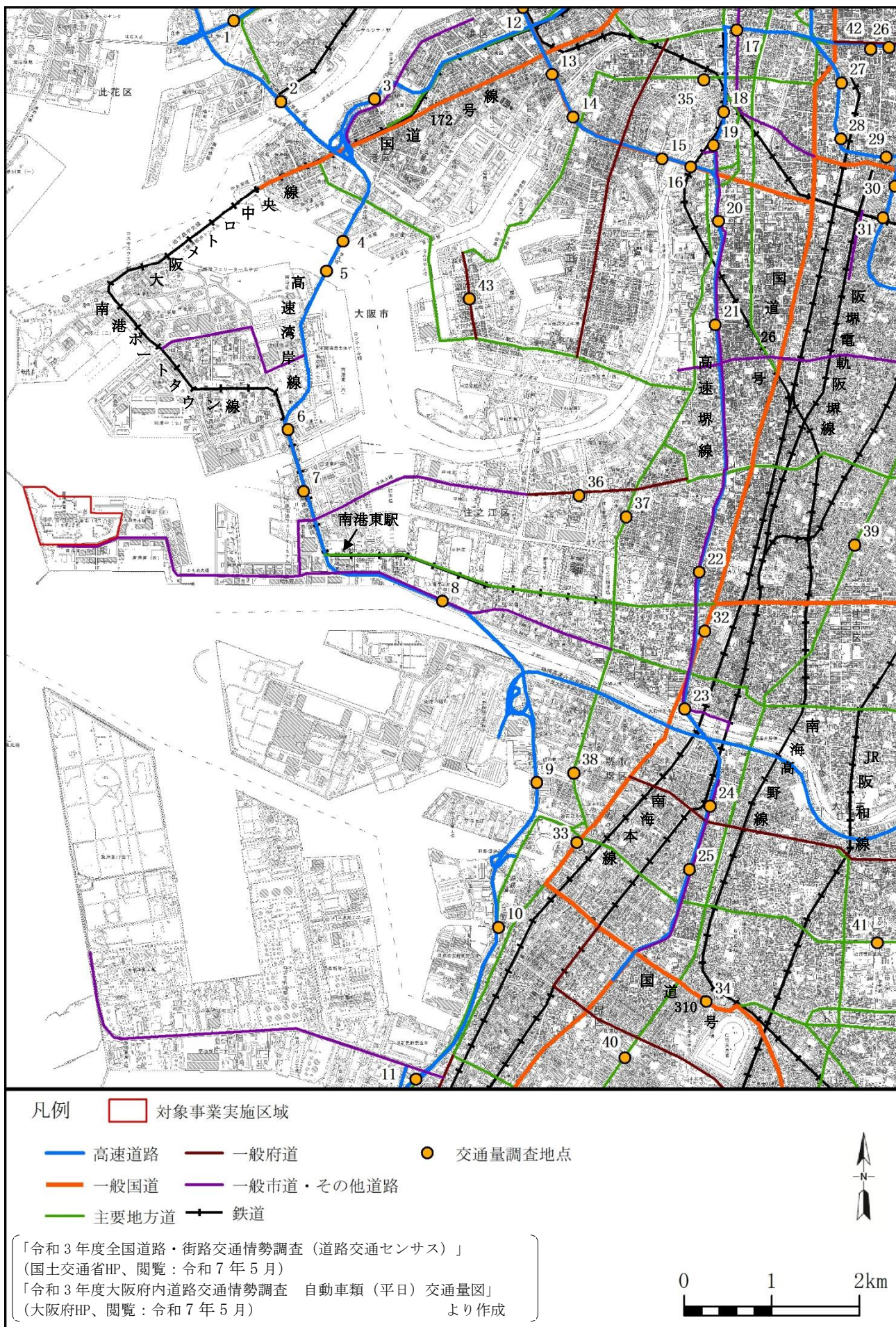
対象事業実施区域及びその周辺海域には、第 3. 2. 3-1 図のとおり、「港則法」に基づく大阪航路、南港水路及び堺航路がある。

令和 5 年の大阪港及び堺泉北港における入港船舶数等は第 3. 2. 4-2 表のとおりであり、入港船舶は大阪港では 21,393 隻、堺泉北港では 26,693 隻となっている。

第 3. 2. 4-2 表 入港船舶数等 (令和 5 年)

港湾	入港船舶		海上出入貨物数			
			外国貿易		内国貿易	
	隻数 (隻)	総トン数 (t)	輸出量 (t)	輸入量 (t)	移出量 (t)	移入量 (t)
大阪港	21,393	112,433,662	8,339,897	25,139,498	21,098,277	27,920,932
堺泉北港	26,693	72,968,541	2,206,110	17,085,274	16,288,887	22,239,637

〔「令和 6 年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和 7 年)より作成〕



第3.2.4-1図 主要な交通網及び道路交通量測定点の位置

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1. 学校、病院等

対象事業実施区域及びその周辺における学校等の一覧は第 3.2.5-1 表、病院等の一覧は第 3.2.5-2 表、それらの位置は第 3.2.5-1 図及び第 3.2.5-2 図のとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの学校、病院等として、北東約 1.7 km に幼稚園、北東約 1.5 km に老人福祉施設がある。

2. 住宅の配置

対象事業実施区域の最寄りの住居系用途地域として、第 3.2.5-3 図のとおり、北東約 1.4 km に第一種中高層住居専用地域がある。

第 3.2.5-1 表 学校等の一覧

図中 番号	区分	名称	距離 (km)
1	幼稚園	開成幼稚園幼児教育学園	約 2.1
2		住の江幼稚園	約 2.0
3		南港幼稚園	約 2.0
4		アスール幼稚園	約 1.7
5	認定こども園	ポートタウン保育園	約 1.9
6		グレースこども園	約 2.1
7		愛染園南港東保育園	約 3.1
8	小学校	大阪金剛インターナショナル小学校	約 2.1
9		南港桜小学校	約 2.1
10		南港光小学校	約 2.0
11		南港みなみ小学校	約 1.7
12	中学校	大阪金剛インターナショナル中学校	約 2.1
13		南港北中学校	約 2.2
14		南港南中学校	約 1.7
15		水都国際中学校	約 1.8
16	高等学校	大阪金剛インターナショナル高等学校	約 2.1
17		水都国際高等学校	約 1.8
18		港南造形高等学校	約 2.9
19	大学	森ノ宮医療大学	約 2.5
20		相愛大学	約 2.3
21	その他学校	森ノ宮医療学園ウェルランゲージスクール	約 2.5
22		大阪エンタテインメントデザイン専門学校	約 2.5

注：1. 図中番号は、第 3.2.5-1 図を参照。
2. 距離は、対象事業実施区域から学校等の施設までの直線距離を示す。

「国土数値情報ダウンロード（学校データ）」
（国土交通省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「住之江区の学校園（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）」
（住之江区HP、閲覧：令和 7 年 5 月）

より作成

第 3. 2. 5-2 表 病院等の一覧

図中 番号	区分	名称	距離 (km)
1	病院	医療法人 慈心会 咲洲病院	約 2.1
2	診療所	帝塚山福祉会 南港北診療所	約 2.6
3		はなのまちファミリークリニック	約 1.9
4		市来医院	約 2.2
5		医療法人 仲間耳鼻咽喉科	約 2.0
		医療法人 佳和会 整形外科にしのクリニック	
		中道眼科	
		長谷川内科	
6		医療法人 中島クリニック	約 1.9
7		医療法人 西山産婦人科医院	約 1.9
8		医療法人実有会 小松クリニック	約 1.6
9		岡村クリニック	約 1.9
10		はせがわ医院	約 3.1
11		森ノ宮医療大学付属大阪ベイクリニック	約 2.5
12	老人福祉施設	特別養護老人ホーム健祥会エンリケ	約 2.2
13		デイサービス笑楽コスモスクエア	約 2.5
14		特別養護老人ホーム浜木綿苑	約 2.6
		介護老人保健施設雅秀苑	
		養護老人ホーム浜茄子苑	
15		南港北地域在宅サービスステーションきのみ	約 2.2
16		デイサービスセンターしらなみ	約 1.5
17		デイサービス鯉	約 2.0
18	南港咲洲特別養護老人ホーム	約 2.1	

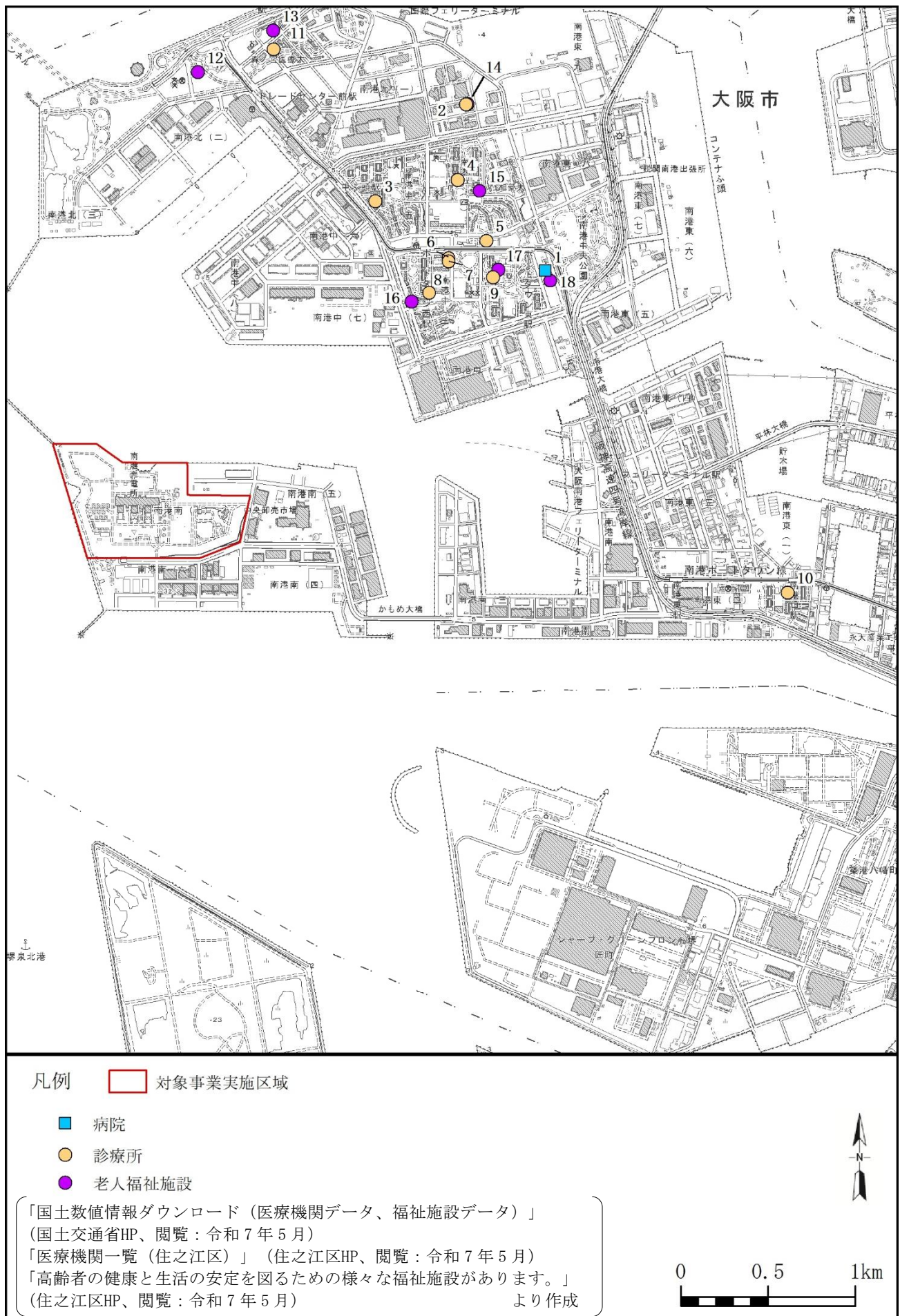
注：1. 図中番号は、第 3. 2. 5-2 図を参照。

2. 距離は、対象事業実施区域から病院等の施設までの直線距離を示す。

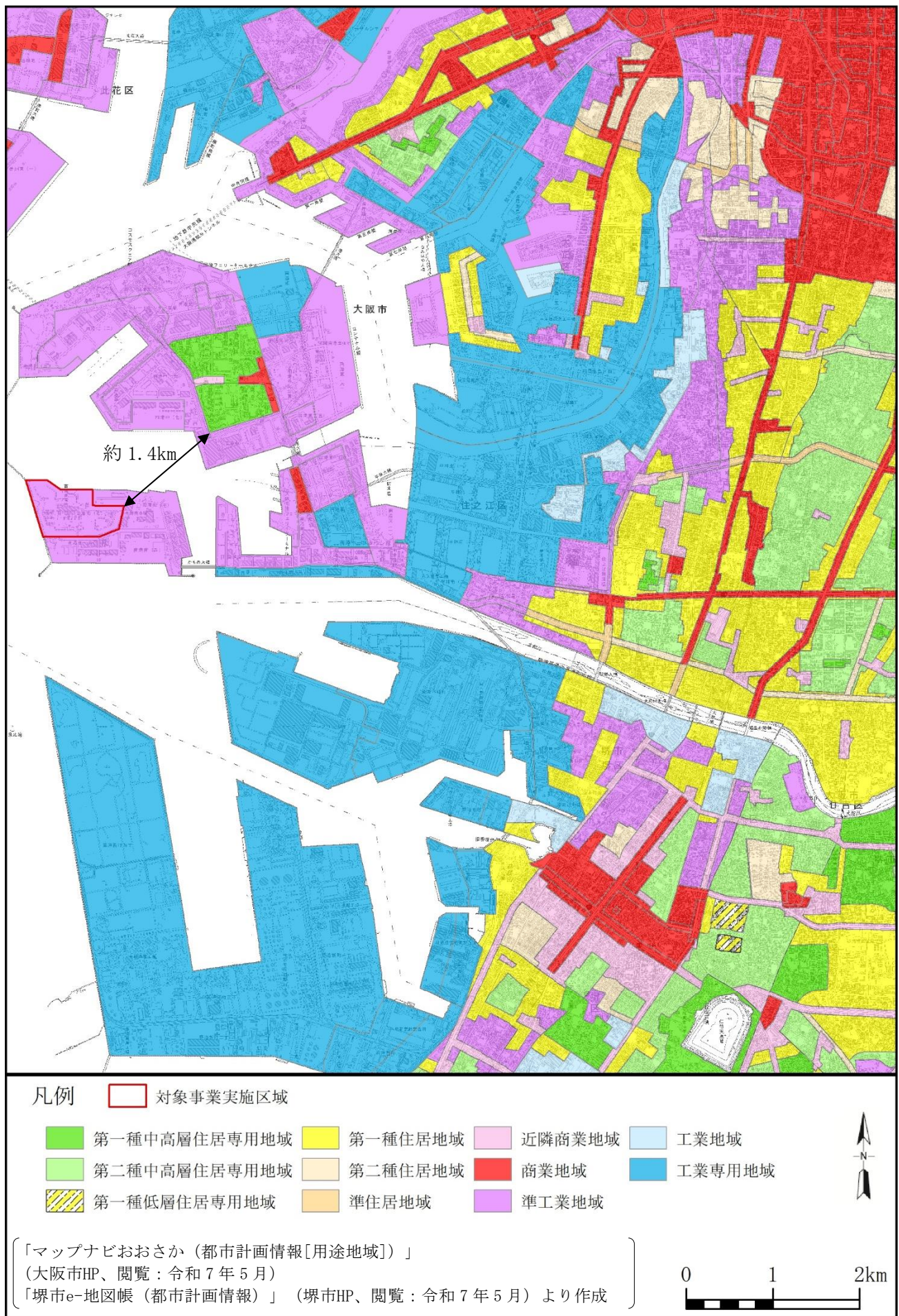
「国土数値情報ダウンロード（医療機関データ、福祉施設データ）」
（国土交通省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「医療機関一覧（住之江区）」（住之江区HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「高齢者の健康と生活の安定を図るための様々な福祉施設があります。」
（住之江区HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成



第 3.2.5-1 図 学校等の位置



第 3.2.5-2 図 病院等の位置



第 3.2.5-3 図 住居等の位置（用途地域の指定状況）

3.2.6 下水道の整備状況

令和5年度の大阪市、堺市及び大阪府における下水道の概要は、第3.2.6-1表のとおりである。
下水道普及率は、大阪市では99.9%、堺市では99.9%、大阪府では97.1%となっている。

第3.2.6-1表 下水道の概要（令和5年度）

府・市 項目	行政人口 (人)	整備人口 (人)	普及率 (%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
大阪市	2,761,550	2,761,539	99.9	2,761,508	99.9
堺市	814,597	814,373	99.9	773,709	95.0
大阪府	8,764,344	8,512,506	97.1	8,309,590	97.6

注：令和5年度末の値である。

〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物

令和5年度の大阪市、堺市及び大阪府における一般廃棄物の状況は、第3.2.7-1表のとおりである。大阪市の一般廃棄物処理量は約93.0万tであり、このうち直接焼却量は約86.0万t（一般廃棄物処理量の約93%）、堺市の一般廃棄物処理量は約24.9万tであり、このうち直接焼却量は約21.7万t（一般廃棄物処理量の約87%）となっている。また、大阪府の一般廃棄物処理量は約269.1万tであり、このうち直接焼却量は約239.1万t（一般廃棄物処理量の約89%）となっている。

第3.2.7-1表 一般廃棄物の状況（令和5年度）

府・市 項目		大阪市	堺市	大阪府
ごみ 総排出量 (t)	計画収集量	920,080	222,754	2,538,611
	直接搬入量	9,558	22,051	146,814
	集団回収量	36,177	13,579	135,688
	合計	965,815	258,384	2,821,113
ごみ 処理量 (t)	直接焼却量	859,969	216,552	2,390,570
	直接最終処分量	0	20	1,028
	焼却以外の 中間処理量	50,654	25,311	250,325
	直接資源化量	19,015	7,555	48,596
	合計	929,638	249,438	2,690,519
中間処理後再生利用量 (t)		36,585	22,690	170,650
リサイクル率 (%)		9.5	16.7	12.6
最終処分量 (t)		128,017	18,359	319,002

注：「リサイクル率」は、（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）/（ごみ処理量+集団回収量）×100

〔「一般廃棄物処理実態調査結果 令和5年度調査結果」
（環境省HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

2. 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の状況

令和元年度の大阪府の産業廃棄物の状況は、第 3.2.7-2 表のとおりである。

大阪府の産業廃棄物の発生量は約 1,407.8 万 t、減量化量は約 877.3 万 t（発生量の約 62%）、資源化量は約 490.6 万 t（約 35%）となっている。

第 3.2.7-2 表 産業廃棄物の状況（令和元年度）

（単位：t/年）

区分	発生量	減量化量	資源化量	資源化量内訳		最終処分量	その他量
				有償物量	再生利用量		
大阪府	14,078,119	8,773,448	4,906,164	505,081	4,401,083	395,342	3,165

「大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書（令和元年度実績）」
（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

(2) 産業廃棄物処理施設の立地状況

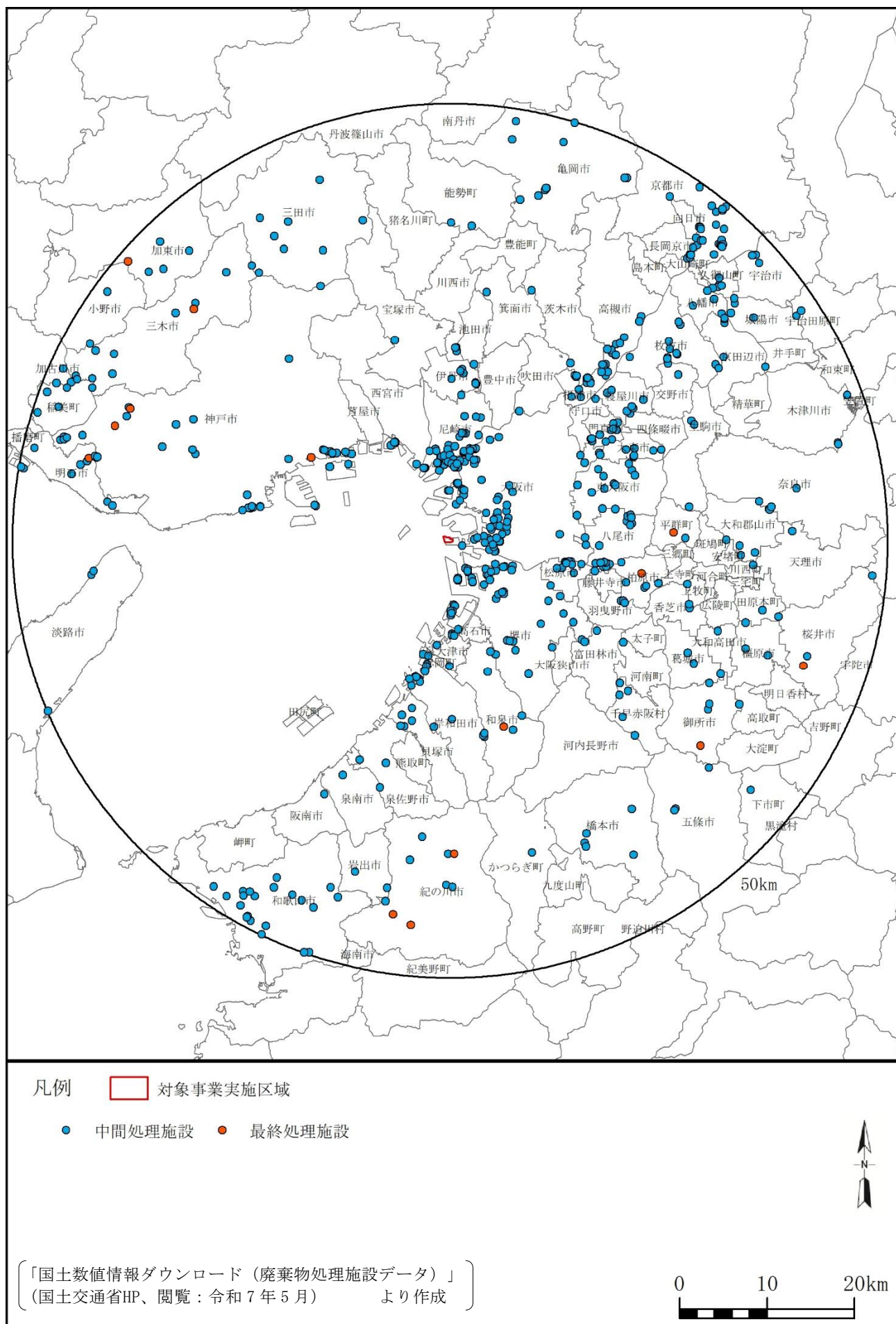
対象事業実施区域を中心とした半径約 50km の範囲の市町村における産業廃棄物処理施設数は第 3.2.7-3 表、その立地状況は第 3.2.7-1 図のとおりであり、中間処理施設が 613 施設、最終処理施設が 15 施設立地している。

第 3. 2. 7-3 表 産業廃棄物処理施設数

(単位：施設)

府県	市町村	中間処理 施設	最終処理 施設	府県	市町村	中間処理 施設	最終処理 施設
大阪府	大阪市	89	0	京都府	木津川市	1	0
	堺市	46	0		大山崎町	1	0
	岸和田市	14	0		久御山町	5	0
	池田市	1	0		井手町	1	0
	泉大津市	5	0		宇治田原町	2	0
	高槻市	14	0		和束町	1	0
	貝塚市	5	0	兵庫県	神戸市	40	3
	守口市	1	0		尼崎市	43	0
	枚方市	11	0		明石市	8	1
	茨木市	4	0		西宮市	6	0
	八尾市	28	0		伊丹市	7	0
	泉佐野市	3	0		加古川市	1	0
	富田林市	1	0		宝塚市	1	0
	寝屋川市	6	0		三木市	11	1
	河内長野市	1	0		川西市	3	0
	松原市	9	0		小野市	2	0
	大東市	10	0		三田市	8	0
	和泉市	8	1		淡路市	3	0
	箕面市	1	0		加東市	4	1
	柏原市	9	1		稲美町	7	0
	羽曳野市	2	0	奈良県	奈良市	6	0
	門真市	7	0		大和高田市	1	0
	摂津市	13	0		大和郡山市	5	0
	高石市	4	0		天理市	1	0
	東大阪市	10	0		橿原市	3	0
	泉南市	2	0		桜井市	1	1
	四條畷市	1	0		五條市	3	0
	交野市	2	0		御所市	4	1
	大阪狭山市	1	0		生駒市	3	0
	阪南市	1	0		香芝市	1	0
	能勢町	2	0		葛城市	3	0
	忠岡町	2	0		宇陀市	2	0
	田尻町	1	0		平群町	1	1
京都府	太子町	1	0		川西町	1	0
	河南町	1	0		田原本町	2	0
	千早赤阪村	5	0		上牧町	2	0
	京都市	24	0		吉野町	1	1
	宇治市	3	0		下市町	1	0
	亀岡市	11	0	和歌山県	和歌山市	21	0
	城陽市	4	0		橋本市	5	0
	向日市	4	0		紀の川市	7	3
	長岡京市	5	0		岩出市	2	0
	八幡市	4	0		かつらぎ町	1	0
	京田辺市	5	0	合計		613	15

「国土数値情報ダウンロード（廃棄物処理施設データ）」
 (国土交通省HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成



第 3. 2. 7-1 図 産業廃棄物処理施設の立地状況

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、令和3年5月19日最終改正）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、令和8年1月30日最終改正）「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、平成8年10月25日最終改正）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、平成30年11月19日最終改正）及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）により、第3.2.8-1表のとおり定められている。

第3.2.8-1表 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。（令和8年1月30日告示）	短期的評価	測定結果の日最高8時間値の年間99パーセンタイル値が0.07ppm以下であること。
		長期的評価	測定結果の日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	短期基準として	1日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。
		長期基準として	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。
〔備考〕			
1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。			
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			
3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。			

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、令和8年1月30日最終改正）
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、平成8年10月25日最終改正）
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、平成30年11月19日最終改正）
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成

また、大阪市では「大阪市環境基本計画（改定計画）」（大阪市、令和 7 年）において、第 3.2.8-2 表に示す環境保全目標が定められている。

第 3.2.8-2 表 大阪市環境保全目標

項目	目標水準
二酸化窒素	環境基準の達成を維持し、さらに 1 時間値の 1 日平均値 0.04ppm 以下をめざす。
非メタン炭化水素	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下をめざす。

〔「大阪市環境基本計画（改定計画）－SDGs 達成に貢献する環境先進都市－
2025-2030」（大阪市、令和 7 年 3 月）より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正）により、第 3.2.8-3 表のとおり定められている。対象事業実施区域及びその周辺における環境基準の類型指定（騒音）は、第 3.2.8-1 図のとおりで、C 類型に指定されている。

第 3.2.8-3 表 騒音に係る環境基準

a. 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

b. 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
〔備考〕 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
〔備考〕 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、「環境庁大気保全局長通知」（平成10年環大企第257号）により、次のとおり定められている。

- (1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等。
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定される。
 - ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
 - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、令和2年3月30日最終改正）より作成〕



第 3.2.8-1 図 環境基準の類型指定（騒音）

③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）により、第3.2.8-4表のとおり定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全公共用水域に、「生活環境の保全に関する環境基準」は各公共用水域が該当する水域類型ごとに定められている。

対象事業実施区域及びその周辺海域並びにその流入河川における環境基準の類型指定（海域、河川）は第3.2.8-2図のとおりである。対象事業実施区域及びその周辺海域では一般項目がB及びC類型、栄養塩類がⅢ及びⅣ類型、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が生物A類型、底層溶存酸素量が生物3類型である。対象事業実施区域の周辺海域の流入河川では一般項目がB及びD類型、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が生物B類型である。

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2.8-5表のとおり定められている。

第3.2.8-4表(1) 水質汚濁に係る環境基準

a. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
〔備考〕 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、本告示の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

第 3. 2. 8-4 表(2) 水質汚濁に係る環境基準

b. 生活環境の保全に関する環境基準（河川・一般項目）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級・農業用水及 びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L以上	-
〔備考〕 - 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の$0.9 \times n$番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 - 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 - 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。 - いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。 - 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 - 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

第 3.2.8-4 表(3) 水質汚濁に係る環境基準

c. 生活環境の保全に関する環境基準（河川・全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
〔備考〕 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

第 3.2.8-4 表(4) 水質汚濁に係る環境基準

d. 生活環境の保全に関する環境基準（海域・一般項目）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	－	－
〔備考〕 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。 3. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

e. 生活環境の保全に関する環境基準（海域・栄養塩類）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの （水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

〔備考〕

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

f. 生活環境の保全に関する環境基準（海域・全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

〔備考〕 基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

第 3.2.8-4 表(5) 水質汚濁に係る環境基準

g. 生活環境の保全に関する環境基準（海域・底層溶存酸素量）

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

〔備考〕

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

第 3.2.8-5 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

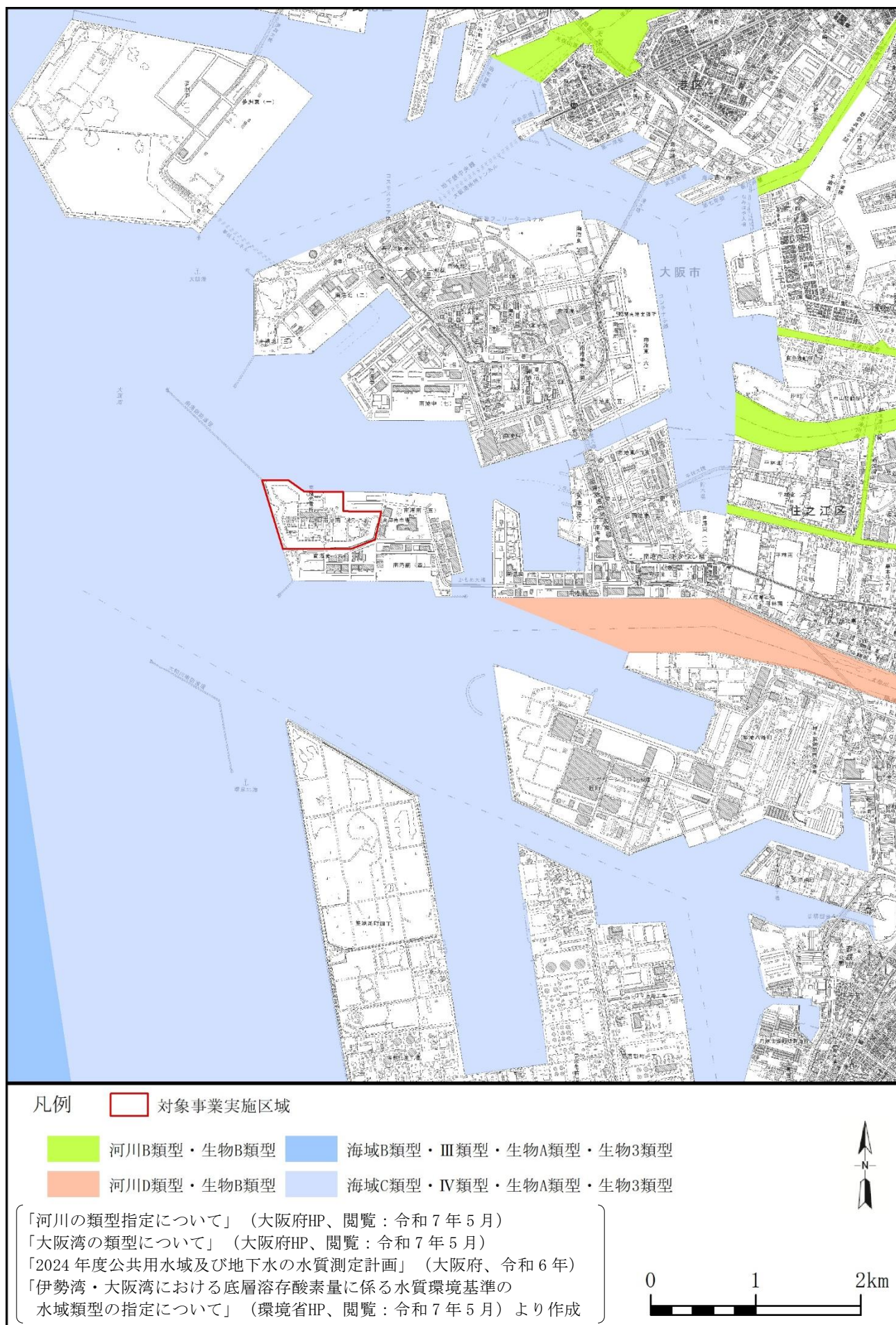
人の健康の保護に関する環境基準（地下水）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

〔備考〕

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、本告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕



第 3.2.8-2 図 環境基準の類型指定（海域、河川）

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、令和7年3月31日最終改正）により、第3.2.8-6表のとおり定められている。

第3.2.8-6表 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

〔備考〕

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、本告示の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、本告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0125 5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：これらの環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、令和 4 年 11 月 25 日最終改正）により、第 3.2.8-7 表のとおり定められている。

第 3.2.8-7 表 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁
（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
〔備考〕 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（本告示の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を本告示の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、令和 4 年 11 月 25 日最終改正）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）等により、ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の事業活動に伴って排出されるばい煙等について規制基準が定められている。

a. 硫黄酸化物

硫黄酸化物については、「大気汚染防止法」により、地域の区分ごとに排出基準が定められている。また、対象事業実施区域が位置する大阪市は、総量規制基準の適用地域となっている。本事業に適用される規制基準は第 3. 2. 8-8 表のとおりである。

第 3. 2. 8-8 表(1) 硫黄酸化物の規制基準（排出基準）

地域の区分	K 値	排出基準
大阪市の区域	1. 17	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。 $q = K \times 10^{-3} H_e^2$ q : 硫黄酸化物の排出量 (m³_N/h) K : 地域ごとに定められる値 H_e: 補正された排出口の高さ (m) $H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$ $H_m = 0.795 \cdot (Q \cdot V)^{1/2} / (1 + 2.58/V)$ $H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$ $J = 1 / (Q \cdot V)^{1/2} \cdot \{1460 - 296 \times (V / (T - 288))\} + 1$ H_o: 排出口の高さ (m) Q : 温度 15℃における排出ガス量 (m³/s) V : 排出ガスの排出速度 (m/s) T : 排出ガスの温度 (K)

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、令和 6 年 4 月 1 日最終改正）
「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物に係る排出基準」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

第 3. 2. 8-8 表(2) 硫黄酸化物の規制基準（総量規制基準）

指定地域の区分	特定工場の区分	総量規制基準
A-1 の区域 〔 大阪市の区域 〕	燃料使用 (重油換算) 0.8kL/h 以上	$Q = 2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$ Q : 特定工場等の許容排出量 (単位 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した m³/h) W : 特定工場等に設置されるすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原燃料の量 (W_i を除く) (単位 重油の量に換算した kL/h) W_i: 基準日以降に設置されるすべてのばい煙発生施設において使用される原燃料の量 (単位 重量の量に換算した kL/h)

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、令和 6 年 4 月 1 日最終改正）
「硫黄酸化物に係る総量規制対象について」「硫黄酸化物に係る総量規制基準について」
(大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

b. 窒素酸化物

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」により、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。本事業に適用される規制基準は、第 3.2.8-9 表(1)のとおりである。

第 3.2.8-9 表(1) 窒素酸化物の規制基準（排出基準）

対象施設	排出基準
ガスタービン	70ppm (O ₂ =16%換算値)

〔「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和6年4月1日最終改正）より作成〕

大阪府では「窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準」（昭和 57 年大阪府告示第 1315 号、平成 18 年 3 月 17 日最終改正）、大阪市では「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」（昭和 60 年大阪市要領、令和 6 年 4 月 1 日最終改正）に基づき、上乘せに基づく総量規制が行われており、本事業に適用される規制基準は、第 3.2.8-9 表(2)のとおりである。

なお、本事業に適用される総量規制基準は 550 m³/h*であり、本事業での窒素酸化物排出量は 43.8 m³/hであることから、総量規制基準に適合している。

* 総量規制基準の算出根拠となる燃焼能力及び本評価書における窒素酸化物排出量の予測に用いた燃焼能力はともに 91.3×10³ m³/hである。

第 3.2.8-9 表(2) 窒素酸化物の総量規制基準

特定工場の区分	総量規制基準
燃料使用量 (重油換算) 2.0kL/h 以上	$Q=0.6\{\sum (C \cdot V)\}^{0.95}$ 基準日より前から設置された特定工場等 $Q=0.6\{\sum (C \cdot V) + \sum (C_i \cdot V_i)\}^{0.95}$ 基準日以降に設置または変更された特定工場等 この表において、Q、C、C _i 、V 及び V _i は、それぞれ次の値を表すものとする。 Q : 排出が許容される窒素酸化物の量 (単位 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した m ³ /h) C : 工場及び事業場に基準日前から設置されている施設について、その種類ごとに定める施設係数 C _i : 工場及び事業場に基準日以後に設置される施設について、その種類ごとに定める施設係数 V : 工場及び事業場に基準日前から設置されている施設ごとの排出ガス量 (単位 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した万 m ³ /h) V _i : 工場及び事業場に基準日以後に設置される施設ごとの排出ガス量 (単位 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した万 m ³ /h) 排出ガス量は、施設（予備の施設（専ら他の施設の使用が停止されている間に、これに替えて使用されるものに限る。）を除く。）を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量を、排出ガス中の酸素濃度が 0%の状態に換算したものとする。 一の工場又は事業場において、新たに施設が設置され、それに伴い基準日前に設置された施設が廃止される場合における指導基準の適用については、当該設置に係るすべての施設において算出される $\sum (C \cdot V_i)$ が当該廃止に係るすべての施設において算出される $\sum (C \cdot V)$ を超えない範囲については、当該設置に係るすべての施設の施設係数 C _i を C とみなす。

〔「窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準」
(昭和 57 年大阪府告示第 1315 号、平成 18 年 3 月 17 日最終改正)
「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」（昭和 60 年大阪市要領、令和 6 年 4 月 1 日最終改正）
「窒素酸化物に係る総量規制基準について」（大阪市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

また、大阪市ではガスタービン、ディーゼル機関及びガス機関を対象に「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」（平成元年大阪市要領、令和 5 年 8 月 23 日最終改正）に基づき、排ガス中の窒素酸化物濃度の許容限度（指導基準）が定められている。本事業に適用される指導基準は、第 3.2.8-9 表(3)のとおりである。

第 3.2.8-9 表(3) 窒素酸化物濃度の指導基準

固定型内燃機関		指導基準値【単位：ppm（O ₂ =0%）】		
		平成元年 2 月 1 日から 平成 4 年 3 月 31 日まで に設置	平成 4 年 4 月 1 日から 平成 9 年 3 月 31 日まで に設置	平成 9 年 4 月 1 日以降 に設置
種類	規模			
ガスタービン	2 万 kW 以上 15 万 kW 未満	150	100	30
	6 千 kW 以上 2 万 kW 未満			50
	2 千 kW 以上 6 千 kW 未満			80
	2 千 kW 未満	200	150	100

注：1. 平成元年1月31日以前に設置された施設については、当分の間適用しない。
2. 平成9年3月31日以前に設置された燃料の燃焼能力が重油換算で10L/h以上、30L/h未満の施設については、当分の間適用しない。
3. ガスタービンの定格の発電出力が15万kW以上の施設については、別途市長と協議するものとする。
4. ガスタービンの規模は定格の発電出力を示す。
5. 平成12年3月31日までに設置された2千kW以上6千kW未満のガスタービンについては、85ppmを適用する。
〔「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」（平成元年大阪市要領、令和5年8月23日最終改正）より作成〕

c. ばいじんに関する基準

ばいじんについては、「大気汚染防止法」の規制が適用され、施設の種類その排出基準は第 3.2.8-10 表のとおりである。

第 3.2.8-10 表 ばいじんに係る規制基準

対象施設	排出基準
ガスタービン	0.04g/m ³ _N (O ₂ =16%換算値)

〔「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和6年4月1日最終改正）より作成〕

d. その他の大気汚染に係る規制基準

(a) 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」（平成 4 年法律第 70 号、令和元年 5 月 24 日最終改正）に基づき、大阪府では平成 5 年 11 月に「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を、平成 15 年 7 月に「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、平成 25 年 6 月に第 3 次計画、令和 6 年 3 月に第 4 次計画を策定している。

対象区域は、大阪府区域のうち大阪市を含む 37 市町の区域で、第 4 次計画の目標及び期間は、令和 8 年度までに、対策地域全体で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を継続的・安定的に確保するとしている。なお、第 3 次計画である令和 2 年度までの目標は、対策地域全体で、自動車からの窒素酸化物排出量及び浮遊粒子状物質の大気環境基準に適合していることから、達成していると評価できる。

② 騒音

a. 工場・事業場に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、第 3.2.8-11 表に示す規制基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正）では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、規制基準とともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などを設置する工場・事業場の設置の際の届出について定められている。その区域指定状況は第 3.2.8-3 図のとおりである。

対象事業実施区域は、第 3 種区域に指定されている。

第 3.2.8-11 表 特定工場等の騒音に係る規制基準

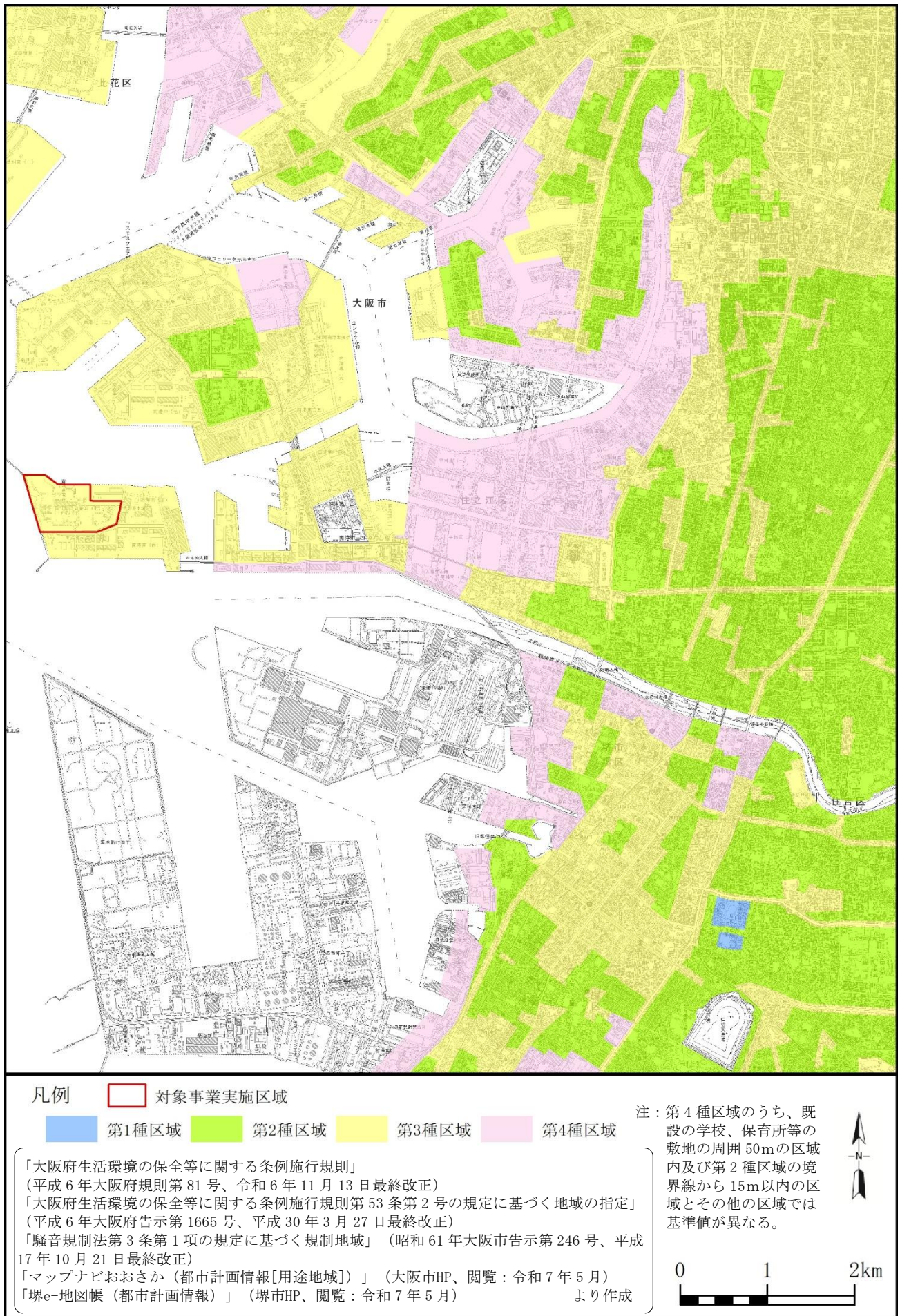
区域の区分 時間の区分		朝夕	昼間	夜間
		午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後9時まで	午前8時から 午後6時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域		45デシベル	50デシベル	40デシベル
第2種区域		50デシベル	55デシベル	45デシベル
第3種区域		60デシベル	65デシベル	55デシベル
第4種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域	60デシベル	65デシベル	55デシベル
	その他の区域	65デシベル	70デシベル	60デシベル

〔備考〕

- 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第1種区域 … 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域
 - 第2種区域 … 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。)のうち第4種区域に該当する地域以外の地域
 - 第3種区域 … 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)のうち第4種区域に該当する地域以外の地域
 - 第4種区域 … 工業地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。
- この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 6 年 11 月 13 日最終改正)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定」
 (平成 6 年大阪府告示第 1665 号、平成 30 年 3 月 27 日最終改正)
 「工場・事業場の規制について」(大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月)
 「騒音規制法に基づく第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」
 (昭和 61 年大阪府告示第 247 号、平成 27 年 5 月 22 日最終改正)

より作成



第3.2.8-3 図 騒音の規制区域指定状況

b. 建設作業騒音の規制基準

建設作業に伴って発生する騒音については、「騒音規制法」で規定する特定建設作業及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。

特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準は第 3.2.8-12 表のとおりであり、同法及び同条例で規定する特定建設作業（騒音）は第 3.2.8-13 表のとおりである。

対象事業実施区域は、1 号区域に指定されている。

第 3.2.8-12 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

規制の種別	区域	規制基準
騒音の基準値	1号及び2号	85デシベル（特定建設作業の場所の敷地境界線上）
作業時間	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
1日当たりの作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
作業期間	1号及び2号	連続6日間
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日を除く日
〔備考〕		
1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第二号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域		
2号区域：工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域		

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
（平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 6 年 11 月 13 日最終改正）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定」
（平成 6 年大阪府告示第 1665 号、平成 30 年 3 月 27 日最終改正）
「特定建設作業の規制について」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号の規定に基づく区域」
（昭和 61 年大阪市告示第 248 号、平成 27 年 5 月 22 日最終改正）

より作成

第 3.2.8-13 表 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で
規定する特定建設作業（騒音）

適用	特定建設作業の種類
大阪府生活環境の保全等に関する条例	①くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） ②びょう打機を使用する作業 ③さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） ④空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） ⑤コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） ⑥バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業 ⑦トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業 ⑧ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業
大阪府生活環境の保全等に関する条例	⑨⑥、⑦又は⑧に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 ⑩コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） ⑪鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
〔備考〕 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	
「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号、令和 3 年 12 月 24 日最終改正） 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 6 年 11 月 13 日最終改正） 「特定建設作業の規制について」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成	

c. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、「騒音規制法」により要請限度が第3.2.8-14表のとおり定められており、その区域指定状況は第3.2.8-4図のとおりである。

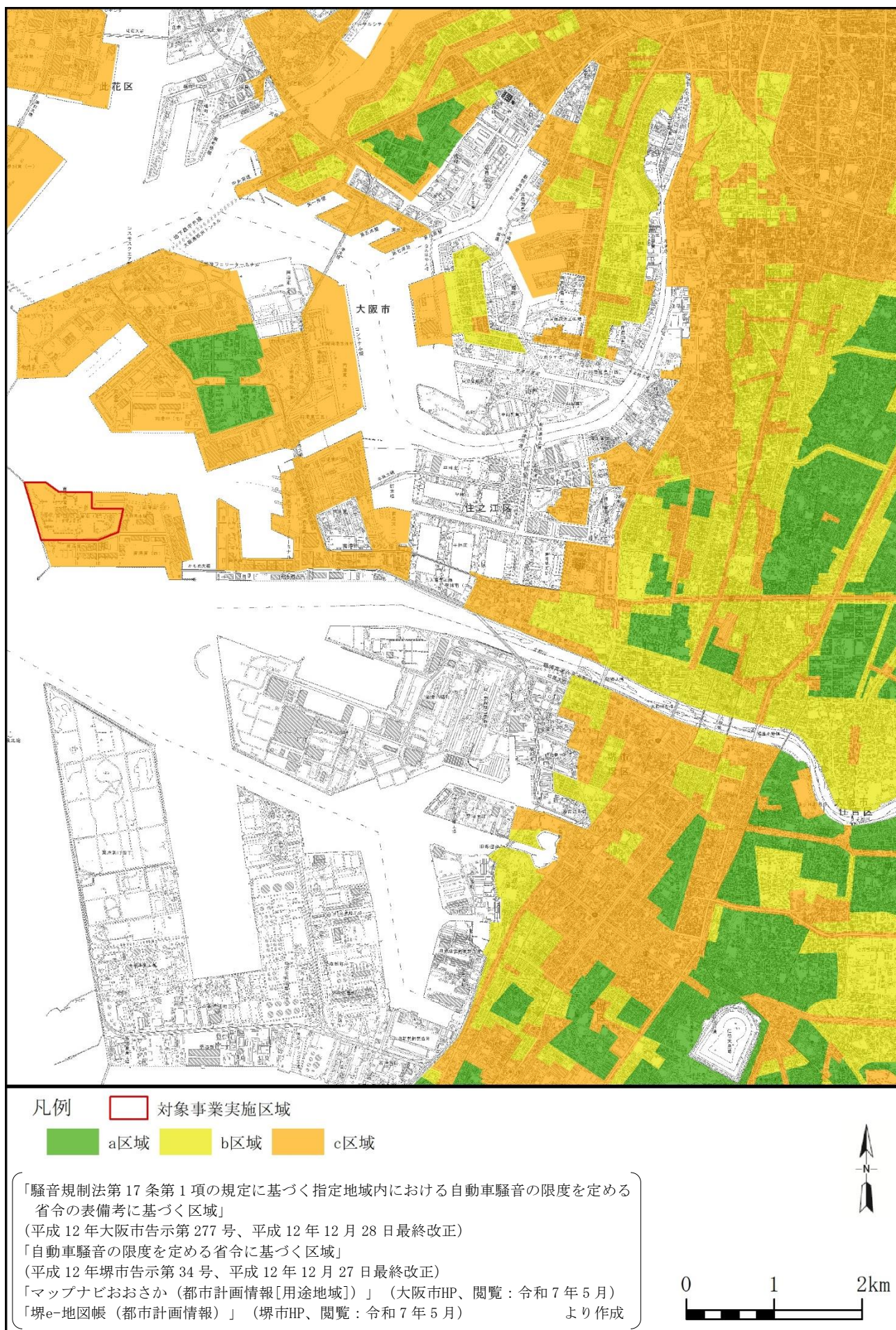
対象事業実施区域は、c区域に指定されている。

第3.2.8-14表 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル
〔備考〕 1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。 2. a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 3. b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域並びに用途地域の指定のない地域 4. c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域			

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
（平成12年総理府令第15号、令和2年3月30日最終改正）
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成12年大阪市告示第277号、平成12年12月28日最終改正）
「自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域」
（平成12年堺市告示第34号、平成12年12月27日最終改正）

より作成



第 3.2.8-4 図 自動車騒音の要請限度区域指定状況

③ 振動

a. 工場・事業場に係る振動の規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）では、金属加工機械、圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について第 3.2.8-15 表に示す規制基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正）では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、規制基準とともに、金属加工機械、圧縮機などを設置する工場・事業場の設置の際の届出について定められている。その区域指定状況は第 3.2.8-5 図のとおりである。

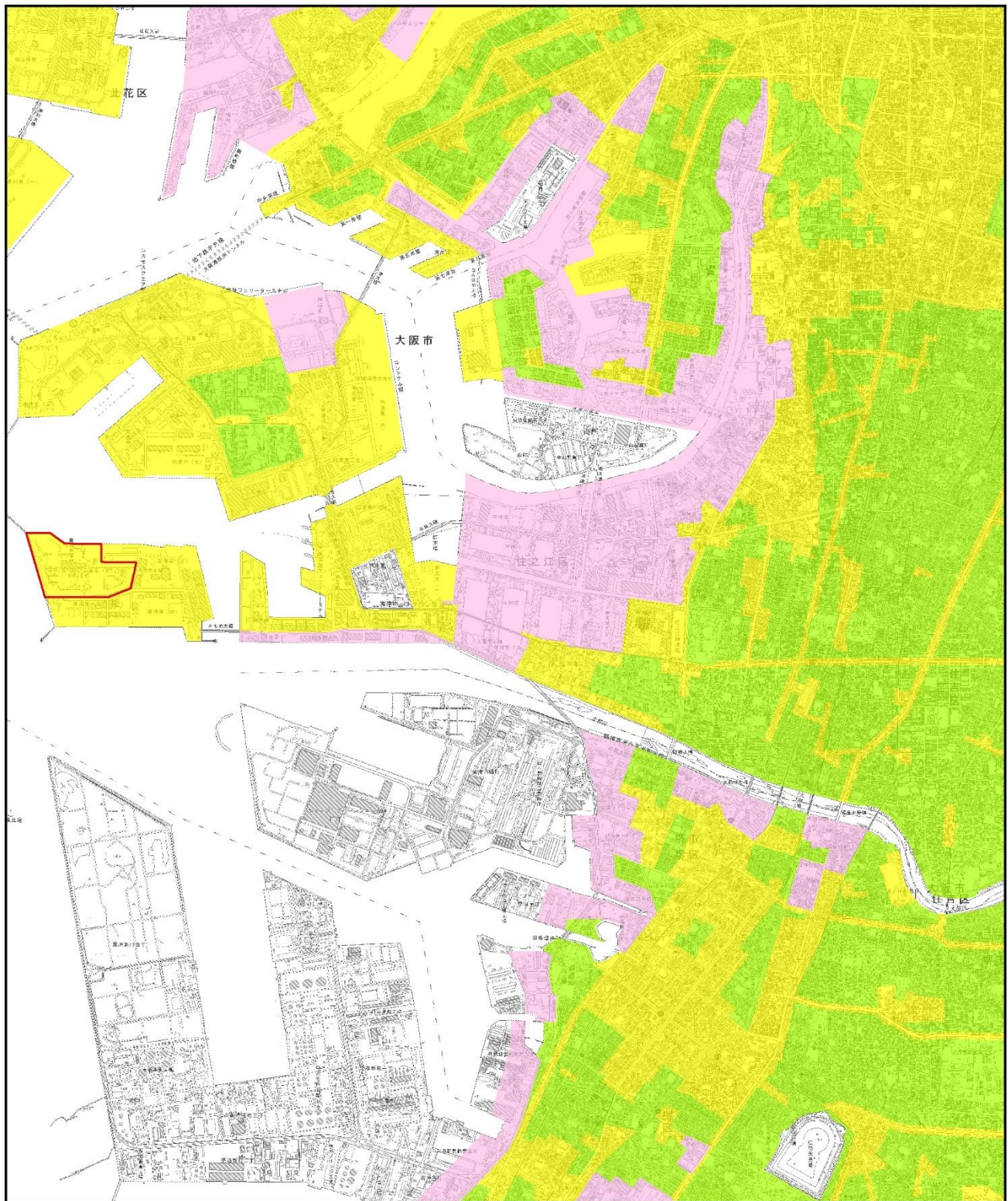
対象事業実施区域は、第 2 種区域(Ⅰ)に指定されている。

第 3.2.8-15 表 特定工場等の振動に係る規制基準

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前6時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第1種区域		60デシベル	55デシベル
第2種区域(Ⅰ)		65デシベル	60デシベル
第2種区域(Ⅱ)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域	65デシベル	60デシベル
	その他の区域	70デシベル	65デシベル
〔備考〕			
1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。			
2. 「第1種区域」、「第2種区域(Ⅰ)」及び「第2種区域(Ⅱ)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。			
(1) 第1種区域 … 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域			
(2) 第2種区域(Ⅰ) … 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域			
(3) 第2種区域(Ⅱ) … 工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域			
3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園または保育所（昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。			
4. この表は建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。			

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
 (昭和 51 年環境庁告示第 90 号、平成 27 年 4 月 20 日最終改正)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
 (平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 6 年 11 月 13 日最終改正)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定」
 (平成 6 年大阪府告示第 1665 号、平成 30 年 3 月 27 日最終改正)
 「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」
 (昭和 61 年大阪市告示第 251 号、平成 27 年 5 月 22 日最終改正)

より作成



凡例 対象事業実施区域

第1種区域 第2種区域(I) 第2種区域(II)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

(平成6年大阪府規則第81号、令和6年11月13日最終改正)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定」(平成6年大阪府告示第1665号、平成30年3月27日最終改正)

「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域」(昭和61年大阪市告示第250号、平成17年10月21日最終改正)

「マップナビおおさか(都市計画情報[用途地域])」(大阪市HP、閲覧:令和7年5月)

「堺e-地図帳(都市計画情報)」(堺市HP、閲覧:令和7年5月)

より作成

注: 1. 第2種区域(II)のうち、既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域とその他の区域では基準値が異なる。
2. 道路交通振動の要請限度の第2種区域は、第2種区域(I)及び第2種区域(II)を合わせた区分になる。

0 1 2km

第3.2.8-5 図 振動の規制区域指定状況

b. 建設作業振動の規制基準

建設作業に伴って発生する振動については、「振動規制法」で規定する特定建設作業及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。

特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準は第 3.2.8-16 表のとおりであり、同法及び同条例で規定する特定建設作業（振動）は第 3.2.8-17 表のとおりである。

対象事業実施区域は、1 号区域に指定されている。

第 3.2.8-16 表 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

規制の種別	区域	規制基準
振動の基準値	1号及び2号	75デシベル（特定建設作業の場所の敷地境界線上）
作業時間	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
1日当たりの作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
作業期間	1号及び2号	連続6日間
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日を除く日
〔備考〕		
1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域		
2号区域：工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち1号区域以外の地域		

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、令和 3 年 3 月 25 日最終改正）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正）

「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域」

（昭和 61 年大阪市告示第 252 号、平成 27 年 5 月 22 日最終改正）

より作成

第 3.2.8-17 表 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で規定する特定建設作業（振動）

適用	特定建設作業の種類
全大阪府生活環境の保全に関する条例に	①くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
	②鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	③舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
	④ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
環境大阪府生活環境の保全に関する条例に	⑤ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業
〔備考〕	
当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	

「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号、令和 3 年 12 月 24 日最終改正）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

（平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 6 年 11 月 13 日最終改正）

「特定建設作業の規制について」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）

より作成

c. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、「振動規制法」により要請限度が第 3.2.8-18 表のとおり定められており、その区域指定状況は第 3.2.8-5 図のとおりである。
対象事業実施区域は、第 2 種区域に指定されている。

第 3.2.8-18 表 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前6時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

〔備考〕
第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、田園住居地域）
第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、令和 3 年 3 月 25 日最終改正）
「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 に基づく区域及び時間」
（昭和 61 年大阪市告示第 253 号、平成 7 年 3 月 8 日最終改正）
「振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域及び時間の区分」（平成 8 年堺市告示第 22 号）より作成

④ 悪臭

悪臭については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）に基づき指定された規制地域内の工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭の規制基準が定められている。大阪市の全域が悪臭の規制地域に指定されており、悪臭防止に基づく規制の概要は、第 3.2.8-19 表のとおりである。

対象事業実施区域は規制地域に指定されており、敷地境界線における規制基準、気体の排出口における規制基準及び排水における規制基準が適用される。

第 3.2.8-19 表 敷地境界線における規制基準（第 1 号規制）

規制手法		臭気指数
測定方法		臭気測定法（3 点比較式臭袋法及び 3 点比較式フラスコ法）
規制基準	敷地境界線（第 1 号）	臭気指数「10」
	気体排出口（第 2 号）	〔排出口高さ 15m 以上〕 ・指標：臭気排出強度 ・建物の影響による拡散場の乱れ（ダウンドラフト）を考慮した大気拡散式を用いる 〔排出口高さ 15m 未満〕 ・指標：臭気指数 ・流量を測定しない簡易な方法
	排水（第 3 号）	臭気指数「26」

「悪臭防止法第 3 条及び第 4 条の規定に基づく規制地域及び規制基準」
（平成 18 年大阪市告示第 103 号、令和 6 年 4 月 1 日最終改正）
「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準」
（平成 19 年堺市告示第 245 号、令和 6 年 7 月 19 日最終改正）
「悪臭防止に関する規制」（大阪市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「悪臭防止法による規制について」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

⑤ 水質汚濁

水質に関しては、大阪府では「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場及び事業場から排出される排出水の汚染状態について規制基準が定められている。同法では特定施設に対して排水基準（一律排水基準）が定められており、水域の実情からみて一律排水基準では水質汚濁防止上不十分と考えられる水域については、都道府県知事が条例で一律排水基準に代えて適用すべきより厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を定めることができることとなっている。

また、特定事業場から排出される 1 日当たりの排出水の量が 50m³ 以上の場合、化学的酸素要求量及び窒素、磷含有量について、総量規制基準が定められている。この基準は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号、令和 6 年 1 月 4 日最終改正）別表第 2 第 3 号のロに掲げる区域に適用されている。

瀬戸内海の環境については、環境省が「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 3 条の規定に基づき、「瀬戸内海環境保全基本計画」を策定し、大阪府が同法第 4 条の規定に基づき「「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン（瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画・第 9 次水質総量削減計画）」（大阪府、令和 4 年）を策定している。これらの計画では基本的な施策として、「水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保」、「沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全」、「海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等」、「気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進」、「基盤的施策の着実な実施」が掲げられている。

水質汚濁に係る排水基準は、第 3.2.8-20 表、総量規制基準は第 3.2.8-21 表のとおりである。なお、本事業場の施設は、「水質汚濁防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の対象となる施設には該当しない。

第 3.2.8-20 表(1) 水質汚濁に係る排水基準（生活環境項目）

項目	単位	許容限度 (一律排水基準)
水素イオン濃度（pH）	—	（海域以外）5.8～8.6、（海域）5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	160（日間平均 120）
浮遊物質（SS）	mg/L	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌数	CFU/mL	日間平均 800
窒素含有量	mg/L	120（日間平均 60）
磷含有量	mg/L	16（日間平均 8）

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、令和 7 年 5 月 26 日最終改正）より作成〕

第 3. 2. 8-20 表(2) 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

（単位：mg/L）

項目	許容限度 （一律排水基準）
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P Nに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.2
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	（海域以外）10、（海域）230
ふっ素及びその化合物	（海域以外）8、（海域）15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100
1,4-ジオキサン	0.5
〔備考〕	
1. 「検出されないこと。」とは、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。	

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、令和7年5月26日最終改正）より作成〕

第 3.2.8-21 表(1) 水質汚濁防止法による総量規制基準

(化学的酸素要求量)

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（以下「24 年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
24 年既設事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

〔備考〕 この表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{cj} 、 C_{co} 、 Q_{cj} 及び Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c ：排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_c 、 C_{cj} 、 C_{co} ：大阪府が業種その他の区分ごとに定める化学的酸素要求量 (mg/L)

Q_c ：特定排出水の量 (m^3 /日)

Q_{cj} ：平成 3 年 7 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量） (m^3 /日)

Q_{co} ：特定排出水の量 (Q_{cj} を除く。) (m^3 /日)

「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準」
 (平成 29 年大阪府告示第 1026 号)
 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」
 (大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

第 3.2.8-21 表(2) 水質汚濁防止法による総量規制基準

(窒素含有量)

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
24 年既設事業場。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
24 年既設事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

〔備考〕 この表に掲げる式において、 L_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n ：排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_n 、 C_{ni} 、 C_{no} ：大阪府が業種その他の区分ごとに定める窒素含有量 (mg/L)

Q_n ：特定排出水の量 (m^3 /日)

Q_{ni} ：平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量） (m^3 /日)

Q_{no} ：特定排出水の量 (Q_{ni} を除く) (m^3 /日)

「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準」
 (平成 29 年大阪府告示第 1026 号)
 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」
 (大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

第 3.2.8-21 表(3) 水質汚濁防止法による総量規制基準

(りん含有量)

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
24 年既設事業場。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
24 年既設事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

〔備考〕 この表に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p ：排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_p 、 C_{pi} 、 C_{po} ：大阪府が業種その他の区分ごとに定めるりん含有量 (mg/L)

Q_p ：特定排出水の量 (m³/日)

Q_{pi} ：平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) (m³/日)

Q_{po} ：特定排出水の量 (Q_{pi} を除く) (m³/日)

「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準」
(平成 29 年大阪府告示第 1026 号)
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」
(大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

本事業の一般排水は、大阪市下水道に排出する計画であるため、「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）及び「大阪市下水道条例」（昭和 35 年大阪市条例第 19 号、令和 6 年 3 月 29 日最終改正）に基づき、排水基準が適用される。下水道への排水基準は、第 3.2.8-22 表のとおりである。

第 3.2.8-22 表(1) 下水道への排水基準（生活環境項目）

項目	単位	排出基準
水素イオン濃度 (pH)	—	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	600 未満
浮遊物質 (SS)	mg/L	600 未満
フェノール	mg/L	5 以下
銅	mg/L	3 以下
亜鉛	mg/L	2 以下
鉄 (溶解性)	mg/L	10 以下
マンガン (溶解性)	mg/L	10 以下
クロム	mg/L	2 以下
温度	℃	45 未満
よう素消費量	mg/L	220 未満
色	—	放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	mg/L 3 以下 4 以下 5 以下
	動植物油類	mg/L 10 以下 20 以下 30 以下

注：ノルマルヘキサン抽出物質の数値は、下水道に排水を放流する 1 日当たりの排水量により異なり、上段が 5,000 m³以上、中段が 1,000m³以上 5,000m³、下段が 1,000m³未満を示す。

「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）
「大阪市下水道条例」（昭和 35 年大阪市条例第 19 号、令和 6 年 3 月 29 日最終改正）
「下水道へ排水を放流する場合の基準」（大阪市HP、閲覧：令和 7 年 5 月） より作成

第 3.2.8-22 表(2) 下水道への排水基準（有害物質）

（単位：mg/L）

項目	排出基準
カドミウム	0.03 以下
シアン	1 以下
有機りん	1 以下
鉛	0.1 以下
六価クロム	0.2 以下
ひ素	0.1 以下
総水銀	0.005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下
トリクロロエチレン	0.1 以下
テトラクロロエチレン	0.1 以下
ジクロロメタン	0.2 以下
四塩化炭素	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下
チウラム	0.06 以下
シマジン	0.03 以下
チオベンカルブ	0.2 以下
ベンゼン	0.1 以下
セレン	0.1 以下
ほう素	10 以下
ふっ素	8 以下
1,4-ジオキサン	0.5 以下

「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）
 「大阪市下水道条例」（昭和 35 年大阪市条例第 19 号、令和 6 年 3 月 29 日最終改正）
 「下水道へ排水を放流する場合の基準」（大阪市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

⑥ 底質

底質に関しては、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号、令和6年5月24日最終改正）に基づき、水底土砂に係る判定基準が第3.2.8-23表のとおり定められている。

第3.2.8-23表 水底土砂に係る判定基準

項目	基準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液1Lにつき水銀0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.1mg以下
鉛又はその化合物	検液1Lにつき鉛0.1mg以下
有機りん化合物	検液1Lにつき有機りん化合物1mg以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.5mg以下
ヒ素又はその化合物	検液1Lにつきヒ素0.1mg以下
シアン化合物	検液1Lにつきシアン1mg以下
ポリ塩化ビフェニル	検液1Lにつきポリ塩化ビフェニル0.003mg以下
銅又はその化合物	検液1Lにつき銅3mg以下
亜鉛又はその化合物	検液1Lにつき亜鉛2mg以下
フッ化物	検液1Lにつきフッ素15mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつきトリクロロエチレン0.3mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつきテトラクロロエチレン0.1mg以下
ベリリウム又はその化合物	検液1Lにつきベリリウム2.5mg以下
クロム又はその化合物	検液1Lにつきクロム2mg以下
ニッケル又はその化合物	検液1Lにつきニッケル1.2mg以下
バナジウム又はその化合物	検液1Lにつきバナジウム1.5mg以下
廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物	試料1kgにつき塩素40mg以下
ジクロロメタン	検液1Lにつきジクロロメタン0.2mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき四塩化炭素0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき1,2-ジクロロエタン0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき1,1-ジクロロエチレン1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつきシス-1,2-ジクロロエチレン0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1,1,1-トリクロロエタン3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき1,1,2-トリクロロエタン0.06mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき1,3-ジクロロプロペン0.02mg以下
チウラム	検液1Lにつきチウラム0.06mg以下
シマジン	検液1Lにつきシマジン0.03mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつきチオベンカルブ0.2mg以下
ベンゼン	検液1Lにつきベンゼン0.1mg以下
セレン又はその化合物	検液1Lにつきセレン0.1mg以下
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき1,4-ジオキサン0.5mg以下
ダイオキシン類	検液1Lにつきダイオキシン類10pg-TEQ以下
〔備考〕	
1. この表に掲げる基準は、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。	
2. 「検出されないこと。」とは、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号、令和7年3月3日最終改正）より作成

また、公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準として、「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年環水管 119 号、昭和 63 年 9 月 8 日最終改定）に基づき、底質の暫定除去基準が第 3.2.8-24 表のとおり定められている。

第 3.2.8-24 表 底質の暫定除去基準

項目	暫定除去基準（底質の乾燥重量当たり）
水銀	1. 河川及び湖沼：25ppm以上 2. 海域：次式により算出した値（C）以上 $C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \quad (\text{ppm})$ $\Delta H = \text{平均潮差 (m)}、J = \text{溶出率}、S = \text{安全率}$
P C B	10ppm以上

注：1. 水銀の平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \cdot \frac{12 \cdot 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- 水銀の溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる 4 地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
 - 漁業が行われていない水域においては、10 とする。
 - 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね 1/2 以下である水域においては、50 とする。
 - (2) の割合がおおむね 1/2 を越える水域においては、100 とする。
- P C B については、魚介類の P C B 汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年環水管 119 号、昭和 63 年 9 月 8 日最終改正）より作成

⑦ 土壌汚染

土壌汚染に関しては、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、有害物質使用特定施設等の使用の廃止時又は 3,000m² 以上の土地の形質変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき等に、土地所有者等が当該土地の土壌汚染の状況について調査を行い、調査の結果により汚染されている区域は、都道府県知事が要措置区域若しくは形質変更時要届出区域に指定し、又は要措置管理区域若しくは要届出管理区域に指定等を行う。

特定有害物質及び管理有害物質に係る指定基準は、第 3.2.8-25 表のとおりである。

対象事業実施区域において、土壌汚染状況調査を実施した結果、鉛及びその化合物が検出され、対象事業実施区域内の面積約 238.55 m² が大阪市により形質変更時要届出区域に令和 7 年 1 月 31 日に指定されたが、当該検出された敷地については、既に土壌を除去し、汚染土壌処理業者にて適正に処理済みであり、令和 7 年 7 月 11 日付で指定解除されている。

なお、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要措置管理区域及び要届出管理区域の指定はない。

第 3. 2. 8-25 表 特定有害物質及び管理有害物質に係る指定基準

項目	土壌含有量基準	土壌溶出量基準	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下	検液1Lにつきカドミウム0.09mg以下
六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下	検液1Lにつき六価クロム1.5mg以下
クロロエチレン	-	検液1Lにつき0.002mg以下	検液1Lにつき0.02mg以下
シマジン	-	検液1Lにつき0.003mg以下	検液1Lにつき0.03mg以下
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下	検液中にシアンが検出されないこと。	検液1Lにつきシアン1mg以下
チオベンカルブ	-	検液1Lにつき0.02mg以下	検液1Lにつき0.2mg以下
四塩化炭素	-	検液1Lにつき0.002mg以下	検液1Lにつき0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	-	検液1Lにつき0.004mg以下	検液1Lにつき0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.1mg以下	検液1Lにつき1mg以下
1,2-ジクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.04mg以下	検液1Lにつき0.4mg以下
1,3-ジクロロプロペン	-	検液1Lにつき0.002mg以下	検液1Lにつき0.02mg以下
ジクロロメタン	-	検液1Lにつき0.02mg以下	検液1Lにつき0.2mg以下
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつアルキル水銀が検出されないこと。	検液1Lにつき水銀0.005mg以下であり、かつアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下	検液1Lにつきセレン0.01mg以下	検液1Lにつきセレン0.3mg以下
テトラクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.01mg以下	検液1Lにつき0.1mg以下
チウラム	-	検液1Lにつき0.006mg以下	検液1Lにつき0.06mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	-	検液1Lにつき1mg以下	検液1Lにつき3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	-	検液1Lにつき0.006mg以下	検液1Lにつき0.06mg以下
トリクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.01mg以下	検液1Lにつき0.1mg以下
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下	検液1Lにつき鉛0.01mg以下	検液1Lにつき鉛0.3mg以下
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下	検液1Lにつき砒素0.01mg以下	検液1Lにつき砒素0.3mg以下
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下	検液1Lにつきふっ素24mg以下
ベンゼン	-	検液1Lにつき0.01mg以下	検液1Lにつき0.1mg以下
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下	検液1Lにつきほう素1mg以下	検液1Lにつきほう素30mg以下
ポリ塩化ビフェニル	-	検液中に検出されないこと。	検液1Lにつき0.003mg以下
有機りん化合物	-	検液中に検出されないこと。	検液1Lにつき1mg以下
ダイオキシン類	土壌1gにつき1000pg-TEQ/g以下	-	-

注：ダイオキシン類の土壌含有量基準は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づくものである。

「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号、令和6年4月1日最終改正）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号、令和5年3月23日最終改正）より作成

⑧ 地盤沈下

地盤沈下に関しては、「工業用水法」（昭和31年法律第146号、令和4年6月17日最終改正）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号、令和4年6月17日最終改正）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号、令和6年11月13日最終改正）に基づき、地下水の採取について規制が行われている。

対象事業実施区域は、「工業用水法」により、揚水機の吐出口の断面積 21cm² 以下、ストレーナーの位置が地表面下 600m 以深と定められている。

⑨ ダイオキシン類

ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号、令和4年6月17日最終改正）に基づき、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排水について排出基準等が定められているが、対象事業の実施に当たっては、政令に定める特定施設の設置はないことから、排出基準は適用されない。

⑩ 特定化学物質

特定化学物質に関しては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号、平成 14 年 12 月 13 日最終改正）に基づき、政令で定める化学物質を製造・使用・生成・排出する事業者は、排出量、移動量の届出が定められている。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に「大阪府化学物質管理制度」が規定されており、一定の要件を満たす事業者は、化学物質の取扱量と物質の排出量及び移動量の届出が義務付けられ、さらに、一定規模以上の事業所を有する事業者は、化学物質管理計画書や化学物質管理目標についても届出の必要がある。

⑪ 産業廃棄物

産業廃棄物に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

また、建設工事については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）により、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等に係る解体工事又は一定規模以上の建設工事（その施工に特定建設資材を使用する新築工事等）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている。

⑫ 残土

残土については、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年建設省経建発第 3 号、平成 14 年 5 月 30 日最終改正）により、建設工事の副産物である建設発生土は、発生の抑制、再使用及び再生利用等の総合的対策を適切に実施するよう定められている。

⑬ 温室効果ガス等

二酸化炭素等の温室効果ガスに関しては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、令和 6 年 6 月 19 日最終改正）に基づき、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。事業者は本特定排出者に該当することから、温室効果ガス算定排出量の報告を行う必要がある。また、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」（平成 17 年大阪府条例第 100 号、令和 6 年 3 月 27 日最終改正）に基づき、エネルギーを多量に使用する事業者等（特定事業者）に対し、大規模な建築物の新築の際に温室効果ガス等の排出を抑制する対策の計画や報告の届出、工事完了の届出等を規定している。

⑭ エネルギー

a. 省エネ法

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号、令和 5 年 3 月 31 日最終改正）は、平成 30 年 3 月の改正において、火力発電に関して新設設備の発電効率基準（新設基準）と、既設発電設備の稼働状況に関する基準（ベンチマーク制度）の見直しが行われた。火力発電に係る新設基準の概要は第 3.2.8-26 表、ベンチマーク制度の概要は第 3.2.8-6 図のとおりである。可燃性天然ガスによる火力発電の新設基準については、50.5%（定格時の高位発熱量基準による発電端効率）が設定されている。

また、ベンチマーク制度については、燃料種毎の発電効率の目標値に対する達成率を指標とした「火力発電熱効率A指標」と火力発電の総合的な発電効率を指標とした「火力発電熱効率B指標」が設定されており、それぞれの目指すべき水準としてA指標は1.00以上、B指標は44.3%以上とすることが求められている。

第 3.2.8-26 表 火力発電に係る新設基準の概要

発電方式	基準発電効率
石炭による火力発電	42.0%
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5%
石油その他の燃料による火力発電	39.0%

注：1. この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。

2. この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件をすべて満たす、設備容量が 20 万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。

(1) 発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分 15%以上の出力変化が可能であること。

(2) 定格時の高位発熱量基準による発電端効率が 44.5%以上であること。

〔「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」
(平成21年経済産業省告示第66号、令和5年3月31日最終改正) より作成〕

【火力発電効率のベンチマークA指標】



【火力発電効率のベンチマークB指標】

火力発電効率のベンチマークB指標の算定方法

$$\begin{aligned}
 &= \text{事業者の全石炭火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうち石炭火力の発電量比率の実績値} \\
 &+ \text{事業者の全LNG火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうちLNG火力の発電量比率の実績値} \\
 &+ \text{事業者の全石油等火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうち石油等火力の発電量比率の実績値}
 \end{aligned}$$

（発電端、HHV）

目標値：44.3%以上

$$\left[= 41\% \times \frac{26}{56} + 48\% \times \frac{27}{56} + 39\% \times \frac{3}{56} = 44.3\% \right]$$

第 3.2.8-6 図 火力発電に係るベンチマーク制度の概要

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく電力供給業に係るベンチマーク指標の実績について（令和5年度定期報告分）」（資源エネルギー庁、令和6年）より作成

b. 高度化法

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年法律第72号、令和4年5月20日最終改正）に基づく「エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準」（平成28年経済産業省告示第112号、令和6年3月29日最終改正）により、小売電気事業者は、自ら供給する電気の非化石電源比率を令和12年度に44%以上にすることが求められている。

(3) その他、環境保全計画等

① 2030 大阪府環境総合計画

大阪府では、2020 年度を年限とする「大阪 21 世紀の新環境総合計画」に基づき、持続可能な社会の構築に向けて低炭素・省エネルギー社会、資源循環社会、魅力と活力ある快適な地域、全てのいのちが共生する社会、健康で安心して暮らせる社会の分野ごとに個別計画を策定し施策を展開してきたが、近年、気候変動による自然災害リスクの増大など環境問題はさらに深刻度が増していることに加えて、人口減少や高齢化社会など社会・経済活動とも密接に関係していることから、今後は環境・社会・経済それぞれの課題の改善を図る考え方や取組が求められている。そこで 2030 大阪府環境総合計画として、大阪府域における 2050 年の環境分野全体としての「めざすべき将来像」とそれを見据えて 2030 年の実現すべき姿を定め、その実現に向けた施策の基本的な方向性を明確にしている。

「2030 大阪府環境総合計画」の概要は、第 3.2.8-27 表のとおりである。

第 3.2.8-27 表 「2030 大阪府環境総合計画」の概要

項目	概要
2050 年の 目指すべき将来像	●日本を代表する大都市・大消費地として、現在だけでなく将来にわたって、限りある資源や自然の恵み、良好な環境を保全しつつ、社会・経済が安定して繁栄し、社会構造・産業構造を転換させる革新的な技術・サービスが発達することにより、府域におけるCO₂排出量の実質ゼロ、大阪湾における海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロ、資源循環型の社会が実現している。 ●府民、事業者、研究機関やNPO等の民間団体、行政など各主体における1つ1つの取組が大きな力となって、快適で文化的な生活や健全で豊かな環境を創り出している。 ●「いのち輝く未来社会」を世界に発信する2025年大阪・関西万博の開催を跳躍台として、環境はもとより経済・社会・文化など様々な面で、世界と積極的につながるなど国際的な影響力を発揮している。また、現在、そしてこれからの府民の営みは、次世代とつながり、その影響は将来に波及し、持続可能な社会が構築されている。
2030 年の 実現すべき姿	●脱炭素・省エネルギー SDGs 実現に向けて温暖化対策（緩和策・適応策）が加速している。 気候危機であるという意識や脱炭素化に向けた意識が社会で共有され、あらゆる主体がその意識のもと行動している。 再生可能エネルギー由来の電気などCO₂排出が少ないエネルギーの選択等が拡大している。 ●資源循環 サーキュラーエコノミーへの移行を見据え、少ない資源で必要なものが生産され、3Rの取組が一層進み、廃棄物はほぼ全量が再生素材やエネルギーとして使用され、最終処分量が必要最小限となっている。 府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。 海洋プラスチックごみの削減に向けて、使い捨てプラスチックの削減・適正処理、プラスチック代替素材（紙、バイオプラスチック等）への切替等が一層進み、大阪湾へ流れ込むプラスチックごみが減っている。 ●全てのいのちの共生 生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。 府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。 希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。 ●健康で安心な暮らし 澄みわたる空や澄んだ川、豊かな海や里山がある大阪が実現している。 環境リスクが最小化され、良好で安心して暮らせる生活環境が確保されている。 環境に関するリスクコミュニケーションの普及により、府民、事業者、行政機関等が信頼しあい安心できる暮らしが確立されている。 ●魅力と活力のある快適な地域づくり 府民、事業者、民間団体、行政など各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会となっている。 みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされ、多様な働き方が普及するとともに、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたくなる」都市となっている。 ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保されている。

「2030 大阪府環境総合計画～いのち輝くSDGs 未来都市・大阪をめざして～」
 (大阪府HP、閲覧：令和7年5月) より作成

② 大阪市環境基本計画（改定計画）

大阪市では、1995 年 3 月に「大阪市環境基本条例」（平成 7 年大阪市条例第 24 号）を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、様々な環境施策に取り組んできた。

世界においては、温暖化や海洋汚染、野生生物種の減少など地球環境の悪化がますます深刻となる中、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」が採択されたことを受け、大阪市においても SDGs の考え方を活用した「大阪市環境基本計画」（前計画）を策定し、2030 年度（＝SDGs のゴール）を目標年度として、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」をめざして取組みを進めてきた。

大阪市は、基礎自治体として、環境・経済・社会を含む幅広い市民生活の領域全般にわたり、持続可能な社会の実現に向けて的確に対応するとともに、国際的な大都市としての役割・責任を果たしていくことが求められており、また、SDGs が達成された社会の実現をめざし、環境問題を含め様々な課題の解決に向けた取組みが実施される大阪・関西万博の開催地として、SDGs 達成に向けた取組みを強力に進めていくことが求められていることから、計画を見直し、SDGs の考え方を活用した前計画を維持するとともに、国内外の動向を踏まえ、環境・経済・社会の調和のとれた持続可能な発展をめざすこととして計画を見直した。

「大阪市環境基本計画（改定計画）」の概要は、第 3.2.8-28 表のとおりである。

第 3. 2. 8-28 表 「大阪市環境基本計画（改定計画）」の概要

項目	概要
計画期間	2030 年度まで（＝SDGs のゴール）
環境施策の体系	●脱炭素社会の構築 ①再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用 ②徹底した省エネルギーの推進 ③移動の脱炭素化 ④脱炭素型のまちづくり ⑤CO₂吸収源に関する取組み ⑥気候変動への対応に関する取組み ●循環型社会の形成 ①2Rを優先した取組みの推進 ②分別・リサイクルの推進 ③環境に配慮した適正処理 ④ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり ●快適な都市環境の確保 ①自然との共生・生物多様性保全の推進 ②気候変動やヒートアイランド現象による暑熱環境悪化への対策 ③都市環境の保全・改善の取組み ●地球環境への貢献 ●すべての主体の参加と協働 ①環境教育、啓発の推進 ②環境影響評価による環境配慮の推進 ③大阪市が率先する取組み
施策展開の戦略	●地域、市民、事業者との連携強化 個人・家庭・地域コミュニティ・事業者などそれぞれの単位で、ライフスタイルや経済活動、さらには社会の仕組みを環境に配慮したものへと変革していく動きを加速化する。 ●環境、経済、社会の統合的な向上 健康で安心、快適な市民生活と活発な企業の経済活動を支える都市としての機能の向上を図る。 ●持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用 AI, IoTなどの新しい技術やイノベーションの実用化のフィールドとなって、事業者や経済団体と連携し安全性や経済合理性を確保しながら、開発や普及を進める。 ●国際展開の強化 国連環境計画国際環境技術センター、公益財団法人地球環境センター、事業者など、ステークホルダーとの連携を図り、「オール大阪」で国際協力・国際貢献を強化する。 ●持続可能で効率的な行政運営 経費削減に不断に取り組むとともに、行政運営を担う組織の縦割りの克服と、環境意識の浸透を含めた職員の質の向上に努める。

「大阪市環境基本計画（改定計画）－SDGs 達成に貢献する環境先進都市－2025-2030」（大阪市HP、令和 7 年 5 月）より作成

③ 堺環境戦略

堺市では、「堺市環境基本条例」（平成9年堺市条例第13号、平成29年6月26日最終改正）に規定する「環境の保全と創造に関する基本的な計画」として、環境問題を取り巻く国内外の潮流を踏まえ、2050年を目途とした長期的な環境の将来像等、堺市の環境行政における新たなビジョンとなる「堺環境戦略」を令和3年に策定している。

「堺環境戦略」の概要は、第3.2.8-29表のとおりである。

第3.2.8-29表 「堺環境戦略」の概要

項目	概要
基本的な考え方	次の4つの考え方を基本とし、「世界をリードする環境先進都市」をめざす。
4つの考え方	①気候変動対策を全ての軸足に SDGs採択の1つの大きな契機でもあり、世界的な課題である「気候変動・気候危機」への対応に軸足を置き、資源循環、自然共生、安全・安心を網羅的に達成する。 ②環境を基盤とした社会の変革 ビヨンドSDGsを見据え、環境を基盤に、福祉・ジェンダー平等など社会面、雇用・経済成長など経済面も含めた社会全体の変革を促し、持続的に発展し続ける強靱な堺を将来世代につなげる。 ③市民の幸福のための環境イノベーション 様々な環境イノベーション技術の導入により、将来の堺に暮らす市民を誰一人取り残さず、安心して暮らし、活躍する、幸福度の高い都市を実現する。 ④パートナーシップによる“循環”・“共生” 幅広い関係者とのパートナーシップによる地域内共助に加え、友好都市など周辺地域と地域資源を補完し合い、支え合う、自立・分散型の社会の中核を担う。

〔「堺環境戦略」（堺市、令和3年）より作成〕

2. 自然関係法令等

大阪市、堺市並びに対象事業実施区域及びその周辺における自然関係法令等による地域指定の状況は第3.2.8-30表、対象事業実施区域より1kmの範囲内に指定地域がある景観計画区域の位置は第3.2.8-7図、国土防災関係区域の位置は第3.2.8-8図のとおりである。

第3.2.8-30表 自然関係法令等による地域指定の状況

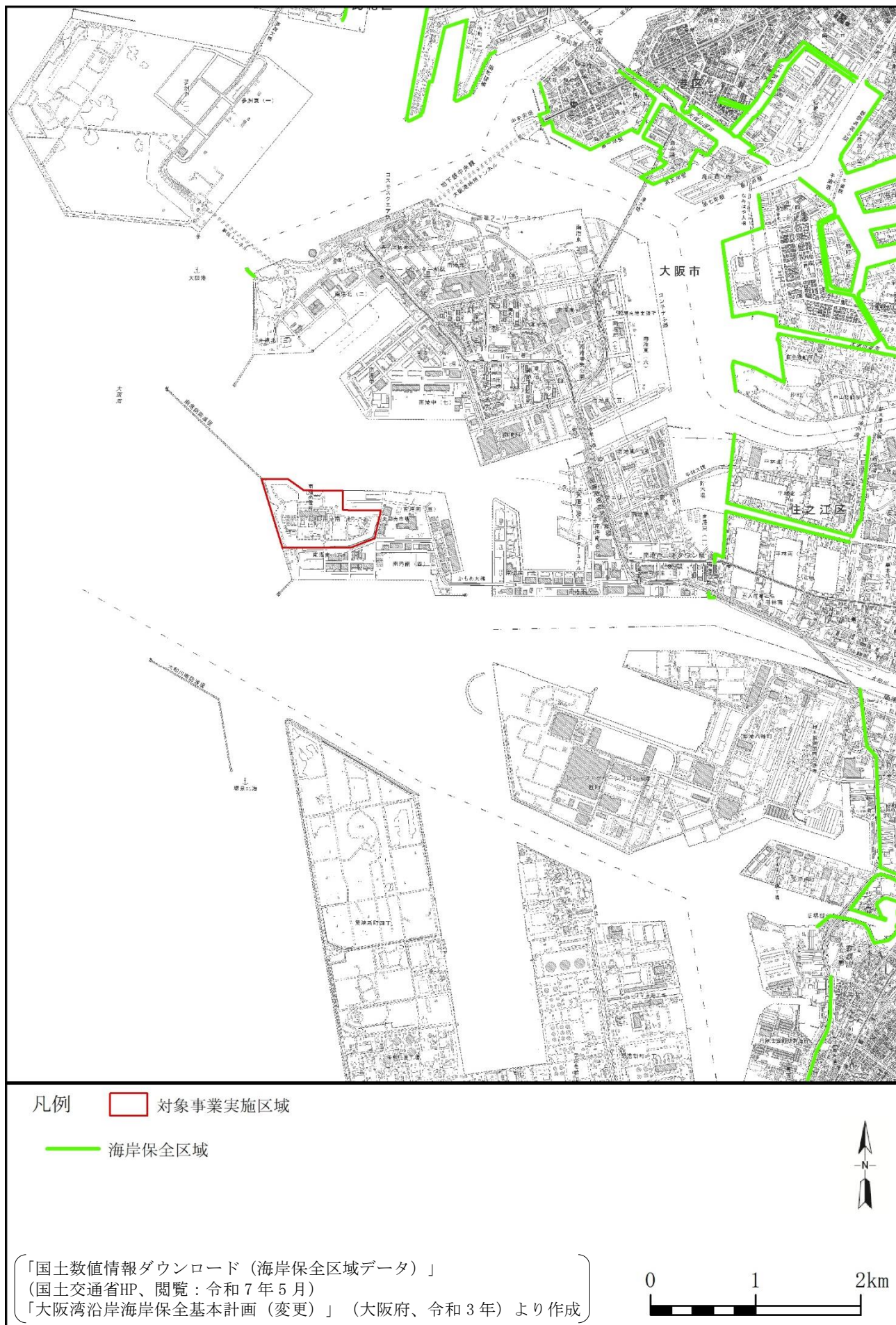
地域その他の対象			指定等の有無				関係法令等
			大阪市	堺市	対象事業 実施区域 より		
					5km	1km	
自然保護	公園 自然	国立公園	×	×	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	×	×	
		府立自然公園	×	×	×	×	大阪府立自然公園条例
	保全 自然 地環 域境	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	×	×	大阪府自然環境保全条例
		緑地環境保全地域	×	×	×	×	
	自然遺産		×	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）
	緑地	特別緑地保全地区	○	○	×	×	都市緑地法
		緑地協定	○	○	×	×	
		近郊緑地保全区域	×	×	×	×	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
		生産緑地地区	○	○	×	×	生産緑地法
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区特別保護地区	×	×	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	○	×	×	×	
		登録帳に掲げられる湿地の区域	×	×	×	×	特水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
		保護水面	×	×	×	×	水産資源保護法
		防除の公示、確認または認定が行われた区域	○	○	○	○	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
文化財保護	文化遺産		×	○	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）
	建造物	国指定	○	○	×	×	文化財保護法
		府指定	○	○	×	×	大阪府文化財保護条例
		市指定	○	○	×	×	大阪市文化財保護条例、堺市文化財保護条例
	史跡・ 名勝・	国指定	○	○	×	×	文化財保護法
		府指定	○	○	×	×	大阪府文化財保護条例
		市指定	○	○	×	×	大阪市文化財保護条例、堺市文化財保護条例
	天然 記念物	国指定	○	○	×	×	文化財保護法
		府指定	○	○	×	×	大阪府文化財保護条例
		市指定	○	×	×	×	大阪市文化財保護条例、堺市文化財保護条例
景観保全	風致地区		○	○	×	×	都市計画法
	景観計画区域		○	○	○	○	景観法
	景観地区		×	○	×	×	
	沿道・沿線地域		×	×	×	×	大阪府景観条例
国土防災	保安林		×	×	×	×	森林法
	海岸保全区域		○	○	○	○	海岸法
	砂防指定地		×	×	×	×	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	×	×	地すべり等防止法

注：「○」は指定あり、「×」は指定なしを示す。

「都市緑化データベース」（国土交通省HP、閲覧：令和7年5月）
「大阪府内指定文化財一覧表」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）等より作成



第3.2.8-7 図 景観計画区域



第 3.2.8-8 図 国土防災関係区域の位置